

# 国基研紀要

第4号

公益財団法人  
国家基本問題研究所



## 田久保忠衛名誉顧問追悼号

田久保忠衛名誉顧問追悼号に寄せて  
真の日本国を取り戻すために

櫻井よしこ

田久保忠衛名誉顧問 略歴・研究業績

日本国憲法に正統性はあるか

高池勝彦

太平洋戦争か大東亜戦争か

平川祐弘

「一九五一年の断裂」

梅澤昇平

—「反対党」の条件としての国防政策と「日本型社会主義」の迷妄—

冷戦期における挑発と工作活動から見る北朝鮮の本質

荒木和博

尖閣諸島問題における主権国家の危機に関する一考察

山田吉彦

「アメリカ第一」に日本は戦略的自立で応えよ

富山 泰

沖ノ鳥島沖の中国海洋調査船の活動とわが国の対応

黒澤聖二

—無許可調査を取締り、国際法上の島として、戦略拠点を守りぬけ—

90年代日本の安全保障政策

相澤輝昭

—「07大綱」と「日米安保共同宣言」の含意—

「軍産複合体」下の米国の「政軍関係」

堀 茂

—文民と軍人の対峙と一体化—

中国の軍改革と今後の行方

中川真紀

Topics 西 修 Book Review 江崎道朗

JINF JOURNAL

# 国基研紀要

第4号

Japan Institute for National Fundamentals



## 真の日本国を

### 取り戻すために



櫻井 よしこ

(公益財団法人国家基本問題研究所 理事長)

二〇〇七年十二月から十七年間、副理事長として国家基本問題研究所を担ってこられた田久保忠衛氏を偲んでこの度、紀要を編纂することになった。

田久保副理事長でなく田久保さんと呼ぶことをお許しただきたいが、田久保さんは実に掛替えない方だった。私にとって、最高の師であり志を同じくする一回り年長の友でもあった。私たちは毎週金曜日に、役員会及び企画委員会で午前八時半からお昼過ぎまで一堂に会し、喧々諤々の議論を交わした。週毎に共有した四時間強、それは日本国を真の日本国たらしめるために、私たちはその行く道を照らす力になりたいという思いが凝縮された時間だった。

私たちは度々数人で食事を共にした。気に入った和食の店で田久保さんはいつも端正に酒を飲んだ。日本社会のおよそ全ての分野で日本らしさが薄れていく中で、田久保さんはどこから見ても侍であり続けた。そんな田久保さんは如何にして創られたのか。そう尋ねた私に、田久保さんは照れ笑いをうかべ、叔父上、田久保龍男氏について語って下さった。龍男氏は自伝にこう綴っている。

「私は十五歳のときに失明の宣告を受けました。そのときから、不治の病に悩む人たちに対する切実な同情の念がわき起こりまして、はりをもって不治の病の一つでもよいから治して、これらの人々の慰めにもなり、御友だちにもなりたいと

考えて、爾来数十年、はりの臨床研究に没頭して参りました」

田久保さんの人生を振りかえった『激流世界を生きて わが師わが友わが後輩』（並木書房）で田久保さんは、叔父上はそのとおりの人生を送ったとして、こう書いている。

「富も名誉もまったく無関係に、病人と盲人のために一生をささげた人物を私は目の当たりにしてきた」「食事は一汁一菜といつていいほど質素、多数の盲人の弟子が住み込み、一人前になる資格ありと判断するや自立させた」

さらに叔父上は「五十四歳のときからギリシャ語の勉強を始め、七十歳になって点字によるギリシャ語聖書全十一巻とギリシャ語・日本語対訳点字辞典全十巻を完成して出版した」

民俗学者の柳田国男、政治家の鶴見祐輔、ソニーの井深大ら、多くの人材が叔父上を慕って集った。我欲のなさ、後輩を含めて人間に対する公平な物の見方、幅広い人脈、亡くなる直前まで学び、研究した叔父上。私の中では、これら全てが田久保さんと重なる。

この優れた師、田久保さんと限りなく多くのことを語り合った。振りかえってみれば私たちの想いはほとんどいつも真の日本国を取り戻したいという一点に帰する。

国基研に関して私たちの共通認識は日本の命運を左右する米中両国の研究にどう取り組むか、だった。国基研に欠けているひとつが中国問題の専門家だと、私たちは感じていた。私たちはわが国の名だたる中国研究者の幾人かと対話し、企画委員会での講義に招いた。しかし、こうした方々が企画委員もしくは研究員として国基研に参加することは実現しなかった。中国事情に詳しくとも、日本としての対処策に関して最終的結論が私たちと一致しないことが理由のひとつだった。しかし研究所として中国専門家を欠落させたままであってはならない。

そう考えて目配りを重ねる内に、道が開けてきた。『資治通鑑』二九四巻を翻訳した中国研究者の徳田直史氏は、実は大学院生として田久保さんに学んだ。徳田氏は『資治通鑑』の日本語訳を完了したが、国基研はその英訳プロジェクトに関わっている。『資治通鑑』は客観的に中国人の冷酷な本質を伝えてくれる貴重な資料だ。同資料は慰安婦問題で日本を

貶めた国連の「女性に対する暴力とその原因及び結果に関する特別報告官」、クマラスワミ氏の報告書が虚偽であることを証明する材料ともなった。

習近平国家主席の下で中国軍が熱心に学んでいる「孫氏」を含めて中国古典の専門家、加地伸行大阪大学名誉教授も、さらに元防衛庁情報本部長の太田文雄氏もいらつしやる。

現在進行形の貿易戦略に焦点を絞って習近平政権を分析する細川昌彦明星大学教授、経済金融面から徹底分析する田村秀男産経新聞特別記者の存在も心強い。立命館大学名誉教授の北村稔氏、静岡大学教授の大野旭氏も国基研の中国研究に深みを与える。それでも尚、田久保さんと私は習氏の考えと戦略戦術に今一步迫りたい想いで人材を探し続けた。

習氏が最重視するのが「国家の安全」であり、軍事力の優位性である。力こそが国家の基本だと考えている習氏の中国共産党政権に軍事動向の分析で迫ればよいのではないか。「38ノース」が北朝鮮の動きを衛星画像で捉え、次の動きを予測したように、私たちも中国動向を衛星画像でとらえ、公にされている資料とつき合わせ、深い分析につなげればよい。ターゲットは台湾海峡であり東シナ海だ。

そう考え、私は早速、田久保さんに伝えた。これが二〇二二年、約二年前のことだった。田久保さんは強い関心を示しつつ、二つの懸念に言及した。第一はコストである。衛星画像は当時、非常に高価だった。国基研がそのコストに耐えられるかと考えるのは、国基研の運用全体に責任を負う副理事長として当然だった。国基研は民間の会員の皆さんの浄財で成り立っている。無駄遣いをしないように私たちは節約を重ねて今日に至る。あらゆる支出を注意深く律してきた国基研の基本姿勢に照らして田久保さんの指摘は重要だった。

もう一点は衛星画像による中国分析は当然わが国政府も行っていることで、国基研の研究は政府のそれとぶつかるのではないか、国益に資することを目指すシンクタンクとして、好ましくないのではないかと指摘だった。

政府には膨大な予算と豊富な人材がある。卑下するつもりはないが、わが研究所は小さな組織だ。予算面でも人材面でも、政府との競合は考えにくい。私たちが入手し得る衛星画像は政府のそれよりはるかに見劣りするはずだ。それでも、そこ

から多くの情報が読みとれる。継続して監視すれば軍事の現場での変化を察知し、それを通して戦略をより深く把握できる。彼らがどこまで準備できているのかも突きとめられる。

そうして抉り出した成果を公表し、政治家及び一般国民の啓発につなげることは公益財団法人としての責務を果たすことであり、国益にも資する。政府を助けこそすれ、妨げるものではないはずだ。

国基研の研究課題も含めて運営全般に関して私は田久保さんが留保した案件については慎んできた。時事通信で大勢部下の信頼を集め、杏林大学で学部長として多くの学生を育てた田久保さんには、時事通信社長の長谷川才次氏や杏林大学理事長松田博青氏らが絶大な信頼を寄せた。

社会で立派な実績を重ねた田久保さんに較べ、私は基本的にフリーのジャーナリストとして一人で仕事をしてきた。日本を想う気持から、田久保さんらと国基研を立ち上げた。その五年後には国基研の裾野を広げるつもりで言論テレビも立ち上げた。自分の考えを軸に、自らの想いを大切にして走ってきただけの人間である。国基研の運営において私が、田久保さんの考え方や判断を重視して自らを律するのは当然だった。

衛星画像の分析プロジェクトについては時間はかかったが私たちは合意に辿りついた。背景には、衛星画像の値段がかなり速いペースで廉価になったこともあった。民間シンクタンクが中国の軍事的脅威を衛星画像で具体的に示すことは、むしろ政府当局を側面から扶けることになるということも明らかになった。

こうして岩田清文元陸上幕僚長の骨折りで自衛隊を定年退職する中川真紀さんを研究員として招いた。中川さんは中国及び衛星画像の専門家である。中川さんは本紀要においても、中国人民解放軍の動きを詳細に分析した。中川さんの軍事情勢分析は有元隆志産経新聞特別記者と岩田氏の下で進められている総合安全保障研究のひとつの軸となった。

中国研究は充実度を増してきたが、ここにとどまらず、さらに深化させる必要がある。なぜなら、中国が国際社会にもたらしている脅威の本質は、秩序対秩序の闘いであり、習氏が現行の国際秩序を中国共産党の価値観に基づいて変質させようとしているのが明らかだからだ。二〇一二年十一月に中国共産党総書記に就任した習氏の軌跡は自らが思い描く戦略

目標達成の強い意志に貫かれている。

だが、世界の在り様を大転換させ、諸国諸民族が中国共産党の価値観に包摂されるような世界は創らせてはならないのである。私たちは到底、そんな地球社会を受け入れるわけにはいかない。わが国政府は中国による自由世界への挑戦を正面からとらえて、秩序対秩序の戦いに打ち勝つ力とならなければならない。国基研の中国研究は習氏の最終目標に警鐘を鳴らし、わが国が対中対策を徹底させるところまで押し進める力になりたい。

田久保さんは中国分析の重要性を指摘する一方で、日本の命運を事実上決定する米国研究の重要性を強調し続けた。

アメリカ研究の重要性を実感して、国基研は二〇一五年、『新アメリカ論』（産経新聞出版）を上梓した。田久保さんは殊の外、富山泰企画委員の論考を高く評価したが、国基研にはアメリカ研究者として、富山氏に加えて、産経新聞特別記者の湯浅博氏、二〇二四年十月の総選挙出馬を機に国基研を退いたが、国基研設立当初から参加した福井県立大学名誉教授の島田洋一氏らがいる。

その上で田久保さんはより深いアメリカ研究を求め続け、本間長世氏のようなアメリカ論が必要だと、時折、口にした。東京大学名誉教授を務めた本間氏は個々の事象から「少し引き下がってアメリカを大きくとらえた」学者だった。一九八〇年学士会館での講演で以下のようなことを語っている。

フランスの思想家、アレクシス・ド・トクヴィルは著書、『アメリカにおけるデモクラシー』で、外国人としてアメリカ全体をとらえて論じた。日本にはアメリカ学会がある。ジレンマはそれぞれの学者の研究が細かく深くなつていき、アメリカを全体としてとらえ論じることが難しくなっていることだ。個々の分野の情報はあっても、その意味を教えてください。枠組みをアメリカ研究者はしっかり持つていなければならぬ。しかし、それが無い。従って日本のアメリカ研究の専門家は残念ながら責任を果たしていない。まるで田久保さんの想いを代弁するような内容を、本間氏は語っていたのだ。

田久保さんは、ジョセフ・グルー、ジョン・マクマリー、ジョージ・ケナン、チャールズ・ビーアド、チャールズ・クラウトハマーなどの主張について言及することが少なくなかった。いずれも日本を理解し、真つ当に評価した米国人だ。



ビードは日米戦争に関するルーズベルト大統領の責任を追究したことで知られるが、ビードによる米国の国柄、その基本を成す価値観の説明は非常に奥深い。氏はアメリカ独立宣言とその一三年後に出されたフランス人権宣言を比較して、「当時のヨーロッパの理想とアメリカの理想との相違」を説明している。アメリカ独立宣言は政治的道義的目標として「生命の権利、自由の権利、幸福追求の権利を国民のために確保すること」を掲げたが、フランスの人権宣言は自由、財産、安全、抑圧への抵抗を人間の権利として明記した。ビードは人権宣言が人間の幸福に触れていない点に注目した。ビードはジェファソン伝記作者の一人であるギルバート・チナードの論評を以下のように引用して米欧の違いを説明した。

「チナードによれば、フランスの思想家たちは、人間というものが、そもそも、幸福であり得るものだということについて、あまりにも悲観的であった。かれらが期待し得たところは、人間が、より少なく不幸にあり得るかもしれぬということだった」

「一八世紀にあつては、世界の何処においても、幸福の追求を（権利として）宣言するという人間などが存在するとは考えられないことだった。ただ、開拓者精神を持つ新世界だけが、その例外であった」（『アメリカ共和国』松本重治訳、みすず書房）。

独立宣言で人間の幸福の追求を政治的道義的目的と定義したことによって、アメリカは「従来の政治思想的伝統から思い切った飛躍を成し遂げた」とビードは評価している。

そのことをアメリカ人はいかに誇りに思っていることだろうか。このくだりを読んだ時、私には大いに感ずるものがあった。新大陸に移り住んで、アメリカ人が人間の幸福追求権を独立宣言に書き込んだのは素晴らしい。奴隷解放はそれから八五年後の南北戦争まで待たなければならず、それまで黒人奴隷の幸福追求権は制限されていた。だが、アメリカ全体は、あらゆる人が人間として幸福を追求する権利を持つという方向に着実に歩み続けた。その事は実にすばらしい。

そしてわが国を振りかえれば、わが国のすばらしさこそ、冴えわたる。わが国は六〇四年に十七条の憲法を定めた。国

民を大御宝と呼びならわし、民が安寧に暮らせるように責任もって政治を司るよう、上に立つ者の心構えを説いたのが十七条の憲法だ。そこには人間の幸福追求権という言葉はない。しかし大御宝たる国民の安寧を実現するのが政治の役割だという哲学は、人間の幸福追求権を政治の道義的目標とする考えと全く同じである。それが六〇四年、七世紀初頭のわが国の政治の神髄だった。十八世紀のアメリカより約一二〇〇年も前に、わが国は道義国家として、この価値観を憲法として打ち立てていたのである。

人間的かつ道義に厚いわが国の国家像が浮かび上がる。私たちは唯一の同盟国がわが国同様、道義大国として出発したことに敬意を表し、同じ価値観の基盤に立つ国家として信頼し、同時に日本国のこの稀有な国柄、日本国を日本国たらしめた貴い価値観を心から誇りにしたいものだ。にもかかわらず、日本全体が敗戦を境として貴重な精神的土台を打ち捨てるかのように置き去りにした。そのことの無念を肝に銘じたい。

紀要で富山さんが指摘した。「パクス・アメリカーナ」の時代は終わろうとしている。日本は独立国家としての力を再生し、「戦略的自立」を目指さなければならない。それは如何にして可能なのか。同じく紀要に寄稿した江崎道朗氏の指摘が重要だ。

敗戦によってわが国は多くを失ったが、その一つが情報機関だった。わが国の情報力、インテリジェンス機能は、組織面でも人材面でも米国によって壊滅に追い込まれた。江崎さんは、二〇一〇年に自民党有志の議員が開催した研究会について言及している。日本側が日本の対外情報機関を再建するにあたり、まず何をすべきかと問うたとき、米国のインテリジェンスの専門家がこう回答したという。

「みなさんはまず日本の戦前・戦中のインテリジェンス活動から学んではいかがでしょうか。我々は戦前・戦中の日本のインテリジェンス活動の成功と失敗の歴史からも懸命に学びながら、今日の活動に活かしているのです」

かつて日本には優れた情報機関が幾つもあった。中でもインテリジェンス要員の養成機関としての陸軍中野学校があった。米国CIAも日本のインテリジェンス活動に学び、中野学校の研究から多くを取り入れてきたという。日本がインテ

リジェンス機能を再生したいのであれば、お手本は足元にあるということだ。

日本にはアメリカの独立宣言に先駆けて十七条の憲法があった。アメリカのCIAよりも中野学校があった。わが国の歴史、国家としての歩みの中に学ぶことは沢山あるのである。日本再生の鍵は日本の足跡の学びの中にある。それなのになぜ、忘れているのか、想い出さないのか。置き去りにしたままなのか。まさに戦後国民教育の最も深刻な問題点である。

国基研設立の目的は日本の教育―学校のみならず、成人した大人たちの学びを正すことにあった。わが国は国民に歴史を教えず、道徳を教えず、豊かで知的な学びの機会を与えずにきた。戦後ずっと、日本国民は祖国に背を向け、祖国の豊かな文化・文明・価値観と知恵について無知であるように仕向けられてきた。

国民を知的貧困に突き落とす情報操作と共に日本国の国民であるという意識の涵養もなく、日本が国家であるという認識さえも消されていった。

十七年前、田久保さんと言い交わした憲法改正の実現と教育の再生を果たさなければならぬゆえである。紀要に寄せられた企画委員や研究員の皆さん方の主張から同様の想いが読み取れる。

田久保さんは亡くなってしまったが、田久保さんとの会話は日々続いている。内外の情勢がこの上なく厳しい今、私はかつてない強い想いで国基研設立の目的を果たし日本の立て直しに邁進しようとして誓っている。状況は厳しいが田久保さんの魂がすぐそばで見守っていてくださる。だから百人力である。国益を見失うことなく、日本を信じ、安定した気持ちで前を向いて進み続けたい。

# 国基研紀要

第4号

目次

田久保忠衛名誉顧問追悼号に寄せて 真の日本国を取り戻すために	櫻井よしこ	3
田久保忠衛名誉顧問 略歴・研究業績		
日本国憲法に正統性はあるか	高池勝彦	34
太平洋戦争か大東亜戦争か	平川祐弘	51
「一九五一年の断裂」		
―「反对党」の条件としての国防政策と ―「日本型社民主義」の迷妄―	梅澤昇平	68
冷戦期における挑発と 工作活動から見る北朝鮮の本質	荒木和博	81
尖閣諸島問題における主権国家の 危機に関する一考察	山田吉彦	98
「アメリカ第一」に日本は戦略的自立で応えよ 沖ノ鳥島沖の中国海洋調査船の活動とわが国の対応	富山 泰	111
―無許可調査を取締り、国際法上の島として、 戦略拠点を守りぬけ―	黒澤聖二	131
90年代日本の安全保障政策 ―「07大綱」と「日米安保共同宣言」の含意―	相澤輝昭	147
「軍産複合体」下の米国の「政軍関係」 ―文民と軍人の対峙と一体化―	堀 茂	159
中国の軍改革と今後の行方	中川真紀	185

## Topics

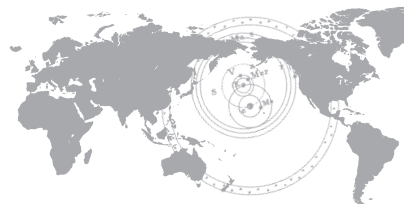
自著を語る『憲法一代記』 西 修 202

## Book Review

『陸軍中野学校の光と影 インテリジェンス・  
スクール全史』 江崎道朗 222

執筆者紹介 232

編集後記 234





謹んで本研究誌を

田久保忠衛名譽顧問の御霊に捧ぐ



# 田久保忠衛名誉顧問 略歴・研究業績

## 略歴

一九三三年二月四日千葉県生まれ

東京都立九段高等学校卒業。一九五六年、早稲田大学法学部卒業。

田久保先生は、早大法学部在学中から、河合栄治郎の門下生らが組織した「社会思想研究会」（社思研）に参加され、そこを起点に、民主社会主義連盟（民社連）、民主社会主義研究会（民社研）、政策研究フォーラムで活動され、後に「独立自尊の国家の構築に一役買いたい」との思いから設立者の一人として国家基本問題研究所に参画された。

## 時事通信社時代

一九五六年 時事通信社入社、地方部記者

一九六二年 独ハンブルク特派員

一九六三年 外信部記者

一九六四年 社会思想研究会理事

一九六九年 那覇支局長

一九七〇年 米ワシントン支局長

一九七三年 外信部次長

一九七四年 外信部長

一九八〇年 ウッドロー・ウィルソン国際学術研究所客員

研究員

一九八一年 海外事業室長兼解説委員



一九八三年 編集局次長

## 杏林大学時代

一九八四年 時事通信社を退社、杏林大学社会科学部（現・

総合政策学部）教授に就任

一九九二年 杏林大学社会科学部部長

一九八五年 産経新聞「正論」執筆者

一九九四年 慶應義塾大学において学位論文「『チャイナ・

カード』論の展開とその考察―ニクソン対中

外交を中心として」により博士号を取得

一九九六年 第十二回産経新聞「正論大賞」受賞

二〇〇二年 学校法人杏林学園評議員

二〇〇三年 杏林大学大学院国際協力研究科客員教授に

就任

二〇〇五年 政策研究フォーラム副理事長

二〇〇六年 文藝春秋読者賞受賞

## 公益財団法人国家基本問題研究所時代

二〇〇七年 国家基本問題研究所副理事長に就任

二〇一〇年 杏林大学名誉教授

二〇一二年 産経新聞社「国民の憲法」起草委員会委員長

二〇一五年 日本会議会長

二〇一三年 第二十四回産経新聞「正論大賞・特別功労賞」

受賞

二〇二四年一月、ご逝去

## 研究業績

### 著書

・『政軍関係』研究―新たな文民統制の構築』（共著）、国

基研「政軍関係」研究会 編、堀茂、黒澤聖二責任編集

並木書房 二〇二三

・『宿命の衝突―ニクソン・ショックから50年―中国は日

米を騙し続け、世界支配を進めた』（共著）、ビジネス

社 二〇二二

・『目覚めよ日本憲法改正今こそ実現を』、明成社 二〇一七

・『日本国憲法と吉田茂―「護憲」が招いた日本の危機―二

人の憲法通が熱く語る』（共著）自由社 二〇一六

・『新アメリカ論』（共著）、櫻井よしこ＋国家基本問題研

究所著 産経新聞出版社 二〇一五

- ・『日本の勝機』（共著）、櫻井よしこ＋国家基本問題研究所著 産経新聞出版社 二〇一四
- ・『憲法改正、最後のチャンス逃すな』、並木書房 二〇一四
- ・『日本文明の肖像Ⅱ』（共著）、遠藤浩一編著 展転社 二〇一四
- ・『講演記録集 平成25年度』（共著）、靖國神社崇敬奉賛会 二〇一四
- ・『早わかり・日本の領土問題…諸外国と何をモメているのか?』、PHP研究所 二〇一四
- ・『強い日本』を取り戻すためにいま必要なこと』（共著）、PHP研究所 二〇一三
- ・『文藝春秋オピニオン2013年の論点100』（共著）文春ムック、文藝春秋 二〇一三
- ・『国民の憲法』、起草委員会委員長、産経新聞社著 産経新聞出版 二〇一三
- ・『対中国戦略研究報告書…軍拡・膨張の歴史と現状（国基研論叢 vol.1）』、国家基本問題研究所 二〇一二
- ・『メディア環境の変化と国際報道…インターネット時代の通信社』（共著）、新聞通信調査会 二〇一二
- ・『中国はなぜ「軍拡」「膨張」「恫喝」をやめないのか…その侵略的構造を解明する』（共著）櫻井よしこ、北村稔、国家基本問題研究所編 文藝春秋 二〇一二
- ・『中国はなぜ尖閣を取りに来るのか』（共著）、自由社 二〇一〇
- ・『日中韓歴史大論争』（共著）文春新書、文藝春秋 二〇一〇
- ・『激動の国際情勢と日本の選択…第35回防衛セミナー講演集』（共著）、（防衛開眼…第35集「日本の安全と平和を考える」シリーズ）隊友会 二〇〇九
- ・『日本よ、「戦略力」を高めよ…「憲法九条」「国連至上主義」の呪縛を解く』（共著）、櫻井よしこ編 文藝春秋 二〇〇九
- ・『米中、二超大国時代の日本の生き筋』海竜社 二〇〇九
- ・『誇りあれ、日本よ…李登輝・沖縄訪問全記録…完全保存版』（共著）、日本李登輝友の会編 まとか出版 二〇〇九
- ・『国家への目醒め…賢く動き日本へ』（共著）、海竜社 二〇〇八
- ・『激流世界を生きて…わが師わが友わが後輩』、並木書房 二〇〇七
- ・『日本の正道…真の保守政治を確立するための政策提言』（共著）、平沼赳夫、正しい日本を創る会著 PHP研究

所 二〇〇七

・『歴史の嘘を見破る…日中近現代史の争点35』（共著）、  
文藝春秋 二〇〇六

・『文化人の通信簿…媚中度から歴史認識まで徹底採点』  
（共著）、扶桑社 二〇〇五

・『新・地球日本史 1』（共著）、西尾幹二責任編集 産経  
新聞ニュースサービス 二〇〇五

・『憲法の論点…『正論』傑作選』（共著）、『正論』編集部  
編 産経新聞ニュースサービス産経新聞社 二〇〇四

・『国家への目覚め』、海竜社 二〇〇三

・『アメリカの戦争』、恒文社 二〇〇三

・『反米論を撃つ』（共著）、恒文社 二〇〇三

・『国益会議』（共著）、PH P 二〇〇三

・『なぜ外務省はダメになったか』（共著）、扶桑社 二〇〇二

・『テロの時代と新世界秩序』（共著）、時事通信社 二〇〇二

・『大丈夫か、日本の独立精神』（共著）、虎ノ門d o j o  
ブックス、自由国民社 二〇〇二

P 二〇〇一

・『「国家」を見失った日本人…外国人参政権の本質』（編  
著）（小学館文庫） 小学館 二〇〇一

・『日本外交の再点検…検証吉田ドクトリン』（共編著）、  
時事通信社出版局 二〇〇〇

・『激動する国際情勢と日本（エグゼクティブ・アカデミー・  
シリーズ）』、国際関係基礎研究所 二〇〇〇

・『日本の領土…そもそも国家とは何か』、PH P 研究所  
一九九九

・『戦略的日本外交のすすめ』（共編著）、時事通信社出版  
局 一九九八

・『アジアは油断大敵！…北朝鮮、香港、中国…動乱のシ  
ナリオを読む』（共著）、PH P 研究所 一九九七

・『戦略家ニクソン…政治家の人的考察』（中公新書）  
中央公論社 一九九六

・『ポスト冷戦と核』（共著）、勁草書房一九九五

・『チャイナ・カード』論の展開とその考察…ニクソン対  
中外交を中心として 博士論文 一九九四

・『ニクソンと対中国外交』筑摩書房 一九九四

・『クリントン政権の外交政策』（共著）、米新政権の戦略

- とエネルギー政策 一九九三
- ・『新世界秩序』と日本：21世紀への予兆』、時事通信社 一九九二
- ・『変貌するソ連と日本の対応：政策提言 (JF-PR-6-J)』(共著)、『日本国際フォーラム 一九九一
- ・『言論は日本を動かす第5巻』(共著)、『講談社 一九八六
- ・“U. S. Policies towards Asia : Strategic Implications for the Soviet Union.” *The United States and The Soviet Union in the Asian Third World: Proceedings of an International Symposium on “Changing U.S.-Soviet Relations & The Emerging New Order in Asia: Continuity or Change?* Dankook University 1985
- ・『環太平洋経済圏：動き出す新経済圏構想 (入門新書・時事問題解説：404)』、教育社 一九八五
- ・『米ソ覇権の構図：世界を操る超大国の思惑』教文社 一九八三
- ・『日米同盟の論理 (Ohenachi books)』(共著)、『国際関係研究会編 日本工業新聞社 一九八一
- ・『超大国敵の敵は味方：ワシントン⇨モスクワ⇨北京の暗闘』、山手書房 一九八一
- ・『レーガン戦略と日本の破局』、講談社 一九八一
- ・『米ソの外交戦略にどう対応するのか (80年代日本の重要テーマ：1 国際政治)』(監修)、『三修社 一九八〇
- ・ *International Circumstances and Japan's Defense Policy, Occasional Paper/East Asia Program, The Wilson Center Jan 1, 1980*
- ・『首脳外交で世界はどう変わるか (80年代日本の重要テーマ：1 国際政治)』(監修)、『三修社 一九七九
- ・『戦略の構図：米ソに揺さぶられる日本』高木書房 一九七九
- ・『80年代日本の重要テーマ1』(監修)、『三修社 一九七九
- ・『カーター外交の本音：「道義」戦略と日本の対応』(Ohenachi books)、『日本工業新聞社 一九七七
- 研究論文
  - ・『日本の防衛強化促す国際環境』、『国基研紀要』三号、国家基本問題研究所 二〇二三年
  - ・『米主導の自由主義世界秩序の行方』、『国基研紀要』創刊号、国家基本問題研究所 二〇二〇年
  - ・『リバータリアンの外交・防衛論—日米安保廃棄—論を

中心に―、『杏林社会科学研究』、一九九七・二三・一一―二七八

所属学会

・「リチャード・ニクソンの精神形成」、『杏林社会科学研究』社会科学部十周年記念号、一九九五

・ロシア・東欧学会  
・国際政治学会  
・防衛学会

・「西側からみたゴルバチョフ」、『ソ連・東欧学会年報』十九号、一九九〇

・「西側全体の戦略調整が必要に―米「衰退論」を中心として」、『新防衛論集』、一九八八・一六・一

・「ゴルバチョフの平和攻勢」、『ソ連・東欧学会年報』十五号、一九八六

・“International Circumstances and Japan's Defense Policy.” *Occasional Paper/East Asia Program*, The Wilson Center 1980

・「新時代の日米関係―迫られる重大な選択―」、『社会思想研究』二二巻二号 社会思想研究会 一九六九

・「国際情勢と安全保障体制―NATOの変遷と日米安保の反省―」、『社会思想研究』二〇巻二号 社会思想研究会 一九六八

\*そのほか各種メディア、新聞、専門雑誌等への寄稿多数あり。

# 田久保忠衛君学位請求論文審査報告

田久保忠衛君の提出した学位請求論文『「チャイナ・カード」論の展開とその考察——ニクソン対中政策を中心として』は、一九七〇年代初頭、リチャード・ニクソン大統領の時期の米国の外交政策、ことにその対中国政策を多角的に分析検討し、それを世界政治の文脈の中に位置づけるうとした労作である。

その構成は次の通りである。

はじめに

第一章 訪中発表までの軌跡

第一節 準備された意外性

第二節 外交上のシグナル

第三節 「ベトナム後のアジア」

第四節 動機と出会い

第五節 対中政策「メモランダム」

第六節 「ニクソン・ドクトリン」と具体策

第二章 視点の相違

第一節 沖繩の「核抜き」

第二節 対中外交の一環

第三節 意図的なマクマホン法違反

第四節 頭越し発表

第三章 現実主義者と国際政治

第一節 冷戦の闘士

第二節 中国への目覚め

### 第三節 広がる視野

#### 第四節 マッカーシーとの差

### 第四章 戦略的恩考

#### 第一節 ベトナム解決を

#### 第二節 リンケージ論

#### 第三節 「チャイナ・カード」

#### 第四節 賛否両論と展開

### 第五章 真意と時代的背景

#### 第一節 公式見解

#### 第二節 複雑な狙い

#### 第三節 バランス・オブ・パワー

#### 第四節 デタントの構築

### おわりに

田久保君の本論文は、近年におけるニクソン元大統領とニクソン外交の再評価の文脈の中で、とりわけ日本と重大な関係のある米中関係について、ニクソン大統領の外交がどのような意味を有していたかという問題意識から出発している。そこから進んで著者が取り扱った個別の問題は以下のようなものである。第一はニクソンの中国観の形成で

ある。第二は外交政策決定過程の問題であり、ことにニクソン大統領とキッシンジャー補佐官との関係である。第三はいわゆるリンケージ論の適用問題とその発展した形態としての「チャイナ・カード」論をめぐる検討である。第四は勢力均衡政策とデタントの理解をめぐる問題であり、第五はニクソンの対中政策と国際情勢との関連である。

一九七〇年代前半の米国外交の公文書資料が情報公開法に定める規則によって公開されるまでにはまだ若干の期日を要する。このため著者は、本論文の分析にあたって主としてニクソン政権関係者の回顧録、当時の議会資料を広範に活用している。また一九八六年から徐々に公開されつつあるニクソン大統領ならびに大統領府の文書資料 (Nixon Presidential Materials Project) を利用した最新の研究も参照している。さらに、ニクソン政権当時の、ワシントンその他の地において外交記者として関係者に取材した体験も、間接的ではあるが本論文の議論に生かされている。これらが本論文の特色であるといえよう。

第一章では全世界を震撼させた一九七一年七月のニクソン大統領の訪中発表とそれまでの経緯が検討されている。一般の感想とは異なり、この訪中発表はニクソン自身の吉

葉によれば「公然と準備された意外性」であった。中国に  
対する一九六九年二月以来の、緻密かつ断固として外交上  
のシグナルが存在し、それが実を結んだのが、この訪中発  
表であったとされている。

ところで、米中関係改善に関する考えをニクソン自身が  
公にした最初の機会は、雑誌『フォーリン・アフェアーズ』  
一九六七年秋季号に書かれた「ヴェトナム後のアジア」と  
題する論文であった。それには、長期的視野からすれば中  
国を国際的に孤立させてはならないとの主張、将来、国際  
社会の秩序維持に関する米国の役割が限定的とならざるを  
得ないこと、米国に安全保障を期待することの前提として  
の同盟国の自助努力の強調、ならびにアジア諸国からの米  
地上軍の漸次撤退と核の傘の保障の提供が謳われていた。  
一九六九年七月に発表されるニクソン・ドクトリンの原型  
はすでにここに明らかであったのである。

ニクソンに「ヴェトナム後のアジア」を書かせた理由  
は、何ととっても一九六七年のアジア旅行で得た、次のよ  
うな印象であった。すなわちアジア諸国の指導者たちは米  
国の対中政策の変化を予感し、ヴェトナム戦争終結後に自  
由諸国が生存できるような永続する平和をアジアで確立す

る機会が少しでもあるとするならば、米中間の何か新しい、  
直接接触が必要だという見解をニクソンに示したのであ  
る。このことが契機となって、勢力均衡のためには従来の  
政策を変更して、共産圏諸国とも手を結ぶ必要を痛感した  
という。

さて、一九六八年十一月の大統領選挙で当選したニクソ  
ンは早速人事に取りかかったが、そこではじめてヘンリー・  
キッシンジャーと出会うことになる。その際、キッシンジ  
ャーがニクソンに手交したアジア政策に関するメモがあつ  
た。そのメモは多くのアジア専門家が加わって作成したも  
ので、新政権のアジア政策に対して、中国の対外軍事介入  
の阻止という従来の方針の他に、米中関係の改善を提言し  
ていた。しかし、このメモは関係改善を提唱したことでは  
確かに画期的であつたけれども、あくまで関係改善そのも  
のを目的とし、地政学的な配慮を依然欠いていた。

ニクソン大統領がグアム島において同行記者団に非公式  
に語った発言、すなわちニクソン・ドクトリンは、中国に  
とっては米国の政策の大きな転換の始まりとして認識され  
た。その後、一九七〇年二月の外交教書においてはじめて  
包括的な形で米中関係改善への意向が示唆されたが、北京



は直ちにこれに反応した。この時点から約一年半あまり、米中間では、中国に拘留中の神父の釈放からはじまって、米国人の旅行制限の撤廃、パキスタン、ルーマニアを通じる情報連絡回路の確保、米国の卓球チームの中国訪問などのサインのやり取りが続き、最終的にキッシンジャーの隠密裏の訪中（七一年七月）による米申予備会談の実施、大統領の訪中発表という経過をたどることになる。この訪中発表にいたる過程で、大統領とキッシンジャー補佐官の他に、計画の骨格を承知していたのは、キッシンジャーの部下のウインストン・ロードと、最初の秘密訪問の際に事前に通知された国務長官だけであり、徹底的に秘密が守られた。それは米中両国に存在した関係改善に反対する勢力に、交渉阻止のいかなる口実も与えないために必要なことであつたと著者はこの秘密交渉を評価している。

第二章では、米中関係改善のシグナルが頻繁に交わされていた時期に、並行して進行していた日米関係の当時の最重要課題であつた沖縄返還交渉を、日米関係の視点ではなく、より広い国際政治の文脈の中で検討している。結論的に言えば、沖縄返還に際して米政府が日本に対して「核抜き」を認めたことの米中関係に対する意義を明らかにす

るのが本章の眼目である。

当時日本政府においては、沖縄返還が米中和解の一つのシグナルになるなどと言つた観察は皆無であり、日米二国間関係がアジアの国際政治、ひいては世界政治に連なる文脈の中で操作されているといった受けとめかたは完全に欠落していた。言うまでもなく、沖縄の「核抜き本土並」返還は当時の佐藤内閣にとつては政権の命運を賭けた課題となつていた。しかしニクソン政権はより広い視野からこの交渉を捉え、一九七一年一〇月の上下両院の外交委員会での公聴会で、沖縄からの核兵器撤去の事実に関して明確に「イエス」とロジャース国務長官をして証言させている。これは一九五四年制定のマクマホン法に定める、核兵器に関する設計・生産・利用に関する秘密遵守義務を無視した行為であつた。ニクソン政権が意図的なマクマホン法違反をもあえて行つたことの含意は、明らかに米中関係改善へ向けての強いシグナルであつた。なぜなら沖縄の核兵器はもっぱら中国に対する抑止力の一環として展開配備されていたからである。

著者は続けて、ニクソン訪中の発表が日本政府に十分な時間的余裕をもつて通報されなかつた、いわゆる「頭越し

発表」の問題に触れている。結論的に言えば、大國間の交渉が二國間の日常的な關係を越えて操作されることがしばしばあり得ることについて、米國政府のそうした行為を批判するよりも、日本にこの種の事態に対する心理的準備なり感受性が決定的に欠けていたことの問題性を著者は強調している。

第三章ではニクソンの政治家としての閱歷が綿密に跡づけられ、彼の外交問題に対する思想の形成が検討されている。彼は一九四八年に若手の下院議員として手がけたアルジャー・ヒス事件を契機として「反共の闘士」として名を挙げた。しかし実際には極めてバランス感覚の優れた政治家であり、その反共姿勢はともかく、激烈な演説などは、むしろ選挙区や党内情勢によつて解釈した方がよいような場面も多い。そうした意味で、現実感覚のない単なるデマゴグに近かったマッカーシー上院議員に比べれば、ニクソンははるかに現実的な政治家であった。

ニクソンが中国に関心を抱いたのは、一九五〇年に上院議員となった頃からである。彼は民主党、ことにアチソン國務長官のアジア政策や朝鮮戦争政策を非難し、一九五二年の大統領選挙ではアイゼンハワーのランニングメイトとし

て副大統領に当選した。翌年副大統領としてアジア諸國を訪問するが、この頃までに盲目的な國府支持といった態度は影を潜めている。もとより中国を宥和するような発言はないが、中国のアジアにおける存在の大きさを改めて認識するようになる。副大統領としてのニクソンは、アイゼンハワー派と保守派の間に身をおいて両者の仲介役をつとめることになるが、政府の中での外交政策に関する発言では、すでに國益中心の発想から、中国との貿易拡大による対中影響力の確保や、さらにそうした施策を通じて中国とソ連の間に摩擦を生じさせることなどを提唱していた。ともあれ、すでにニクソンはアイゼンハワー政権の中で、米中軍事対決のテストケースであった金門・馬祖危機を体験して鍛えられ、また中ソ対立の洞察などにみられるように、単純な反共右派の政治家とは一線を画す存在となつていった。

第四章と第五章は、本論文の核である。第四章においては、まずニクソン大統領のヴェトナム問題の解決に向けての中ソ兩國に対する布石と北ヴェトナムへの対処が論じられる。次に「リンケージ論」が検討される。それは、ことに米國の対ソ關係の前進について、厳密な相互主義にたち、お互いに自制し、責任ある態度の中で關係を拡大し、

そして超大国間関係の進展は、実際に幅広い分野で行われべきであり、問題を個別の分野に分けることはソ連の拡張主義を利用するという考え方であった。こうした方針はニクソン政権によって徹底的に追求されることになってくる。さらにこの方針は中国との関係においても追求され、両軍事大国から援助を受けていた北ヴェトナムに対しては、大変な心理的圧力を構成することになった。

さて「チャイナ・カード」論とは、中国との関係改善を切り札に使って、第三国との関係で優位に立とうとすることである。ところがこの言葉はニクソン政権時代に使われてはならず、むしろデタントが崩壊し、ソ連との緊張が徐々に高まったカーター政権時代によく使われようになった。それは米中が共同してソ連に対抗する政策の文脈のなかで理解されるようになったのである。そしてチャイナ・カード論噴出を引き起こす、ソ連の一九七四年以降の拡張行動の例が詳細に検討されている。

チャイナ・カード論、すなわち米中関係がソ連に対して持つ影響力については、はぼ三つの評価と判断がある。その第一は衝撃は少ないというもので、米中関係の改善はほとんどソ連に対して影響を与えていないので、したがって

米ソ関係を改善するために米中関係を改善するのは無駄だとする意見である。第二は米中関係改善がソ連に対して大きな影響を持つと考えるものであり、米中関係を密接にすることでソ連との交渉を有利に運べると考える意見と、米中ソ両国に対して公平な関係を維持することで両国との関係を米国に有利にすることができるという意見に分かれる。第三は米中接近がソ連に大きな衝撃を与えると考える点では前者と同じであるが、そうであればこそ米中関係を第三国との関係に利用すべきでないとする意見である。

結論的に言えば、米国はカーター政権時の一九七九年一月に米中国交を正式に樹立したが、その前年には日中平和友好条約と日米安全保障条約が締結されていたので、それを契機に、アジア太平洋には一挙にワシントン・東京・北京枢軸という反ソ包囲網が成立した。それはきわめて赤裸々なチャイナ・カードの行使であったといえる。しかしニクソン政権は、前記の区分で言えば第二の後段、すなわち米中関係が大きな影響をソ連に与えることを重々承知の上、なお米国が自制して中ソに公平な関係を維持することで、両国との関係を有利に進めようという判断で政策を遂行していた。それがカーター政権期においては、ソ連の

露骨な拡張主義に対抗して、米国が一九七四年以降チャイナ・カードをあからさまに切ることになるのである。こうした意味で、一九七〇年代初頭の米中接近は、何よりも米中ソ三国の新しい権力政治ゲームの始まりを画すものであった。

著者は加えて、一九七八年以降のアジアにおける覇権(ソ連・ヴェトナム)と反覇権連合の形成(中国・米国・日本)が一九七九年の中越紛争を導く経緯を詳細に跡づけ、またしても日本が、日中平和友好条約の戦略的な意味を自覚することなく、無意識のうちにアジアの権力政治ゲームに入り、かつある種の危険を加速させたことを冷静に分析している。

第五章で著者は、ニクソン政権期の米中接近をソ連との関係ならびにヴェトナム戦争との関係から検討している。米国は対中接近を進めるに際して、公式には北京との実質的な関係の改善が米国の利益にかなない、アジアと世界の平和につながるとし、ソ連との関係に米中関係を使わないと謳っていた。しかしニクソン政権当時、ヴェトナム戦争を別としても、ソ連が決して米国にとって真に友好的であったわけではなく、キューバにおける原子力潜水艦基地の建

設にみられるように、米ソ関係も心からなる信頼感を抱けるような性格のものではなかった。

そして米中接近には、著者によれば公式の見解とは別に明確な地政学的発想が存在した。一九七二年二月のニクソン訪中は一九五四年のジュネーヴ会議で、ダレス国務長官が周恩来と握手を拒否して以来、はじめて中国首相と米国大統領が握手する機会となった。そこでの議題はすべて地政学の問題であり、中国にとって米国が脅威なのかソ連が脅威なのかという問題をもっぱらニクソンが毛沢東と周恩来に問いかけるものであった。中国首脳はニクソンの見解を理解し、中国の利益のために米国を戦略的に利用することに決し、ここに両者の利害が一致することになる。まさに孤掌鳴る能わずである。しかしながらすでに触れたように、ニクソン政権のチャイナ・カードの利用はよく自制されたものであり、ソ連とは戦略兵器制限条約などを調印して軍備コントロールの実をあげ、常に中ソ両国に緊張緩和のイニシアティヴをとることで両国との建設的な関係の前進をめざしていた。

ともあれ、こうして生じた一九七一年から七二年にかけての国際政治の変動は、米中ソ三国間において、米中間の緊

張緩和によって、ソ連が一夜にして二正面戦争の脅威という問題を抱えたことを意味し、またこの変化は中国が望んだからこそ生じたものであった。言うまでもなく、その背景には武力衝突にまで発展した深刻な中ソ対立が存在した。

ヴェトナム和平をめぐることは、こうした米中ソ三国間関係の変化が北ヴェトナムの孤立化をもたらすこととなった。一九七二年二月のニクソン訪中の後、北ヴェトナムは和平交渉において強硬な姿勢を続け、さらに軍事的大攻勢（イースター攻勢）を南ヴェトナムで開始した。北ヴェトナムに対して、ニクソン政権はハノイ、ハイフォンの機雷封鎖で応ずるが、これによって五月に予定されていた米ソ首脳会談が中止されることはなかった。それは首脳会談をキャンセルすれば、モスクワは米中にバランスが取れなくなり、他方中国も米ソ首脳会談が行われているときに、公然と北ヴェトナムを支援して、いまだ米帝国主義を非難するわけにはいかななくなっていたのである。これらが一九七三年のパリ和平協定を導いた国際政治力学である。さてニクソン退陣後、デタントは崩壊、米ソ関係は悪化の一途をたどる。それは必ずしもすべてが米国の責任ではないが、米国側の事情のみみれば、何といってもニクソン

という政治力を失った米国にとって、デタントという複雑かつ微妙な権力政治ゲームを運営することがすこぶる困難になってしまったのである。少なくともニクソンをマッカーシーになぞらえたり、ウォーターゲート事件ですべてを否定するのは、皮相な解釈に過ぎるであろう。

以上が各章の概要であるが、本論文の評価されるべき点を以下に指摘したい。

一九八六年以降徐々にはじまったニクソン大統領ならばにその大統領府の関係文書の公開によって、米国では本格的なニクソン再評価の研究業績が出現しつつある。この論文はこうした米国における研究状況と軌を一にした、我が国におけるニクソン再評価の先駆的な研究である。そもそもニクソン政権やニクソン自身は、ことにその外交政策運営をめぐる、ヨーロッパにおいてきわめて高い評価を得ていた。しかしながら米国においては、ウォーターゲート事件の答をもって、彼の業績を全否定する立場が有力であったことはよく知られている。今日ニクソン大統領の外交性策上の業績、さらには一九七〇年代前半の米国政治における連邦政府予算の軍事重視から福祉重視への劇的な転換などは、彼の政治的指導性を無視しては理解できない事態

の展開であるとの認識が深まりつつある。

ニクソン政権の外交政策、ことにその対中政策を分析した本論文は、当事者の回顧録を多用しながらも、前述の資料状況の改善が可能にした新しい研究の成果を取り入れていることを指摘しておく必要がある。

次にこの論文における新たな発見としての、ニクソンの対中国態度の問題に言及しなければならぬ。言うまでもなくニクソンは、一九六〇年代末期に本格的に深刻化し、国境における武力衝突にまで発展した中ソ対立を巧みに利用して、米中接近という外交上の離れ業を演じた。しかし米中関係の改善が必要であるとの見解、すなわち美大な人口を抱え、活力に満ちた中国が国際社会において長く孤立を続けることはできないし、中国との関係改善は米国にとつても国際社会にとつても必要であるとする考え方は、実は彼の外交政策における初期の経歴を通じて一貫して抱かれていたものであった。

こうしたニクソンの対中国態度は、もとより友好親善のみを目的とするものではなく、一貫性のある戦略的思考を有するものであった。それは地政学的な配慮といつてもよい。具体的には次のような思考である。

ニクソン政権に限らないが、アメリカ合衆国の外交政策には暗黙の戦略的前提がある。それはユーラシア大陸上において単一の覇権が成立することを阻止するということがある。こうした勢力均衡的な配慮が存在することについて、アメリカ人自身論議されることを好まないことが多いし、まして政治家にあつては頭から否定することもある。この戦略的前提は、第二次世界大戦後においては、冷戦と呼ばれた米ソ対立の中で、ソ連およびそれと結ぶ勢力の覇権をいかなる形で阻止し、封じ込めていくかという挑戦を受けることになった。

それは西方世界においては、西ヨーロッパにおける同盟の形成とその強化を通じて追求されたが、東方世界においては日本を米国のアジア大陸の沿岸島嶼線防衛のかなめと位置づけながらも、他方で中国への対処を焦点の一つとした。一九四九年の中国革命の成功は、中国の向ソ一辺倒の態度のために、一挙に共産圏がアジアにまで拡大するものと米国政府によって受けとめられたが、米国政府はなお中ソ関係に楔を打ち込むことを止めなかつた。それはトルーマン政権の初期の中国共産党への宥和的な態度となつて現われ、朝鮮戦争を機に一挙に中国封じ込めに転換した。し



かし、その後のアイゼンハワー政権にあつても、中国に対してきびしい圧力を加えて、軍事的・経済的・政治的に徹底的に封じ込めたのは、むしろそれによって中ソ関係を緊張させ、離間させようとしたためであつた。すなわち孤立した中国をソ連に徹底的に依存させることでソ連の負担を増大させ、かつ中ソの路線対立を深刻化させ、むしろソ連の側から中国との関係を清算させるように仕向けたのである。こうした目標の一貫性が米国政府には存在したのであり、それはニクソンが副大統領時代に切実に経験したことであつたのである。

アイゼンハワー政権を継いだ民主党政権は中ソ関係か本格的に悪化しつづつあることが明らかになつたときに、中国封じ込めの一環として始めたヴェトナムへの軍事的コミットメントが、すでに簡単に引き返せないほどに深刻化しているという大いなる皮肉に直面することになつた。封じ込めの目標よりも、封じ込めのプロセスそのものが重視されるような、目的・手段間の倒錯が生じていたのである。

ヴェトナムにおける名誉ある和平を標榜して登場したニクソンは、こうした目的・手段間の倒錯を一挙に清算し、さらに米国の外交政策の本来の前提に立ち返って、まずヴ

ェトナム和平のためには地域紛争と大国間の紛争を切り離すことを目指し、同時に世界政治の中での目的と手段の関連の中で、そして地政学的な見地から、中国との関係改善に動くのである。こうした意味において、彼の米中関係改善への意欲とその政策意図は、まことに一貫していたと言ふことができる。そのようなニクソンの一貫した対中態度は今日まで論じられてこなかつた側面であり、これを明らかにしたことは高く評価できよう。ニクソンはイデオロギー的に頑なな伝統的共和党右派の政治家でなく、その政治生活のなかで、ことに外交政策案件に関する行動では、むしろ東部の穏健な共和党国際主義者に近い思想を有する実践的な政治家であつたことはもつと強調されてよいことである。

第三に我々が言及しなければならぬのは、米中ソの戦略的三国間関係に対する分析と考察である。

よく知られているように、大国間の核戦争にエスカレートするような事態を避けながら戦われなければならないのがヴェトナム戦争であつた。ヴェトナム戦争の名誉ある和平を公約して大統領となつたニクソンは、この戦争も大国の相互関係から切り離すことを目指し、そのためにも中ソ関係を楔を打ち込むという目標を同時に追求した。こ

れを要するに、ニクソンの外交政策は、ソ連および中国との緊張緩和を開始し、その緊張緩和の主導権を絶えず米国側が握り、可能なかぎりソ連と中国との間を切り離すというものであった。そしてこの政策を通じて米中ソ三国関係の安定を作り出すところに目標が置かれていた。

もとよりこうした政策の前提には戦争にまで発展しかねないほど深刻化した中ソ対立が存在した。本論文中に紹介されているように、ソ連が中国に対して核兵器による先制攻撃をかけた場合の米国の対応を明らかにするように、ソ連がたびたび米国政府に打診していたという事実は事態の深刻さを物語るものである。さらに、こうした政策はユーラシア大陸上に単独覇権の成立を阻止するという根本目的に十分に適うものであった。そしてこの三国関係は、時に対立し時に協調する関係であると認識されていた。こうした三国関係の構造こそ、データントと呼ばれるものであったのである。他方、このような三国間の関係が成立することが、ハノイにとって、悪夢のような心理的圧力となることは想像に難くなかった。これらの構想が米中接近・和解を通じて追求されたのである。

ところで、こうした構想を現実に推進してゆく過程では、

中国の発言力が米国に対して不当に大きくならないための措置もあらかじめ講じられていた。それはソ連に対しても軍備管理交渉などのイニシアティヴが取られたことに明らかである。これがデータントの本質である。キッシンジャーによればこの間の経緯は次のようになる。「相手側が互いに対立し合う可能性がある場合には、両者に対するわが国の選択の幅は、常に相手側同士の間より大きくしておかなければならない、と私は考えていた。わが国の外交が、過去二十年にもわたる重荷から解放されれば、いずれの共産大国も、ますます、わが国に対して建設的な態度をとらざるをえなくなるはずだった。」

こうしたデータントのすべてを始めたのは、ニクソン政権が「チャイナ・カード」を切ったからであり、そのカードを米国が使うことを中国もまた欲したからであった。著者が以上に見た米中ソ三国の権力政治ゲームの新たな始まりを構造的に的確に把握して提示したことは、この種パワーゲームの分析においてとかく明晰を欠くわが国の研究水準を著しく高めたと言えるだろう。

第四に論議すべき点として、ニクソン大統領とキッシンジャー国家安全保障問題担当大統領補佐官との関係を挙げ



ねばならない。今日までの通説に従えば、ニクソンとキッシンジャーの両者の外交政策をめぐる関係はほぼ一体であり、それはウィルソン大統領とハウス大佐、ローズヴェルト大統領とホプキンスの関係よりもさらに密接なものであったとするものである。

しかしながらその一体性は認めつつも、著者はどちらに外交政策指導のリーダーシップが存在したかという点については、圧倒的にニクソンであったと結論付けている。キッシンジャーは、あくまで大統領の全般指導のもとに、政策選択肢を検討して準備し、また外交交渉を実践した。ニクソンの機を見るに敏な洞察力や果敢な決断力、そして何よりも内外政にわたる総合的な政治力なしには、この政権の外交政策の遂行はなかつたとするのである。

ニクソン政権が緒を付けたデタントは、一九七〇年代半ば以降のソ連の拡張主義によって急速に崩壊する。それは一九七五年のサイゴン陥落あたりから激しくなり、アフリカに対するキューバ兵・東独兵を使った一連の代理介入の動きや、さらに一九七九年のアフガニスタン侵攻によって最高潮に達し、デタントは崩壊することになる。一八七一年以降のビスマルクの同盟政策が、蜘蛛の巣のような同盟

の複雑さ故に、ビスマルクの亡き後の凡庸な政治指導では運営できなくなつて破局を迎えたことを、キッシンジャーはかつて、まさにビスマルクの偉大さそのものがドイツの将来を抵当に入れたと表現したことがあった。ニクソンとキッシンジャーが追求したデタントは、そのテーマが卓越していたがために、ウォーターゲート事件によつてニクソンという政治力が欠けたとき、デタントを継続して運営することのできる米側側の条件が失われたのである。このようにみると、やはりニクソンの存在は決定的であつたのである。

さて、以上みてきたように、本論文には新たな発見や洞察に富む解釈が数多く存在し、それがこの問題についてのわが国の研究水準を大きく向上させたことは疑問の余地がない。しかし、それにもかかわらず、いくつかの問題点が存在しないわけではない。

たとえば、デタントの把握の仕方について、我々は著者と意見を異にするものである。著者は、一九二〇年代からしばしばみることのできるソ連側からのイニシアティヴによる「平和共存」、ないし米ソ間の緊張が緩和した時代や時期を一般的にデタントと表現することにこだわっていない

いけれども、そこにはやはり問題があると言わざるを得ない。デタントはあくまでニクソン政権が新たな米ソ中三國間関係の安定を目指した秩序構想として、換言すれば固有名詞として理解されるべきであるだろう。そうでなければ、心からなる協調 (rapprochement) にまで到達しないことは明らかであるけれども、さりとて戦術的協力ないし調整 (accommodation) よりはもう少し踏み込んだ関係という、勢力均衡外交におけるデタントの微妙な意味合が閑却されることになりかねないからである。

いまひとつ指摘されなければならないのは、本論文が既存のニクソン外交の研究との関連の中で必ずしも十分に位置付けられているとはいえないことである。このことは著者が最近の研究を十分に参照していないということではないが、著者の見解がレイモンド・L・ガーソフの研究 (Raymond L. Garthoff, *Detente and Confrontation: American-Soviet Relations from Nixon to Reagan*, Brookings, 1985) / ロバート・S・リトワクの研究 (Robert S. Litwak, *Detente and the Nixon Doctrine: American Foreign Policy and the Pursuit of Stability, 1969-1976*, Cambridge University Press, 1984) / ステファン・アンブ

ローズの研究 (Stephen Ambrose, *Nixon: The triumph of a Politician*, Simon and Shuster, 1989) などの対比において記述されていれば、本論文の独自性をより鮮明に訴えることができたものと思われる。

こうした点が指摘されるにせよ、田久保君の論文が、これまで必ずしも十分な学問的関心が払われてこなかった一九七〇年代前半の米国の対中外交政策と米中ソ三國の戰略関係に、明確な構造的枠組みのもとで、国際政治の動態に着目しつつ、透徹した分析を加えた研究であることは明らかである。その意味で、本論文の学術的価値は高く評価されてよい。我々は、田久保忠衛君に博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与することが適当であると考える。

一九九四年三月四日

主査

慶應義塾大学法学部教授  
法学研究科委員法学博士

小此木政夫

副査

慶應義塾大学法学部教授  
法学研究科委員

太田俊太郎

副査

慶應義塾大学法学部教授  
法学研究科委員法学博士

池井 優

# 日本国憲法に正統性はあるか

高池勝彦

(弁護士)

## 一 憲法とは何か

憲法とは何かについては諸家の意見は大体一致してゐる。たとへば以下のとおり。

「この国家という統治団体の存在を基礎づける基本法、それが通常、憲法と呼ばれてきた法である。」<sup>1</sup>

「憲法は最広義においては、およそ国家の組織・構造の基本（誰がどのように支配すべきか）に関する決まりを意味する。」<sup>2</sup>

「近代的な意味での憲法とは、一定の国家の組織に関

する基本法ないし根本法であり、この種の法律によつてその国の統治作用、または国民と国家およびその権力との根本的な関係が定められているのである。」<sup>3</sup>

「成文又は不文の国家 (nation or state) の組織的かつ基本的な法であり、政府の性格や構想を確立し、国家内部の実生活が従ふべき基本的な原則を定め、政府を組織し、政府の異なつた部門の機能を規制、配分、制限し、主権の作用の範囲と方法を規定するものである。」<sup>4</sup>

要するに憲法は国家の基本的な法である。それを実質的意味の憲法といふ。この実質的意味の憲法の規定を大部分

取り入れて成文化したものは形式的意味の憲法である。「これは、実質的意味の憲法と厳密に一致するものではない。実質的意味の憲法に属しない事項も成文憲法の中に採り入れられていることがあるし、また、実質的意味の憲法の手続きが成文憲法の中に採り入れられているわけではない。」「実質的意味の憲法は、形式的意味の憲法以外の形式、すなわち、法律、命令、または慣習法などにおいても存しうる。実質的憲法をすべて形式的憲法のなかにとり込もうとすることは、不可能でもあるし、適当でもない。」

## 二 日本国憲法の制定過程

日本国憲法は、昭和二十一年十一月三日制定され、翌昭和二十二年五月三日に施行された。これが我が国の成分憲法である。

我が国は、昭和二十年八月十四日、ポツダム宣言を受諾して、大東亜戦争に敗北し、八月二十八日には、連合軍の第一陣が厚木に到着、三十日、連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーも厚木に到着して、九月二日、アメリカの戦艦ミズーリ号艦上で日本が降伏文書に署名して、以後我が

国は独立を失ひ占領下に入った。

この占領下で、マッカーサー司令官は、十月四日、近衛文麿に対して大日本帝国憲法の改正を示唆し、近衛は、佐々木惣一京都帝国大学教授の助けを借りて改正案の作成に着手した。近衛は、八月十七日に成立した東久邇宮内閣の副首相格の大臣であつたが、この内閣は、十月四日の翌日総辞職をしてしまつた。それでも近衛は改正案要綱を完成させた。また、佐々木惣一も独自の改正案を完成させた。

一方、十月九日、幣原喜重郎内閣が成立、十一日、マッカーサーを訪ねた幣原首相は、マッカーサーから憲法改正の示唆を受け、十三日、内閣の中に、憲法問題調査委員会を設置し、委員長に松本丞治元東京帝国大学教授を充てた。この委員会は、顧問や委員に、佐々木惣一を除いて、憲法などの我が国の最高の学者が就任した。委員会の小委員会は何回の審議を重ね、その間に美濃部達吉や野村淳治の意見書などが出され、それらを参考に松本は、昭和二十一年一月四日、改正私案を脱稿し、これを宮沢俊義委員が要綱化した。これが後に甲案と呼ばれるものである。

また、その後の総会の議論をへて作成されたものが乙案と呼ばれるものである。

ところが、この両案が、昭和二十一年二月一日、毎日新聞にスクープされて掲載され、それをみた占領軍司令部の民生局（局長はコートニー・ホイットニー准将）は、内容が不十分であるとして、マッカーサーに進言し、マッカーサーは、二月三日、ホイットニーに対し、民生局で日本国憲法改正案を作成するやう命令した。その際マッカーサーは、いはゆるマッカーサー・ノートを示し、これに従って二月十二日までに作成するやうにと命じたのである。マッカーサー・ノートは、以下のとおりである。<sup>10</sup>

(1) 天皇は国家元首の地位にある。皇位は世襲される。天皇の職務と権限は、憲法に基づいて行使され、憲法の定めるところにより、国民の基本的意思に対して責任を負う。

(2) 国家の主権的権利としての戦争を廃止する。日本は、紛争解決の手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてのそれをも放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。いかなる日本陸海空軍も決して許されないし、いかなる交戦者の権利も日本軍には決して与えられない。

(3) 日本の封建制度は廃止される。皇族を除き華族の権利は、現在生存する者一代以上に及ばない。華族の授与は、爾後どのような国民的または公民的な政治的権力を含むものではない。予算の型は、英国制度に倣うこと。

マッカーサーの命令に従って、翌二月四日、ホイットニーは民生局員を集め、日本国憲法草案の作成を命じた。草案の作成は、民政局次長のチャールズ・L・ケイデイス大佐が作成の運営委員会の委員長となり、分担や小委員会が決められ、ほとんど缶詰めになつて作業して、草案は二月十日までに完成し、運営委員会によって修正され、十二日、マッカーサーに報告されて最終的な承認を得た。<sup>11</sup>

翌十三日、外務大臣官舎に、ホイットニー、ケイデイス、フランク・E・ヘイズ陸軍中佐、アルフレッド・R・ハッシー海軍中佐が訪れた。出迎へたのは、松本烝治国務大臣、吉田茂外務大臣、白洲次郎、長谷川元吉外務省翻訳官である。<sup>12</sup>

ホイットニーはマッカーサー草案を、事情が分からない

日本側（日本側は二月八日に松本案の甲案を民生局に提出してゐた）に、松本案は拒否し、この草案を承認するやう述べて手渡し、日本側は愕然として草案を受け取つた。

ここからはよく知られた話である。会谈の最中にB29爆撃機が頭上をかすめ、ホイットニーは、外で日光を浴びたことを「原子エネルギーの暖」をとつたといひ、この草案を受け入れなければ、天皇が戦犯として取り調べられるかもしれないと言つたのである。<sup>13</sup>

これを、ホイットニーが、原爆をほのめかしながら、天皇を人質にして、マッカーサー草案を日本側が受け入れることを脅迫したのか、警告したのかの論争がある。<sup>14</sup>

私は、注14で言及されてゐる宮沢俊義の「警告」と「脅迫」とは、単なる修辞上の差で、この場合、いくらも違わない<sup>15</sup>との見解が妥当であると思ふ。<sup>16</sup>

かうしてマッカーサー草案を押し付けられた日本政府は、大日本帝国憲法（旧憲法）改正手続きに入る。二月十九日、二十五日二十六日の閣議を経て、マッカーサー草案を元に極秘に日本側草案の作成を始めた。総司令部から何度も催促されて、三月二日に完成し、四日総司令部に交付した。それを徹夜で英文に翻訳し、五日の夕方マッカー

サーが承認し、六日、日本政府の憲法改正草案要綱として内閣から発表された。<sup>17</sup>この草案は現憲法にみるやうに、ひらがな口語体で作成された。これは法律としては初めてのことであつた。

内閣ではその要綱を、法文化の作業を継続し、総司令部と交渉しながら、四月十七日、憲法改正草案として公表され、同日、枢密院に下付された。

占領軍は、新憲法について、旧憲法改正の形をとることにこたはつた。枢密院は、枢密顧問官により組織される天皇の諮詢機関であり（旧憲法第五十六条）、重要な国務を審議する組織であり、旧憲法の草案審議のために創設された組織である。旧憲法制定後も、緊急勅令や条約等について審議した。

旧憲法の第七十三条の規定は次のとおり。

将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為ス

枢密院では、審査委員会を設け、美濃部達吉などが委員となり、四月二十二日から九回の委員会を開いた。

六月八日、枢密院の本会議が開かれ、美濃部達吉の反対を除いて政府案が承認された。

六月二十日、帝国憲法改正案（マッカーサー草案を基にした日本政府案）が、上記旧憲法七十三条に従つて勅書をもつて衆議院に提出され、二十五日、本会議に上程された。この日から二十八日まで四日間にわたつて質疑応答が続けられた。

質疑者は、北吟吉（自由党）、鈴木義男（社会党）、森戸辰男（社会党）、細迫兼光（無所属）、野坂参三（共産党）ら十一名であつた。六月二十八日の本会議において、七十二名の委員からなる特別委員会の設置が決められ、特別委員会は七月一日から審議に入り、十日まで総括的審議、十一日から逐条審議に移つて二十三日に質疑を終了した。その後、修正案懇談のための小委員会が設けられ、十三回の会合の後、八月二十一日特別委員会を再開、修正案を議決した。<sup>18</sup>

八月二十四日、衆議院本会議が開かれ、投票総数四二九票中、賛成四二一票、反対八票で可決され、同日貴族院に送付され、二十六日の本会議に上程された。本会議では二十六日から三十日にかけて、高柳賢三、板倉卓三、宮沢俊義、南原繁、牧野英一、浅井清、佐々木惣一、山田三良など錚々たる学者の議員が質疑を行はれた。その後、八月三十日、改正案は四十五人の帝国憲法改正案特別委員会に付託された。委員長は安倍能成であつた。九月一日から審議に入り、二十六日までほとんど連日審議された。<sup>20</sup>同日で一応審議を打ち切り、九月二十八日の委員会で修正のための小委員会を設けて十五人の委員が任命された。小委員会の議事は秘密懇談の形で進められ、十月二日まで続けられた。十月三日に、特別委員会が開催され、修正案を議決した。<sup>21</sup>

十月五日、貴族院の本会議が開かれ、六日の日曜日も開かれ、同日議決された。<sup>22</sup>

そして改正案は、十月六日、貴族院から衆議院に回付された。七日、衆議院は直ちに採決し、五名の反対者を除いて圧倒的多数で可決された。<sup>23</sup>

十月二十九日、憲法改正案は再び枢密院に諮詢され、そ



の本会議で可決された。これにより憲法改正は成立し、十一月三日、「日本国憲法」が公布された。<sup>24</sup>

### 三 憲法の正統性

法の正統性とは何か。「法とは何か」を考へることは法概念論の役割であり、法概念論の根本問題は、「法の正当性 (the rightness of law)」と区別された「法の正統性 (the legitimacy of law)」の根拠の解明であるといふ。<sup>25</sup>

正当性については、正しいか正しくないかであり、何が正しいかは別として意味を理解することは容易であるが、正統性とは何かを理解することは難しい。なぜなら、「正当性」を欠いた法も「正統性」を承認されうると想定されている」からである。<sup>26</sup>

正統性といへば、権力と支配の正当性 (正統性) の問題を探求したマックス・ウェーバーが有名である。<sup>27</sup> ウェーバーの正統性は、支配の正統性は何かを探求したもので、合法的支配、伝統的支配、カリスマ的支配の三類型は有名である。この三類型は、憲法の正統性についてもあてはまるが、日本国憲法については、合法的支配が問題となる。

ここでは正統性とは何かについて、厳密な定義ではなく、さしあたり、国民が受け入れてゐるかどうかの問題であると考へることにする。

「アメリカ憲法の正当性は、『Founding Fathers (創始者の父達)』という信念に基づくと言える。フランスの場合、フランス革命と人権宣言の精神の理想に基づく『共和主義』という概念はフランス憲法の正当性根拠と考えられる。」<sup>28</sup>

「憲法の正当性をこのように取り上げると、ある国の憲法の正当性根拠を明らかにすることは、その国全体の正当性根拠、またはその国の文化と社会の理解に重要なことだと思われる。」

しかし、日本の場合、憲法の正当性は明確だとは言えない。<sup>29</sup>

「改憲論は、日本国憲法無効論と押しつけ論から出発して、日本の最高規範である憲法に対する疑惑的否定的な態度をとった。その態度はかなり弱まったとしても、その見解は、今でも、保守的な政治家の発言の中にまだ存続している。」<sup>30</sup>



「8月革命説は、憲法の合法的正当性に基礎を置いた正当性説である。」<sup>31</sup>

日本国憲法の正統性については八月革命説以外にも多くの学説があるが、改正限界説に立つた上で、日本国憲法の制定を認めるとすれば、八月革命説は有効な学説であるとはいへる。

しかし、「占領軍による押し付け憲法」論は、主権回復後半世紀以上過ぎても憲法改正ができなかったのは、まさに国民の多数が現憲法を支持してきたからであるという事実によって一蹴できる」<sup>32</sup>などと簡単にいへるであらうか。ここで日本国憲法無効論を見る必要がある。

#### 四 日本国憲法無効論をめぐる論争<sup>33</sup>

##### 1 憲法改正限界説と無限界説

多くの成文憲法には改正手続に関する条文が含まれてゐる。旧憲法にも日本国憲法にもある。しかし、この条文の規定に従つて改正すればどんな改正でも許されるのかといふことについて、許されるとする無限界説と許されないと

する限界説とがある。

限界説は、憲法の基本原理にあたる点とか、改正規定は改正することはできないといふものである。何が基本原理であるかは論者によつて様々な説があるが、必要に応じて触れることにする。限界説が通説であるといはれてゐる。<sup>34</sup>

無限界説にもいくつかニュアンスは、代表的なものは、「憲法改正権限については、国民主権の原理それ自体以外には、法的な限界はないと考えるべきであらう。もつとも、人定法・実定法を超えるほうが存在することを主張する自然法論的な憲法改正限界論であれば、こうした考え方と両立させることは可能である。」との説が妥当なところか。<sup>35</sup>

##### 2 無効論の根拠

(1) 制定経過に関するもの—国際法の観点から

陸戦法規慣例二関スル条約（一九〇七年十月十八日ヘーグ）

この条約附属文書 陸戦法規慣例二関スル規則

第四十三條 國ノ權力カ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶對的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ恢復

確保スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘシ

① 違反するといふ意見 占領軍は国際法上被占領地において統治権を行使することが認められ、したがって立法権を行使することも認められるが、上記の拘束を受け、被占領国固有の立法を改廃する権限はない。占領目的を遂行するためには、占領期間中のみ效力を持つ占領管理法を自ら制定し、又は制定せしめることができるのみである

② 違反しないといふ意見 ハーグ「陸戦法規は交戦中の占領に適用されるものであるから、日本の場合には適用なく、休戦条約（特別法）が陸戦法規（一般法）よりも優先的に適用される。「軍事的に追い詰められていたとはいえ、日本は自主的にポツダム宣言を受諾した以上、ハーグ陸戦法規第四十三条の適用ないし準用を主張できないことは明白である。これは、「特別法は一般法に優先する (Lex specialis derogate legi generali)」との法の一般原則からも明らかである。ポツダム宣言とハーグ陸戦法規の間には特別法と一般法の関係が成立している。」<sup>37</sup>

(2) 明治憲法の改正手続に関するもの（改正限界の有無、新旧憲法の法的連続性）

① 憲法改正の限界を越えるもので無効。現行憲法は旧憲法第七十三条の規定により改正されたが、旧憲法の第一条ないし四条の変更は、国体の変更に当たり、改正の限界を超えるものであり、無効だとする説。この点で、興味深いのは美濃部達吉の無効論である。上記のとほり、美濃部は、枢密院での改正案の審議の最後に反対した。その議論は次のとおりである。<sup>38</sup>

同顧問官（美濃部）は、「この案は、憲法（旧憲法）第七十三条によって進められているが、この条文は、ポツダム宣言の「日本国民の自由に表明した意思……」の条項に反するから無効である。この第七三条の手続によると、議案を勅命によって提出し、また、政府自ら不適當と認めて廃止しようとしている貴族院にもこれを付議し、さらに天皇の御裁可によって改正が成立することになる。それにもかかわらず、草案の前文では、国民みずからが憲法を制定するようになっていた。これは

全くの虚偽である。現在、第七三条の失効の結果、憲法改正の手續は未定の状態にある。したがって枢密院で審議することもできない。この案は撤回して、まず、憲法改正手續法を次の議会でつくるべきである。「民定憲法は、国民代表會議をついてそれに起案させ最後の確定として国民投票にかけるのが適当と思う。このやり方は虚偽であり、このような虚偽を憲法の冒頭にかかげることは國家として恥ずべきことではないか」と痛論した。

この美濃部の意見は首尾一貫してはゐるが、現実に占領軍の命令で憲法改正をしようとしてゐるときであるので、「民定憲法は、国民代表會議をついてそれに起案させ最後の確定として国民投票にかける」などの議論が実現する可能性はなく、机上の空論に見える。しかし、この改正案の審議が欺瞞に満ちてゐたことや占領軍とのやり取りにを憤激する心情は当時の多くの関係者が等しく漏らしてゐることで共感できる。

改正手續上の憲法無効説の根拠として、南出喜久

治は、日本国憲法制定が旧憲法第七十五条違反であるから無効であると主張する。<sup>39</sup> その第七十五条は、「憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ス」と規定してゐる。摂政は、御不例などによつて天皇が自ら行為を行ふことができない場合の代行機関である。「摂政が置かれるどころか天皇大権それ自身が否定され、独立を奪われたという異常な変局時である軍事占領下において、この七五条の類推適用で、当然、憲法改正も典範改正もできないというのは当たり前のことではないか」といふ。<sup>40</sup>

この旧憲法第七十五条の問題はすでに、憲法調査会においても議論されてゐた。<sup>41</sup>

③ 改正には限界があるが、現行憲法は有効。この代用的なものが八月革命説である。日本政府がポツダム宣言を受諾したことによつて明治憲法の根本原則がすでに変革され、革命が行はれたのである。すなはち、八月十五日にはゆる超法規的変革が起こり、主権すなはちいはゆる憲法制定権力がすでに天皇から国民に移つたのであつて、その後も形式的には第七十三条は残存してゐるが、それは右の変革と抵触

しないかぎりにおいて残つてゐたにすぎず、したかつて日本国憲法成立の手續はその手續を形式的に借りたにとどまり、名は改正であつても実は旧憲法の廃止、新憲法の制定であつたと解すべきである。これは宮沢俊義が主張した説で、現在の憲法学説多数説である。<sup>42</sup>

したがつて、「八月革命説はヴェーバーが定義した合法的正当性の原理と適合していた。」「実質的合法的正当性」が八月革命説に存在することはあきらかである。」と述べる学者もある。<sup>43</sup>

### 3 包括的な無効論

#### (1) 井上李麿

井上は、「日本国憲法は本来全面的に無効である」と主張し、その理由は、①「改正の限界」を大幅に逸脱してゐる、②日本国憲法は「改正」の名に於て、旧憲法を全面的に「廃棄」して、ひたすら占領軍の都合の良いやうに勝手に作られてゐる、③完全な意思の自由がなくて、「抗拒不能の急迫不当の強要」が行はれた、④当時我が国は占領軍に対して「一般包括的な隷属関

係」に置かれてをり、国の自主独立が失はれ、天皇も政府も占領軍司令官に隷属 (subject to) すべきものとされ、統治意思の自由は全く失はれてゐた、の四つであるといふ。<sup>44</sup>

#### (2) 菅原裕

菅原は無効論の根拠として、①時期の問題、②方法の問題、③内容の問題、④国際法問題の四点をあげてゐる。<sup>45</sup>

時期の問題とは、上記のとほり、占領下による憲法改正が不当であるといふものである。上記のとほり、南出が指摘する旧憲法七十五条を取り上げ、「帝国憲法第七五条に、摂政時代に憲法改正を禁じたのも、…国家の狀態が、正常かつ平穩でなければ、憲法の改正をなすべきではないという、憲法法理の大原則を示したものにほかならぬ。」といふ。上記井上も触れてゐるポツダム宣言に関連して、「日本国の統治権が、占領中、降伏条項実施のため必要と認むる措置を執る最高司令官の制限の下におかれ、条件的、期限的隷属状態にあったことは、まことに明瞭である。」「日本の政

府機構は、占領軍の間接統治の手段として利用されるべく、占領管理機構として、占領軍の下部機構に、編入されたのであった。「かくして、占領下、わが国には、完全な国家主権もなく、また国民の自由なる意思もなく、マッカーサー元帥の絶対的独裁専制が行われ、日本の非軍事化と、民主化達成の名の下に、直接にまたは日本政府を駆使して、日本崩壊政策が強行されたのが、日本占領の実情であった。こんな時期に、どうして被占領国固有の正統憲法を、合法的に廃棄したり、改正したり、新制定したりすることができるであろうか。」

方法の問題は、「占領軍は、占領下において、国民の抗拒不能の状態に乗じて、さらに強度の圧迫を加え、日本政府ならびに諸機関の意思を抑圧し、最高司令官の至上命令として、僅か一週間で書き上げた英文の民生局草案を骨子として、日本の関係者をGHQに罐詰にし、徹夜して一日半で、日本政府の改正要綱を作成させ、それを議会に提出させて、憲法改正を強行したのであった。」といふことである。「この憲法工作は、占領軍の占領統治の必要上、国際政治の思惑

や、陰謀によって強行されたものであることまことに明瞭で、日本および日本国民としては、迷惑千万な話である。」

内容の問題は、憲法改正の限界説に立つて、「帝国憲法の根本をなし、立国の大本を規定した、第一条ないし第四条を抹消して改正」したことが、改正の限界を逸脱してゐるといふ。

国際法関係では、ハーグ陸戦規則違反をいふ。

## 五 日本国憲法に正統性を認めるもの

日本国憲法の正統性を認めるためのいくつかの学説がある。代表的なものを見てみよう。

ポツダム宣言受諾（民主的憲法の改正の要求、少なくとも禁止してゐない）、その後の憲法改正についての日本政府の対応（憲法改正に対する消極的姿勢）、日本国民がその後の日本国憲法の内容に近い憲法意識を持つてゐたこと、完全な普通選挙による選挙によつて選ばれた議員によつて改正案が審議可決されたこと、憲法が施行されて国民の間に着してきてゐることなどから、「日本国憲法の制

定は、不十分なながらも自律性の原則に反しない。<sup>46</sup>」

「西欧諸国のように市民革命の経験をもたず、その成果としての憲法を制定するという過程を経なかったために、日本国民の多くは憲法の基本原理の法的意味や歴史の意味を十分理解する段階に到達していなかったにもかかわらず、多くの国民が新憲法を歓迎した」など、<sup>47</sup> ずいぶん古びたマルクス主義議論から日本国憲法の正統性を認めるものもある。

主権回復の時点（平和条約発効の日、昭和二十七年四月二十八日）を基準として追認されたとする説もある。<sup>48</sup>

しかし、それだけで上記の無効論者が主張する日本国憲法制定の様々な欠陥に答へることができるかといへば難しい。

## 六 日本国憲法の正統性に疑問を持つもの

無効宣言又は失効宣言により明治憲法を復元する説

「日本国憲法は、その内容において、国家の基本組織について規定してはいるが、日本国の真正なる正統憲法ではない。…憲法としては無効ものと断ぜざるを得ない。」<sup>49</sup>

「現行日本国憲法は、その本質が、占領管理法である限り、占領終了と同時に失効せるものと解すべきである。…日本国憲法の失効が確定すれば、この法によって、一時効力を停止され、棚上げされているわが国本来の帝国憲法が、復活することも当然である。」<sup>50</sup>

菅原は、国会において失効宣言を行ひ、同時に臨時措置法を制定して旧憲法の施行手続を行ふとする。国会の失効宣言は普通決議で良いとする。<sup>51</sup>

井上孚磨は、日本国憲法の無効であることは菅原と同じであるが、単純過半数でやるやうな安易な考へ方はいけないう、「実質的には憲法改正に劣らない憲法上の大変動を結果するものであるから、念には念を入れて」やるべきであると主張するが、<sup>52</sup> 具体的にどうするのはは判然としない。

小山常美は、「無効と復元の確認だけならば、首相他内閣を構成する国務大臣の副署にもとづき、天皇が行えば十分である。だが、同時に改正が必要だから、明治憲法第七三条の規定に沿った改正方法を採用すべきだろう。」とし、貴族院が存在しないから参議院が代行するといふのである。<sup>53</sup>

小山を除き、井上、菅原などの主張は、主権回復約十年後のことである。菅原は、「十年一昔論の如き中心なき敗

北主義的生活に、時の効果を認めんとすることは、日本民族を、永久に精神的放浪民族とすることではないか」と憤慨する。<sup>54</sup>

憲法調再会の委員の多くは、日本国憲法には欠陥があり、改正を要するとしてゐる。意見を述べた委員のうち、改正を要すると述べたものは四十三名、改正を要しないとする委員は七名である。<sup>55</sup>現代の憲法学者の中にも日本国憲法は占領憲法であると述べる者もある。<sup>56</sup>

## 七 日本国憲法の性格と國體

以上、日本国憲法の正統性をみてみると、制定時から日本国民の圧倒的な支持を得てゐるとか、不十分ながらも自律的に制定したとか、憲法の基本的原理を理解してゐないにもかかわらず、歓迎したといった考へかたが妥当ではなく、むしろ無効論の方が説得力がある。<sup>57</sup>

我が国は、昭和二十年の敗戦に際して、國體の護持を最優先とした。そして「國體ヲ護持シ得」（終戦の詔勅）たとして、ポツダム宣言を受諾して連合国に対して降伏した。「國體」とは何か。前にのべたことがあるので、<sup>58</sup>ここでは

広い意味での国柄であるといふにとどめる。憲法との関係では、皇室の存在である。「日本の国體とは、「万世一系の天皇」の統治を核心とする国家構造の基本原理である。」

「國體の護持」は、日本国憲法当時の日本人のほぼ全員の願ひであつた。占領基本法である日本国憲法によつても國體が護持されたことに日本人は胸をなでおろしたのである。<sup>60</sup>

すると、國體とは、主権の存在とは無関係であり、日本の歴史と伝統とが日本国の国家形成の事実として作り上げてきたところの日本国の基本的性格、すなはち、日本は天皇を国民統合の中心とする国家であるといふことそのことが國體であるといふことであれば、日本国憲法は、有効であり、部分改正はともかく無効論とか全面改正の必要はないことになるが、しかし、日本国憲法は占領基本法であり、日本国憲法制定過程や内容についての無効論の主張には論理的正当性 (the rightness) がある。

ここで、冒頭の憲法とは何かを考へる必要がある。一般の法律に欠陥がある場合には憲法に照らして無効となる、ところが憲法は国の基本法である。それより上位の法は、自然法や現代的な立憲主義、觀念的な憲法制定権力などを想定して無効をいふことはできない。しかし、これはあく



までも政治的な発言で、日本国憲法制定後十年はおろか昭和二十二年五月三日に施行されて七十七年、主権回復から七十二年経過した現在法的に無効をいふことはできない。

現実に国会で無効宣言をして、旧憲法の復活を宣言したり、新しい憲法を作ることにはできる。これはあたかもフランス革命において、最初の成文憲法が制定された。しかし、これはルイ王朝からすれば無効な憲法ではないだろうか。さらに、一七九三年にジャコバン憲法が、それから一七九五年に、次に一七九九年にナポレオン憲法が制定された。それぞれ前の憲法の改正条項に従って改正されたものでなければ無効であらう。

そのやうな前の憲法の改正条項に従はない憲法を制定すること、國體の継続とをどのやうに考へるべきか。

私は、「國體の護持」と憲法の正統性を調和させるものは、日本国憲法の改正手続に従った全面改正であると考へる。

1 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第八版』岩波書店 二〇二三年 一頁

2 佐藤幸治『日本国憲法論』成文堂 二〇一一年第一刷、二〇一七年第七刷 四頁

3 ホセ・ヨンバルト『日本国憲法哲学』成文堂 一九九五年 四頁

4 Black's Law Dictionary, Fifth Edition 一九七九年 訳文は筆者  
5 橋本公巨『憲法原論(新版)』有斐閣 昭和四十一年第一刷、昭和四十二年第六刷 四七頁

6 清宮四郎『憲法I(新版)』有斐閣法律学全集3 昭和四十年七頁

7 終戦の玉音放送は八月十五日になされたが、ポツダム受諾の通知は八月十四日になされた。

8 東京学芸大学日本史研究室編『日本史年表増補3版』東京堂出版 二〇〇一年

9 以下、憲法の制定経過については多数の文献があり、よく知られてきてゐるので、略述する。ここで主な参考文献を挙げておく。これはごく一部である。特に西修駒沢大学名誉教授は、憲法制定過程研究者の第一人者であり、著書も多い。下記に掲げた西教授の著書のうち、一般人には『図説 日本国憲法の誕生』がわかりやすい。

憲法制定の経過に関する小委員会『日本国憲法制定の由来 憲法調査会小委員会報告書』時事通信社 昭和三十六年  
児島襄『史録日本国憲法』文藝春秋 昭和四十七年  
古関彰一『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波現代文庫 二〇一七年

佐藤達夫『日本国憲法成立史』有斐閣

第一卷、昭和三十七年初版一刷、平成六年六刷

第二卷、昭和三十九年初版一刷、平成六年五刷

第三卷(佐藤功補訂)、平成六年

第四卷(佐藤功補訂)、平成六年



- 西修『日本国憲法はこうして生まれた』中公文庫 二〇〇〇年
- 西修『日本国憲法成立過程の研究』成文堂 平成十六年
- 西修『図説 日本国憲法の誕生』河出書房新社 二〇一二年
- 西修『証言でつづる日本国憲法の成立経緯』海竜社 二〇一九年
- 10 日本文は、資料によつて若干異なるが、上記『日本国憲法成立史』第三巻の二十頁によつた。
- 11 江藤淳編『新装版占領秘録下』講談社学術文庫 一九九五年 一八四頁
- 12 前掲一八五頁
- 13 前掲一八五頁
- 14 江藤淳『一九四六年憲法―その拘束―文春ライブラリー 二〇一五年 三十七頁以下、田中英夫『憲法制定過程覚え書』有斐閣 一九七九年 一八九頁以下
- 15 前掲田中、一九〇頁
- 16 もつとも田中は、「警告」であり、「いくらも違わない」ことではないといふ。前掲一九八頁
- 17 以上及び以下の記述は、主として『日本国憲法制定の由来 憲法調査会小委員会報告書』による。
- 18 この部分は、ほとんど前掲書四〇〇頁の記述そのままである。
- 19 前掲書四二七頁
- 20 前掲書四二八頁以下
- 21 前掲書四三八頁以下
- 22 前掲書四四五頁以下
- 23 前掲書四五三頁
- 24 前掲書四七二頁
- 25 井上達夫『立憲主義という企て』東京大学出版会 二〇一九年 三頁
- 26 前掲書 九三頁
- 27 マックス・ウェーバー 濱嶋朗 訳『権力と支配』講談社学術文庫 二〇一二年 同書では、正統性と正当性を区別せず、すべて「正当性」の用語で統一してゐる。しかし、ウェーバーの原語では、Legitimitätであり、ドイツ語でも正当性 Rechtmäßigkeitといふ言葉もある。英語の Legitimacy の日本語訳には正当性もあることから、Legitimität や Legitimacy を正当性と訳すことは一概にあやまりとはいへないが、この論文では正統性と正当性とを区別して用ゐることにする。
- 28 サルプラン・シモン『日本憲法学の正当性論に関する研究―ヴェーバー法社会学を視座として―』『神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究紀要第三巻第二号』二〇一〇年 九五頁 前注でのべたやうに、ここで「正当性」というのは「正統性」のことである。
- 29 前掲論文 九六頁
- 30 前掲論文 九六頁
- 31 前掲論文 九八頁
- 32 前掲井上『立憲主義という企て』一二七頁 井上は、同書で、立憲主義に基づいた憲法九条の改正を主張し、改正を反対するいはゆる護憲論者の主張を欺瞞であると激しく非難する。この井上の議論には説得力があるが、では、半世紀以上も欺瞞的な九条が「改正できなかつたのは、まさに国民の多数が現憲法を支持してきたからである」という事実によつて「蹴」されることにはならないか。

- 33 憲法調査会『憲法調査会報告書付属文書第10号 憲法無効論に  
関する報告書』昭和三十九年 この報告書を読むと、無効論も有  
効論も同じ議論を継続して繰り返してゐる。また無効論を体系的  
にまとめてゐるものは、小山常美『日本国憲法』無効論』草思社  
二〇〇二年 一一六頁以下である。
- 34 前掲芦部 四二三頁
- 35 大石眞『憲法講義Ⅰ 第3版』有斐閣 二〇〇四年初版 二〇一四  
年第三版 八九頁
- 36 前掲芦部 二八頁
- 37 松村昌廣『無条件降伏』とハーグ陸戦法規―日本はドイツ式「基  
本法」制定は可能であつたか―『桃山法学』第十七号 二〇一  
一年 九〇頁
- 38 前掲『日本国憲法制定の由来 憲法調査会小委員会報告書』  
三六〇頁
- 39 渡辺昇一・南出喜久治『日本国憲法無効宣言』ビジネス社  
二〇〇七年 二八頁以下
- 40 前掲書 二九頁
- 41 注33の報告書には次の記述がある(同書二二頁)。  
明治憲法第七五条が「憲法及皇室典範ハ撰政ヲ置クノ間之ヲ變  
更スルコトヲ得ス」と定めていたのも、占領中などと同様、国家  
の状態が平常かつ安穩でない場合には憲法の改正を行うべきでは  
ないという普遍的な大原則を示したものであるが、この原則は、  
かりに明文の規定がなくても当然のことであるとする。

- 42 前掲芦部 二九頁
- 43 前掲サルブラン論文 一〇二頁

- 44 井上孚磨『現憲法無効論―憲法恢弘の法理―』日本教文社 昭  
和五十年 一六八頁以下 なお、『井上孚磨憲法論集』神社新報社  
昭和五十四年 三七九頁以下
- 『井上孚磨憲法論集』には、「無効・復原・改正」と題する論文  
が収録されてゐるが(同書三三九頁以下)、これは昭和三十八年「自  
由と正義」八月号に記載された論文である。『自由と正義』は日本  
弁護士連合会の機関誌である。
- この「自由と正義」(第七卷第八号)には、「憲法改正是非か」  
といふ特集が掲載され、それをみると、日弁連では、会内に、憲  
法問題調査研究委員会を設置し、全会員に憲法の問題点について  
のアンケートを実施することや、委員会の経過などの記載がある。  
委員会の経過の記載の中には、「第九条の解釈としては兎も角、自  
衛の範囲内において戦力を持つことができるように第九条を改正  
する、とする説が多数で、現行法を維持すべきであるとする説が  
少数」といふものがある。この委員会で、自主憲法制定論者として  
有名な神川彦松東大名誉教授と井上孚磨の講演が企画され、二人  
の講演録がここに収録されたやうである。
- 憲法改正に関しては、まして無効論に関しては感情的に反対の  
立場をとるのではないかと思はれる日弁連の機関誌にこのやうな  
論文が掲載されたとは驚きである。しかもこの論文は歴史的仮名  
遣で書かれてゐる(神川論文も同じ)。昭和三十八年ころは、まだ  
日弁連もこのやうな論文を掲載するだけの言論の自由、許容性が  
あつたのであらうか。
- ちなみにこの当時の日弁連の会長は戦前戦後を通じて人権活動  
家として名高い海野晋吉である。海野は、自由人権協会の初代理

事長、総評弁護団の初代会長、日本民主法律家協会の最初の代表理事などを務めた。

45 菅原裕『新装版 日本国憲法失効論』国書刊行会 昭和三十六年初版、平成十四年新装版 三一頁以下

46 前掲 菅原 二七頁

47 辻村みよ子『憲法 第5版』日本評論社 二〇一六年 三二頁

48 前掲注35 大石 三八頁 現行憲法有効論について同書三五頁に要領よくまとめられてゐる。

49 前掲 菅原 九頁

50 前掲 一〇八頁

51 前掲 一一〇頁 「失効宣言は、法のすでに失効せることの宣言であるから内閣告示でも良いのだが、こと重大だから国会で失効宣言をした方がよい。ただし、普通決議で十分である。」

52 前掲注44 井上『現憲法無効論』二九四頁

53 注33中の小山『日本国憲法』無効論 二四八頁

54 前掲 菅原 九九頁

55 憲法調査会『憲法調査会報告書付属文書第1号 憲法調査会におけ各委員の意見』昭和三十九年

56 長尾一紘『日本国憲法 全訂第4版』世界思想社 二〇一一年九頁以下

57 草案は占領軍に押し付けられたとしても、議会において真剣に審議され、その後の選挙で選ばれた国会において承認されたといふが、言論は嚴重な検閲下にあり、かつ膨大な人数の有力者が追放された状況下での選挙であつたことを忘れてはならない。この点で、江藤淳『一九四六年憲法―その拘束』文春学藝ライブラリ

1 二〇一五年 参照、特に二〇〇頁以下

58 高池「研究会の目的」『国基研紀要 第2号』国家基本問題研究所 二〇二一年 一一八頁以下

59 尾高朝雄『国民主権と天皇制』講談社学術文庫 二〇一九年 一五頁 尾高は、ここで国民主権と天皇制が調和するものであると主張してゐる。

60 その一例として、ハイリッツヒ・シュリーマン、石井和子訳『シュリーマン旅行記 清国・日本』講談社学術文庫 一九九八年の訳者あとがき(一九六頁)をあげたい。訳者は、フランス語が堪能な主婦(?)であるが、パリでシュリーマンのこの本を発見して訳して自家版(?)を発行した。それが歴史学者木村尚三郎の目にとまつて学術文庫から発行されたらしい。あとがきの一節は以下のとおり。

国体を護持しつつ、全く新しい日本に見事に発展させたこの時代の多くの先覚者、勇氣ある方々の群像をしのび、その偉大さに想いをはせ、感謝と共に歴史の流れというものを改めて考えさせられた。思えば現在もまた同じ、皆の努力で国は豊かになつたといふものの、国際間にも、日本国内にさえおきな危機を感じるのには私だけであろうか。

61 「限界」を越えた行為は改正ではなく、もとの憲法典の立場からは無効ということになるが、新憲法の制定として完全な効力をもつて実施されることは十分ありうる。そして、改正の「限界」内にとどまるものか否かの判定権が改正権者自身の手にあるとされる限り、理論上新憲法の制定といえるものが改正の名において行われることはありうる。前掲注2 四一頁

# 太平洋戦争か大東亜戦争か

平川祐弘

(東京大学名誉教授)

## 国家基本問題研究所にとっての一大主題

国家基本問題研究所の関係者にとってファンダメンタルな歴史観は、どのような見方なのだろうか。個々人別様の歴史観があるに相違ないが、それでも同志とはいわずとも同人として、広い幅はあるにせよ、この会員には共通する見方があるにちがいない。

その種の主題の例として思いつくままに述べると、たとえば、メンバーの間には、幕末明治以来の我が国の近代化についてはそれを肯定的に見る歴史観がわかちもたれているのではあるまいか。日露戦争に至る日本の歩みを「坂の

上の雲」を目指して進んだ国の歩みとしてポジティブに捉えることに異存は少ないであろう。ペリーの黒船来航からの半世紀の日本史については、それを良しとする見方が会員の主流であろう。

それに対し、一九〇四―五年の日露戦争以後の半世紀の歴史については、とくに日本が戦って敗れた第二次世界大戦については、共通して一致する見方が日本人の中にあるとはいいたい。負の歴史として見る人も多いのではあるまいか。ただし自虐的な日本悪者史観に対しては同意しない国基研メンバーは多いに違いない。そもそも歴史観を反映するその戦争の呼び名について共通の呼び方があるのか、ないのか、一瞥してみよう。

## 呼び名は戦争の性格を反映する

近ごろ、昭和の大戦について、太平洋戦争ではなく大東亜戦争と呼べ、という主張が研究所のたよりに、関係者がしばしば執筆する『産経新聞』にも、散見する。表現は自由である。ただしだからと言って、使っていいのかわ、悪いのか。賛成の人もいれば、反対の人もおられよう。

戦争の呼び名は戦争の性格を反映する。また逆に国基研の人々が昭和の大戦をどう呼ぶかは、この研究所の性格がいかなるものであるかを示す座標ともなりうる。櫻井よしこ理事長は田久保忠衛副理事長への弔辞（『国基研だより』令和六年二月号掲載）で、田久保氏との「常に大きな話題の一つが大東亜戦争の評価でした」と述べている。

実は私自身は田久保氏に誘われて創立直後の国家基本問題研究所に理事の一人として加わった。そのころ田久保氏はいきなり私に話しかけた。それは昭和の大戦についての評価であり、その際、氏は徳富蘇峰の歴史観に依拠して私を説得しようとした。氏がややもすれば義戦の面を強調しようとするのに対し私が否定的であったからである。この

小論文《太平洋戦争か大東亜戦争か》ではその問題点にふれることにしたい。

## 大東亜戦争という名称

大東亜戦争の名称について賛成派には、昭和十六年十二月十二日の閣議決定で、今度の対米英戦争は、従来の日支事変を含めて大東亜戦争と呼ぶ、と決定されたからだ、と法学的な主張をする方もいる。当時は戦局の推移にともない新地名が作られた。昭和十七年二月十五日にシンガポールが陥落するや、十八日には戦捷第一次祝賀国民大会が開かれた。私事を語ると、私は東京の少国民を代表して皇軍への感謝の放送をした。そのとき内幸町にあった放送局まで同伴された田中豊太郎先生が、放送直前に原稿に「シンガポールは名前もいまや昭南島と改め」と加筆した。小学四年生の私がそれを朗読した。いまも私は昭南の名を鮮明に記憶しているが、憶えている人は少なからう。まして戦争当初のわが軍がいち早く占領したグアム島を大宮島と呼んだことなどは、政府決定であろうと、誰も覚えているまい。

では逆に昭和二十年十二月十五日、占領軍は日本人が「大東亜戦争」という言葉を口にするのを禁止し「太平洋戦争」と呼び、そう印刷するよう厳命した。だが連合軍の指令だからといって、それを歴史判断の基準として信奉するのか。日本の放送新聞はその時の決定を順守し、それを守らない者は反動扱いにされたが、私たちはいつまでそれに惰性的に従うべきなのか。それはアメリカ側で the Pacific War とか War in Pacific と呼ぶから日本人に「太平洋戦争」と呼ばただけではない。「大東亜戦争」といわせておくと、日本が大東亜解放のために戦った、という義戦の面が歴史に残る。それを日本国民の脳裏から消し去ろうとしたのである<sup>1</sup>。

### 歴史を複眼で見る

第二次大戦で日本が戦ったのは「太平洋戦争」だけなのか。「大東亜戦争」の側面は皆無<sup>かひ</sup>なのか。その問題を問いたく思い、一九九一年度、比較文学比較文化課程大学院で私は「文学に現れた太平洋戦争と大東亜戦争」と題する最後の授業を一年間行なった。やや異質な主題だったが、東

京大学の一主任として最後の学年度である。すると一種の知的責任感を覚えたのである。作品の質の如何は問わず、先の大戦に関係する日本文も英文も、時には中国文もとりあげた。出席学生も半ばは日本人、半ばはかつて敵対した国々の出身者で、二十数名の教室は満員だった。そうした大学院生たちを相手に一年「戦場に架ける橋」、「ビルマの竖琴」、硫黄島で戦死した市丸利之助海軍中将の『米国大統領への手紙』や重慶爆撃に触れた豊子愷などをとりあげたのである。その成果はまず日本語で発表した<sup>2</sup>が、英語で Sukehiro Hirakawa, *Japan's Love-Hate Relationship with the West, Global Oriental/Brill* に発表した。特定の国だけが正しい、と夜郎自大に言い張ることはしかなかった。また日本だけが悪いと謝る自虐史観に従うことも無かった<sup>2</sup>。

### 戦後レジーム脱却とは何か

そのような歴史の再吟味は、後から考えると、安倍晋三氏が唱えた日本の「戦後レジームからの脱却」の試みと重なるものでもあったろう。安倍内閣が成立して「戦後レジ

ームからの脱却」が公然と唱えられると、外国特派員の中には旧軍国主義の復活かと疑心暗鬼で批判する者もいた。しかし戦後体制や戦後思想体制のゆがみが露骨になり、その仕切り直しを政府に求める層は日本にかなり多くなつた。その人々がいたからこそ安倍政権は安定的に続いたのである。

ここであらかじめ言っておきたい事は、「勝者の裁判」である東京裁判の検察官が主張した歴史観を受け付けないという私である。そのような平川を右翼反動と決めつける方もあるいは居られるかもしれない。しかし私の主張に同調しない読者も、次のような文章が仮に大学入試に出題されたら何と答えるだろうか。

- a 第二次世界大戦に際して日本のA級戦犯を含む極めて少数の人間が自己の個人的意志を人類に押しつけようとした。
- b 日本のA級戦犯は文明に対して宣戦を布告した。
- c 彼らは民主主義とその本質的基礎、すなわち人格の自由と尊重を破壊せんと決意した。
- d 彼らは人民による人民のための人民の政治は根絶さ

るべきで彼らのいわゆる「新秩序」が確立されるべきだと決意した。

e 彼らはヒトラー一派と手を握った。

これは連合国側を代表して東京裁判の冒頭でキナン首席検察官が述べた主張だが、確実に○がつく解答は日本の指導者が「ヒトラー一派と手を握った」ことだけだろう。私は昭和日本の最大の失策はヒトラー・ドイツと同盟を結んだこととと思っている。

右の冒頭陳述に示された様な史観は正確でもなければ正義でもない、ただし私がそう弁明したからと言って、日本軍部が主導した当時の日本が正しかったと言うつもりはない。私の歴史評価は当時も今も同じである。軍部が日本の中央政府に従わず、解決の目途も立たぬまま中国で戦線を拡大した責任は大きい、また軍部に追随した新聞も悪い。ただし先の大戦でかりに軍国日本が悪玉だったとしても、一九四五年八月六日の原爆投下によって善悪の立場は逆転した、——私はそう判定している。



## 正々堂々と歴史の修正を

第二次世界大戦をデモクラシー対ファシズムの正義の戦争だった、と一時期内外の左翼の歴史学者は主張した。日本で都留重人などそう主張したが、しかし米国と組んで日本と戦ったソ連や中国が人格の自由を尊重するデモクラシーといえるのか。

私見では日本は反帝国主義的帝国主義の国だったが、その戦争に正面の「太平洋戦争」とともに「大東亜戦争」の側面があったことは否定できない。日本が英国と戦った香港・マレー半島・シンガポール・ビルマやインド洋は地理的にも太平洋とは呼べないからである。

日本の皇室と親しいオランダの皇室は、かつて女王が日本軍の蘭領東インド占領の四年の非道を口にしたことがあったが、日本の皇室に政治的発言は許されない。オランダのインドネシア占領の四百年の非道について反論も質疑もなかった。しかし近年、両陛下がインドネシアを訪問、脱植民地のためインドネシア将兵と共に戦って戦死した日本人将兵の墓に参り、現地の遺族を慰められた。昭和の大戦

には太平洋戦争という面だけでなく大東亜戦争という面があることは今や公的にも認知された、と言ってよいであろう。先にベトナムご訪問の際もインドシナで独立のために戦って戦死した日本人将兵の墓に参り、現地の遺族を慰められたからである。

## 各国の歴史と歴史観の栄枯盛衰

ここで各国の歴史とともに歴史観の栄枯盛衰を一瞥したい。

私はシナ事変（日中戦争）が勃発した頃、幼稚園に入った。「日英米独仏伊露中」の順で世界の国名を習った。日本は別とし、世界一は大英帝国で、明治以来、海軍も官庁も銀行も、英才を英国に派遣した。中学でも King's English を習い、スペリングは英国式だった。帝国大学も英文学は教えたが、米文学は教えない。そんなであっただけに、昭和十六年十二月八日、「米英二宣戦ヲ布告」と聞いて「英米」の順がひっくり返ったと驚いた。

第二次大戦後、ソ連は世界第二の超大国として米国と張りあったが、社会主義体制の崩壊で転落、その経済的実力



今は韓国より下といわれるが本当か。ソ連の衰退は、それが依拠した唯物史観の衰退となったが、同じく人民民主主義を奉ずる中国は、国家資本主義に転じ、世界第二にのしあがった。中国流プロレタリア独裁とは黨員富裕層の独裁か。

日本の歴史観はどうだったか。米国で苦勞して帰国後外交評論家としても活躍した清沢冽きよさわ りゅうは『戦争日記』で昭和十八年五月、日本の歴史学について「左翼主義はそれでも研究をした。歴史研究にしても未踏の地に入れた。唯物論の立場から。しかるに右翼に至ては全く何らの研究もない。彼らは世界文化に一物をも加えない」と酷評した。

### 羽仁五郎の唯物史観と平泉澄の皇国史観

清沢が『戦争日記』で思い浮かべたにちがいない歴史学者は、その口吻から察するに、左は羽仁五郎、右は平泉澄だったのだろう。唯物史観の優位を説き、明治維新を論じ、日本資本主義発達史講座の刊行に尽力した羽仁の方が、軍関係などの学校で連日、万邦無比の日本を讃える講演をした平泉東大教授よりもまじめな研究をしていると清沢は見た

のだろう。私は敗戦後に大学で学んだが、当時の学内外の雰囲気には押されて、右翼の国粹主義的歴史観はもはや読まなかった。だが「階級史観を奉ぜぬ者は学者に非ず」といわんばかりの高圧的な左翼の権威主義も嫌いだ。英国の日本史家ジョージ・サンソムを読んだとき、その自由で暢達な文体にほっとして、比較文化史を目指すなら私が進むべき道はここにあると思った。

戦後、日本の歴史学会を支配した左翼教授も、拗よつて立つイデオロギー的基盤が一九八九年、ベルリンの壁と共に崩壊するや、意気消沈した。すると反左翼自由主義の威勢があがる。人民中国の偽善の皮が剥はげ、監視国家の正体がすけて見える。連合国製の歴史観が戦後日本では喧伝けんでんされたが、そんな日本悪者史観をいまなお言い立てる国が、習近平の中国と文在寅の韓国左翼なものだから、そんな東京裁判史観こそ怪しいと日本人が思い始めた。健康な反応だと思う。日本の悪口を言う以外に言論の自由のない国に、公正な歴史観が期待できるはずもない。

## 賛否両論の蘇峰流歴史観

だがここで注意したい。左翼史観が没落したからといって、戦前戦中にもてはやされた、たとえば徳富蘇峰流の歴史観が正しかった、といえるのか。

英国の小説家で詩人、ラドヤード・キプリングは白人の植民地事業を肯定し、西洋人は「白人の重荷」を担う、と主張した。すると蘇峰は、それは余計なお世話だと反撥し、日本は東亜の盟主として「黄人の重荷」を担う、と主張した。だが中国人、朝鮮人の側からすれば、それもまた余計なお世話だったのではないか。しかし日本人は、蘇峰流の白閥打破の主張に歓呼した。開戦一年、歌舞伎座で開かれた陸軍に感謝する会は超満員。その日、蘇峰こそ大東亜戦争を勃発させるに最も力のあつた言論人だと清沢は書いたが、その筆は苦々しげである。蘇峰が戦後も書き続けた『近世日本国民史』百巻には私も敬意を表するが、その戦争観には疑問をもつ。ここでは次の点を取り上げて批判に代える。

賛否両論のある蘇峰だが、『徳富蘇峰終戦後日記』に対

する諸家の反応は興味深い。八月十九日、蘇峰は四日前の鈴木貫太郎総理の終戦工作成就を「敗戦迎合」と罵倒した。これには小堀桂一郎東大名学教授も同調しかねている。<sup>8)</sup>

### 史観が国家興亡に追いつかず

私はこの目で軍国日本の壊滅、経済大国の復活を見た。だがそのエコノミック・アニマルも高齢化した。国家の興亡がかくも激しいと、歴史を説明する史観の方が追いつかない。皇国史観もマルクス史観も破産した。羽仁の亜流のカナダの外交官、E・H・ノーマンもそのまた亜流のダワー以下のキャンパス・レフトもお蔵入りだ。

空騒ぎに類する皇紀二千六百年を寿いだ翌年、日本は勝ち目のない戦争に突入した。イラン建国四千年を祝賀したパルレビは翌一九七九年、国王の座を追われた。中華民族五千年の文明を鼓吹して登場した習近平は、一身に権力を掌握、蔭で習皇帝と呼ばれている。近ごろ盛装して公式舞台にも登場するようになった歌手であり軍人である夫人は第二の江青と呼ばれている。

思い出されるのは、辛亥革命で中華民国初代総統となっ

た袁世凱えんせいがいの運命だ。袁は権力を握るや近代化革命の産物である民主法制を廃止、国民代表に工作することによって満票で皇帝に推戴まいたされた（一九一五年）。だが帝政は続かず、四面楚歌しめんそかのうちに病没した。その死ほど人々に歓迎された死はないと中国の新聞は報じている。歴史の次の転換点は、在外華人が声をあげて皇帝統治反対を唱え出す時であるろう。

### 安倍首相の『戦後七十年談話』

安倍首相の『戦後七十年談話』は多くの日本人の賛成を得たが、反対する人もいる。「『戦後七十年談話』は日本人がこれから先、何度も丁寧に読むに値する文献だ」と私見を述べたら、「どの程度重要か」と問い返されたから「明治以来の公的文献で『五箇条の御誓文』には及ばぬが『終戦ノ詔勅』と並べて読むがよい。これから先、日本の高校・大学の試験に日英両文とも出題される日が来るだろう」と答えた。「『教育勅語』と比べてどうか」と尋ねるから「文体の質が違うが、これからの必読文献は『戦後七十年談話』の方だ」と答えた。すると早速講義するようある大学に招

かれた。そこでこんな個人的体験をまじえて話すことにした。安倍談話は歴史への言及で始まる。

「……百年以上前の世界には、西洋諸国を中心とした国々の広大な植民地が、広がっていました。圧倒的な技術優位を背景に、植民地支配の波は、十九世紀、アジアにも押し寄せました。その危機感が、日本にとって、近代化の原動力となったことは、間違いありません。アジアで最初に立憲政治を打ち立て、独立を守り抜きました。日露戦争は、植民地支配のもとにあった、多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけました」

### 日露戦争をどう見るか

これからの若者にはこれが共通知識となるだろう。もっともロシア側の見方は異なる。林達夫が調べたように、レニンレニンは日露戦争に際し日本の正義を支持したが、スターリンスターリンはそれとは逆の歴史観を述べた。昭和二十年、戦争に負けるや日本は悪い国だと私たちは教育された。占領軍の手で新聞ラジオを通して宣伝というか洗脳が行なわれた。それで明治以来の日本の進路がすべて悪と化した。地方の

村では大山巖陸軍総司令官が揮毫した忠魂碑を取壊すような真似はしなかったが、私に通った小学校の講堂からは東郷平八郎の書も乃木希典の書も撤去された。日本人の変わりざまは早かった。昭和二十三年、東大教養学部の前身の駒場の一高で「大東亜戦争やシナ事変を戦った日本が悪かったからと言って日露戦争まで悪かったのでしょうか」と全寮晩餐会の席で発言した卒業生がいた。それは当時としては言っただけなタイプにふれた発言なものだから、拍手したのは私ほか少数で、数百人の一高生がしーんとしている。私ははなはだ間が悪かった。彼は「私は酔っております」と断わりを入れて降壇した。

しかしその頃の私は夜な夜な「胸に義憤の浪湛へ 腰に自由の太刀佩きて 我等起たたずば東洋の 傾く悲運を如何にせむ 出でずば亡ぶ人道の 此世に絶ゆるを如何にせん」と寮歌を大声でうたった。一方的な日本の歴史の断罪は宜しくないと言う気持が寮歌を歌わせ、十六歳の私は日露戦争前夜の日本青年のナシヨナリズムを追体験していたのである。そんな気持は戦中派には底流していた。それだから日本人は千九百六十年代になるや島田謹二『ロシヤにおける廣瀬武夫』や司馬遼太郎『坂の上の雲』を愛読した

のである。それは若き日の和辻哲郎や柳田国男が「黄禍」は「白禍」であると言ったアナトール・フランスに共感したと同じようなものだったろう。私が日本フランス文学会で最初に発表したのも日露戦争に際してのアナトール・フランスの発言についてであった。

### 満洲事変

『安倍談話』をめぐって保守派論客の意見が分かれるのは満洲事変の評価だが、談話は、持てる国と持たざる国との対立の中で、

日本は、孤立感を深め、外交的、経済的な行き詰まりを、力の行使によって解決しよう試みました。国内の政治システムは、その歯止めたりえなかった。……満洲事変、そして国際聯盟からの脱退、……そして七十年前、日本は、敗戦しました。

と述べた。私はこれはバランスの取れた、自己反省を含む歴史評価と考える。満洲事変は軍事的には成功したが、

国際的には日本の孤立を招いたのである。中央からの命令でなく関東軍の板垣征四郎、石原莞爾らの幕僚が満洲で事変を起し、うまくいった。その際、勝手に軍を動かした者を中央は処罰せず功績として認めた。敗戦後、獄中でトイレット・ペーパーに書き記した回想録で今村均大將はこう評している。

之を眼の前に見た中央三官衛<sup>かん</sup>及各軍の幕僚たちは「上の者の統制などに服することは、第二義的のものようだ。軍人の第一義は大功を収めることにある。功さえたてれば、どんな下剋上の行動を冒しても、やがて之は賞され、それらを拘制しようとした上官は追ひ払われ、統制不服従者が、之にとつてかわつて統制者になり得るものだ」というような気分を感じしめられた。

『今村均回顧録』は昭和日本のもつとも優れた自伝の一冊である。

## シンガポールにおける日本イメージの変遷

ここでシンガポールにおける日本イメージの変遷<sup>へんせん</sup>について個人的体験に基づいて記してみたい。私はシンガポールには過去六十年間に何度も立ち寄った。留学生を載せたフランス船が最初寄港した一九五四年当時はまだ英領だった。

何度もシンガポールに行くうちに歴史の判断が落ち着くべきところに落ち着くのが感じられた。以前は歴史博物館（今はセントーサ島にある）では歴史解釈も旧宗主国の英国の立場をそのまま反映して、第二次世界大戦で日本軍が降伏した場面の写真のみが大きく掲げられていた。独立した後、私はシンガポール大学へ招かれて外部試験官として論文審査に何度も関係した。華人系の学生で日本語の力が弱い人ほど第二次大戦中の日本を決まり文句で断罪する傾向があった。

ところがそれがいつからか。一九四二年二月、シンガポール島に敵前上陸した山下奉文中将がイギリスのパーシヴァル司令官に降伏を迫ったという歴史的な会談を描いた宮本三郎画伯の絵の大きな複製も展示されるようになった。

そればかりではない、大東亜戦争に至る遠因が「日本撃敗了俄羅斯、這是有史以來一個亞洲國家第一次擊敗了一個西方國家」と書いてある。俄羅斯とはロシアのことで、「日本はロシアを日露戦争で撃破した。これは有史以来アジアの一国が初めて西洋の一国を負かしたのである」という説明である。大英帝国のクラウン・コロニーから独立したシンガポールであればこそ、西洋植民地支配とそれに対決したアジアの反撃の歴史を説明する必要があるからで、それで反日的感情が強いといわれるシンガポールですらも日本が二十世紀前半に果たした歴史的役割に言及したのである。

そこにはさらにこんなオーストラリア兵士の感想も大きな活字で出てきた。"After Singapore, Asia changed. For the British it would never be the same again."

「シンガポール陥落以後、アジアは変わった。英国人にとってはおもはや戦前と同じではあり得ない」。チャーチルは大英帝国維持のために戦ったが、結局はアジアの植民地は手放さざるを得なかった。<sup>10</sup>

### 反帝国主義的帝国主義の国日本

ところでシンガポールが陥落した時は、朝鮮半島でも台湾でも万歳を叫んで小躍りした人はかなりいたらしい。しかし正直に打明けた人のお名前をいまここに記せば、韓国に住む御子孫にきつと迷惑が及ぶだろう。そのあたりが言論の自由な台湾と違う韓国の不幸なところである。しかし台湾とても大陸に併呑されたなら、さらに大迷惑が及ぶに違いない。

日本は西洋の帝国主義的進出に張り合おうとするうちに自分自身が帝国主義国家になってしまった。私はそう考える。日本側のいわゆる大東亜戦争は、反帝国主義的帝国主義の戦争だったのであるだろうか。日本のコロニアリズムにもよるしくない面があったが、西洋植民地主義にも良くなかった面があった。謝罪するならばその両面をきちんと見据えてからにしてみたい。その点、日本の内閣や政府高官が過去の戦争について発表した「談話」には一面的でバランスを失ったものが多かった。<sup>11</sup>

そもそも日本の外務省内部では、歴史の二面性にふれて

外国語で挨拶するための修辭の訓練を全然行なっていない。恐るべき懈怠<sup>けたい</sup>であり、そのことを私は遺憾に思っている。外国語で自己表現がきちんとできない外交官ほど相手の言い分に相槌<sup>あいつち</sup>をうちやすい。私自身はシンガポールで一九九一年五月三日国際シンポジウムの閉会の辞に、夏目漱石のシンガポール見聞にふれて、こう述べた。

Generally speaking, Japanese travelers one hundred years ago had ambivalent attitudes towards the state of Singapore. They admired Britain for its achievements as a colonial power, but at the same time they resented British expansion in Asia because the positions held by Orientals were extremely low. However, very fortunately for us all, that era of Western colonialism as well as that era of Japanese imperialism is over. During our lifetime we have witnessed the death of empires, and we are now witnessing the most miraculous emergence of Singapore as a prosperous nation.

「一般的に申しますと、いまから百年ほど前の日本の旅行者がシンガポールの状態に対して抱いた気持はアンビヴァレントなものでした。日本人は一面では大英帝国の偉業に感嘆しましたが、同時に反面ではイギリスのアジア進出に対し鬱屈した感情も抱いておりました。それは英植民地における東洋人たちの地位がいかにも低く抑えられていたからであります。だが私ども全員にとつてたいへん仕合せなことに、西洋植民地主義の時代も終わりました。日本帝国主義の時代も去りました。私どもはその生涯の間に次々と帝国が死滅するのを目撃したのであります。そして私どもがいま目撃しつつあるのはシンガポールが繁栄する国家としていまここに現出しているこの奇跡的事実であります」

会議にはかつての交戦国の人も、シンガポールの人も、旧植民地の人も出席していたが、右のような平川挨拶に異存はなかった。ただし論文集編集者である台湾の学者Lien Lien-hsiang 教授の「シンガポールが陥落した時は台湾で子供の私は万歳を叫んで小躍りした」という発言を記した私の英文は、三年後一冊の書物になる際に、出版元のシン



ガポール国立大学の手で消されてしまった。「私の英文はチェックせねばならぬほど下手だったかね」と寄稿者の英文をチェックしたインド系の英文学教授に笑いながら尋ねたら「ポリテイカル・チェックです」と正直に答えた。

### スターリンよりも多くの自国民を死なせた偉大な指導者

そんな私は六十歳の定年で東大駒場を去ってから三十三年になる。その昔大学で教えた学生もまた多く定年を迎えた。私はそんな老骨だが、年配の男女でも賛否両論、議論に花が咲く。熱烈に安倍を嫌う人は、本人か配偶者に学校につとめる人が多かった。『朝日』は「この談話は出す必要がなかった。いや、出すべきではなかった」と八月十五日の社説に書いたのだから、そんな新聞を半世紀以上読んできた夫婦が安倍反対を口にするのは当然だろう。しかし周辺の名誉教授連は『朝日』があれだけけちをつけるのだから安倍談話はきつといいのだろう」とシニカルな口を利いている。ただ皆さんお利口さんで、私のようにはっきりと意見を活字にしない。

私は心中で感じたことをすぐ口にする。口にするばかり

かこのように書いてしまう。すると意外やそんな私に賛同の意を表する元女子学生がいたりする。本人がたとい教師でも配偶者が官僚や商社とかで外国も長く社交も広いと、「日本人に生まれて、まあよかった」と皆さん思っらしい。そこは大新聞中毒となった人たちの井の中の大合唱と違って話が面白い。そんな悪態をつく私に元朝日の記者が賛成の手紙をよこしたりする。

そこで私は外国人研究員に質問する。「皆さんは慰安婦報道で大きく躓いた朝日新聞の謎を解けないようでは第一級の日本研究者とは言えませんよ」。中国留学生にも質問する。「談話にアジアで最初に立憲政治を打ち立て、とありましたが次の年に何があったか。一七八九、一八八九、一九八九」。答えは「フランス革命、大日本帝国憲法発布、天安門事件」だが、一九八九年についてはベルリンの壁崩壊、も正解ということにしてある。そして二〇八九年に天安門広場にスターリンよりも多くの自国民を死に追いやった偉大なる指導者の胸像はなお懸っているだろうか、とひそひそ話をして教室を去るのである。



## 田久保忠衛氏の知遇

私は戦後いちはやく（というのには昭和二十年代のうちに、という意味である）渡欧する機会を得た、当時は新聞記事にその名前が出るほど数が少なかった留学生である。しかも私は長く仏独墮英伊に留学した。それで西洋なれしていたからだろう、そんなに英語ができるわけではないが、一九七七年、ワシントンのウッドロー・ウィルソン・センターへ招かれ、フェローとして精勤した。ナシヨナリズムの研究部会で私が発表した《Chinese Culture and Japanese Identity: Traces of Bai Ju-yi in a peripheral country》はかねて日本語で発表した《漢文化と日本人のアイデンティティー——白楽天の受容を通して》の英訳だが評判となった。学年度末のハーンについての発表も反響があった。

そんな私は気が付かなかったが、時事通信社外信部長もつとめワシントン勤務だった田久保さんはその頃からウィルソン・センターに出入りしていたらしい。私の噂を受付のフラ・ハンターから聞いて驚くほど詳しくかった。彼女

は私に好意を抱いていたから、田久保さんに良き平川像を伝えたのだろう。それもあつて後年、国基研が創設された時、田久保副理事長は私に参加するよう声をかけてくれたのだと察する<sup>12</sup>。

田久保氏は新聞人から大学人に転じ、杏林大学でも精勤した。立派な風貌の氏は国際シンポジウムの席でも、櫻井理事長と共に氏が壇上にいると様になった。問題が頭の中できちんと整理されていたから、話によどみない。そうした公式の場での話も聞かせたが、新学而会などでのシェリー酒を飲んでの内輪の会話も面白かった。<sup>13</sup>

田久保氏は愛国心を胸に秘めたジャーナリストとして正論を語った。そうしたときはこの人は幕末の水戸の烈士の血を引いているのか、と思う節さえあった。巻頭にも触れたが、昭和の大戦について蘇峰の見方を色々引用して、東京裁判史観の誤りを私に説いた。私も、プリンストン大学のマリウス・ジャンセンがまだアメリカ占領軍の言語将校だった頃、徳富蘇峰に会いに行き、昭和の大戦で日本帝国がしたことは欧米列強が日本より三十年前にしたことと変りがないと言われて反論できずに終わった話など、蘇峰に花を添える逸話も伝えた。

ただ九十三歳の今の私には田久保氏が引用した蘇峰の言説を正確に引用する力はない。それでも田久保氏の蘇峰をポジティブにとらえた見方に反論するために私が引用した蘇峰の一文は憶えている。蘇峰徳富猪一郎は昭和二十二年三月十八日に東京裁判宣誓供述書を提出した。これは法廷で採用されなかったが、その供述書で、蘇峰は戦前戦中の日本人の自己認識の誤りを次のように述べている。私はこれは蘇峰の本音であると信ずる。「日本人を咎むれば」というより「徳富蘇峰を咎むれば」と言いたい。

今日に於て日本人を咎むれば、支那を見誤り、米英諸国を見誤り、ソ聯を見誤り、独逸伊太利を見誤り、殊に最も多く日本を見誤り、孫子の所謂る彼を知らず己をしらずして今日の状態に立ち到つた一事であつて、日本人として自業自得……

こう「日本人として自業自得」と述べている以上、徳富蘇峰は日本が誤った戦争をしたと認めていたことに間違いはないと私は思っている。

1 第一にそれでは戦前の儘の旧植民地を維持したかった連合国側としては都合が悪かった。ただ連合国の間でも旧植民地の維持に固執したオランダ・フランス・イギリスとフィリピンに独立を与えようとしていた米国との間には戦前のレジーム維持に対する熱意に違いがあった。それから第二に日本占領を主導した米国としては一九四一年十二月七日に始まった戦争を「太平洋戦争」と呼ばせることによって、もっぱら太平洋地域で日本軍と戦って勝利した米国軍の中心的役割と功績を世界に認定させる意図もあつたことであつたにちがいない。

2 Sukehiro Hirakawa, *Japan's Love-Hate Relationship with the West*, Global Oriental, 2005 が出版された時、『比較文学研究』第八十七号、二〇〇六年、第八十九号、二〇〇七年と英仏日語による三点の書評と一点の私の弁明も出、私はそこで更に三点の英文書評も紹介した。この書評の形をとつた毀誉褒貶の論争の際、拙著の中で E・H Norman 評価を不満として拙著を攻撃したカナダの青年は私の最後の演習に出席した人であつた。当時から平川の歴史解釈に納得していなかったのであろう。

3 降伏交渉中の日本に原爆を投下した米国は極悪非道の悪玉で、ダントテがいま『神曲』を書くならトルーマン大統領は、原爆投下を命じた前非を死ぬ前に悔いなきが、地獄で焼かれているはずだ。その罪を帳消しにするために「慰安婦二十万」とか日本側の大虐殺とか誇大に主張する輩もいるが、そうした良心面した連中の赤い舌は必ずや『神曲』未来篇で抜かれるだろう。その地獄でヒトラーはガス室に詰め込まれ、スターリンはさらに下層で氷漬けなのは、それだけ殺した人数が多いからである。

4 習近平も政権の座に就いた当初は米国訪問の際その種の歴史観を主張した。

5 私がこのような記事を『産経新聞』『正論』欄に投稿したとき、同紙の校閲からクレイムがついた。香港もシンガポールも太平洋に面しているから消すように、という注意で、私はこのような注意は校閲に名を借りた検閲ではないかと感じた。

6 清沢は日本のオピニオン・リーダーとして多大な力をふるい日本を大東亜戦争へかりたてた徳富蘇峰を *Dee Hong* として憎んだ。昭和十年代の清沢にとって蘇峰は最も影響力のある言論人であった。歴史家ではなかったであろう。

7 東京帝大の国史科の黒板勝美教授の輝かしい門下生の二人は右の平泉澄と左の羽仁五郎といわれた。私は大学生のころから羽仁五郎は読んだが平泉澄は全く読まなかった。一九六八・九年の大学紛争の時に全共闘系学生の愛読書となった『都市の論理』がベストセラーとなった頃から羽仁をあまり読まなくなった。それに対し二十世紀の十年代から市村真一博士に雑誌『日本』を贈られ、そこに印刷されている平泉論文に目を通すに至って平泉教授が戦時中の日本国史学界の寵児となった所以がよくわかるようになった。しかし私には近代経済学者の市村真一教授が平泉澄に傾倒して生涯変わらなかったことが不思議に思えてならなかった。

8 小堀桂一郎著『和辻哲郎と昭和の悲劇』PHP新書二〇一七年、第一章三。

9 今村均の自伝には『私記・一人六十年の哀歓』、芙蓉書房、昭和四十五年、ほかがある。

10 私が一九五八年ロンドン大学夏期講座で習った英国人女性講師

は若かったが、シンガポール大学に赴任するという。喫茶店に誘って事情を聴くと英国を離れて独立するシンガポールの大学では英国人教員の見通しは暗い。それで若い男性は応募しない、それで自分にポストが廻って来たのだと言った。その女性講師は日本人が嫌いと思えて、私に「東京」と英語で言わせ、二重母音になつていないとさんざ直された。そして「日本人は床の上で寝るそうだな」と教室の石の床を指さしたりした。

11 日本の侵略や植民地支配を認めて謝罪する「談話」を発表する際は、もつと歴史の表裏を見据えた見方を述べてもらいたいのである。とくに根拠薄弱な官房長官談話を発表した河野洋平氏にいたってはその政治的叡智を疑う。

12 国基研には客員研究員としてロナルド・モースも名を連ねていたが、一九七七年当時国務省で日本の新聞を読むという下働きをしていたモースを私はハイン・ペイパー発表の際のディスカサントとして招いた。それが縁で彼はウイルソン・センターに移り、田久保氏がセンターの研究員となった一九七九年、二人は交際することとなったのであった。もつともモースは国務省のフイン部長やプリンストンのジャンセンに嫌われていて長く教授職につくことをえなかった。国基研の客員研究員には本国でも学者としての業績を認められている人を優先して招聘すべきではあるまいか、などと私は思ったものである。

13 田久保氏は二〇二三年十一月二十二日『産経新聞』『正論』欄に『ケネディ暗殺から60年の日米関係』を寄稿した。この最後の記事には氏自身の日米関係が記されている。私は感想をしたためて氏に送った。普通の葉書に書けば氏の目にもふれたであろうが年賀

葉書に書いたものだから残念してしまった。私は氏の記事にあった「（現在の日米関係に）問題があるとすれば、リベラル系米メディアが時たま表面に出す、神道、皇室、靖国神社などを巡り日本の保守派の神経を逆なでする誤解だ」に注目し、同意したのである。

14 小堀桂一郎編『東京裁判 日本 of 弁明』講談社学術文庫、一九九五年、三〇六頁。

# 「一九五一年の断裂」

——「反対党」の条件としての国防政策と

梅 澤 昇 平

「日本型社民主義」の迷妄——

(尚美学園大学名誉教授)

## 要旨

政治腐敗の根源は「政権交代体制」の欠如、つまり「反対党」の欠如にある。反対党の必須条件は、国防政策の安定度。共産、社民などのアキレス腱はここにある。立憲もはっきりしない。戦後史では、一九五一年に大きな断裂があったが、それが基本的に継続。それを許しているのは、敗戦後遺症とそれを煽る「平和教育」にあるのではないか。

## はじめに

昨年来の政治資金パーティー問題を契機とする政治腐敗

問題が、日本政治を混乱させている。これを奇貨として、肝心の憲法改正論議が、デットロックに乗り上げていく。改憲阻止の立憲民主党は早速「この時期に論議無理」と氣勢を上げている。

政治改革とは、つまるところ緊張感のある与野党関係がどうつくるかであろう。いつでも政権交代ができる体制が野党側にあることである。そうした資格と準備のある野党は「反対党」と呼ばれる。対案のない反対のための反対の「野党」ではない。日本の政治は、これが欠如している。自民党批判はあっても、これに替わる政党の塊は見えない。この現状をどうみるか。原因はなにか。それを探りたい。

## 1. 日本のなかの「政党」の存在

日本ではどうも「政党」の評価が概して低い。

六〇四年に聖徳太子は十七条の憲法をつくり国家体制の基盤をつくった。この憲法の第一条は「和を以て貴しとなし、さからうことなきを宗とせよ。人みな党（たむら）あり」と有名である。今風にいえば党派の否定だろう。

これは日本だけではないようである。米国の初代大統領ワシントンは、大統領を辞する告別の挨拶で、「党派精神の有害な影響」を指摘した。

しかし一党一党の全体主義体制は、いまでは暴虐な独裁政治になることは歴史の教訓である。

政党、とくに「反対党」の必要性、重要性が民主主義国家では常識になる。政治学者のシャットシュナイザーは『政治政治論』で「政党は、現代の政治の単なる付属物ではなく、現代政治の中心にあり、そこで決定的かつ創造的な役割を演じている」と述べた。著名な政治評論家であったリップマンは、「反対党は、不可欠である。良い政治家は、他の賢明な人がだれでもそうであるように、つねに、熱心な支

持者からよりは、反対者からより多くのことを学ぶのである」と語っている。アメリカ政治学会会長をつとめたキイと言う政治学者は、米国の政党政治は、大リーグの様なもので、それぞれ、最良チームに熱中するようなものだと述べている。ドジャーズのファンが終生ファンのように、「多分、終生自分たちの党の候補者を応援し、その候補者に投票するだろう」という。アメリカらしい開放性と熱狂だ。共産党のような秘密結社の堅い結社でなく、大衆に開かれた政党をイメージしている。これは現在の日本にとっても参考になろう。

日本では、かつて民社党をつくった西尾末廣の言が象徴的だろう。一九六〇年の結党直後の日比谷公会堂での演説会で「政権を取らぬ政党は、ネズミをとらぬネコのようなもの」と豪語したことである。片山内閣を作った西尾ならではの発言だ。当時の朝日新聞が民社党をつくったといわれるほど、マスコミにも、英国型の二大政党制待望論があった。しかし安保闘争の大混乱と社会党浅沼委員長の刺殺事件の発生などで、民社党は出鼻を挫かれ、「反対党」は育たなかった。

日本政治の特徴は、戦前は、政友会と民政党が、二大政

党として熾烈に闘った歴史である。三井だ、三菱だと財閥の抗争と連動した面がある。政権が交代すると、田舎の警察署長も連動してかわる。もつとひどかったのは、相手党を倒すため手段を選ばない。とりわけ、政友会は民政党政権が結んだ一九三〇年のロンドン軍縮条約を叩き、天皇の統帥権を干犯と追及。これで軍を独走させることになり、軍国主義政治への道を拓き、政党間の抗争は泥仕合となる。国民の政党不信が、政党政治の終焉、大政翼賛会への道となったことは周知の通り。

いまた、政党が政党を叩いている。政党、反対党をどう育てるのか、この視点が見えない。階級対立や宗教対立がゆるやかな国で、しかも「寄付文化」が希薄な国で、どうやって政党をつくるか。「企業団体献金なし」で誰が金を出すのか。政党は、行政組織ではない。法律でガンジガラメに縛ってはならないはず。できるだけ、党内の情報公開を進めながら、あとは、有権者が選挙で判断する組織ではないのか。憲法21条には、表現の自由、結社の自由が明記されている。政党は、憲法以前の自由な組織ではないのか。

それに関連して、日本では政権交代の頻度が低い。英国

では、労働党のブレア政権はサッチャー政権の後について、十三年ぶりに政権をとった。今回また十四年ぶりに政権交代だ。ドイツでは、社会民主党は十六年ぶりにキリスト教民主党からシュレイザー政権をつくった。現在も社民党主体の連立政権だ。政権交代なしで、議会主義は十分機能しない。

## 2. 日本社会党の意欲のなさど無節操

戦後、日本社会党は、片山哲を首班とする民主党、国民協同党との連立政権をつくった。社会党の党内クーデターで倒れた後は、同じ三党で芦田均内閣を作る。しかし世界の冷戦構造化のもとでGHQ内部の権力闘争から自由党政権に覆されたのは周知の通りである。以後、社会党にとつては「政権」はタブーと化した。社会党が左派主導になってからは、片山、芦田内閣は社会党史のいわば「汚点」として「断罪」された。「結果的には占領軍の政策転換の道具として社会党が利用され、資本の擁護者、労働攻勢の防波堤となる政策を請け負い、そして社会党はみずからの主張と政策を失って、国民の期待を裏切っていくことになっ



た。それは後につづく保守長期政権をゆるす大きな母体ともなった(『結党20周年記念出版・日本社会党20年の記録』)と。これがずっと尾を引く。

村山富市元総理は、オーラル・ヒストリーで本音を語る。「結局、社会党内には政権というものの位置付けや認識というものが、やっぱりないんじゃないなあ」。政権をとつても、「当時の社会党議員らは『与党になったために思うようにものが言えない』『野党時代の方がよかった』と言つていたなあ<sup>10</sup>」と。

この感覚は、現場にもあった。社会党の政策審議会にもいた高木郁朗は、「勝間田政審会長に、現にやっている政策活動と社会党政権との関係について質問した。答えは『片山政権時代の悪いイメージが残っているうちに政権を論議するのはムリでしょうな』というものだった。それは僕には社会党のリーダーたちには、政権を取りに行く意欲がないように受けとれた<sup>11</sup>」と語る。三分の一政党に安住していたのである。

社会党は、無節操が故に崩壊したとも言える。

一九九三年の細川連立政権は、社会党を含む七党一派派による連立政権だった。どう政策をまとめるか、不安だっ

たが、結局、政権確保で一致し、自民党の外交安保政策は丸呑みとなったことを覚えている。「連立政権樹立の七党一派派の合意事項」で、「連立政権は、憲法の理念、精神を尊重し、外交防衛など国の基本政策について、これまでの政策を継承」とし、「八党派覚書」で、①外交防衛政策は、これまでの政府の政策を継承②日米安保条約を継承、アジアの平和安定に貢献③原子力発電は安全性確保し、新エネルギー開発④日韓条約を遵守し、平和的統一に努力、を決めた。ところが、実際は北朝鮮のミサイル配備問題で、社会党のみそれへの対応が取れず、政権は揺れたのである<sup>12</sup>。

ひどかったのは、村山自社さ連立政権であろう。社会党は、非武装中立を党是と言ってきたが、村山委員長が首相になると、党内討議なしで、一夜にして党是を捨てたのには日本中が驚いた。筆者は、この無節操さを非難し、いずれ野党に戻れば、先祖帰りし、また非武装中立に戻るに違いないと書いた<sup>13</sup>。この予想は的中した。野党に戻り、社会党から社民党に看板を変えても、非武装中立だ。

この暴挙への批判は、当然、社会党内でも燻った。組織局長だった船橋成幸は自社連立について「黨員にも市民にも青天の霹靂、寝耳に水」「理論的・政策的成果の全てを



問答無用、一刀両断に切り捨てたのが村山発言（注「自衛隊合憲、安保堅持」である<sup>14</sup>）と恨みがましい。社会党解党、衰退の原因として、党本部OB会の発言集<sup>15</sup>では、総評解散、村山政権を挙げるのが多い。

### 3. 「一九五二年日本の断裂」

日本の「左翼」の分裂、亀裂は、筆者の見立てでは一九五一年ではないかと考える。時系列で見る。

一九四九 NATO結成（一九四八 チェコの共産クーデター、ベルリン封鎖）

一九五〇 コミンフォルムの共産党批判（占領革命否定、平和革命否定）、朝鮮戦争勃発

一九五一 三、西尾発言（①独立後は再軍備②シビコン確立③日米防衛体制④改憲）

六、社会主義インター結成と武装平和決議採択（社会党棄権）

九、サ条約・安保条約調印  
十、社会党大会分裂（右派の曾根、西村は両

条約賛成の白白から白青に）

十、日本共産党五全協、五一年綱領採択

（一九五五体制）、自民党改憲からなし崩し合憲（吉田ドクトリン）、社会党

一／三護憲抵抗政党）

一九五九 社会党分裂・安保闘争（独SPD新綱領採択、精神の自由、国防肯定）

一九六〇 民社党結成、民主陣営で防衛肯定、安保段階的解消（非武装中立の否定）

一九六一〜ベルリンの壁（〜八九）  
一九六二 社会主義インターのオスロ宣言（NATOは平和の砦）

この時系列の意味を説明する。

西側の集団防衛同盟であるNATOの加盟国はいまや三十二カ国となった。共産党の志位和夫委員長は、『新・綱領教室（下）』という党員必読の綱領解説書で「軍事同盟にしばられない非同盟・中立こそ世界の主流<sup>16</sup>」という小見出しをつけた。大昔でなく二〇二二年発行だ。現実には、真逆だ。NATOは十二カ国から出発。防大名譽教授の佐

瀬昌盛は、一九九九年、当時十六カ国のNATOは「将来、十九〜二十八の国のどこか」と予測したが、三十二だ。もともとNATOは「ソ連・アウト」「アメリカ・イン」「ドイツ・ダウン」が特徴とNATO事務総長は言った。ソ連共産主義を阻止するため、米国を巻き込む。問題児のドイツの頭は押さえる、ということだ。同盟結成の主導者は、英国の労働党政権。アトリー首相、ベヴィン外相だ。これができる直接の動機は、前年一九四八年にチェコで共産党によるクーデター事件の発生。東欧から西欧にかけ、ソ連主導の共産化が迫る。同時に、ベルリンがソ連によって封鎖される。米国が空輸作戦で物資を送り込み危機を救った大事件である。これでは西欧もソ連主導の共産化するのは時間の問題。そこでアトリーが立ち上がり、欧米が結束したのだ。

アジアでも、大激動。四九年秋に中国が共産党によって統一される。五〇年には、ソ連主導のコミンフォルム（共産党情報局）は、日本共産党を批判。占領下の革命は駄目。平和革命は駄目というもの。当時の徳田球一書記長らはこれに反発し反論するが、党内では志賀義雄や宮本顕治などはコミンフォルムの方針を支持し党内は分裂。結局、「国

際派」と呼ばれた志賀、宮本らが主導権を握り、武装革命路線に走る。また六月には、北が仕掛けた朝鮮戦争が勃発した。第二次大戦の勝者である米ソに亀裂が走り、「米ソ冷戦」時代が来る。

翌一九五一年は日本は大混乱になる。三月に、社会党の中執は荒れる。三月二日の読売新聞の一面トップは社会党の党内情勢だ。社会党と片山内閣を作った大立て者の西尾末廣の発言が一面を飾る。見出しは「再軍備は必要」西尾氏表明<sup>18</sup>だ。内容は以下の四点。①講和条約が成立して独立国家になったら再軍備は絶対に必要だ②（戦前）軍隊が無謀ないくさをしたのは軍備をもっていたからではなく、軍の性格が軍閥だったためだから。シベリアン・コントロールが必要だ③自力防衛が困難な場合は必要に応じて日米防衛協定または地域集団保障が良い④現行憲法は敗戦直後にできたものであるから講和後は全面的に再検討する必要がある。

当時としては衝撃的内容だったろう。いまとなっても、軍隊保持を明記する憲法改正はできないままである。

六月に大きな国際会議がドイツのフランクフルトであった。社会主義インターの結成である。共産党系でない社会

主義政党が三十四カ国から結集した。そこで「民主社会主義の目的と任務」というフランクフルト宣言を発表した。社会主義は共産主義とは無縁だという意味で「民主社会主義」という用語をはじめて旗印として掲げた。それまで、社会民主主義という用語はあつた。暴力革命でないマルクス主義という意味でカウツキー主義とも言われた。この曖昧性を斬るためか、「民主社会主義」という新しい用語を打ち出した。「国際共産主義は新たな帝国主義の要具である」「自由なくして社会主義はありえない」「平和は集団的保障の制度によつてのみ確保しうる」などを決めた。

この宣言採択後、英国労働党が提案して「平和のための武装決議」を採択した。「平和のための闘争に関する社会主義者の世界的活動」が正式名だ。

「朝鮮戦争は、一つの危険信号である。それはコミンフォルム（共産情報局）がその勢力伸長の手段として軍事力を利用するに何ら遠慮していないことだ」「過去は自由な民主主義国が武装力なくして全体主義の恐怖に対して自らを防衛することはできないことをしめした」「平和は武装なくしては保障されない<sup>19</sup>」というものだ。

世界の参加党は、両方に賛成したが、武装決議に唯一「棄

権」した党があつた。日本社会党である。当時社会党は、片山、西尾らが追われ、左派の鈴木茂三郎が委員長になつていた。鈴木代表団が、乗り込んだものの、インターのこの決議にびっくりして、いわば逃げ帰つたのである。

重大なことは、民主社会主義とNATOはいわば一体だつたことだ。反ソ反共である。理論と国防の両面で、反ソ反共だつたのだ。マルクス主義を信奉し、ソ連、中国を「平和勢力」とみなす社会党の左派や共産党には容認できなかった。

スウェーデンは二百年以上「中立」政策をとってきたが、ロシアのウクライナ侵攻を契機にNATOに滑り込んだ。

そこで、社会主義インターとNATOは、完全に表裏一体となる。現在は、インターは拡大しすぎ、むしろEU議会での社会進歩同盟として西欧社民政党は活躍している（ただしEU外の英国労働党もいる）。六月のEU議会選挙でも、保守、右翼に対抗して第二勢力の地位を維持した<sup>20</sup>。

この年九月、日本でサンフランシスコ講和条約と日米安保条約に吉田内閣は調印した。西側の一員として独立を回復し、駐留軍を在日米軍として同盟したのである。社会党は大混乱。民主社会主義派の右派と、中ソに親近感を覚え

る左派の激突だ。党の中央執行委員会で右派が左派を上回った。左派は両条約反対。右派は、西尾派の曾祢益や西村栄一らは両条約賛成で衝突。しかし右派の中間派・浅沼稻次郎書記長は、左派に勝つため、講和条約賛成、安保条約反対で妥協するように曾祢、西村らを説得した。しかし、十月二十三日から浅草公会堂で開かれた党大会では、左派が逆転。党は分裂した。これは分裂すべくして分裂したと後からは言えるだろう。世界観が違うのだ。

この時期、日本共産党は暴走し、五一年綱領で武装革命路線を走る。朝鮮戦争の第二戦線で、在日米軍の韓国支援を妨害するため暴れた。

こうみると、一九五一年が日本の「左派」というか、社会主義運動、労働運動の分岐点だったといえるのでないか。これ以降については、一瞥する。

一九五五年の保守合同による自民党の結成、両派社会党の統一による社会党の再建で、日本の政局は、いわゆる五五年体制に入る。この時代、自民党は国会で改憲に必要な三分の二の議席を取れず鳩山による憲法改正が挫折。以後は、「なし崩し改憲」と吉田茂のいわゆる「吉田ドクトリン」（軽武装、経済優先主義）に替わり、改憲路線を辞

める。一方、社会党は、改憲阻止の三分の一議席確保に安住し、抵抗政党に墮す。一か二分の一致党体制で、政権交代なき不毛の対立政党時代となる。

これに亀裂が入るのは、五八年暮れの西尾の昭電事件無罪確定からである。早速、西尾は、「対案のない安保反対はおかしい」「世界は、資本主義対社会主義の対立よりも、民主主義対全体主義の対立だ」などと発言をし、社会党は五九年党大会でとうとう分裂。民社党の結成になる。この年、西欧でも、ドイツ社民党がマルクス主義と訣別する新綱領、バード・ゴードスベルク綱領を採択。社会主義インター宣言を受けたもので、マルクス主義のドグマを捨て、精神の自由な党をめざし、NATOのもとでの国防を肯定した。

これは翌一九六〇年の民社党結党綱領にも影響を与えた。民社党は、日本の革新的野党の中で、初めて、民主陣営での国防を肯定。日米安保は廃棄でなく段階的解消を主張した。当時これを起案した曾祢益書記長は、社会党流の「非武装中立」を排除したと述べた。<sup>21</sup>

一九六一年にはドイツに東西を断絶させる「ベルリンの壁」が築かれる。一九八九年まで続く。

一九六二年には、インターは結成十年を振り返り、あらたに「オスロ宣言」を採択した。その中で象徴的な言葉は「NATOは平和の砦」であると宣言したことである。社会党は大会をボイコットした。

#### 4. 「日本型社民主義」なる代物しるもの

ここで「社会民主主義」「民主社会主義」なるものの定義、解釈について、おさらいしておく必要がある。

社会思想家の武藤光朗が書いた『民主社会主義事典』（民社研編<sup>22</sup>）をまず参考にする。「民主社会主義」については、冒頭で述べたので、ここでは「社会民主主義」については紹介する。「一九一九年、共産主義インターナショナルが結成されるまで、マルクス主義的の社会主義を総称していたが、その後は、共産主義に反対する第二インター系の社会主義を社会民主主義と呼ぶようになった。社会民主主義は基本的にマルクス主義の立場をとるが、暴力革命とプロレタリア階級独裁に反対し、議会制民主主義を通じて漸進的に政権を獲得し、社会主義の実現を期する」。

これに対して共産主義者は社会民主主義者を「裏切者」

扱いをする。だから、社会党内でも、社会民主主義という言葉はタブーだったという。江田三郎も告白している。「社会民主主義は重大な段階で労働者階級と国民を裏切るものだという、マルクス・レーニン派の宣伝が浸透し、客観的には社会民主主義の道を歩んでいる者も、自らをそうだと、はつきり表明しない傾向が強い」と。共産主義者は、「社民」を目の敵にした。近親憎悪か。コミンテルンも「社民主敵論」だった。敵は、社民。「社会ファシズム」論もここから。

現在、社会民主党は、自らを「社会民主主義」という。<sup>24</sup> その前身であった日本社会党は、最後は、社会民主主義へ脱皮したといった。結党四十年目に出した一九八六年の「新宣言」つまり「日本社会党の新宣言―愛と知と力による創造」で転換し、一九九五年の「九五年宣言―新しい基本価値と政策目標」で完成したという。

「九五年宣言」のまとめで、「新宣言」で、現在の体制を認め、体制内で緩やかな改革を積み上げる社会民主主義の政策手法をとりいれています。『新宣言』を新たな基本文書『九五年宣言』に発展させることにしました。<sup>25</sup>

しかし、「西欧社民」の重要な特徴である西側の一人としての防衛体制について、どこかに言及があるか。これは

見事がない。「新宣言」では、「非同盟・中立・非武装の実現」とある。「九五宣言」では、「防衛政策の基本は軍縮」「安保条約を堅持しつつ、できるだけ軍事面を小さく」とある。これでは、ゼロ回答に等しいのではないか。

日本社会党の歴史をコンパクトにまとめたものに原彬久『戦後史のなかの日本社会党』<sup>26</sup>がある。しかし西欧社民と比較しながら、「社民政党は、資本主義経済システムと議会制民主主義に立脚しながら、資本主義の暴走をチェックする。これら社民政党は、個の利益と社会の利益を調和させて高度福祉国家をつくろうとする」とする。NATOを軸とする安全保障体制について触れていない。ただ、あとがきで、「日本社会党の戦後史はこれを突き詰めていえば、日米安保体制＝自由主義陣営打破のための闘いであった」というのは、説得力がある。自由主義陣営防衛の西欧社民とは真逆だ。

世間では、社会党は「社民化」したといわれがち。河野康子『日本の歴史<sup>25</sup>戦後と高度成長の終焉』は、その典型で、「社会党は西欧型社会民主主義に向けて新綱領が採択」とある。ところが実態は、違うのである。「新宣言」起草にかかわった高木郁朗は、「党としては『社会民主主義』

とは何かについての公式の規定はないまま」という。言葉だけの社会民主主義なのだ。安保、自衛隊について言及したら壊れる。社会党の歴史は、原が言及したように、反安保、反自衛隊、反米で、社民党もこの伝統を受け継いでいるようだ。政権交代をめざす「反対党」とは正反対なのだ。

社会党は、社会主義インターの「異分子」として再三糾弾された。それは、ソ連共産党や中国と共同声明など、中ソ寄りの姿勢をとり続けたから。社会党は、会費の未納だった。つまり日本社会党は、社会主義インターや「社会民主主義」とは「無縁」だったと言える（江田三郎は書記長になってその是正をめざしたが）。それはむしろ「社会的なもの」というべきだろう。

次に、日本共産党についても簡単に言及したい。上述したように、共産主義者にとつて、「社民」は目障りな存在。かつての日本社会党にも鈴木茂三郎をはじめ、社共統一戦線については警戒論が強かった。それに、共産党の反安保論は、共産党の主題。二段階革命の第一段階は反米闘争だ。反安保は、安全保障政策論であるより、「社会主義体制」と「資本主義体制」の：体制：選択の闘争だ。宮本顕治は、講和条約と安保条約の問題は「第2次大戦後の二つの社会



体制の世界史的な対立と闘争の部分<sup>31</sup>」と党大会で説明している。安保は、防衛政策の問題以前に社会体制の問題なのだ。だから、その後も、統一戦線の条件としての「革新三目標<sup>32</sup>」を主張してきたが、その第一目標が反安保だった。

ここで、ここ最近の共産党改革論について若干言及したい。共産党のシンパやそれに近い人が共産党改革論を闘わせている。要点を絞る。中北浩爾は、①イタリア共産党型の社民主義への転換②エコロジーやジェンダーに特化<sup>33</sup>、を提言。これはどちらの可能性も無理と考えるが、「外交安保政策について現実化を進めなければ政権を担うことはできない<sup>34</sup>」というの、まさに正鵠を射ている。佐藤優は「労農派化を図っている<sup>35</sup>」というが、これは的外れ。労農派化とは、一段階革命路線で、かつての左社綱領のように「社会主義化」「国有化」「社会化」となる。そんな政党が国民に相手にされるとは考えられない。共産党内で話題を惹起した鈴木元は、もっと大胆な提案だ。「北欧型福祉国家」化などで、かつての民社党化<sup>36</sup>だ。筆者の見込みは、「第二社会党化」。護憲・改憲闘争が最後の決戦場だろう。

最後に、かつての民社党について言及する。民社党は、世間の予想に反して、自民党との連立はなかった。民社党

は、連立政権待望時代に、連立政権の条件を一九九二年の党大会で決めている。四条件だ。「自衛隊、安保、日韓条約」の堅持と「原子力推進」だ。これが一九九三年の細川連立政権のベースになる。その前に、一九七九年十二月の公明党との連立政権構想では、公明党が、これを容認した。ところが、公明党は翌一月に社会党も連立政権構想をまとめ発表したのには驚いた。二股をかけていたのだ。そこでは、安保は「解消めざす」、自衛隊は「縮小、改組<sup>37</sup>」だった。

## 5. ゆがみの原因は何か

最後に、この防衛政策のゆがみの原因は何か。その現状、原因についてまとめたい。

日本の国防政策は歪んでいる。象徴的なことは、まず、国民の低い国防意識である。

ロシアのウクライナ侵攻もあり、国民の国防意識は高まっていることは間違いない。日米安保や自衛隊を必要と考える国民は八一九〇％。自衛隊の増強についてもそう。改憲の支持も過半数を上回る。ところが九条改正に絞れば、よく分らなくなる。深刻なのは、国民の国防意識。「国の

ために戦いますか」という世界調査によれば、日本は二三%と異常に低く世界最低水準である。シエルトアの設置率も〇・〇一%と最低。隣国韓国は、北の脅威で三〇〇%の設置率と言われる。憲法に軍隊規定がない国。各論でも、陸上イージス配備に秋田県は反対。沖縄先島への自衛隊配備増強にも反対運動がうるさい。

こうした原因は何か。いまだ敗戦後遺症か。日米安保依存症か。それだけでないようだ。左翼やマスコミの反戦、平和教育<sup>7</sup>ではなからうか。中国も習体制のもとで、「愛国教育」の強化が叫ばれているという。日本では中学歴史教科書<sup>8</sup>をみても、自由社の「新しい歴史教科書」などが、頑張って、いまや「従軍慰安婦」など悪宣伝を除去したが、まだまだ。八社の教科書で、左翼教育におかされていないのは、自由社と育鵬社の二社のみ。旧社会党系の「平和フォーラム」の中心部隊は、日教組と自治労。このフォーラムで「平和教育」が重点活動となる。自虐、反戦、教育が再生産されているのだ。さらにNHK報道などマスコミの偏向の影響も大きい。教育現場でのこの地上戦に、さらに情報空中戦に勝たねば、改憲にむすびつく健全な国防意識の形成は容易でなからうというのが筆者の結論である。

- 1 本年(二〇二四)五月八日参議院憲法審査会で立憲国民党筆頭幹事の辻元清美議員は「国会議員が守らないといけない規範(憲法)を変える資格があるのか」と発言(朝日新聞五・九)
- 2 ヨネスク・デマダリアーガ著の『反対党の研究』(未來社)がある。
- 3 内田満『政治学入門』東信堂、二〇〇六年、七五―七六頁
- 4 同上、八〇―八一頁
- 5 内田満『政治をめざす人のための政治学十二章』ブレイン出版、二〇〇四年、七二頁
- 6 内田満『入門』、八四頁
- 7 週刊社会新聞一九六〇・二・九
- 8 朝日新聞の太田博夫記者は「当時の朝日は、ひとりわけ社会党の現実的な国民党への脱皮を望んでいたようだ」(一九八〇・三・二「週刊民社」と述懐。
- 9 栗屋憲太郎『昭和の政党』小学館、一九八三年、一六八頁によれば「三井の政友会、三菱の憲政党(民政党)」「安田、住友らも政友会系」
- 10 『村山富市回顧録』薬師寺克行編、岩波書店、二〇一八年、二〇〇頁、一八〇頁
- 11 高木郁朗『戦後革新の墓碑銘』旬報社、二〇二二年、七五頁
- 12 拙著『革新と国防』桜町書院、二〇一七年、五一―五二頁
- 13 拙稿「社会党は本当に変わったのか」(週刊民社一九九四・九・一六)
- 14 船橋成幸「いまの党に問いたいこと」『われら回想の』三宅坂



- (社会党本部書記局OB会)、一九九八年、九〇—九四頁
- 15 同上
- 16 志位和夫『新・綱領教室(下)』二〇二〇年改定綱領を踏まえて  
新日本出版社、二〇二二年、四七頁
- 17 佐瀬昌盛『NATO』文春新書、一九九九年、二〇〇頁、六〇  
頁
- 18 読売新聞一九五二・三二、前掲拙著『革新と国防』八二—  
八三頁
- 19 同上、九〇頁
- 20 六月二十一日の暫定結果で一八・八九%、一三六議席確保(前回  
比三議席減)
- 21 曾祢益『私のメモアール』日刊工業新聞社、一九七五年、  
二二〇頁
- 22 民社研編『民主社会主義事典』(学習ライブラリー一〇)一九六七  
年、四一頁
- 23 江田三郎『新しい政治を目指して』日本評論社、一九七七年、  
五七頁
- 24 「社会民主党宣言」(二〇〇六・二・十二)で「社会民主主義こそ  
次代の担い手であり、世界史の流れ」といい「非武装の日本を  
めざし」「安保は、最終的に平和友好条約へ転換」とある。
- 25 「月刊社会党臨時増刊・結党五十周年、社会党の足跡」  
原彬久『戦後史のなかの日本社会党』中公新書、二〇〇〇年、  
三四〇—三四一頁
- 27 同上、三四九頁
- 28 高木前掲書、一六五頁
- 29 河野康子『日本の歴史24 戦後と高度成長の終焉』講談社、  
二〇一〇年、二六四頁
- 30 大原社研編『無産政党の命運—日本の社会民主主義』法政大学  
出版局、二〇二四年の終章で有馬学は「社会党的なもの」を特記  
している。
- 31 宮本顕治『日本革命の展望』新日本出版、一九七一年、二五頁
- 32 「日本共産党の民主連合政府綱領についての提案」一九七三・一  
で、「革新三目標」の第一で「日米軍事同盟と手を切り、日本の中  
立をはかる」
- 33 中北浩爾『日本共産党』中公新書、二〇二二年、四〇—  
四〇二頁
- 34 中北浩爾「自己改革で日本政治のゲーム・チェンジャーに」『希  
望の共産党』あけび書房、二〇二三年、五二頁
- 35 佐藤優『日本共産党の100年』朝日新聞出版、二〇二二年、  
一〇九頁
- 36 鈴木元「志位和夫委員長への手紙」かるがも出版、二〇二三年、  
二〇二頁
- 37 「社会党と公明党の連合政権合意」(一九八〇・一・一〇)では「安  
保解消をめざし」「自衛隊は、縮小・改組を検討する」。これに対し、  
民社党・公明党の合意(一九七九・二・二六)では「安保、当面存続」  
「自衛隊、保持」だ。
- 38 世界価値観調査、二〇二二年
- 39 例えばNHK高校講座「日本史」の「太平洋戦争」では、高校  
生らに一方的に「戦争だけはおこしては成りませぬ」と言わせ  
ている(二〇二四年一月三十一日放映)。

# 冷戦期における挑発と 工作活動から見る北朝鮮の本質

荒 木 和 博

(拓殖大学海外事情研究所教授  
特定失踪者問題調査会代表)

## 1、はじめに

本稿は日本からの解放(ソ連による占領)以降一九八〇年代までの北朝鮮による対南・対日工作と挑発活動を中心に概観し、北朝鮮という国家の本質の一端を導き出そうとするものである。

対外、とりわけ敵対国に対する情報・工作活動は一般にどの国でも行うことであり、北朝鮮の特徴は工作機関による外国の一般民間人の拉致である。特別な目的で相手国の要人等を拉致するのは例えばパナマ侵攻のとき一九九〇年一月に米国が行ったノリエガ將軍拉致をはじめ公然・非公

然に行われているが、一般民間人を個別に工作機関が拉致するというケースは類例を見ない。もちろん非公然のケースが多いことを考えれば筆者が知らないだけかもしれないが、少なくとも長期間かつ大規模に行ったという意味では北朝鮮だけではないか。それは、拉致が果して何の効果をもたらして行なったのかという疑問を抱かせるものである。

また、後述する一九六八年一月二十一日の韓国大統領官邸襲撃未遂事件や同年十月十一月の東海岸へのゲリラ浸透事件をはじめ北朝鮮の様々な挑発・工作活動を見ても、いかなる戦略のもとに行われたのか、理解に窮する事案が少なくない。この点は挑発の最大のものである朝鮮戦争自体についても言えるのだが、北朝鮮が膨大な人的・物的資源

を投下しながら効果がほとんど期待できない（というより期待していない）挑発・工作活動を続けた理由は何だったのか。

ここでは次のように仮説を立ててみたい。北朝鮮の挑発や工作活動は、特に朝鮮戦争での休戦以来本来の国家目標だった対南武力統一が不可能であるという現実の元、内向きの体制維持の手段であり、担当者の上部に対する忖度の手段だったということである。この点は筆者自身拉致問題に関わって30年近く、様々なケースを調べる中で感じてきたことでもある。それが明らかにできればわが国の対北政策・拉致問題への対応も別の視点から検証できるものと思う。

## 2、北朝鮮の政府樹立と朝鮮戦争

日本の敗戦は朝鮮半島にとって解放ではあっても独立ではなかった。それは解放が朝鮮民族自らの意志と力を主たる要因とするものではなかったからだ。この点は北朝鮮のみならず韓国でも歴史の中からはほとんど消し去られている。特に一九八〇年代後半の「民主化」以後、韓国では

一九一九年の三・一独立運動で上海に逃れた人々が立ち上げた「大韓民国臨時政府」がそのルーツであるとする主張が強く打ち出されるようになり、日本統治時代における朝鮮半島の発展（日本政府が行ったという意味のみならず当時の朝鮮人が努力したことも含め）は否定ないし過小評価されている。従って韓国では今も建国が一九一九年なのか大韓民国政府が樹立された一九四八年なのかで論争が行われている状態だ。

それでも韓国の場合は経済学史を専攻する学者・研究者などに日本時代の発展を直視すべきという主張があり、議論の場が存在するのだが、北朝鮮は全くの虚構の上に歴史を「創造」し、それ以外の見方を全て排除している。北朝鮮の憲法前文には以下の様に書かれている。

「金日成同志におかれては永生不滅の主体思想を創始せられ、その旗の下に抗日革命闘争を組織領導され、栄光ある革命伝統をお創りになり祖国光復の歴史的偉業を実現され政治・経済・文化・軍事分野で自主独立国家建設のしつかりとした土台を固めたことに基礎を置いて朝鮮民主主義人民共和国を創建された」<sup>1</sup>

解放のとき金日成は三十四歳のソ連軍大尉であり抗日闘

争の業績と言えるものはほとんどなかった。北朝鮮の公式の歴史で赫々たる戦果として特筆大書している「普天堡（ポチョンポ）戦闘」ですら朝鮮と満州の国境の小さな町を襲撃しただけのものであることから明らかだ<sup>2</sup>。

そのような経歴の金日成を北朝鮮の指導者にしたのはソ連共産党書記長スターリンである。しかし解放後の北朝鮮には金日成をはじめとするバルチザン出身でソ連の庇護を受けていたグループ以外に朴憲永ら南朝鮮労働党系（解放前朝鮮半島内部で活動ないし潜伏していた共産主義者を中心とするグループ）、中国延安を拠点としていた金料奉・崔昌益ら延安派、ソ連共産党により派遣された朝鮮系ソ連人（カレット）の許哥誼らソ連派などの派閥があった。他派閥の中心メンバーは皆金日成より年長で闘争経歴あるいは学歴において優っていた。

したがって当時の金日成の権力はソ連の支持によってのみ正統性を保つことのできる脆いものであり、生き残るためにはスターリンに認められるだけの実績が必要だった。言うまでもなくそれは統一の実現である。しかし金日成にとって最大の実績作りを目指した朝鮮戦争は逆に朝鮮半島の分断を固定化し、さらにはその固定化の中で対南挑発・

工作活動それ自体が目的化していくのである。

金日成の第一の錯誤・米国は参戦しない

北朝鮮主導の統一を実現するための最大の障害は米軍の介入であった。金日成はこの最重要の問題で判断を誤る。一九四八年ソ連軍の撤退に続いて在韓米軍も一九四九年に撤退するが、両者で大きく異なるのはソ連軍が当時最新型の兵器を残していったのに対し、米軍は重砲・戦車等のいわゆる重火器を持ち帰ったことである。当時の米国は第二次世界大戦が終わり、招集していた兵士も復員が進んでいた時期で、「北進統一」を呼号していた李承晩大統領に引きずられて朝鮮半島の戦争に巻き込まれることを嫌っていた。結果的には巻き込まれたことを避けようとしたことが逆に朝鮮半島の軍事バランスを崩し金日成に開戦の決断をさせることになるのだが、当時はそこには思い至っていなかった。米国にとって朝鮮半島は、極論すればどうでも良い地域だったのだ。

この、「どうでも良い地域」という米国の認識に韓国が翻弄されてきたのは当然ながら、当の米国も大きな負担を抱え込むことになる。朝鮮戦争開戦の年である一九五〇年

一月、当時のディーン・アチソン国務長官の明らかにした米国単独の防衛線、いわゆる「アチソン・ライン」では朝鮮半島は除外されており、それは（もちろん时期的に考えればこの時点ですでに開戦準備の最終段階であったろうが）明らかに金日成の背中を押すこととなった。

韓国軍に重火器を供与せず、単独防衛線から朝鮮半島を除外したことで金日成は南侵をしても米国は参戦しないという確信を持ち、その確信に対して最終的にはスターリンも毛沢東も開戦を同意することとなる。ただしスターリンは開戦前に朝鮮人民軍にいた全てのソ連軍の軍事顧問を本国に帰還させている。それは開戦した場合捕虜になり、ソ連が参戦したとして米国に攻撃を受ける可能性を考慮したものであった。ソ連にとってもまた、朝鮮半島は対米戦を覚悟して守る程の価値のない「どうでも良い地域」だったと言えるのだろう<sup>3</sup>。この点は北朝鮮が国境の大部分を接する中国とは全く異なる点である。

現実には開戦直後米国政府は参戦を決断し、さらに国連安保理でソ連が欠席しているのを利用して国連軍の派遣を決定する。そして当初奇襲によって北朝鮮人民軍圧倒的優勢のうちに進められた戦争は約一か月で膠着状態になり、

九月からは国連軍・韓国軍側が攻勢に転じる。九月十五日の仁川上陸作戦で補給線が分断され人民軍は敗走を続ける。亡命政権になりかかった金日成を救ったのは十月下旬参戦した毛沢東の中国人民義勇軍であった。

#### 金日成第二の錯誤・南の人民は呼応する

金日成はスターリンに対して南に行けば人民は直ちに呼応すると説明して開戦への了解を取り付けた<sup>4</sup>。しかし南侵は逆に南の国民に北朝鮮への敵対心、恐怖心を植え付け、統一をさらに遠いところに追いやってしまった。

当時南労党（南朝鮮労働党）系が韓国内で行っていた様々な工作・破壊活動は逐次金日成に報告されていた。大規模な暴動だけでも大邱暴動（一九四六年）・濟州島四・三事件（一九四八年）・麗水順天反乱事件（同）などの大きな暴動・反乱事件が起きていた。もちろん小規模の暴動やテロはさらに頻発していたが、南労党系としては少しでも自分たちの地位を高めるために報告を過大にしたと思われる。金日成からすれば南侵した途端に南の人民が歓呼して迎えるというイメージを膨らませたのではないか。上部に受け入れやすい情報のみが上がっていくことは北朝鮮でなくても普通に

見られる。朝鮮戦争でも国連軍最高司令官マッカーサーが中国軍の参戦について判断を誤ったのも同様の理由である。

南の民情を見誤ったのは最終的には最高指導者の責任だが、金日成は非を認めただけではない。逆に金日成は南労党系のリーダー朴憲永を米国のスパイとして捕らえ、休戦後に処刑する。当時勢力の大きかった南労党系を壊滅させる目的に加えて、過大な報告で判断を誤ったことに対する怨恨があつたのではないか。朝鮮戦争は現在北朝鮮では「帝国主義者とその傀儡の侵略から祖国を守った」として勝利したことになっているが、金日成は統一という最大の目的は果たせなかつたものの、これによって最大の敵対派閥を壊滅させることに成功した。

ところで朝鮮戦争前のこれらの暴動事件は結果的に当時の米軍政と政府樹立後は韓国政府による摘発・鎮圧を呼び込むだけであつた。麗水順天反乱事件は軍部隊の反乱だが、これには特に徹底した肅清が行われ、結果的に南における共産主義者の活動領域は大きく狭められた。韓国における政治外交史の泰斗李基澤・延世大学教授(故人)は筆者に「朝鮮戦争がなければ韓国はなくなつていた」と語つたことがある。米軍も撤退し、米国が事実上見捨てた韓国は放置し

ておけば自壊して北朝鮮に吸収された可能性があつた。しかし朝鮮戦争のために米国は参戦し韓国を支えることとなり、韓国国民にも反共・自由民主主義の大韓民国という国民国家意識が芽生えたということである。

さて、その後の北朝鮮は朝鮮戦争で目指した南朝鮮解放・南北統一を基本に金日成の錯誤をカバーすることを方針とした。すなわち①再度軍事侵攻した場合の米軍参戦阻止、②北朝鮮支持者を拡大し南朝鮮社会の分裂・混乱を醸成すること、である。

①のために必要なのはまず在韓米軍の撤退と対南武力侵攻の際の米軍の来援(それは大部分日本からであろう)を止め、あるいは遅延させることである。日本国内での工作活動は当初これを主たる目的として行われた。

②は前述のように朝鮮戦争によって韓国民の北朝鮮に対する敵愾心・恐怖心を喚起してしまつたため当初は極めて困難だつた。そこで使われたのが日本だつた。日本には公然と北朝鮮を支援する朝鮮総聯があり、またそれを支える日本社会党・総評系労働組合があつた。しかも一九七〇年代までは一九六〇年・七〇年の日米安保条約改定反対運動の余波もあり左翼的運動の基盤は今とは比べものにならない



いほど強かった。

また、一九五九年十二月に始まる在日朝鮮人の帰還事業は当時日本国内では左右を問わず大部分が支持をした。渡った人々から北朝鮮の情報が伝わるにつれて帰還者の数は二年後から激減していったが、それでもこの運動は北朝鮮のイメージアップにも効果的だった。一九六〇年に望月優子監督の映画「海を渡る友情」が製作されている。この映画は帰還事業を美談として扱っており、文部省推薦の教育映画だった。当時の世相の象徴とも言えるだろう。吉永小百合の主演で大ヒットした映画「キューポラのある街」(浦山桐郎監督)、その続編である一九六五年の「続・キューポラのある街 未成年」(野村孝監督)も主題ではないが帰還事業を極めて肯定的にとらえている。

この時期の雰囲気は当時を知る者でなければ分からない。正直なところ一九五六年生まれの筆者にも直接の記憶はない。しかし一九七〇年代までは「発展する社会主義国の北朝鮮、暗い独裁国家の韓国」というのが日本人の一般的なイメージであった。これは北朝鮮にとって極めて追い風となり、さらに後述するように帰還事業によって北朝鮮に渡った親族を持つ家族を脅迫して北朝鮮の工作活動への

「土台」を構築することもできるようになった。一九六五年に日本と韓国は国交正常化を行い、日韓の関係が強化されていくことは北朝鮮にとって打撃だったが、日本国内の一般世論に関する限り北朝鮮は優位に立っていた。

### 3、休戦後一九六〇年代までの対南挑発

ここで時代を少し遡って一九五三年七月二十七日の朝鮮戦争休戦後の対南武力挑発について概観してみたい。前述のように金日成は本来の戦争目的である南朝鮮解放を達成できなかった責任をとらなければならなかったはずだが、結果的にはこれを逆に利用して最大のライバルだった南労党系を粛清する。その後一九五六年八月にソ連派・延安派が反旗を翻す「八月宗派事件」で両派を除去、さらに一九六七―六八年の甲山派粛清によって金日成と対立する派閥は消滅した。この頃まで金日成は国内における基盤固めに重点を置いているが、その後対南挑発を活発化させる。代表的なものとしては一九六八年一月二十一日の朴正熙韓国大統領暗殺未遂事件と十一月の東海岸蔚珍・三陟へのゲリラ浸透事件がある。

前者は三十一人の北朝鮮武装工作員が休戦ラインを超えて大統領官邸（青瓦台）の北、北岳山まで迫ったもので、二十九人が射殺、一人が逃亡し、一人が逮捕されるという事件だった。逮捕された金新朝が記者会見の場で浸透目的を聞かれて「パクチョンヒ モガジ タロ ワッスダ」（北朝鮮の方言で「朴正熙の首を取りに来た」の意）と言ったことは休戦から十五年しか経っていない韓国民に再度戦争の恐怖を想起させることとなった。

後者は同年十一月に日本海側の蔚珍・三陟に武装工作員約一二〇名が浸透した事件で、目的は韓国内での拠点を作るためであったが、最終的には全て掃討された。この途中、中部に位置する江原道平昌郡珍富面の民家に押し入ったとき、李承福という小学校二年生の男児が「共産党は嫌いだ」と言って殺害される。

さて、この二つの事件は当時韓国民の北朝鮮への反発を強めただけで、北朝鮮から見た場合どのような戦略があったのかは見えてこない。前者はたとえ大統領暗殺に成功してもその混乱に乗じて人民軍が南侵するといった計画は存在せず、後者も武装工作員の大規模な侵入で拠点が築けると本当に判断したのか理解に苦しむ。

この浸透に対し韓国は“Tit for Tat”、つまり同じことをやり返す戦術をとった。軍籍のない人間を訓練して北朝鮮に送り込み破壊工作をする、いわゆる「北派工作員」である。軍籍がある人間を使えば休戦協定違反になるため、あえて使い捨ての部隊を作ったのである。韓国映画「シルミド」の題材となった空軍六八四部隊は、映画自体は誇張されているものの実在した部隊であった。

多くの北派工作員は韓国に戻ることができなかったが、北朝鮮の挑発を抑止することはできた。国際情勢の変化もあり北朝鮮側は韓国との話し合いに応じるようになり、南北の密使往来を経て一九七二年七月四日に相互不可侵・諍中傷の中止を謳った南北共同宣言の発表に至る。

結果的には一九六〇年代における挑発は人命の損耗と資源の浪費、そして韓国の北朝鮮への警戒心増大以外何の成果も生み出さなかったと言えるが、これはこの時期に限ったことではない。本稿では紙幅の関係上冷戦期に限定したが、例えばそれ以降の代表的な挑発、二〇〇二年の第二延坪海戦や二〇一〇年の天安撃沈・延坪島砲撃戦など何の戦略も見えてこないものだった。結局はそれが北朝鮮の工作・挑発活動の本質であったとも言えるだろう。



## ■対日工作

なお、一九六〇年代には日本人拉致や日本への工作員浸透も頻繁に行われている。ここでは主な事件三件のみ述べておきたい。

### ①木村かほる失踪

特定失踪者（拉致の可能性のある失踪者）のうち一九六〇年二月二十七日秋田市の日赤高等看護学院寮を出たまま失踪した看護学生木村かほる（当時二十一歳）は北朝鮮での複数の目撃証言があり、特定失踪者問題調査会で「拉致濃厚」としているうちの一人である。木村の場合、失踪状況からして突然に襲われたとは考えられず、周辺に工作員ないし協力者がいておびき出されたと推定される。

### ②能代事件

一九六三年四月と五月に秋田県能代市の海岸に各一名、合計二名の工作員の遺体と武器・工作資金や水中スクーターなどが打ち上げられた事件である。侵入に失敗したものと推定される。

### ③寺越事件

能代事件の直後、一九六三年五月十二日に能登半島西岸の高浜漁港を出港した漁船に乗っていた寺越昭二・寺越外雄・寺越武志の三人が工作船と遭遇し、少なくとも外雄と武志は北朝鮮に拉致された事件である（昭二はその場で殺害されたと言われているが北朝鮮当局は北朝鮮で死亡したとしている）。なお、寺越外雄は一九九四年に北朝鮮の亀城市で死亡したとされるが寺越武志は現在も平壤に住んで日本の家族と連絡をとっており、拉致であることは明らかだが日本政府は家族の意向を理由に拉致認定をしていない。事件は偶然の出会いによるものと思われるが、単に発覚を恐れてということなら殺害すれば済むことであり、少なくとも2人を生きたまま連れて行くというのは当時から拉致が通常の活動として行われていたということであろう。

この三件だけでも分かるように一九五九年に帰還事業が始まり、一九六五年には日韓国交正常化が実現するという状況の中、北朝鮮からの工作活動は継続して行われていた。

#### 4、一九七〇年代 日本との関係性における工作活動

前述のように一九七二年七月四日、韓国と北朝鮮の政府は突然共同声明を発表する。この時期は概ね南北の経済力が均衡した時期であり、それまでは日本時代のインフラに恵まれていた北朝鮮の経済力が高く、その後は韓国の経済発展により格差が広がっていった。経済的には対等な統一をするとなればこのときしかなかったが、経済以外の要因は全てがそれを否定していた。

共同声明に基づいて北と南で行われた赤十字会談を通じ南北双方は相手側への脅威をさらに感じるようになった。韓国側は北朝鮮の一糸乱れぬ統制に驚き、北朝鮮側は韓国の経済発展に驚いた。その後南北の関係は悪化し続けるが、相手側への脅威が最高指導者への権力集中をもたらしたの双方にとって「成果」だったのかもしれない。すなわち韓国はこの年十月に憲法改正を行い大統領への権限を集中させ、終身執権を可能にする「維新体制」を確立した。北朝鮮は翌十一月に憲法改正をしてそれまでの「首相」を「主席」にした。

#### ■金大中事件

以後南北の対立は深まるが一九七三年八月八日に韓国の野党政治家金大中が東京都内のホテルから拉致され五日後にソウルの自宅近くで解放された「金大中事件」は日韓関係を決定的に悪化させた。逆に北朝鮮にとっては（あくまで相対的にはあるが）自らのイメージアップに寄与することとなった。

一九七〇年の安保条約改定反対闘争、いわゆる「七〇年安保」は終わっていたが日本の社会全体にはまだ左翼的風潮が強く、朝鮮総聯も強い組織力を持っており北朝鮮は韓国より好感度が高かった。そのような中で韓国が日本から野党政治家を拉致したわけだから国民の怒りは大きく、さらに自らの縄張りを荒らされた警察は韓国政府・中央情報部に対して強い嫌悪感を持った。この後日韓の治安当局の関係は一時断絶状態になった。

この事件の真相については今でも全てが明らかにならなかったわけではないが、もともと金大中を嫌っていた朴正熙に付度した中央情報部長李厚洛の指示で行われたというのが最も適切な見方ではないだろうか。現実問題として当時金大中には朝鮮総聯ルートないし北朝鮮から直接のアプローチ

がなされていとされ、拉致される直前には韓国メディアの特派員すら会えない状況だった。

もちろんそのようなことは中央情報部の関知するところだったろうから、それを封鎖するという大義名分もあったろう。さらに言えば朴正熙の後継者を目指していた李厚洛の権力欲も影響していたと考えられるが、結果的にはこの事件によって金大中は国際的に知名度を得て「民主化のヒーロー」に祭り上げられ、一方で朴正熙は独裁者として批判の対象となった。膨大な労力をかけて結果は逆効果に終わったという意味では北朝鮮の工作活動と似た側面があるのかもしれない。

## ■文世光事件

一九七四年八月十五日、北朝鮮工作員に包摂され渡韓し、ソウルで開催された光復節（解放記念日）の式典会場に紛れ込んでいた在日韓国人青年文世光が朴正熙大統領を狙撃、大統領は演壇に身を隠して難を逃れたものの隣りにいた陸英修夫人が撃たれ死亡するという事件が起きた。強面の大統領と好対照の笑顔で国民の親しみを集めていた「国母」が日本からやってきた在日の青年に殺害された事件は

韓国社会には衝撃的であった。

狙撃に使われた拳銃は大阪市内の交番から盗まれたものだった。これだけでも日本に対する反発が強まるのは当然だが、事件から二週間後、八月二十九日の参議院内閣委員会で社会民主連合の田英夫参議院議員から「北朝鮮の武力的な軍事的脅威があるというふうには、日本政府はお考えになっているのかどうか、この点を伺いたい」と聞かれて当時の木村俊夫外相は次のように答弁している。

「北からの脅威があるかないかにつきましては、これは南の方が判断すべき問題でございます、日本政府としては、現在客観的にそういう事実はないと、こういう判断をしております」

この答弁はまさに火に油を注ぐものだった。ソウルの日本大使館にはデモ隊が乱入し、朴正熙は一時国交断絶も考えたという。一九七二年に日中国交正常化が実現した後、「次は北朝鮮」という雰囲気があったことや外相がリベラル志向の木村俊夫であったことも影響しているのだろうが、これによって北朝鮮は日韓関係を悪化させることのメリットを実感したであろう。

しかし一方、この事件もまた北朝鮮の意図は戦略的なもの

のではなく、単に「朴正熙を暗殺する」というだけのことだった。しかし、その結果は日韓関係の悪化という北朝鮮にとって予想外の「果実」をもたらした。

### ■工作機関の再編と日本人拉致

一九七〇年代前半に金正日は金日成の後継者となり、その後少しづつ父親から権力を奪い取っていく。工作機関を掌握したのは一九七六年であり、この時に工作員の敵区化（現地化）の指示が行われ、その後拉致が頻繁に行われるようになる。特定失踪者問題調査会のリストは一九四八年からあり（平本和丸）、このケースは引き揚げ後北朝鮮に残された母親の遺骨を持ち帰るため自ら北朝鮮に行った可能性もあるものの少なくとも拉致自体は一九五〇年代には始めていたと思われるが、この時期増えるのはやはり後継者と決まった金正日に付度したためではなかったのか。

### ■よど号事件と日本人拉致

日本人拉致の急増には北朝鮮側も想像していなかった事件が関わっている。一九七〇年三月三十一日、九名の共産同赤軍派が日本航空機をハイジャックした。いわゆる「よ

ど号」事件である。海外における日本革命の拠点を作ることを目的とするもので、計画自体は杜撰なものだったが北朝鮮は犯人を受け入れた。彼らの大部分は北朝鮮にやってきた日本人女性（いわゆる「よど号の妻」）と結婚し、それぞれが北朝鮮工作員として活動した。このうち森順子と若林佐喜子が関わったのが石岡亨及び松木薫の拉致（一九八〇年）、八尾恵と魚本（安部）公博が行ったのが有本恵子拉致（一九八三年）である。

自らハイジャックしてまでやってきた日本人を北朝鮮側はどのように考えたのだろうか。よど号グループ関係者だけが住む「日本人村」を作り、今日に至るまで生活を保障してきたことだけ考えても利用価値があると考えたことは間違いない。そして金日成の周辺の人間は（もちろん金正日も含め）「偉大な首領様を慕って日本人がやってきた」と金日成に伝えたい。あくまで推測ではあるが、「金日成同志は世界に無比の偉人であり、主体思想は最高の思想である。従ってどのようなやり方であれ連れてきさえすれば皆従い、幸せになる」という発想につながっていったのではないか。それを拉致に関わった当事者が本当に信じていたかどうかは別として。

## ■金正日が利用した日本映画

上に対する忖度という意味では、実は北朝鮮の一九七〇年代以降の工作活動において、日本映画「陸軍中野学校」の果たした役割も注目すべきである。「陸軍中野学校」は一九六六年から五作が制作された市川雷蔵主演の東映映画。実在した陸軍の諜報機関を題材にしたスパイ映画であり、そこに描かれていた様々な工作活動については事実と大きくは異なっていないとされる。<sup>7</sup>

金正日が一九七〇年代中盤、工作機関を掌握するにあたって、事前に工作活動の実績があったとは思えない。もちろん人事権を握るのだから絶大な力はあるのだが、具体的に内部を変えていくためにはそれまでと異なる新機軸が必要となる。そこで使われたのが陸軍中野学校だったのではないか。

映画に強い関心を持つ金正日にとってそれを自らのアピール材料とする事は十分に考えられることだろう。逆に担当者は金正日に忖度してこの映画を活用した。実際一九九〇年に亡命した元工作員安明進は筆者に陸軍中野学校のシーンをスライドにしたものが工作員養成期間である金正日政治軍事大学の中で使われていたと語っていた。

拉致被害者曹我ひとみも北朝鮮の招待所でこの映画を見たと言っている。

特にこのシリーズの二作目「雲一号指令」（森一生監督）では村松英子扮する芸者が実は日本人になりました工作員という設定で、これが工作員の現地化、そして日本人の拉致と身分を盗用する「背乗り」につながったのではないか。

## ■日本人拉致急増も「忖度」の産物か

一九七〇年代中盤に金正日は工作機関を掌握するが、この時期は日本時代に教育を受け自由に日本語を扱いたた日本人として活動できる工作員が次第に高齢化していったときだった。金正日は工作員現地化のために日本人を連れてくるように指示し、担当者は新たな指導者に忖度すべくこの時期拉致が急増する。

例えば一九七八年、政府認定拉致被害者だけでも事件は次のように集中している。

- (1) 六月六日 神戸市内から田中実を拉致（この日成田空港からウイーン経由で北朝鮮に）
- (2) 六月十二日 東京都内から田口八重子を拉致

(3) 七月七日 福井県小浜市で地村保志・浜本富貴江を  
拉致

(4) 七月三十一日 新潟県柏崎市で蓮池薫・奥土祐木子を  
拉致

(5) 八月十二日 鹿児島県吹上町で市川修一・増元るみ子  
を拉致

(6) 八月十二日 新潟県真野町で曾我ミヨシ・ひとみを  
拉致

(7) 八月十五日 富山県高岡市でカップルの拉致未遂

このうち(1)は工作機関「洛東江」による事件、(2)は工作員李京雨(通称宮本明)らによるものである。(3)から(7)は全て類似の手法による複数人の拉致であり、時期が近接しているのでそれぞれが別途のオペレーションであったと推定される(但し移送に使われた作戦部の運用する工作船は同じものが複数回使われた可能性がある)。

これだけの集中は何を意味するのだろうか。おそらく当初よど号グループを念頭に日本人工作員を作ろうとして、それがうまくいかないで田口八重子のように工作員の養成係にしたのだろうが、一つのオペレーションでも事前の

対象者選択や誘導ないし待ち伏せと、身柄確保後の移送、そして工作船の運用など膨大な労力がかかる。拉致した後の教育や、それが成功したとして運用する手間を考えるとこれだけの日本人拉致を行うことの意味が分からない。結局は様々な工作機関が金正日の覚えをめたくするために無差別に近い拉致を行ったと考えるのが適当なのではないだろうか。日本と北朝鮮の間は工作船を使う限り作戦部の業務だが、日本国内での対象者選定や誘導、待ち伏せに関しては各機関がそれぞれのルートを使って行ったと推定される。

この拉致の集中は(7)が未遂に終わったことからとりあえず中止されたようだが、特定失踪者でも複数人(カップル・夫婦・友人)の失踪はほとんど一九七〇年代に集中しており、当時はそのような拉致が指示されていたものと思われる。なお拉致自体この時期に多いとはいえずその後も後も続いており、これはもはや何らかの戦略に基づくものではなく、北朝鮮という国家の習性に近いものだと考えるだろう。日本の政府認定拉致被害者のうち欧州での拉致を除いたケースの大部分は上記(1)～(6)なので日本人には「海岸近くで突然襲われて袋を被せられて」というのが拉致の典

型と受け取られているが現実には逆にこの時期の拉致が特殊なケースであることも考えられるのである。

## 5、一九八〇年代 金正日主導による冒険主義と孤立化

一九七九年十月二十六日、朴正熙は側近である中央情報部長金載圭に暗殺される。大統領権限代行は憲法に基づき國務総理崔圭夏が就任、その後選挙を経て崔圭夏は正式に大統領になる。一九七二年以来非常事態的に自由を制限してきた「維新体制」の軛から逃れた韓国社会は民主化の声が高まり、一九六八年チェコスロバキアで起きた民主化運動「プラハの春」になぞらえて一九八〇年春は「ソウルの春」と言われた時期だった。

そのような中で五月十七日、全羅南道の中心光州市で暴動が起こり、それを鎮圧するために投入された軍との衝突で多数の死傷者が出た。いわゆる「光州事件」である。当時北朝鮮作戦部の戦闘員であった筆者の友人李相圭はこれに介入するための出動待機状態にあったが、結果的には早期に鎮圧されたため出動は取り消しになった。前年一九七九年十二月十二日の肅軍クーデターで権力を掌握し

た当時の保安司令官全斗煥は一九八〇年九月に大統領に就任、その後の韓国は治安も安定し経済も順調に発展していた。一九八一年九月には一九八八年のオリンピックをソウルで開催することが決定した。

### ■ラングーン事件

経済で韓国に差を付けられ、国際的にも孤立化していくのに対して北朝鮮が行ったのが一九八三年十月九日、ビルマの首都ラングーン（現在ミャンマーのヤンゴン）を訪れた全斗煥を暗殺しようとして行った、いわゆるラングーン事件である。建国の父とされるアウンサン将軍廟の参拝を狙って爆殺を企図したが到着が遅れた全斗煥は難を逃れ、その代わり先に到着していた副首相ら二十一人が死亡した。

この事件ではまもなく犯人が逮捕され北朝鮮によるテロと明らかになる。結果的に北朝鮮は国際的立場を悪化させ、韓国民の反発の裏返しで全斗煥政権への支持を高めただけだった。ちなみに前述の元工作員李相圭はこの二か月後、一九八三年十二月三日韓国釜山の多大浦海岸に上陸後他の工作員一名とともに生け捕りにされた。本人の証言によれば事前に侵入していた工作員が転向しており、自分たちの



上陸は最初から韓国側に分かっていたとのこと。しかしラ  
ングーン事件の直後だったため生け捕りにして証言させる  
のが至上命令で、そのため前述の北派工作員を訓練して取  
り押さえたという。

## ■大韓航空機爆破事件

一九八七年十一月二十九日、中東からソウルに戻る大韓  
航空機が内部にしかけられた爆弾によりインド洋上で爆  
発、墜落し乗員乗客一一五名全員が死亡した。爆弾をしか  
けて途中寄港地のアブダビで降りた北朝鮮工作員金勝一・  
金賢姫はバーレーンで身柄を拘束され金勝一は自殺、金賢  
姫は自殺を図ったものの阻止され、その後韓国に移送され  
た。翌一九八八年一月十五日、金賢姫は記者会見で事件の  
全容について語り、自分が「李恩恵」と呼ばれた拉致被害  
者の日本人女性から日本語や日本の風習を教わったことを  
明らかにした。この李恩恵は後に一九七八年六月十二日都  
内で失踪した飲食店従業員田口八重子であることが分か  
り、それがもとで第一次日朝正常化交渉は頓挫するのだ  
が、そもそもこの事件はソウルオリンピックへの参加国を  
減らすために行ったことであり、結果は全く逆効果でしか

なかった。

## 6、おわりに

以上冷戦期までの北朝鮮の対南・対日工作と挑発事例に  
ついて見てきた。もちろん北朝鮮が起こした事件は非常に  
多く、一本の論文だけでまとめることは不可能である。本  
稿ではいくつかの事案を取り上げて概観するにとどまって  
おり、それらから帰納的に結論を導き出したもので限界が  
あることは間違いない。

しかしそれでも、今回取り上げた事件のどれを見ても、  
「いかなる戦略に基づいていたのか」という疑問を感じる  
ものばかりであることは理解いただけると思う。朝鮮戦争  
が引き分けて終わり、米軍が駐留を続け、さらに韓国との  
格差が広がる中で、「対南武力解放」という本来の国家目  
標はどうやっても達成不可能であった。また後見人たる中  
国・ソ連も再度の戦争によって自分たちが巻き込まれるこ  
とは嫌っていた。できることが極めて限られた中では戦略  
の存在する空間はなかったと言つてよい。

ならば北朝鮮はどうして工作活動や挑発を続けたのか。



もちろん基本的には韓国より上に立ちたいという意志あるいは特に一九七〇年代以降韓国に差を付けられていくことへの焦りがあったからだろうが、根本的な問題として統一という看板を下ろせば政権の正統性すら失う可能性があったからではないか。だから少なくとも形式的には工作活動を続けていかなければならなかったということだろう。そしてとりあえず目指していた在韓米軍撤退と親北勢力の拡大のうち後者は成功し、三回にわたって親北政権の樹立を果たすことができた。

しかし、もともと想定していたのは保守政権の下で反政府活動を活発化させ、それに乗じて南侵をするということであり、政権が親北であれば反政府活動は意味がなくなる。そして逆に親北政権の成立は南北の交流を進めることとなり、北朝鮮当局の最も嫌う情報の流入へとつながっていった。人口の五パーセント、一〇〇万人以上と言われる過大な軍事力の維持や昨今のミサイル「乱射」も含め、人的物的資源を対南工作・挑発活動に投入したあげく北朝鮮は自家撞着に陥ってしまった。その結果が統一を放棄し韓国を敵「国」と見なすとした二〇二三年末からの方針転換に象徴されているのではないか。

最後に付言しておきたい。無意味とはいえず日本は北朝鮮の工作活動の温床であった。外事警察をはじめ関係機関ではそれを防ぐため努力を続けたが、日本政府としては立法にも具体的対処にも極めて消極的だった。そしてそれが結果的には長年にわたり拉致を許すことになったのである。

さらに、拉致問題をクローズアップさせた安倍政権をふくめ、二〇〇二年の小泉訪朝以降全ての政権のめざしたものは拉致被害者の「帰国」であって「救出」ではない。北朝鮮の工作活動は北朝鮮の本質のみならず、被害を受けてきた国民に対し警鐘も鳴らさず、十分な対処もしなかったという意味で安全保障を米国任せにしてきたわが国の本質の一端も明らかにしたと言えるのではないか。

- 1 「朝鮮通信」ホームページ（原文朝鮮語）<http://www.kona.co.jp/index-kr.htm> アクセス二〇二四年八月二十九日
- 2 北朝鮮で最も有名な軽音楽のアンサンブル「普天堡電子楽団」はここから名前をとっている。
- 3 ジェロルド・シエクター ヴャチャエスラフ・ルチコフ編『フルシチョフ 封印されていた証言』（章思社・一九九一年）一三六頁
- 4 ストロープ・タルボット編『フルシチョフ回想録』（タイムライフブックス・一九七二年）三七二頁

- 5 現在も当時の状況を伝える「李承福記念館」がある。結果的には北朝鮮のゲリラ派遣は自らの拠点ではなく北朝鮮への敵対心を強める拠点を作ってしまったと言える。
- 6 田中明・元拓殖大学海外事情研究所教授（故人）が当時の韓国メディア東京特派員から聞いた話
- 7 拓殖大学卒で中野学校出身者だった狩野誠氏（故人）の証言。
- 8 元工作員案明進は「手当たり次第に連れてきたら適性のない人間がいたのでその後は選別して連れてくるようになった」と言っていた。
- 9 本人の証言。李相圭は韓国で拘束された後転向し政府系のシンクタンクに勤務し北朝鮮情報の分析などを行った。

# 尖閣諸島問題における主権国家の危機に関する一考察

山田吉彦

(公益財団法人国家基本問題研究所理事  
東海大学海洋学部教授)

## 1. 主権を侵される日本

主権国家の三要素としては、領土、国民、主権があげられる。国家としては、国民が暮らし、最高の権力である主権が行使される「器」である領土が基礎となる。その領土の保全に関して、日本は、主権国家としては、あまりにも鷹揚に構えているように感じられる。実際に他国に主権を奪われる事例を抱えているのだ。北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）は、第二次世界大戦の終戦直後、ソビエト社会主義共和国連邦（ソ連）により軍事侵攻を受け、現

在はソ連の権益を受け継いだロシアに実効支配され、日本人が自由に立ち入ることすらできない。また、日本海に浮かぶ竹島は、一九五二年一月、韓国の李承晩大統領が、「李承晩ライン」と呼ばれる専管水域を一方的に宣言し、軍事占領し現在に至っている。一九五一年に締結した第二次世界大戦の講和条約であるサンフランシスコ平和条約において、竹島は日本の領土として国際的に認められており、それに異を唱える韓国は、同条約が一九五二年四月に発効する前に、国際法を無視し、強引に竹島を占領し同国の支配地域に組み入れたのである。当時の日本は、第二次世界大戦の敗戦処理により、対抗する力を持たず、領土の侵略を阻止できなかったのである。

そして、現在では、中華人民共和国が、「中華民族の偉大なる復興」を掲げ、海洋侵出を続けている。南シナ海では、そのほぼ全域を「九段線」で囲み海洋領土と位置づけ、人工島を拠点とした海洋支配体制を構築しようとしている。東シナ海においては、尖閣諸島の領有権を公然と主張するようになり、準軍事機関である中国海警局（中国人民武装警察部海警総隊）の武装した公船が連日、尖閣諸島海域に出没し、頻繁に領海侵犯を繰り返している。しかし、日本は海上保安庁により退去を促すに止め、外交的に抗議をしても中国に対して抑止効果も発揮できていないのが現状である。

日本が第二次世界大戦の敗戦の呪縛を乗り越え、次世代に向け主権国家として権威を確立するためには、主権国家の三要素の一つである「領土」を再考し、威厳を持ち対処しなければならぬ。

## 2. 尖閣諸島の占有

### 2. 1 日本固有の領土である尖閣諸島

尖閣諸島は、疑う余地のない日本固有の領土である。日

本政府は、一八九五（明治二八）年一月一四日、国際的な慣習に基づき十年にわたる調査を行い、いずれの国の管轄にも属さないことを確認し、閣議決定により尖閣諸島を沖縄県に編入することとした。

尖閣諸島は、沖縄県石垣市に属する魚釣島、久場島、北小島、大正島、南小島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬等からなる島々の総称である。

福岡県出身の商人である古賀辰四郎氏は、一八八四（明治一七）年、台湾への商業航路上にある尖閣諸島の開拓を検討し、同年、久場島に探検隊を派遣した。翌年、魚釣島を訪れた沖縄県在住の石沢兵吾は、魚釣島に数万羽のアホウドリが営巣していることを確認し、その後、古賀氏の関係者が羽毛を採取し、商業化の可能性を模索した。その結果、欧米人に高額で買い取られることが判明し、尖閣諸島の開拓の望みを強く持った。

古賀氏から開発許可を求められた沖縄県当局は、政府に対し、領土と認定することを打診した。一八八五年、山県有朋内務卿は、「清国所屬の証拠は少しも相見え申さず」と井上馨外務卿に書簡を送り意見を求めるとともに、領土であることを示す国標建設の内命を発したが、井上外務卿

は、清国の疑惑を招く必要があるとして不同意の意向を示していたと言われる。そのため、沖繩県は政府と調整し、再三にわたり同諸島を調査した。十年間にわたる調査の結果、同諸島が無人島であり、清国を始めとしたいずれの国の支配も及んでいない無主地であることを確認した。現在、外交において後手に回ることが多い日本の外務省の慎重かつ消極的な姿勢は、明治中期に既に起きていたようだ。

そして、一八九三年一月、尖閣諸島周辺で漁業を行う者が多くなり、安全の確保と不法操業の取り締まりの必要性から、同諸島を明確に沖繩県に編入するように沖繩県知事から、政府に対し要望が出された。その結果、一八九五年一月一日、前述の閣議決定がなされたのである。

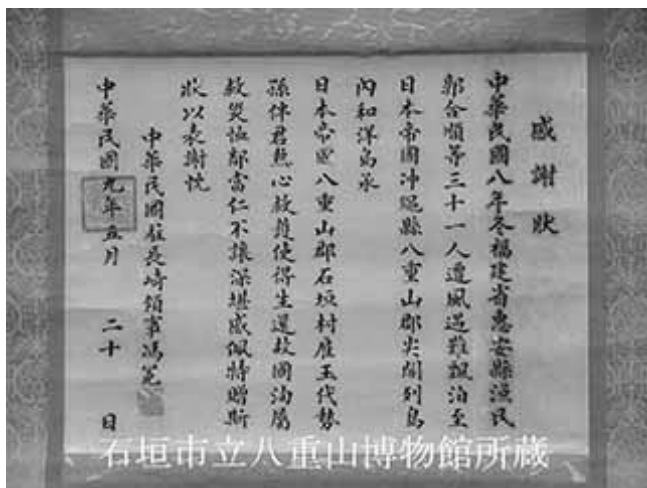
領土編入の翌一八九六年、かねてより同諸島の開拓を希望していた古賀氏に、魚釣島、久場島、北小島、南小島の四島を三〇年間の期限を設け無償貸与され、同諸島の開拓がはじまった。一八九七年には、漁業者など三五人の入植が記録されている。古賀氏により開拓が始められた当初は、アホウドリを捕獲し羽毛を採取することが主要な産業だった。年間一五万羽から一六万羽のアホウドリが捕獲され、その乱獲により、昭和一四年（一九三九）年の調査では、

魚釣島、北小島、南小島では、アホウドリの姿を確認することができないほど、減少していた。

また、古賀氏は、一八九二年に無人島であった大東諸島（南大東島、北大東島）の開発許可を得ている。大東諸島は、一九〇〇年に玉置半右衛門の経営する玉置商会に開発権が移譲され、開拓が始まっている。古賀氏は、日本の無人島の活用の先駆者であった。

## 2. 2 先占の法理による尖閣諸島の領有

いずれの国にも属さない無主の地に対し、他国に先んじて支配することによって自国の領土とすることを「先占」と呼ぶ。国際的に領土取得のあり方、無主地先占として認められ、「先占の法理」と呼ばれている。他国による実効支配が及んでいない土地を領土に編入する際にも適応される理論である。一九世紀後半以降、国際慣習として先占には、実効支配が必要であるとされている。土地を実際に占有し、国家の権力の下にその土地を有効に支配することが求められる、そのために土地を管理する行政機関、秩序を維持するための警察機関の設置、さらに他国、他機関からの侵攻から土地を守る防衛組織も重要となる。



中華民国から贈られた感謝状（出典・尖閣諸島資料ポータルサイト）

日本は、一八九五年に尖閣諸島を先占の法理に基づき、領土に組み入れている。この段階で、他国からの異議は存在していない。

中国が尖閣諸島を日本領であると認識していた証拠は数

多く残されている。その一つが、一九二〇（大正九）年に、長崎駐在中華民国領事により送られた感謝状である。現在、石垣市八重山博物館などに保管されている。

一九一九（大正八）年、尖閣諸島魚釣島付近で遭難し、魚釣島に漂着した中国福建省の漁民三人を、魚釣島の住人が救助した。救助された漁民は、石垣島経由で全員無事に本国に送り届けられた。そこで、翌一九二〇年五月二〇日付けで、中華民国領事は石垣村長宛を始めとした七通の感謝状を贈っている。この感謝状には、遭難場所を「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島内和洋島（現在の魚釣島）」と表記されている。当時は、中国当局も尖閣諸島が日本領という認識だった現れである。

古賀氏は、尖閣諸島周辺海域がカツオの好漁場であることに着目し、鯉節工場を建設した。同諸島は、一九〇九年に最盛期を迎え、九九世帯二四八人が居住していた。

三〇年の無償貸与期間終了後は、単年契約の有償貸与に改められた。その後、一九三二（昭和七）年に古賀氏の後継者である古賀善次氏に払い下げられ、魚釣島、久場島、南小島、北小島の四島は私有地となった。この時の払い下げ金額は、推定一万五千元（七〇〇万円ほどの価値）であ

った。その後、一九七二年、この四島は、古賀氏から埼玉県在住の栗原氏に売却されている。

そして、二〇一二年、民主党政権下の日本国政府は、魚釣島、南小島、北小島の三つの島を栗原氏より二〇億五千万円で購入している。久場島は、現在も栗原氏の親族が個人所有している。久場島は、政府が借り受け、大正島とともに米軍の射爆練習場となっている。ただし、両島ともに一九七八年以降、射爆場としては実用されていない。

歴史を確認すると、一九四〇（昭和一五）年、戦時体制となり燃料の欠乏などがあり、鯉節工場が閉鎖され、全島民は尖閣諸島を離れ、同諸島はすべて無人島となった。

一九四五（昭和二〇）年八月、日本は米国を中心とした連合国の提示したポツダム宣言を受け入れ、第二次世界大戦が終結した。尖閣諸島は、沖縄の一部である連合国、琉球列島米国民政府の統治下に置かれ、その後、一九五〇年に琉球列島米国民政府及び琉球政府の管理する地域に編入された。

そして、一九七二（昭和四七）年に沖縄返還により、日本国政府の管理下に置かれるようになった。

### 3. 海洋強国を目指す中国

#### 3. 1 中国の尖閣諸島侵出

中国が尖閣諸島の領有権を主張し始めたのは、一九七二（昭和四六）年である。その切っ掛けとなったのは、一九六八（昭和四三）年に国連アジア極東経済委員会が、東シナ海の海底を調査し、翌六九年に尖閣諸島近海の海底に埋蔵量豊富な油田がある可能性が高いと発表したことと考えられている。そして、七一年に石油の利権に目を付けた台湾、次いで中国が、尖閣諸島の領有権を主張し始めている。一度、領土的野心に芽生えた中国の動きは留まるところを知らない。一九七八（昭和五三）年四月一二日、日中平和条約の締結に向けての交渉が行われている中、約一〇〇隻の中国漁船が尖閣諸島海域に押し寄せ、領海侵犯及び不法操業を行う事件が起きた。押し寄せた漁船は、いずれも一〇〇トンほどの底びき漁船で、マストに中国国旗を掲げ、一部の船が船首に機銃を装備していた。中国共産党の指示のもと動きであったと推察される。この船団は、一八日までの間、尖閣諸島海域で活動し、この期間に領海侵犯を



した中国船の数は延べ三五七隻となった。

一九九六年七月には、一九九四年に発効した国連海洋法条約に基づき、日本が尖閣諸島周辺海域に排他的経済水域の設定を主張したことに抗議し、「保釣運動」と呼ばれる中国人活動家が領海に侵入し、海に飛び込み溺死する事件が起きている。

二〇〇四（平成一六）年三月二四日には、中国の反日活動組織のメンバー七人が、魚釣島に不法上陸する事件があった。この七人の中国人は、出入国管理法違反の現行犯で、沖縄県警により逮捕され、海上保安庁の巡視船で那覇に連行された。那覇に連行された七人の密入国犯は、二六日に福岡入国管理局那覇支部に身柄を移された。しかし、この七人は、小泉純一郎総理大臣、田中真紀子外務大臣の政治判断の下、超法規措置により拘束されることなく強制退去となり、二六日夜に上海に向けて航空機に乗った。

この対応は、国家の主権を示すことなく譲歩しており、禍根を残すことになった。尖閣諸島問題において日本は、中国に対し弱気になっているという印象を与え、さらに中国が攻撃的になる切っ掛けを与えてしまった。この事件以降、中国船による領海侵犯、不法操業が続くことになっ

た。また、この事件の主犯格の中国人は、二〇〇一（平成一三）年八月に靖国神社の狛犬にスプレーで落書きをする事件を起こし、逮捕歴があった。再犯者に対しても、日本の法に照らした裁きを行わなかったことは、「日本は主権に対する考えが甘い」という認識を与えたのだろう。日本への外交姿勢としては、無理難題を押し通すことが有効であるという基本姿勢を持ったようだ。

そして、二〇一〇年九月七日、尖閣諸島問題における日本政府最大の失策が起きた。海上保安庁巡視船「みずき」が、尖閣諸島周辺の領海内で不法操業している中国漁船を発見し、退去を命じたところ逃走し、追尾した巡視船「よなくに」に体当たりをした。さらに、「みずき」に体当たりをして二隻の巡視船を破損させた。海上保安庁は、この中国漁船の船長を公務執行妨害で逮捕し、海上保安部のある石垣島に連行し取り調べを行った。すると、中国政府は北京在住の丹羽宇一郎大使を呼び出し、「尖閣諸島は中国の領土であり、日本の主権に基づく司法措置は認められない」と激しい抗議を行い、船長・船員の即時釈放を要求した。そして、その抗議に怯んだのか、日本政府は、一日に船長以外の船員を帰国させ、証拠品である漁船も返還し



た。船長の取り調べが始まり拘留延長がされると、中国は日中間の閣僚級の往来の停止、さまざまな会議や交渉の延期などの措置をとった。さらに、二一日には中国本土にいた日本企業「フジタ」の社員四人を「許可なく軍事管理区域を撮影した」として逮捕するにおよんだ。まるで、人質である。そして、中国の圧力に屈するように、九月二四日、

「我が国国民への影響や、今後の日中関係を考慮して、船長を処分保留で釈放する」と那覇地検が発表し、中国人船長は、中国へと帰国した。当時の菅直人総理大臣、前原誠二外務大臣、仙谷由人官房長官は、検察の判断として黙認する姿勢を見せた。しかし、検察の「日中関係を考慮して」との発言などから、政府の指示であつと考えるのが一般的である。通常、検察が外交関係への配慮や政治への影響を鑑み判断を下すことはない。

この尖閣諸島における日本の主権を捨てた行為は、中国の海洋侵出、尖閣諸島侵略に拍車をかけることになった。この時の民主党政権の対応が、尖閣諸島問題における中国の主張を強化する一助となつてしまった。

二〇一二年四月には、日本政府民主党政権の主権を軽んじる政策に業を煮やした東京都の石原慎太郎知事が、「尖

閣諸島は東京都が買って、東京都が守る」と発言し、寄付金を募り、一五億円を超える浄財が寄せられ、尖閣諸島購入に向けて動きだした。すると、東京都の動きに動揺した政府は、地主に東京都予算以上の金額を提示し、国が買い取ることとした。この政府の流れも中国政府の意に沿い動いたと考えられている。

政府が買い取り、国有地化して以後、政府は一部の国家公務員以外の尖閣諸島の上陸を禁止している。現在の尖閣諸島は、無人島であり、政府の管理が及んでいるとは言えない。周辺海域を海上保安庁が警備しているのが、島自体を管理している証は、魚釣島に小さな灯台があるだけである。現状では、尖閣諸島が日本の施政下にあると明確に判断することは難しい。

### 3. 2 拡大する中国海警による脅威

日本政府は、中国の外交圧力に屈しながらも平行して海上保安庁による尖閣諸島警備強化を進めた。二〇一二(平成二四)年二月、大型巡視船一四隻、海上保安官六〇〇人(定員)による尖閣専従部隊を創設し、尖閣諸島の主権の確保を海上保安庁に被せる施策を取った。尖閣諸島専従部隊の

警備能力は高く、中国の侵攻を食い止めるかに思えた。しかし、中国は次なる手に打って出た。

二〇一三年三月、四つの海上法執行機関を統合して、海警と呼ばれる「中国海警局」を設立。さらに二〇一八年七月には、中央軍事委員会の一元的な指導を受ける「人民武装警察（武警）」の隷下に編入し、人民解放軍と連携する準軍事機関となった。二〇一八年の組織改編にあたり、中国海警局の主要幹部は、海軍出身者が任命され、多くの海軍の退役駆逐艦などが、海警に引き渡され人員及び装備も人民解放軍に近いものとなった。

二〇二二（令和四）年末時点で、中国海警局が保有する一〇〇〇トン以上の船の数は、一五七隻であり、海上保安庁の七一隻の二倍以上の大型船を持つ。中国海警局の巡視船の多くは武装し、七六ミリ砲を搭載している船舶も多い。海上保安庁の巡視船に搭載されている砲で最大のもは四〇ミリ砲であり、その能力には各段の差がある。今年六月以降に尖閣諸島周辺海域に表れた中国海警船は、毎回四隻ほどであり、そのほぼ全てが武装している。対抗する海上保安庁は、通常、中国海警の三倍の船舶数で対処している。海保にとって日本の海を守るにあたって人員、船舶

数等において厳しい状態が続いている。

### 3. 3 台湾の尖閣領有権の認識

二〇〇八年から二〇一六年まで、二期八年間、台湾総統に就任していた馬英九氏は、尖閣諸島の領有権は台湾にあるとの主張をしていた。中国との関係における兩岸政策においても、二〇〇八年に、中国との間で通信、通商、通航を直接開放する「三通」を実行した。この台湾の自立性を危うくする政策に対し、二〇一四年には海峽兩岸サーピス貿易協定に反対する大学生などが立法院を占拠する事件を起こすなど、馬英九大統領の支持が低迷するようになっていた。馬英九は、総統になる前の二〇〇五年に「釣魚島の奪回のために、日本とは一戦を交えることもいとわない」と発言し、日本に領土交渉を求める姿勢を見せていた。

馬英九氏とは反対に、台湾の李登輝元総統は、度重なる中国の尖閣諸島侵入に関し、沖縄タイムス二〇〇二年五月二四日朝刊に掲載されたインタビュー記事の中で「尖閣諸島の領土は沖縄に属しており、結局日本の領土である。中国がいくら領土を主張しても証拠がない。国際法的に見て何に依拠するのか明確でない」と発言し、尖閣諸島を日本

の領土と認識していることを明らかにした。同時に李登輝氏は、日本の政府が与那国島近海や尖閣諸島周辺海域から台湾漁民を締め出し、台湾人による漁業を認めていないことに抗議をしている。

李登輝氏の意見を受け、日本国政府は台湾側の要望に聞く耳を設け、尖閣諸島問題がエスカレーションさせない方を模索した。台湾北部の人々は、領土問題よりも漁業海域の獲得を優先に考える人が多かった。特に尖閣諸島に近い漁業都市「蘇澳鎮（市）」では、東シナ海南部の海域の日本の排他的経済水域内におけるマグロ漁を熱望していた。そこで、蘇澳鎮長（市長）と尖閣諸島を行政区に持つ石垣市長との間の交渉などを経て、外務省主導のもと、二〇一三年「日台漁業取り決め」が締結された。この協定は、台湾を日本政府が国家として認めていないことから財団法人交流協会と亜東関係協会との間で民間合意の形を取り締結されているが、実質的には国家間の協定にあたるものである。台湾に一定の漁業海域を認めると同時に、台湾側は暗黙の了解事項として尖閣諸島への対処において日本側の立場に配慮している。

## 4. 尖閣諸島防衛

### 4. 1 尖閣諸島の主権を示す動き

安倍晋三内閣総理大臣は、二〇一二（平成二四）年二月、第二次安倍内閣発足にあたり、尖閣諸島の公務員常駐を明言したが、七年九か月の在任期間、その公約ともいえる発言を実効することはできなかった。

続く菅義偉内閣においても、尖閣諸島の管理に踏み出すことはできなかった。しかし、菅内閣の後期となる二〇二一（令和三）年夏、政府は、中山義隆石垣市長と東海大学山田が提案していた石垣市による尖閣諸島海洋調査に対し理解を示し、「地方行政が国内法、国際法を順守して行う活動を抑止することはできない」と黙認するとともに、二〇二二（令和四）年一月の調査活動実施時には海上保安庁による警備を指示した。

尖閣諸島を行政区域に持つ石垣市の中山義隆市長は、中国船の侵入により領土が脅かされるとともに、地元漁業者の安全操業が阻害されている状況の改善を求めている。中山氏が海洋安全保障に着目したのは、二〇〇四（平成

一六)年、中国の漢級原子力潜水艦が石垣島周辺の領海内を潜航し通過する事件があった時である。潜水艦が潜航したまま他国の領海を通過する行為は、国際法で禁じられた行為である。この危険な行為に対し、政府の対応は後手に回り、中国潜水艦が領海を通過した後に、海上警備行動が発令されている。また、当時の大浜長照石垣市長は反応を示さず、中山氏は中国の脅威を切実に感じた。二〇〇六(平成一八年)年石垣市議に当選、二〇一〇(平成二二)年石垣市長に当選し、市民の安全を守る政策を実行している。

二〇二三(令和五)年には、陸上自衛隊石垣駐屯地が開設され、八重山諸島防衛の要が設置されている。

二〇二二(令和四)年の石垣市の尖閣諸島海域海洋調査は、東海大学に委託され、同大学の海洋調査研修船「望星丸」(二二七四国際総トン)を使い、魚釣島周辺において海水の採取による成分分析などの基礎的な海洋調査と、魚群探知機を使った魚影調査などが行われた。この調査に対し、二隻の中国海警船が領海に侵入し、調査の妨害を行おうとしたが、海上保安庁巡視船により厳格な警備が行われ、調査が実行された。望星丸に乗船したのは、中山石垣市長と数名の市議会議員と調査研究員、約四〇名であった。

石垣市では、二〇二三年二月に第二回尖閣諸島海域海洋調査を行った。委託先は東海大学であるが、外部の民間の作業船を備船し前回同様の調査を行った。今回は、民間により初めてドローンにより魚釣島を撮影した。鳥の上空を飛行する許可は下りなかったため、魚釣島南岸の海岸線に沿って撮影を行った。

二〇二四年四月の第三回尖閣諸島海域海洋調査では、継続して基礎的な海洋調査を行うとともに、魚釣島北岸のドローンによる撮影と調査を行った。今回は、島の内陸部の上空までドローン飛行が許可され、島から緑が消えている状況と、草木の減少に原因と考えられているヤギの生態が記録された。また、五人の国会議員が乗船し、尖閣諸島の実情を見分し、国政の場において安全保障の充実を目指す狙いがあった。乗船した国会議員は、自民党の「尖閣諸島の調査・開発を進める会」の稲田朋美衆議院議員、桜田義孝衆議院議員、山田宏参議院議員、青山繁晴参議院議員と、日本維新の会の和田有一朗衆議院議員であった。

三回の調査において判明したことは、魚釣島の緑が減少し、生態系が壊れ始めていること、漂着ゴミが多く散乱していること、尖閣諸島周辺の水産資源は数か所に固まって

存在していることなどである。

中国政府や中国メディア多くは、石垣市が行う尖閣諸島海洋調査に反応は示さず黙殺している。中国国内では、尖閣諸島は中国が管理しているかのように報じられている。今さらの日本の管理の様子を伝えることは許されないのだ。日本政府が直接行う行為以外は、過度に反応しないのが中国の方針のようである。

#### 4. 2 尖閣諸島の主権を確保する提案

実際に現在の尖閣諸島に管理状況では、日本の施政下にあると断言することは難しい。

実効支配体制を確立しなければ、尖閣諸島に攻勢をかけている中国に対抗することが困難である。中国はサラミ戦術とよばれるじっくりと時間をかけ、尖閣諸島周辺海域における日本の主権を侵食し続けている。早く中国の動きに歯止めをかけなければ、南シナ海のように中国の支配体制に組み入れられることになるだろう。また、台湾に有事を未然に防ぐためにも、尖閣諸島から中国の力を遠ざける必要がある。

二〇二四年八月、メキシコ国籍の男性がシーカヤックで

与那国島から台湾に渡航しようとしたところ、海流に流され魚釣島に漂着した。この男性は、海上保安庁に保護され、取り調べを受けている。海保は、主権の下、法執行をしたのであるが、本件に関し中国は、強い反応はしていない。中国は、民間の動きや国家規模にならない小規模の案件は黙殺しているのである。中国の動きに対抗するためには、国ではなく、石垣市のような地方行政組織や民間の研究機関が動くことが有効のようだ。

政府としては、国際社会の同調を得て、尖閣諸島の領土を保全し、国家の主権を確固たるものにする方策を講じる組織を支援すべきである。

これまで、石垣市がおこなった三回の調査の結果、生態系を保全することが尖閣諸島にとって急務であることが分かった。生態系の保全計画を策定するためには、上陸しての实地調査が必要である。しかし、政府は、中国政府を刺激することを恐れ、何人たりとも上陸を認めない方針である。

日本による尖閣諸島の管理が国際的に認知されるためにも、米国をはじめとした国際社会の協力を得て、多国籍の研究者を集め、国際調査団による環境調査、生態系調査を

行うことが有効であると考える。その場合には、台湾に対する十分な説明も必要である。環境という、世界が注目し、異を唱えることの難しい分野において、国家の主権を行使するのである。

国家の主権は、武力、警察権だけで守られるのではない。学術活動や知的活動などにおいて、日本という主権国家の力を示すのである。

この計画は、政府が尖閣諸島への民間人の上陸を許可することに於いて可能となる。国は、今こそ、決断を下すべきと考える。

英知をもつて、領土を守り、国民を守り、主権を守るのである。

## 終わりに

本論は、公益財団法人国家基本問題研究所において学んだ主権国家としての役割を果たすために、実現可能な施策を提示したものである。この考え方の根幹には、櫻井よしこ理事長、故田久保忠衛前副理事長、故屋山太郎理事、故伊藤隆理事を始めとした叡智にあふれた師による教えがあ

る。お教をいただいた方々に厚く御礼を申し上げます。また、紀要の出版に尽力された大岩雄次郎評議員、事務局の皆様へ感謝申し上げます。師の教を海洋の世界に応用し、実践して行くことが私に与えられた役割であると考へてい。まだまだ、未熟であり、稚拙な論の展開であるが、今後も精進し国家の主権を守る活動に貢献したいと願うものである。

## 参考文献

- 外務省ホームページ「日本の領土をめぐる情勢」尖閣諸島情勢の概要
- 海上保安レポート 二〇二四年版、二〇二四
- 防衛白書 令和六年、二〇二四
- 東京都尖閣諸島現地調査 調査報告書、二〇二二、東京都
- 石垣市尖閣諸島デジタル資料館ホームページ
- 沖縄開発庁総務局、尖閣諸島調査報告書 昭和五四年一〇月、一九七九
- 平成三十年度内閣官房委託調査、「尖閣諸島に関する資料調査報告書」、二〇一九、株式会社ストリームグラフ
- 屋山太郎（一社）日本戦略研究フォーラム、「習近平の『三戦』を暴く!!・尖閣諸島はこうして盗られる」、二〇一七、海竜社
- 田久保忠衛、「日本の領土 そもそも国家とは何か」、一九九九、P H P 研究所
- 山本皓一、「中国・ロシアに侵される日本領土」、二〇二二、小学館

鶴田順、「海の安全保障と法」、二〇二四、信山社

村田忠禧、「日中領土問題の起源・公文書が語る不都合な真実」、

二〇一三、花伝社

坂本茂樹、「侮ってはならない中国・いま日本の海で何が起きている

のか」、二〇二〇、信山社新書

山田吉彦、「日本の領土と国境 尖閣・竹島・北方四島問題を解決す

る」、二〇二二、育鵬社

山田吉彦、「日本の国境」、二〇〇五、新潮社

山田吉彦、「日本国境戦争」、二〇一一、ソフトバンク新書

日本経済新聞 二〇二一年一〇月九日朝刊

沖縄タイムス 二〇〇二年五月二四日朝刊

沖縄タイムス 二〇二四年八月一八日朝刊



# 「アメリカ第一」に日本は 戦略的自立で応えよ

富山 泰

(公益財団法人国家基本問題研究所  
企画委員兼研究員)

## 要約

トランプ氏の「アメリカ第一」外交は、第二次世界大戦後の米国の国際主義、とりわけレーガン元大統領の外交と大きく異なる。しかし、歴史をひもとくなら、「アメリカ第一」は二世に近い米国の伝統である。第二次世界大戦後、米国は圧倒的な国力の下、自由世界のリーダーとして国際秩序の構築を主導した。しかし、米国の国力が相対的に弱まると、米国の指導的役割を拒否するトランプ氏が登場し、米国は「内向き」の国家に先祖返りしたかに見える。二〇二四年の米大統領選の結果にかかわらず、「アメリカ

第一」は米国の対外政策に影響を及ぼし続けるだろう。米国の力が世界の秩序を維持した「パクス・アメリカーナ」の時代は終わろうとしている。この世界史の転換点に立つて、日本は究極的な安全保障を米国に依存する戦後の思考を捨て去り、戦略的自立を高めないと、国家の存立を危うくする。

## 一、レーガン外交とトランプ外交

二〇二四年の米大統領選挙で、共和党はドナルド・トランプ前大統領を二〇一六年、二〇二〇年に続き三回連続で大統領候補に選んだ。現職大統領が再選に失敗した後、も

う一度同じ政党の大統領候補に指名されるのは極めて異例で、トランプ氏の党内での影響力が絶大であることを示した。

近年の共和党で、偉大な大統領として半ば偶像視されてきたのは、冷戦の敵方、ソ連を崩壊に導いたロナルド・レーガン氏である。レーガン氏は米国が自由世界の強力なリーダーであるべきだとの信念に基づき、レーガノミクスで回復した経済力を背景に軍事力を増強、ソ連との軍拡競争に勝ち、冷戦終結へ道筋を付けた。

二〇二四年の共和党大統領予備選挙には、レーガン氏の「国際主義」(米国は世界の問題に積極的に関与すべきだとする立場)<sup>2</sup>を引き継ぐニッキー・ヘイリー元国連大使、マイク・ペンス前副大統領、クリス・クリステイ前ニュージャージー州知事らも出馬した。しかし、「アメリカ第一」<sup>3</sup>のトランプ氏の岩盤支持層を突き崩すことができず、ヘイリー氏を最後に、いずれも予備選撤退を余儀なくされた。

トランプ氏は、自身を除く冷戦後の米国の大統領が海外の問題に介入し過ぎ、米国の利益を第一に考えてこなかったとして、その所属政党が民主党であるか共和党であるかを問わず、厳しく糾弾してきた。ところが、同じく海外の

問題に介入したレーガン氏を批判したことは恐らく一度もない。トランプ氏は二〇二四年七月の共和党大会の大統領候補指名受諾演説で、レーガン氏が宇宙配備の装備で敵のミサイル攻撃を防ぐ戦略防衛構想(SDI)を提唱したことに触れ、「とても良い大統領だった。とても、とても良かった」と絶賛した。

トランプ氏がレーガン氏に一目置いているように見えるのは、米国の現状を憂い、米国の偉大さを取り戻そうという主張で一致しているためかもしれない。そもそもトランプ氏の包括的な政治スローガン「アメリカを再び偉大に」(Make America Great Again)は、レーガン氏から借用したものである。レーガン氏は現職のジミー・カーター大統領(民主)と争った一九八〇年の大統領選で「アメリカを再び偉大にしよう」(Let's Make America Great Again)と訴えていた。

#### (1) 体制変更

しかし、レーガン氏とトランプ氏の外交政策には、海外への介入に積極的か否かという違いがあるだけではない。もっと深く掘り下げて見れば、主要な敵対国の体制変更を

目標とするかしないかで大きな違いがある。この違いを理解するには、レーガン外交と、リチャード・ニクソン元大統領、ヘンリー・キッシンジャー元国務長官による対ソ・データント（緊張緩和）政策との比較から入るのがよい。

データント政策はソ連とバランス・オブ・パワー（勢力均衡）を図り、平和共存を目指すものであった。しかし、レーガン氏はデータント政策を、共産主義の温存、冷戦の恒久化になるとして否定した。レーガン氏は、自由主義と共産主義を対等に置くのは道義的に許されないと考えた。ソ連を「悪の帝国」と決め付けた一九八三年三月八日の演説は、自由主義と共産主義の道義的対等性を明確に否定するものであった。そしてソ連について、民衆の力による「下から」の体制変更を目標に据えた。

レーガン氏が共産主義を世界から放逐する長期目標を公言したのは、政権二年目の一九八二年六月八日に英議会で行った演説だった。英議会の建物の名称にちなみ「ウエストミンスター演説」として知られるこの演説で、レーガン氏は「自由のための十字軍」を編成しようと呼び掛け、「自由と民主主義の行進がマルクス・レーニン主義を歴史の灰だまり（ごみため）に置いていく」と述べ、共産主義を歴

史の遺物にすると思気込んだ。<sup>6</sup>

一九八三年一月十七日付のレーガン政権の機密政策文書「国家安全保障決定指令（NSDD）75」では、「ソ連の拡張を封じ込め、いざれ逆転させる」と決意を示した上で、「より多元的な政治・経済システムへ向けてソ連国内の変化プロセスを促す」と述べ、ソ連の共産党一党独裁体制を変えろという目標を明確にした。<sup>7</sup>

レーガン氏と対照的に、トランプ氏はロシアの体制変更でなく、ウクライナ戦争をめぐりウラジミール・プーチン大統領と妥協し、ロシアとの平和共存を図ろうとする。この点、レーガン外交よりも、ニクソン、キッシンジャー両氏のデータント政策に近い。

トランプ氏が主要な敵対国と位置付ける中国に対してはどうか。一期目のトランプ政権が中国に関して、レーガン政権のNSDD75のような包括的な政策文書を作成した事実はない。トランプ政権では、ペンス副大統領が中国共産党政権を包括的に批判する演説を行い、マイク・ポンペオ国務長官が中国反体制派や同盟国と協力し中国共産党政権の行動を変えさせることを唱えた。<sup>8</sup>しかし、トランプ氏はそうした演説を容認したものの、自らには行っていない。そ

もそも、政権要人による一連の演説は、体制自体の変更にまで踏み込むものではなかった。

ポンペオ氏の回顧録によると、トランプ氏の中国への関心は不公正な米中貿易関係の是正に一点集中していた。<sup>10</sup> トランプ政権下の二〇一七年の「国家安全保障戦略」は中国を「現状変更勢力」と初めて規定し、米欧日など国際秩序の現状維持勢力と対峙する存在であると位置付けたが、この戦略文書作成の中心となったのはハーバート・マクマスタ―大統領補佐官（国家安全保障担当）とその部下のナディア・シャドロ副補佐官であって、トランプ氏が主導した形跡はない。

## (2) 自由の拡大

レーガン氏はソ連の体制変更と並んで、ソ連の支配下にある東欧諸国における自由と民主主義の拡大を目指した。一九八一年、ポーランドの自主管理労働組合「連帯」がソ連の意を受けたポーランド政府によって非合法化されると、「ソ連の帝国支配が変わるチャンス」ととらえ、当時のソ連の最高指導者レオニード・ブレジネフ共産党書記長に弾圧を試みないよう警告した。<sup>12</sup>

第二次世界大戦の末期に米英ソ三国首脳が戦後処理を取り決めたヤルタ会談の四十周年に当たる一九八五年には、「東西の分割線をなくし、単一の自由な欧州社会を回復するのが目標」と発言。一九八七年にはソ連のミハイル・ゴルバチョフ共産党書記長に「この（ベルリンの）壁を取り壊せ」と迫った。<sup>13</sup>

対照的にトランプ氏は、自由や民主主義の拡大に関心がない。トランプ政権の三人目の国家安全保障担当大統領補佐官だったジョン・ボルトン氏の回顧録によると、一九八四年の英中合意で「高度の自治」を認められたはずの香港で二〇一九年六月、大規模な民主化要求デモが起きると、トランプ氏は「私は関わりたくない」と発言して、米国の関与を拒否した。また、中国の習近平国家主席との六月十八日の電話会談では、香港の出来事は中国の国内問題であり、いかなる形でも公に議論しないよう政権幹部に指示したと習主席に伝えた。<sup>14</sup>

ボルトン氏によると、中国西部の新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル人の弾圧に関しても、トランプ氏は同月、大阪での二十カ国・地域（G20）首脳会議を機に行った習主席との非公式夕食会で、ウイグル人収容施設の

建設は正しいことであり、建設を進めるべきだと発言した。<sup>15</sup> トランプ氏にとって、中国との貿易交渉が最優先であり、他の問題が交渉の妨げになるのを望まなかったのだ。

ポンペオ氏も回顧録で、「貿易交渉は他の事項を追求する我々の能力を制限した。さまざまな局面で、トランプ大統領は私の構想が交渉を台無しにすることを心配した<sup>16</sup>」と書き、トランプ氏の貿易交渉重視が対中外交を制約したことを率直に記している。

### (3) 力を通じた平和

レーガン外交のモットーの一つは「力を通じた平和」であった。レーガン氏には、米国の経済力を背景にした軍事力の強化は効果的な対ソ外交に必要という確信があった。そのため、レーガン政権の一期目は、カーター前政権で弱まっていた経済力、軍事力の強化に全力を挙げた。レーガン外交の研究者でジョージ・ワシントン大学大学院教授のヘンリー・ナウ氏によると、レーガン氏は対ソ外交において、経済力と軍事力を三種類の「てこ」に使った。<sup>17</sup> その三つとは、軍拡競争でソ連経済を破綻させ、ソ連を屈服させるといふ「戦略的てこ」、軍事力強化でソ連の軍備増強を

押し返すという「戦術的てこ」、そして増強した軍事力を軍縮交渉の取引材料にする「交渉上のてこ」である。レーガン政権時代、SDIの発表はソ連崩壊を導く「戦略的てこ」になった。西欧への中距離ミサイル・パーシング2と巡航ミサイルの配備は、ソ連の中距離ミサイルSS20の配備を押し返し、欧州での戦力バランスを回復するという「戦術的てこ」になったし、中距離核戦力（INF）全廃条約締結を導き出す「交渉上のてこ」にもなった。いずれも「力を通じた平和」外交の成果である。

トランプ氏も「力を通じた平和」を唱える。トランプ政権一期目の「力を通じた平和」外交の成功例として元政権高官がよく挙げるのは、核・ミサイル開発で米国を威嚇した北朝鮮に対し、米国の軍事力行使の可能性をちらつかせて米朝首脳会談を初めて実現し、北朝鮮に核実験を停止させたことである。二〇一四年にウクライナのクリミア半島を併合したロシアが、トランプ政権時代にウクライナへの新たな軍事侵攻を控えたことも、「力を通じた平和」の一例とされる。一期目のトランプ政権で最後（四人目）の国家安全保障担当大統領補佐官となったロバート・オブライエン氏は、第二次トランプ政権では中国との競争でも、中

国に経済的圧力を強める「力を通じた平和」が必要になると論じ、トランプ氏が主張する中国製品への六〇%の関税賦課や中国向けの先端技術の輸出管理を通じた経済面でのデカップリング（切り離し）を支持した。<sup>18</sup>

もつとも、トランプ政権一期目の「力を通じた平和」は、ナウ教授の分類に従えば、米国の力を「交渉上のでこ」あるいは「戦術的てこ」に使ったにとどまり、S D I で冷戦を終わらせたレーガン氏のように「戦略的てこ」に使った実績がない。中国との経済的デカップリングにしても、中国共産主義体制の弱体化まで狙わず、単に経済圏の分離でよしとするなら、「戦術的てこ」にすぎない。同じ「力を通じた平和」を唱えても、トランプ氏とレーガン氏では、構想のスケールが異なるのである。

#### (4) 自由世界のリーダー

トランプ外交とレーガン外交の根本的な違いは、米国が自由世界のリーダーであり続けるべしと考えるか否かという点に表れる。

レーガン氏は、米国には自由世界のリーダーとしての役割を担い続ける特別な義務があると信じていた。回想録に、

以下の記述がある。

「戦後、アメリカは繰り返しソ連拡張主義の脅威に立ち向かい、世界のはるか遠い地域にも出かけて自由の防衛に当たった。（中略）わが国のこの偉大な民主主義には、他の諸国民にも自由がもたらされるよう助力する特別な義務がある、というのがわれわれの政策であった。（中略）ところが（一九）七〇年代末になると、我が国は自由世界の精神的指導者として、また民主主義の主たる防衛者としてのこの歴史的役割を放棄し始めたように私には思われた。（中略）私はアメリカが超大国、自由世界のリーダーとしての役割から降りるのは、無分別で根拠がなく、危険なことだと思っていた<sup>19</sup>」

自由世界のリーダーとしての強い自負と、自由を守るのは米国の義務であるという強い意識がここに示されている。

ところがトランプ氏は、なぜ米国が西側諸国の負担を背負わなければならないのか、と疑問を呈する。トランプ氏

と親交を深めた安倍晋三元首相の回顧録によると、安倍氏が接したビル・クリントン（民主）、ジョージ・W・ブッシュ（共和）、バラク・オバマ（民主）の各大統領は皆、西側世界のリーダーであるという認識と責任感を強く持っていた。しかし、トランプ氏は全く違い、西側の自由民主主義陣営と中露を中心とした権威主義陣営が対峙する構図の中で、「米国が西側をどうまとめ、中露の行動を変えていくのか」という発想は、あまり持ち合わせていなかった。そして、「安全保障政策で米国が自国の利益ばかりを考え、国際社会のリーダーの立場を下りてしまったら、世界は紛争だらけ」になってしまうと危惧を表明している。<sup>20</sup>

トランプ氏に近いとされる新興シンクタンク「アメリカ第一政策研究所」の幹部で、トランプ氏に政策を提言する立場にあるキース・ケロッグ氏（トランプ政権でペンス副大統領の国家安全保障担当補佐官。退役陸軍中將）は、同研究所の政策論集で、次のように書いている。

「アメリカが自由世界のリーダーであることを受け入れる結果として、わが国の資源は世界の問題にしばしば投入され、その一方でわが国の利益は無視される。

：（アメリカ第一とは）世界への関与から身を引くことでも、自由世界のリーダーとしてのアメリカの立場を終わらせることでもない。そうではなく、アメリカ第一とは、アメリカが強国であることをまず確保し、それによってアメリカが強い立場から外向きに関与できるようにし、アメリカ国民の利益を守るという基本的な義務を果たせるようにする政策の枠組みである」<sup>21</sup>

ケロッグ氏は、「アメリカ第一」は自由世界のリーダーとしての役割を放棄するものではないと言いながら、まずは米国を強くすべきであり、海外に関与する場合でも米国の利益を最優先すべきだ、と主張している。レーガン氏のような自由世界のリーダーとしての自負や、自らを犠牲にしても自由を守るといふ気概をこの政策助言者の論文から感じ取ることはいできない。

#### (5) 同盟国との関係

レーガン氏は同盟国との関係を重視した。とりわけ大統領に就任した一九八一年に米国の経済力、軍事力が弱まっていたことから、米国単独ではソ連に大した打撃を与え



ことはできないと考えた。<sup>22</sup> 中核に据えたのは英国のマーガレット・サッチャー首相との盟友関係である。西独のヘルムート・コール首相や、中曽根康弘首相との連携も強化した。

レーガン氏は回想録で、「大統領在任中、米英両国間の同盟ほど強固な同盟は、ほかに見当たらなかった」と振り返った。そして、サッチャー氏とレーガン氏が個人的な友人となり、保守的政治哲学を共有しただけでなく、米英同盟は民主主義的価値観、アングロサクソンのルーツ、言語を共有し、二つの世界大戦を共に戦ったことで深化したと書き、「両国の「特別な関係」を強調している。中曽根氏については、東京・西多摩の山荘に招かれ、畳の上に座り、日本食を振る舞われたことを「快い体験」だったと回想している。<sup>24</sup>

一方、トランプ氏には、同盟を米国の利益でなく負担と見る傾向がある。特に北大西洋条約機構（NATO）をめぐって、トランプ氏は欧州の同盟国の軍事的貢献が足りないと不満を募らせ、元大統領補佐官だったボルトン氏は、トランプ氏がNATOから脱退しそうだと感じていた。<sup>25</sup> ボルトン氏の危惧は米議会も共有し、トランプ政権復活の可能性が強く意識されるようになった二〇二三年十二月、大

統領は議会の承認（上院の三分の二の賛成、または別個の法律の議会通過）なしにNATOから脱退できないという条文が国防権限法案に追加され、可決された。<sup>26</sup>

しかし、たとえ米国がNATOから正式に脱退しなくても、同盟国に対する防衛義務を履行しなければ、NATOは空洞化する。トランプ氏は二〇二四年二月、防衛費を国内総生産（GDP）比二%以上とするNATOの目標を達成しない加盟国への攻撃をロシアに促す趣旨の発言をして、物議を醸した。<sup>27</sup> 二〇二四年までに二%の目標を達成する見込みのNATO加盟国は、軍隊を持たないアイスランドを除く三十一カ国中、二十三カ国に達するが、トランプ氏は防衛費のさらなる上乗せを要求して、防衛義務の履行を取引材料にしようとする可能性がある。

同様なことは日本、韓国などアジアの同盟国についても言える。トランプ氏は在日米軍の存在を取引材料に、二〇二七年度にGDP比二%となる日本の防衛費のさらなる上乗せか、日本の駐留米軍経費負担の大幅な増額を要求してくるかもしれない。現に韓国に対しては、トランプ政権一期末、在韓米軍の駐留経費負担を五倍以上にするよう要求した。（韓国の要求拒否により）トランプ氏が在韓米

軍を本当に撤退させないか心配した」とポルトン氏は書いている。<sup>29</sup>

ジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係大学院(SAIS)のハル・ブランズ教授は「一部アナリストの議論に反して、トランプ氏の『アメリカ第一』にインド太平洋の例外は存在しない」と警鐘を鳴らす。そして、同盟国ではないが中国の脅威にさらされている台湾に関し、「トランプ氏は欧州やアジアの小国を防衛するために米国がなぜ第三次世界大戦勃発のリスクを負わねばならないのか疑問に思っている」と分析し、「ロシアに対してウクライナを支援することや、中国の攻撃から台湾を守ることに、彼は懐疑的だ」と述べる。<sup>30</sup>

## (6) 移民政策

移民問題は二〇二四年大統領選の最大の争点の一つになった。約四十年前、レーガン氏はトランプ氏に比べ、移民にずっと優しいまなざしを向けていた。

一九八一年七月、当時のレーガン大統領が出した移民・難民政策に関する声明は「わが国は移民の国である。他どの国よりも、われわれの強さは自らの移民の伝統と、他

の土地から来る人々を歓迎する能力に由来する」という言葉で始まる。

米国ではこの年、フロリダ州にキューバ難民が大量に押し寄せ、より効果的な対策を講ずる必要が指摘されていた。レーガン氏はこの声明で、対策が依拠すべき原則の一つとして、「不法移民の多くは既に社会の生産的な構成員になっている。米国で既に資産を築いた者は合法的な地位を与えられるべきだ」と指摘した。ただし、「そうする際に、不法移民を奨励してはならない」とバランスを取っている。

その後、レーガン大統領が一九八六年に署名した移民改革管理法は、不法移民と知りながら雇った雇用主を処罰する一方で、五年以上前に入国した不法移民が永住権や市民権を獲得する道を開いた。これによってヒスパニック(中南米系)を中心とする推定三百万人の不法移民が合法的に米国に居住できるようになった。<sup>32</sup>

トランプ氏は大統領選に初めて出馬した二〇一六年、不法移民の流入を阻止するため米メキシコ国境に壁を建設し、その費用をメキシコに負担させると主張した。二〇二四年にはもっと急進化し、一千万人以上といわれる不法移民を、米国での居住年数に関係なく、国外に追放す

るといふ「アメリカ史上最大の追放作戦」の実施を公約した。国境近くには追放前の移民を収容する巨大な施設を建設する計画だ。不法移民の子が米国で出生しても、米国籍を証明する旅券や、社会保障サービスを受けるための社会保障番号を発行しない。トランプ氏は不法移民を「囚人、殺人犯、麻薬売人、精神病患者、テロリスト」であると決め付け、「わが国の血を汚す」とまで言っている。<sup>33</sup>

## 二、「アメリカ第一」の歴史

以上のようにトランプ氏の「アメリカ第一」主義は、米国の戦後の国際主義、とりわけレーガン外交と一線を画すものだが、米国の歴史をひもとけば、「アメリカ第一」の考え方は特異なものではなく、二世紀近くの長い伝統を持っている。

### (1) 起源は十九世紀の反移民と米産業保護

「アメリカ第一」の由来を調べたロンドン大学大学院のサラ・チャーチウエル教授の著書<sup>34</sup>とその後の研究<sup>35</sup>によれば、「アメリカ第一」という言葉は一八五〇年代に高まっ

た反移民運動で使われたのが最初のようだ。当時、カトリック教徒のアイルランド移民の急増に対し、プロテスタント文化を守ることを主張するアメリカン党（旧ネイティブ・アメリカン党、通称ノウ・ナッシング）という政党の一八五五年の全国大会で、排外主義の政治家が「私は最初から最後までいつもアメリカ支持だ」（I go for America first, last and always）と演説して聴衆の喝采を浴びた。

十九世紀が終わりに近づくと、世界一の経済大国の座を米国に譲った英国が自由貿易を支持するのは米国の産業界の成長を妨害しようとする陰謀の一環だという思い込みが米国に広がり、共和党は保護関税と「アメリカ第一」で対抗した。関税政策が争点となった一八八八年の大統領選挙で、共和党のベンジャミン・ハリソン候補は「アメリカ第一、世界は二の次」（America First, the World Afterwards）をスローガンに掲げて当選した。<sup>36</sup>「アメリカ第一」は排外主義だけでなく、保護主義を正当化する言葉に意味を広げたのである。

### (2) 孤立主義の隆盛

チャーチウエル教授によると、一九一六年の大統領選挙

では、民主党現職ウッドロー・ウィルソンが「アメリカ第一」、共和党候補が「アメリカ第一、アメリカは有能」(America First and America Efficient) を標語とした。当時欧州では第一次世界大戦が進行中で、米国は戦争に中立の立場を取ることで戦後世界を主導できる、というのが国際主義者ウィルソンの主張した「アメリカ第一」の意味だった。<sup>37</sup> それに対し共和党は、孤立主義を正当化し保護主義(高関税政策) を支持するために同じ言葉を使った。戦後、上院で多数を占めた共和党は、ウィルソンが設立に尽力した国際連盟への米国の加入を阻止し、ウィルソンの夢を粉碎した。一九二〇年の大統領選では、共和党のウォーレン・ハーディングが、単に「アメリカ第一」をスローガンに孤立主義と保護主義を唱えて当選した。<sup>38</sup>

一九二〇年代には、「アメリカ第一」が移民排斥と白人優越思想の合言葉になっていった。白人至上主義の秘密結社クー・クラックス・クラン(KKK)は、「アメリカ第一」を旗印に黒人への暴力テロを繰り返し、ユダヤ人やカトリック教徒への憎悪をあおった。<sup>39</sup>

一九三〇年代、世界大恐慌が広がり、欧州で全体主義勢力が台頭する中、米国は孤立主義の色彩を濃くした。ドイ

ツの侵攻で第二次世界大戦が起きると、一九四〇年九月に米史上最大の反戦団体「アメリカ第一委員会」(America First Committee) が設立された。メンバーは反戦主義者、孤立主義者、英独双方を嫌う反帝国主義者、平和志向の社会主義者、外国嫌いの排外主義者、ドイツのナチズムやイタリアのファシズムの同調者、反ユダヤ主義者など種々雑多で、欧州の戦争への参戦を拒否するという一点でまとまった。最盛期には会員八十万人以上を擁した。しかし一九四一年十二月、日本軍の真珠湾攻撃で日米が開戦すると、四日後に委員会は解散し、米国の戦争遂行を支持した。<sup>40</sup>

### (3) 「アメリカ第二」の休眠と復活

第二次大戦後の国際情勢は、米国が孤立主義に戻ることを許さなかった。米国は新たな国際安全保障機関として国際連合の設立を主導し、安保理五常任理事国の一つとして戦後の平和維持に積極的に関与する姿勢を鮮明にした。間もなくソ連との冷戦が始まると、米国は西欧諸国との多国間同盟としてNATOを結成し、アジア太平洋地域では日米安全保障条約を含む二国間同盟のネットワークを築い

た。経済分野では、世界大恐慌後の各国の保護主義とブロック経済化が第二次大戦の一因になったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指す関税貿易一般協定（ガット）の締結と、西側の戦後復興を国際金融で支えるブレトン・ウッズ体制の構築を主導した。こうして米国は国際安全保障と経済の両面で自由世界のリーダーとなり、「アメリカ第一」の主張は歴史に埋もれたかに見えた。

ジョージ・H・W・ブッシュ大統領（父）とゴルバチョフ書記長による一九八九年の冷戦終了宣言と、米国主導の多国籍軍がクウェートをイラク軍の占領から解放した一九九一年一〜二月の湾岸戦争、同年十二月のソ連崩壊で、米国による世界の一極支配体制が生まれた。米大統領選の舞台に「アメリカ第一」が戻ってきたのは翌一九九二年、共和党予備選で政治評論家のパトリック・ブキャナン氏が現職のブッシュ大統領に挑戦した時だ。

ブキャナン氏は、ブッシュ氏が構築を目指す意味不明瞭な「新世界秩序」に米国の富と力をささげるべきでないと言張し、「われわれはアメリカを第一に据える」(We will put America first.)と宣言した<sup>41</sup>。しかし、当時、米国は世界の覇権国の地位を確立したばかりで、米国以外に冷戦後

の国際社会を主導できる国はなかった。そんな時期に内向きな「アメリカ第一」を唱えても、有権者の共感を得ることはできなかつた。

#### (4) トランプ政権登場の素地

一九九〇年代は米国の覇権の絶頂期だった。NATO創設五十周年の一九九九年、旧ソ連圏のポーランド、ハンガリー、チェコがNATOに加盟し、一九九〇年のドイツ統一で加わった旧東独を除くと、NATOの初の東方拡大となった。その後も旧ソ連構成国のバルト三国や東欧の旧ソ連圏諸国の加盟が続いた。また、米国は二〇〇一年に実現した中国の世界貿易機関(WTO)加入を支援し、中国との貿易促進や中国経済の対外開放を通じた中国の政治的自由化も期待した。

米国の覇権に最初に挑戦したのはイスラム・テロ組織で、ウサマ・ビンラディンのアルカイダが二〇〇一年九月十一日に米本土で同時多発テロを起こした。米国はアフガニスタンでの対テロ戦争とイラク戦争に踏み切った。しかし、アフガニスタンのタリバン政権、イラクのサダム・フセイン政権を打倒した後も、イスラム過激派との戦闘から足を

抜くことができず、二〇一〇年代には米国民に戦争疲れが広がった。

二〇一〇年代、習近平国家主席の中国は南シナ海で人工島の建設と軍事基地化に着手するなど、現状変更勢力として台頭した。ソ連帝国復活を夢見るプーチン大統領のロシアは二〇一四年、復活の手始めに旧ソ連構成国のウクライナからクリミア半島を奪った。中国はロシアと共に米国主導の世界秩序への挑戦を開始した。それより前、オバマ米大統領は二〇一三年に「米国は世界の警察官ではない」と発言していた。

米国の相対的な力の衰えが見え始めたことで、内向きな「アメリカ第一」を主張するトランプ政権が二〇一七年に登場する素地ができた。

### 三、「トランプ氏の「アメリカ第一」

#### (1) 国益軽視の海外介入に不満

トランプ氏に近いとされるアメリカ第一政策研究所のケロッグ氏の前掲論文によれば、トランプ氏の「アメリカ第一」主義の根底には、冷戦後の米国の歴代政権が海外の間

題に介入し過ぎ、米国の利益を第一に考えなかったという不満がある。アフガニスタンやイラクで民主主義国家建設を試み、戦争の泥沼から足を抜けなくなったブッシュ共和党政権（子）の「ネオコン」集団も、人権擁護、民主化支援のリベラル国際主義の外交を展開した民主党政権も、共に間違いを犯したと見る。そして、米国の海外介入には、米国と同盟国の負担の不平等という組織的な欠陥があり、これを正さなければならぬと主張する。米国の利益を促進するために必要とあれば、ロシア、中国、北朝鮮など権威主義国や人権侵害国と取引してもよい、と考える。<sup>12</sup>

このことから、ウクライナ戦争は米国の死活的な利益がかかっているし、ロシアとの核戦争や第三次世界大戦に発展する危険があるので、ロシア、ウクライナ双方に圧力をかけて停戦と和平交渉に持ち込む、という発想が生まれる。ウクライナ戦争は欧州の地域紛争だから、欧州同盟国こそ対ウクライナ支援で一番の責任を負うべきだと迫る。また欧州同盟国には、GDPの二%を防衛費に回すとのNATOの約束を守らなければ、同盟国がロシアに侵略されても助けない、と脅しをかける。中国を米国にとって最大の脅威と位置付けけるものの、台湾有事の際に米国が軍事介



入るかどうかについては、「米国の交渉上の立場を悪くする」との理由で、明言を避ける。トランプ氏の二〇二四年七月の大統領候補指名受諾演説では、政権一期目に北朝鮮の独裁者、金正恩朝鮮労働党総書記と「とてもうまくやった」と自慢し、政権に復帰すれば「またうまくやる。彼も私に会いたいだろう」と述べ、米朝首脳会談を復活させる意欲を示した。

## (2) NYタイムズとの問答

トランプ氏が「アメリカ第一」を外交スローガンに採用したのは、それほど昔のことではない。二〇一五年六月十六日の大統領選出馬宣言や、同年十一月出版の著書<sup>43</sup>には、「アメリカを再び偉大に」は出てくるが「アメリカ第一」は出てこない。

ところが二〇一六年三月二十五日、ニューヨーク・タイムズのインタビュウで、デービッド・サンガー記者に「(あなたの外交理念は) 孤立主義でないとしたら、少なくとも『アメリカ第一』的なアプローチだ」と言われると、トランプ氏は「その通りだ」と応じ、「私は孤立主義者ではないが『アメリカ第一』だ。その表現が好きだ<sup>44</sup>」と述べ、サ

ンガー記者の形容が気に入った様子だった。そして同年四月二十七日の外交演説では早速その表現を取り入れ、「われわれはアメリカ国民を第一に置く (we're putting the American people first)。貿易問題でも移民問題でも外交政策でも、アメリカ労働者の雇用、所得、安全を常に私の第一の優先課題とする」と表明した<sup>45</sup>。

それ以来、「アメリカ第一」はトランプ外交を象徴する言葉になった。トランプ氏が、排外主義者、保護主義者、孤立主義者だけでなく、白人優越主義者やナチ共鳴者も「アメリカ第一」を唱えてきた歴史を知った上でこの言葉を使っているのは不明である。

## (3) 「トランプ後」も「アメリカ第一」

トランプ氏は二〇二四年七月の共和党大会で、三十九歳も年齢差のあるJ・D・バンス上院議員(オハイオ州)を副大統領候補に指名した。十一月の大統領選の結果、トランプ政権が復活すれば、憲法の規定によりトランプ氏の三選はないので、次の二〇二八年の大統領選ではトランプ氏に後押しされる副大統領のバンス氏が共和党大統領候補になる可能性が強まる。すると、「アメリカ第一」は「トラ



ンブ後」もさらに八年間、共和党の外交政策の基調として引き継がれる可能性が出てくる。

仮に二〇二四年の選挙でトランプ氏が敗れても、議会共和党のトランプ派議員は予算審議を通じて、「アメリカ第一」をカマラ・ハリス民主党政権の外交に押し込もうとするだろう。民主党のジョー・バイデン政権の二〇二三年から二〇二四年にかけて、共和党のトランプ派議員が対ウクライナ援助法案の議会通過を半年以上にわたって妨害し、ウクライナの戦況をロシアに有利にしたように、である。

二〇二四年の米大統領選でバイデン大統領に代わって民主党大統領候補に指名されたハリス氏は、八月の民主党大会における指名受諾演説で、当選すれば米国の「グルーパーナリリーダーシップを放棄するのではなく強化する」と宣言し、トランプ氏との違いを強調したが、米国の力が相対的に衰退する中で「アメリカ第一」の圧力に抗するのは容易ではあるまい。

一般の共和党支持者にも「アメリカ第一」は浸透しているようだ。シカゴ世界問題評議会が二〇二三年九月十七十八日に実施した世論調査で、「米国は世界の問題に関わらないが良い」とする意見が共和党支持者の間で初めて

過半数の五三％に達し、「世界の問題に積極的に関わるのが良い」の四七％を上回った。共和党支持者の積極関与派は二〇一八年に七〇％だったが、以降、急落した。民主党支持者や無党派を含む全体では積極関与派が五七％（関与反対派は四二％）で多数を占めたが、同様に二〇一八年（全体の積極関与派七〇％）以降、漸減している。

#### (4) パクス・アメリカーナの終わり

第二次世界大戦後の世界秩序は、米国の力が平和を維持したという意味で「パクス・アメリカーナ」（米国による平和）と呼ばれた。冷戦期には、米ソの力の均衡が平和を保ったという意味で「パクス・ルツソ・アメリカーナ」（米ソによる平和）と称されることもあったが、ソ連崩壊後は名実共にパクス・アメリカーナが実現した。

パクス・アメリカーナは二〇一〇年代以降、中国の台頭と米国の相対的な力の衰退で揺らぎ始めた。特に二〇二二年のロシアのウクライナ侵攻以降は、中国、ロシア、北朝鮮、イランによる新「悪の枢軸」の結成により、世界は自由民主主義陣営と権威主義陣営の対立の構図がますます鮮明になってきた。そんな中、米国が「アメリカ第一」で自

由民主主義陣営のリーダーであることをやめれば、パクス・アメリカーナにとどめが刺される。われわれは世界史の一時代の終わりを目の当たりにしようとしている。

第二次世界大戦後の日本は保守もリベラルも、安全保障で米国を頼りにすることが身に付いてしまった。パクス・アメリカーナ後の世界が、ジャンゲルのような弱肉強食の時代に戻るのか、自由民主主義陣営と権威主義陣営の対決が強まるのか、それとも米国に代わる覇権国が登場するのか不明だが、日本は超大国・米国に安全保障を依存してきた戦後の思考を根本的に転換し、戦略的自立を強めることが今ほど求められる時はない。

#### (5) 日本の戦略的自立

日本にとっての戦略的自立とは何か。それは、日米同盟を基本としつつ、米軍の支援を当てにせずに日本の国土と国民を守る態勢を、憲法上も、防衛の基本原則上も、そして防衛装備の面でもつくり上げることだ。当面は、中国が虎視眈々と狙っている沖縄県・尖閣諸島の防衛が最重要となる。

尖閣諸島については、トランプ政権を含む近年の全ての

米政権が「日米安保条約第五条の適用範囲内」であると保証し、尖閣が日本の実効支配下にある限り、米国に防衛義務があることを確認している。しかし、ハル・ブランドズ教授が『アメリカ第一』にインド太平洋の例外は存在しない」と言うように、米国とりわけ「アメリカ第一」の政権が米中戦争は米国の国益に沿わないと判断し、軍事介入を渋る可能性が皆無でないことも日本は考えておく必要がある。

米国世論の動向は懸念材料である。先に紹介したシカゴ世界問題評議会の世論調査では、「日本と領有を争う島をめぐる中国が軍事紛争を始めるとしたら、米軍を使用することにあなたは賛成か反対か」との問いに対し、反対が過半数の五五%を占め、賛成は四三%にとどまった。回答者の支持政党による差はなかった。共和党だけでなく、民主党の支持層も尖閣防衛のための米軍投入に消極的なのだ。

日本の新内閣は日本の戦略的自立のため、憲法改正に取り組むのはもちろんのこと、岸田文雄政権が固守した戦後の防衛基本原則の「専守防衛」と非核三原則についても必要を見直しを進めなければならない。

日本独自の核保有については、トランプ氏に近いとされ

るアメリカ第一政策研究所幹部のフレッド・フライツ氏(トランプ政権一期目の大統領副補佐官)が「核拡散になるのは問題だが、日本が核保有を選択するなら、その選択を尊重しないとイケない」と述べ、「アメリカ第一」の政権が容認する可能性を示唆している。<sup>48</sup> その場合、日本の政治家と国民はそれにどう向き合うのか。

日本の世論の反対などで核保有が現実的な選択肢にならないとしたら、敵対国の核攻撃や核による威嚇を抑止する日本独自の方策はないのか。戦略核に対する抑止は米国の戦略核に委ねるとしても、戦術核に対しては、日本の通常戦力を強化することでもかなり抑止できる、と岩田清文元陸上幕僚長(国基研企画委員)は言う。岩田氏の構想によると、日本は、敵対国の核攻撃実行に不可欠な指揮・統制施設や発射施設などに反撃を加える能力を持つ非核戦力(長射程のスタンドオフミサイルや超音速滑空弾)の開発を促進する。米国は、日本への軍事情報提供とともに、日本の反撃能力が及ばない軍事目標への非核攻撃を担当する。これによって日米共同で敵対国の戦術核攻撃を抑止し、同時に核戦争へのエスカレーションを防止する。<sup>49</sup> 現実的な構想であり、具体化が期待される。

1 米国史上では一八九二年のクリーブランド(民主党)以来二人目となる。クリーブランドは大統領復帰を果たした。

2 アメリカ外交研究の第一人者、ユージン・ウィットコフ・ルイジアナ州立大学名誉教授の定義。Engine R. Wittkopf, *Faces of Internationalism: Public Opinion and American Foreign Policy*. Durham and London: Duke University Press, 1990, p. 6.

3 日本の新聞の多くはアメリカ・ファースト(America First)を「米国第一」と表記するが、本稿では国基研紀要創刊号(国家基本問題研究所 二〇二〇年)の拙稿『「アメリカ第一」はどこから来てどこへ行くのか』に合わせ、「アメリカ第一」とする。

4 Read the Transcript of Donald J. Trump's Convention Speech. *New York Times*, July 19, 2024. <https://www.nytimes.com/2024/07/19/us/politics/trump-rnc-speech-transcript.html>

5 ロナルド・レーガン著、尾崎浩訳『わがアメリカカンドリームレーガン回想録』読売新聞社 一九九三年。七三七〜七三九ページ。

6 'Address to Members of the British Parliament', Ronald Reagan Presidential Library & Museum, June 8, 1982. <https://www.reaganlibrary.gov/archives/speech/address-members-british-parliament>

7 NSDD75は二〇〇八年二月二十日に機密指定が解除され、次のURLで読むことができる。 <https://rpf.fas.org/offdocs/nsdd/nsdd75.pdf>

8 Vice President Mike Pence's Remarks on the Administration's Policy Towards China, *Hudson Institute*, October 4, 2018. <https://www.hudson.org/events/1610-vice-president-mike-pence-s-re->

- marks-on-the-administrations-policy-towards-china102018
- 6 Mike Pompeo, 'Communist China and the Free World's Future' July 23, 2020. <https://2017-2021.state.gov/communist-china-and-the-free-worlds-future-2/>
- 10 Mike Pompeo, *Never Give an Inch*. New York: HarperCollins Publishers, 2023. p.230.
- 11 *Ibid.* p. 236.
- 12 Henry R. Nau, 'Conservative Internationalism: Hoover Institution', July 30, 2008. <https://www.hoover.org/research/conservative-internationalism>
- 13 Henry R. Nau, *Conservative Internationalism: Armed Diplomacy under Jefferson, Polk, Truman, and Reagan*. Princeton: Princeton University Press, 2013. p.117.
- 14 John Bolton, *The Room Where It Happened: A White House Memoir*. New York: Simon & Schuster, 2020. P.310.
- 15 *Ibid.* p.312
- 16 Pompeo, *op. cit.*, p. 241.
- 17 Nau, *op. cit.*, pp. 179-190.
- 18 Robert C. O'Brien, 'The Return of Peace Through Strength.' *Foreign Affairs*, July/August 2024. <https://www.foreignaffairs.com/united-states/return-peace-strength-trump-obrien>
- 19 レーガン前掲書。三四三〜三四五ページ。
- 20 安倍晋三『安倍晋三回顧録』中央公論新社 二〇一三年一七八〜一七九ページ。
- 21 Keith Kellogg, 'Defining the America First Approach to U.S. National Security' in Fred Fleitz ed., *An America First Approach to U.S. National Security*, America First Policy Institute, 2024. pp. 18-19.
- 22 Nau, *op. cit.*, p. 193.
- 23 レーガン前掲書。四六四ページ。
- 24 レーガン前掲書。五〇三〜五〇四ページ。
- 25 Bolton, *op. cit.*, pp. 58, 137, 142-145, 477-478.
- 26 Meagan Vazquez, 'Congress approves bill barring presidents from unilaterally exiting from NATO', *Washington Post*, December 18, 2023. <https://www.washingtonpost.com/national-security/2023/12/16/congress-nato-exit-trump/>
- 27 The Editorial Board, 'Donald Trump and NATO Deterrence', *Wall Street Journal*, February 12, 2024. <https://www.wsj.com/articles/trump-and-nato-deterrence-putin-article-v-russia-rally-2024-95e14b1>
- 28 二〇二四年六月十八日発表のNATO報道資料 Defence Expenditure of NATO Countries (2014-2024)。 [https://www.nato.int/nato\\_static\\_fl2014/assets/pdf/2024/6/pdf/240617-def-exp-2024-en.pdf](https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/2024/6/pdf/240617-def-exp-2024-en.pdf)
- 29 Bolton, *op. cit.*, p. 337.
- 30 Hal Brands, 'An "America First" World', *Foreign Affairs*, May 27, 2024. <https://www.foreignaffairs.com/united-states/america-first-world>
- 31 'Statement on United States Immigration and Refugee Policy', *Ronald Reagan Presidential Library & Museum*, July 30, 1981.

- <https://www.reaganlibrary.gov/archives/speech/statement-untied-states-immigration-and-refugee-policy>
- 82 '1986: Immigration Reform and Control Act of 1986. Library of Congress/Research Guides/Hispanic/A Latinx Resource Guide: Civil Rights Cases and Events in the United States. *Library of Congress*. <https://guides.loc.gov/latinx-civil-rights/rca>
- 83 Charlie Savage, Maggie Haberman and Jonathan Swan, 'Sweeping Raids, Giant Camps and Mass Deportations: Inside Trump's 2025 Immigration Plans' *New York Times*, Nov. 11, 2023. <https://www.nytimes.com/2023/11/11/us/politics/trump-2025-immigration-agenda.html>
- Jamelle Bouie, 'Trump's Taste for Tyranny Finds a Target' *New York Times*, May 24, 2024. <https://www.nytimes.com/2024/05/24/opinion/trump-deportation-immigration-border.html>
- 84 Sarah Churchill, *Behold, America: A History of America First and the American Dream*. London: Bloomsbury Publishing, 2019.
- 85 Sarah Churchill, 'The 'American Dream'? America First eclipses it.' *Washington Post*, September 9, 2022. <https://www.washingtonpost.com/outlook/2022/09/09/america-first-american-dream-trumpism/>
- 86 ちなみにこの時の対戦相手が民主党現職のクリーブランド、四年後、クリーブランドはハリソンの再戦を雪辱し、米政治史上初めて大統領に返り咲いた(脚注1参照)
- 87 Churchill, *op. cit.*, pp. 49, 55.
- 88 *Ibid.*, pp. 84-85, 113-115.
- 89 *Ibid.*, pp. 121-123
- 40 *Ibid.*, pp. 257-284
- 41 *Ibid.*, p. 290.
- 42 Kellogg, *op. cit.*, pp. 15-16, 18, 20-21.
- 43 Donald J. Trump, *Crippled America: How to Make America Great Again*. New York: Threshold Editions, Simon & Schuster, 2015.
- 44 'Transcript: Donald Trump Expounds on His Foreign Policy Views', *New York Times* March 26, 2016. [https://www.nytimes.com/2016/03/27/us/politics/donald-trump-transcript.html?\\_x\\_tr\\_sl=ja&\\_x\\_tr\\_tl=en&\\_x\\_tr\\_hl=ja&\\_x\\_tr\\_pto=wapp](https://www.nytimes.com/2016/03/27/us/politics/donald-trump-transcript.html?_x_tr_sl=ja&_x_tr_tl=en&_x_tr_hl=ja&_x_tr_pto=wapp)
- 45 'Transcript: Donald Trump's Foreign Policy Speech', *New York Times* April 27, 2016. <https://www.nytimes.com/2016/04/28/us/politics/transcript-trump-for-eign-policy.html>
- 46 'Full Transcript of Kamala Harris's Democratic Convention Speech', *New York Times* Aug. 23, 2024. <https://www.nytimes.com/2024/08/23/us/politics/kamala-harris-speech-transcript.html>
- 47 Dina Smeltz and Craig Kafura, 'Americans Grow Less Enthusiastic about Active US Engagement Abroad', *The Chicago Council on Global Affairs*, October 12, 2023. <https://globalaffairs.org/research/public-opinion-survey/americans-grow-less-enthusiastic-about-active-us-engagement-abroad#:~:text=While%20Americans%20are%20more%20hesitant%20now%20than%20in%2018%20though%20down%2011%20percentage%20points%20>

from%202017.

48 二〇二四年六月七日、国家基本問題研究所企画委員会との意見交換。

49 岩田清文「非核ミサイルで戦術核攻撃を抑止せよ」(第二六八回「今週の直言」) 国家基本問題研究所 二〇二四年八月五日。  
<https://jin.jp/weekly/archives/43810>

# 沖ノ鳥島沖の中国海洋調査船の活動とわが国の対応

——無許可調査を取締り、国際法上の島として、**黒澤聖二**

戦略拠点を守りぬけ——  
(元統合幕僚監部首席法務官)

## はじめに…中国海洋調査船が沖ノ鳥島周辺で無許可調査

わが国最南端、太平洋上の孤島、沖ノ鳥島周辺では近年、中国が海洋調査船を派遣し、繰り返し調査活動を実施し、わが国の海洋権益に対する挑戦ともとれる行動を見せている。情勢は変化しているにもかかわらず、わが国は旧来の抗議程度に対応しかとっていない。中国の故事に「船に刻みて剣を求む」とある。時々刻々と情勢が変わりゆくことにも気づかず、「頑迷に旧来の考えに固執し、臨機に対応しないことを戒めるのだが、まさにその通りと言えるのではないだろうか。

本稿はこの故事に倣い、沖ノ鳥島周辺海域での中国海洋調査船の活動を明らかにして、わが国の対応がいかにあるべきかを検討するものである。

まず、沖ノ鳥島とはどのような島なのかを、所管する東京都の資料で確認しておく。

地理的には、東京から南へ約一七〇〇kmに位置する日本の最南端で、小笠原諸島父島からでも約一〇〇〇km離れている。沖繩とグアム島を結んだ直線上の中間点にあるということから、日米安全保障上、重要な位置にあるといえるだろう。東西四・五km、南北一・七kmのサンゴ礁（周囲一kmの卓礁）に囲まれた水域（礁湖）の中に、満潮時でも海面に残る北小島と東小島の二島が存在し、二島の周囲は直



径約五〇mの護岸コンクリートで防護されている。

歴史的には十六世紀頃から存在は知られており、一九三二年にはわが国領土として編入され、一九三九年から氣象観測所と灯台の建設工事が行われたという。一九八七年から一九九三年にかけ、国による二回の保全工事を行い、二〇〇七年に沖ノ鳥島灯台の運用が開始され、今日に至っている。

近年、中国の海洋調査船が沖ノ鳥島周辺で遊弋し、調査活動を活発化しているとの報道を散見する。例えば二〇二〇年七月には海洋調査船「太陽号」が、二〇二二年十一月には「深海一号」が、沖ノ鳥島周辺の排他的經濟水域（EEZ）内で無許可の海洋調査を実施したという。報道当時、海洋調査船が遠隔操作型無人潜水機（ROV）を海中に投下し、海底にある資源サンプルを採取した可能性も指摘された。沖ノ鳥島周辺海域の海底には、レアメタルを含む海底資源が眠ることも知られており、その観点から調査を継続していると考えられたが、確認がとれないため真の目的は不明のままである。

さらに二〇二四年七月五日の報道によると、今度は沖ノ鳥島北方に位置するわが国大陸棚の四国海盆海域に、中国

公船「向洋紅二二」が浮標（ブイ）を設置したという<sup>4</sup>。EEZと異なる大陸棚上部水域でのブイ設置は、果たしてわが国権益を侵害するのだろうか。

本件にはいくつかの問題点が絡むことから、論点を整理して理解する必要がある。国際法上、EEZ及び大陸棚における天然資源の探査や開発は、沿岸国に主権的権利がある。しかし、中国は沖ノ鳥島をEEZの基点となる国際法上の「島」ではないとし、EEZも大陸棚も認めない立場である。

そこでまず、沖ノ鳥島が島か岩かという国際法上の位置づけを、次に大陸棚の延長申請の結果を、最後に中国が実施する海洋調査の実態とその隠れた意味などを順次検討していく。

## 1 国際法上島か岩か

### (1) 海洋法条約上の議論

はじめに、法的な意味で島とは一体どのようなものかを確認しておく。

海の憲法と言われる海洋法に関する国際連合条約（以下、

海洋法条約) 第二一条第一項で「島とは、自然に形成された陸地であつて、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう」とし、第三項で「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域(EEZ)又は大陸棚を有しない」と規定する。

上記の、島を定義した一項とEEZを有さない岩を説明した三項の関係には、従来から議論があつたことはよく知られている。

わが国は、一項を満たす島なら三項の岩とは無関係にEEZを有するとするが、英国などは一項も三項も同時に満たすならEEZを有するとする。あるいは、三項を二つに分離し、EEZを有する岩と有さない岩があるとすると、多様な解釈が存在している。これは、そもそも条約上に「岩」を定義したものがなく、その解釈に幅が生じる原因となっているのだが、海洋法条約の起草過程(第二次国連海洋法会議)において各国の事情を考慮した結果、現在の条文を維持することになったという経緯がある。<sup>5)</sup>

本稿では、その経緯の説明については紙幅を考慮し省略するが、わが国は島であることに表面積の大小は関係がな

く、沖ノ鳥島は一項の条件を満たすとする。そして、その条件を維持するため、サンゴ環礁の一部に海面上に隆起する陸地が、波浪による浸食をうけないように防波堤を作り、「自然に形成され」「高潮時においても水面上にある」よう努めてきたのである。

ここで思い出しておきたいのは、二〇一六年、南シナ海をめぐる中国とフィリピンの紛争における仲裁裁判所が、中国の主張を否定する国際司法判断を初めて下したことである。その中で注目すべきは、スプラトリー(南沙)諸島などの全ての島嶼は岩か高潮時に水没する低潮高地に過ぎない、すなわち法的な島が存在しないとの裁定である。

## (2) 踏み込んだ南シナ海の仲裁判断

南シナ海の紛争における仲裁廷は、前述の一項と三項の関係を、一項の要件を満たす地形を「高潮地形(High-tide feature)」又は島とし、そのうち三項の要件も満たすなら「完全な権原を有する島(Fully entitled island)」であり、満たさないなら岩であると定義し、完全な島のみがEEZと大陸棚の基点になるとした。

これにより、結果として南シナ海の全ての島嶼には島が

存在しないことになった。特に最大の地形である太平島(英名イツアバ)については歴史的事実などを含めて検討された。同島には一九二九年から日本人が硫黄の採掘事業を行い、その後フランス、フィリピン、台湾が領有して人員を常駐させ開発してきた実績がある。

しかし仲裁廷は、かねてより人間が居住していたとしても、軍人や公務員は自らの意思で住み着いたものでなく、家族も伴わないのは独自の経済的生活を営むとは言えないなど、厳格な条件を提示し、島であることを否定した。当然、他の小さい島嶼や岩礁は島とは認められないというのが仲裁廷の結論である。

従来から議論の続く、島か岩かの判断における海洋法条約第一二二条の法解釈に、仲裁廷が大きく踏み込んだ形になった。その理屈を沖ノ鳥島にも一律に適用するなら、沖ノ鳥島が島でないとする中国の言説を後押しするかのようだが、その懸念は当たらない。

南シナ海の問題における仲裁判断は、あくまでも地域限定的なものであるとしなければ、従来から島として存在する無人島まで岩になってしまい、法的整合性がなくなる(具体例は後述2(1))。しかも、領有権の主張が複雑に絡み

合う南シナ海と、島という認識が中韓の異議申し立て以前は全く問題視されてこなかった沖ノ鳥島とは、まったく状況が異なるのである。

さらに、南シナ海仲裁判断を完全否定し「紙屑同然」と公言した中国であれば、仲裁廷の結論を全く状況の異なる海域にも一律に適用することは、中国の面子の上でもあり得ないと付言しておく。

### (3) 中国の手のひら返し

そもそも中国では過去に、沖ノ鳥島におけるわが国の保全工事を賞賛していたことがある。

かつて、沖の鳥島は海洋法条約上の島とは言えないと主張する米欧の海洋法専門家も存在し、例えば一九八八年、ハワイ大学のジョン・ヴァン・ダイク教授が米紙ニューヨークタイムズに寄稿した記事で、人間が居住できない岩礁は独自のEEZを持ってないと指摘したことがある<sup>7</sup>。

そのような中、中国軍事問題に詳しい平松茂雄氏が、一九八八年、軍の機関紙である『解放軍報』に、沖ノ鳥島のわが国の工事に関する記事が掲載されたことを紹介した。それによると、日本が多額の資金を投じて沖ノ鳥島で行った、高潮時でも水面上にあることを保持する方法は、

過去には考えもつかなかった優れた試みだという。

平松氏が指摘するように、中国が沖ノ鳥島の島としての法的地位を認めていたことについて、筆者の個人的な経験を述べると、一九九九年に参加した海洋法に関する国際会議で、中国の海洋問題研究者が沖ノ鳥島の保全工事を賞賛していたという記憶がある。中国に個人の資格があるとは到底思えないので、それが当時の中国政府の考えだったと推察できる。

以上のような経験に従えば、一九八九年から一九九九年頃までは、中国は日本の沖ノ鳥島の保全工事を認め、先例として参考にしてきたと考えられる。それが二〇〇〇年頃から中国は、沖ノ鳥島を海洋法条約上の島と認めない方針に転じた。<sup>10</sup>

実際、二〇〇五年の第一六二回国会参議院外交防衛委員会 で西宮伸一外務省大臣官房審議官答弁において「二〇〇三年の十二月の日中海洋法協議と、(中略) 昨年四月に海洋調査船に関する日中協議というのを北京でいたしました(中略)。(筆者追記…その中で沖ノ鳥島は) 岩である、したがって同島を基点とする排他的経済水域の設定は認められない<sup>11</sup>」という中国の立場が明らかにされた。

では、どうして中国はこのタイミングで主張を変え始めたのか。中国の南シナ海への進出が二〇〇〇年代に入り、最奥の南端にまで到達し、二〇一四年から二〇一五年にかけて南沙諸島の大規模埋め立てなどインフラ整備が概ね完了し、人員も常駐するようになった。<sup>12</sup> 同時に中国は二〇〇二年十一月にASEAN諸国と南シナ海における「行動宣言」に署名した。その中では「無人の島嶼に人員を新たに常駐させないこと」なども盛り込まれている。

すなわち、この時期には自国の力が南シナ海全域に及び、外国が新たに参入できない態勢整備を進める、そういう段階にいたったと判断したのであろう。自分の庭の整備が済めば、次に狙うのは新たな庭である。その際、自らの意に沿わない使い古しの理屈は用済みにして、新たな理屈を持ち出すことは、あり得ない話ではない。

いずれにしてもそれ以来中国は、沖ノ鳥島の法的地位に関して、その主張を維持しており、再び「手のひら返し」をする様子は見られない。

## 2 大陸棚の基点としての沖ノ鳥島

前述のように中国は沖ノ鳥島をEEZの基点となる海洋法条約上の島と認めない立場から、わが国のEEZを否定し、同時に海洋調査を許可なく行っている。

他方、わが国としては、沖ノ鳥島は島であるからEEZの基点となり、同時に大陸棚の基点ともなることから、大陸棚限界委員会(CLLCS)に対して申請を行ってきた。

海洋法条約上、海洋資源の管轄海域として沿岸国の二〇〇海里までの海底とその下を大陸棚として設定できる。加えて、地形、地質的に領土の延長と認められる場合には、二〇〇海里を超えて設定できるようになる(海洋法条約第七六条)。同時に、大陸棚を探查し、およびその天然資源を開発する沿岸国の主権的権利行使が認められる(同第七七条)。

沿岸国が領海の基線から二〇〇海里を超えて大陸棚を設定する場合は、まず二〇〇海里を超える大陸棚に関する情報をCLCSに提出する。CLCSは提出された情報を検討し、沿岸国に勧告する。沿岸国はその勧告に基づいて大

陸棚の限界を設定するという手続きを踏むのである(同第七六条)。

そこで沖ノ鳥島周辺の大陸棚について、現状はどうなのかという観点から検討を加える。

### (1) 大陸棚延長申請に仲裁判断は影響しない

まず、中国の海洋權益が否定された南シナ海の仲裁廷(二〇一六年)の解釈を、現状の海図に当てはめると、多くの国でEEZや大陸棚の基点とする島が岩となり、これまでの線引きに各国から疑義が呈される機会が提供され、大混乱が生じることになると指摘しておかねばならない。

たとえば、ドミニカとの領有権争いが続いているカリブ海に浮かぶベネズエラのアベス島は、サンゴ礁でできた小さな砂州だが、南シナ海仲裁廷の解釈をそのまま当てはめると、アベス島は岩ということになりEEZの基点ではなくなる。しかしそうであれば、アベス島がすでにオランダ領ABC諸島ボネール島とのEEZ境界画定の基点とされていることと整合しなくなる。<sup>13</sup>

また、オーストラリアがEEZと大陸棚の基点とするミドルトン礁とエリザベス礁も、サンゴ礁でできた砂州だか

ら、同様に基点ではなくなる。すると、ニューカレドニアとの間のEEZと大陸棚の境界にも影響するだろう。だが、同国はすでにCLCSから延長した大陸棚を認める勧告を受け、すでに二〇一二年には国内法で大陸棚の限界を設定している。<sup>14</sup>

したがって、南シナ海仲裁廷の判断を他の海域に画一的に当てはめるといふことは、このようなケースでも妥当ではないと言える。

わが国の場合も同様に、予てより沖ノ鳥島を基点とした大陸棚の延長を科学的データとともにCLCSに対し申請していたところ、二〇一二年四月、CLCSから延長勧告を受けた。<sup>15</sup>そして、二〇一四年に沖ノ鳥島北方の「四国海盆海域」など、延長された大陸棚の限界を政令で設定した。<sup>16</sup>図に示すようにCLCSで認められ拡張された部分が、沖ノ鳥島北側に広がる「四国海盆海域」である。当該海域はわが国EEZで囲まれ、その面積は国土の約五割という広さを持つ。

## (2) 勧告は最終的で拘束力を有する

CLCSの審査結果に沖ノ鳥島を大陸棚の基点とすると

の文言を明文の上で確認することはできないが、オーストラリア同様にわが国の大陸棚の延長が認められたということとは、拡張の基点である沖ノ鳥島を島とみなした結果と見ることとも可能である。

なぜなら、海洋法条約第一二一条第二項で島がEEZと大陸棚の基点となることが規定されており、勧告で認められた四国海盆海域の形状を見ると、その南端は沖ノ鳥島の二〇〇マイルEEZの北方の外縁をなぞるように形成されている。すると沖ノ鳥島を基点と見なければ合理的な説明がつかない。

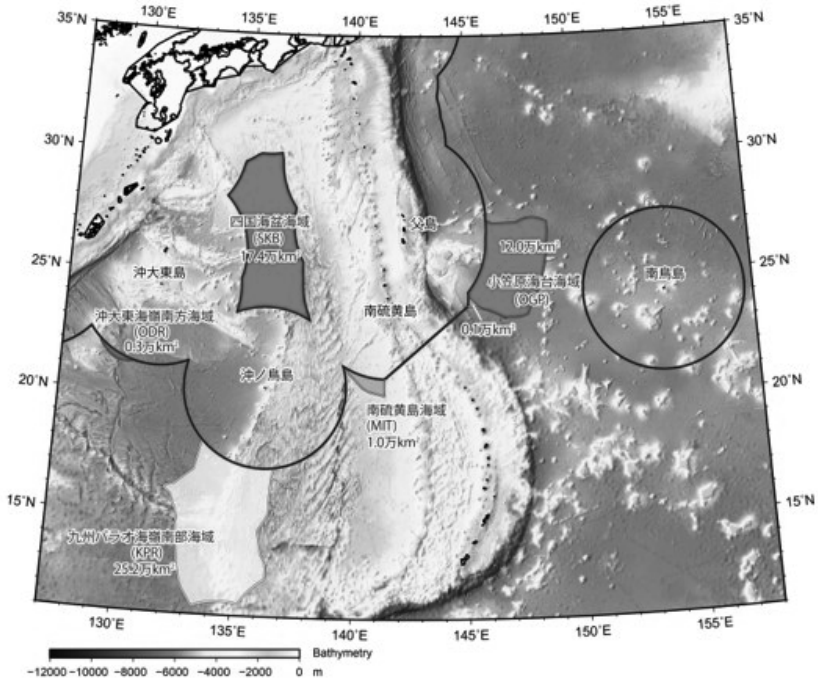
そして、この勧告は最終的で、拘束力を有する（海洋法条約第七六条八項）ことから、いまさら覆うことはない。とは言え、安心できない理由もある。同時に延長を申請した沖ノ鳥島南側の「九州・パラオ海嶺南部海域」は中韓の異議申し立て（口上書）<sup>17</sup>に対する結論が出せないまま、勧告先送りの状態が継続している。

実は、それも不思議な話で、中韓はいずれも沖ノ鳥島周辺海域の沿岸国ではなく、逆に沿岸国となるパラオや米国のからの異議申し立てはない。

加えて中韓は、面積の小さい島を基点としたその他の延



# 日本の延長大陸棚



- 政令により延長大陸棚として定められた海域  
(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号の海域を定める政令)
- 米国と調整を行っている海域
- 大陸棚限界委員会の勧告が先送りされた海域
- EEZ

出典：内閣府海洋政策本部事務局ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/tairikudana/tairikudana.html>



長申請には目をつぶっておきながら、特に日本を標的にした。これは明らかに政治的意図をもって審査を滞らせる行為で、中韓が共同して対日法律戦をしかけていると言っても過言ではないだろう。

わが国は、同委員会が政治的に利用されないよう、域外国である中韓の異議申し立ては却下すべきものと各国に対し強く主張すべきだし、隣接するパラオや米国との共同戦線を構築するよう、さらに積極的な外交を展開する必要がある。

### 3 海洋の科学的調査と資源調査

これまで検討してきたように、中国は沖ノ鳥島をEEZの基点となる海洋法上の「島」と認めないことから、公海自由の原則を盾に勝手に利用しようとする。実際、沖ノ鳥島沖のEEZ内で、中国の海洋調査船「太陽号」などが無許可の海洋調査を継続している実態は冒頭において紹介したとおりである。このままではわが国の海洋権益が奪われかねない恐れを抱くのは当然であろう。

このような外国船による一方的な調査活動を規制する法

的な枠組みはどのようになっているのか。本章では海洋の調査活動という観点から検討する。

#### (1) 規制法がない海洋の科学的調査

海洋法条約は、公海自由の原則の具体例として、航行の自由や上空飛行の自由のほかに科学的調査を行う自由を例示する（海洋法条約第八七条一項（f））。そしてEEZにおいても例外なくすべての国及び権限のある国際機関に「海洋の科学的調査（Marine Scientific Research）」を実施する権利を規定した（同第二三八条）。同時に他国のEEZや大陸棚で同調査を実施する場合、沿岸国の同意を得て実施することが規定される（同第二四六条）。

このいわゆる同意レジームを受け、わが国では、法令の整備は行わず関係省庁間で申し合わせたガイドライン（一九九六・七二〇）<sup>18</sup>を作り、これに従い調査実施国に対し、開始日の三か月前までに同意申請を求める仕組みとした。<sup>19</sup>海洋法条約上、申請は「開始予定日の少なくとも六か月前」（同第二四八条）と規定されるのだが、わが国ガイドラインでは「実施の三か月前まで」とし、運用上いかにも謙抑的な対応となっている。

では、同調査を具体的に定義した規程は海洋法条約上にあるのだろうか。条約には明文上の定義は見当たらないものの、「専ら平和的」目的で、かつ、すべての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施する海洋の科学的調査」（同第二四六条三項）という表現が見出せるのみで、調査活動の内容については曖昧である。

他方、海洋法条約は同時に、E E Z において沿岸国に対し「天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利」と「経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）に関する主権的権利」（同第五六条）を認めている。つまり各種の資源探査や開発のための調査は、沿岸国に主権的権利があるのである。

すなわち、海洋法条約は海洋における調査活動を科学的調査と資源調査という概念で整理し、前者は沿岸国の同意のもと全人類のために開放するが、後者については沿岸国の主権的権利を認め、管轄権を行使できるという枠組みであることが読み取れる。

他方、軍隊が行う海洋データ収集活動として水路調査と軍事調査を前述の科学的調査や資源調査と明確に区別する

国もある<sup>20</sup>。特に軍事調査は軍事目的のための海洋データの収集であり、地質学的、地球物理学的、生物学的、音響学的などの関連データが含まれるが、一般には公開されない（軍隊が行う調査活動については紙幅の都合から本項では触れない）。

問題は、いずれの調査でも用いる機材、技術や方法が共通していることが多く、調査の外観で、どの活動なのかを判別することが困難なことだ。加えて、調査活動の内容を事前に知る方法は、調査実施国の申告によることから、容易に偽装することが可能なことである。

## (2) 中韓は規制法を制定

海洋の科学的調査を周辺国は国内法上どのように取り扱っているのか。

わが国は規制法を制定せず前述のガイドラインに従い、調査実施国に対し事前に調査内容の申告を求める仕組みとしている。調査実施国からの申請があれば、その都度許可を出すことを原則としている。

ただし、事前の同意をとらない調査、あるいは事前の同意を得ても申請内容とは異なる活動をした場合、それを取り締まる法律がない。そのため、たとえ違反が見つかった

としても結局、外交ルートで抗議するほか、打つ手がな  
いという問題がある。実際、本年六月に韓国調査船「海洋  
二〇〇〇」が日本海の竹島沖EEZ内で事前申請なく海洋  
調査を実施したが、在日韓国大使館を通じた外交ルートで  
抗議するという判で押したような対応しかとれなかった。<sup>21</sup>

他方、韓国の場合、一九九五年に「海洋科学調査法」と  
いう国内法を制定し、外国人等が許可または同意を得ずに  
海洋の科学的調査を実施しているとの疑いが認められる場  
合には、関係機関の長が停船、臨検、拿捕その他必要な命  
令または措置を講ずることができる。<sup>22</sup>

また、中国の場合、一九九六年に「中華人民共和国涉外  
海洋科学研究管理規程」という国内法を制定し、外国人等  
の行う海洋の科学的調査に関し、当該規程の違反者に対し、  
調査の停止命令、機器・調査データ・採取サンプルの没収、  
罰金刑を課すことができる。<sup>23</sup>

以上のように、わが国と海洋権益を争う中国と韓国は、  
程度の差はあるものの、いずれも規制法を整備していると  
いう事実があるのであるから、対抗立法を視野に国内法を  
整備することがわが国法制上の課題の一つであると考える。

### (3) 改正鉱業法で規制対象を拡大した資源調査

では資源調査の場合はどうか。わが国では、これまで外  
国船舶による鉱物資源の探査を規制する明文規定がなかつ  
たことから、二〇一一年に「鉱業法」(昭和二十五年)を  
改正して鉱物の探査に係る章(鉱業法第四章の二)を新た  
に設けた。これにより、経済産業大臣への申請と許可が明  
示され、違反行為には「五年以下の懲役もしくは二〇〇万  
円以下の罰金」(同法第一四八条)に処されることになった。  
この調査の具体例が改正鉱業法の施行規則に列挙されて  
いる。たとえば地震探鉱法、電磁法、集中的サンプリング  
探査法である(鉱業法施行規則第四四条の二)。

地震探鉱法は、エアガンなどを用いて船から圧縮空気を  
発し、人工的に振動を起し地震波を発生させ、その反射  
波をストリーマーケーブル(調査船が曳航する三〜五kmの  
長さのケーブル)の受信機でとらえて海底下の構造を把握  
する探査手法である。次に電磁法は、電磁波を海底面近く  
で発生させ、電磁場の変化を検知するもので、さらに集中  
的サンプリング探査法は、機械を使って集中的に底質を収  
集する方法のことである。

ここで重要なことは、規制の抜け駆けを防ぐため、行為

目的でなく外形的行為で規制するようにしたことである。だから、鉱物を目的としない、たとえば地震メカニズム解明のための地層調査なども、規制の対象となる。加えて、二〇二三年四月に施行された改正鉱業法で、対象鉱物に希土類金属鉱（レアアース）を追加し、わが国大陸棚での權益を確保する法的枠組みは一定程度強化されてきた。<sup>24</sup>

このような法改正の動きは、近年の調査技術の進歩のほかに、中国船による調査活動の活発化が影響している。例えば二〇二〇年七月に、沖ノ鳥島周辺EEZで中国調査船「大洋号」がワイヤを巻き上げているのを海上保安庁が確認した。当時の菅官房長官は記者会見で「科学的調査を実施しているのであれば即時に中止すべきだ」とし、外交ルートで中国側に抗議したという。<sup>25</sup>

だが果たして中国船の調査は純粋な海洋の科学的調査だったのか疑問は残る。同年七月十一日と十二日、中国調査船が遠隔操作無人機（ROV）を投入したことを日本政府が確認したとの報道は無視できない。<sup>26</sup> ROVとは、船上から有線で操作し、装備したカメラやロボットアームを使い、海底の堆積物などを採取する装置である。当該調査船はROVに加え、地質を調べる採泥器、地殻の構造を探索する

エアガンなども運用していた可能性があるともいう。

これらが事実とすると、中国調査船は科学的調査というより、改正鉱業法が規定する地震探鉱法や集中的サンプリング探鉱法による資源調査をした可能性が高いことになる。つまり、中国調査船の行為はわが国EEZ内で鉱業法違反を構成する疑いがあるということである。そうであれば、菅官房長官が記者会見で指摘したような沿岸国の同意がない科学的調査というレベルの問題ではなくなる。

もっとも海洋の科学的調査に対しては、法的拘束力の無いガイドラインしかなく、資源調査との線引きが曖昧な状態であることも、外国船の調査活動に対するわが国の対応が及び腰に終始する原因の一つになっているのかもしれない。

中国側にとり海上保安庁の目が届きづらい遙かな南方海域なら、日本国民の嫌中心理にも影響されず、淡々と資源調査の実績を重ね、海中・海底のデータを蓄積し、いつの間にか東シナ海のように資源を吸い上げているということにもなりかねない。

このような状態は、わが国の国益に対する重大な侵害行為を放置していると言っても過言ではない。海上保安庁が

満遍なく取り締まりの網をかけ、海洋の科学的調査を抜けどにできないような更なる体制整備を進め、違法な資源調査は徹底的に取り締まることが必要だ。

### おわりに…留意すべき軍事的意味

さて、台湾国防部が二〇二〇年九月一日付で立法院（国会に相当）に対し、中国軍に関する非公開の年次報告を提出したと報じられた<sup>27</sup>。それによると、中国南海艦隊の艦艇が米インド太平洋軍司令部のあるハワイを含む海域で訓練したという。

これは中国が台湾有事に米軍の増援を阻止する防衛ラインとする第二列島線を越えて活動海域を延伸したことを意味する。台湾国防部の表現を借りるなら第三列島線（ハワイから米領サモアに至る）まで接近したことになる。ちなみに、第二列島線は、小笠原からグアム、サイパン、パプアニューギニアという島嶼を結ぶ戦略上の概念で、第一列島線は、九州から沖縄、台湾、フィリピンを結び、その内側は中国が制海権を絶対に確保しなければならないとされる海域である<sup>28</sup>。

他方、沖ノ鳥島は、第二列島線のグアムと第一列島線の沖縄の丁度中間に位置していることから、中国にとっては第二列島線で確実に米軍を阻止するための重要な地理的意味を持つ。

つまり、沖ノ鳥島周辺の海域は、レアメタルなどの海底資源を採掘するエネルギー戦略上のみならず、軍事戦略上の拠点としても、一層重要性が増してきたと認識すべきだ。そのような戦略上重要な海域において、本年七月、中国が四国海盆海域というわが国大陸棚上部水域に観測用ブイを初めて設置したことは、冒頭述べた通りである。ブイが設置された大陸棚上部水域はEEZの外側であり、直接わが国管轄権を侵害する行為とは言えないものの、注意を怠ってはならない。

中国調査船の活動やブイ設置の目的をここで断定することは難しいが、中国海軍の第二列島線を突破したハワイ沖での行動と全く無関係とは言えないだろう。なぜなら、海洋調査で得られる環境データは海軍の作戦行動、とりわけ潜水艦の行動にはなくてはならない情報だからである。潜水艦が行動するには、海底地形や水温、塩分濃度、潮流などのデータを事前に知っておく必要がある。特に水温や塩

分濃度は季節や気象条件でも異なるので、観測の回数が増えるほど、より実戦的なデータとなる。

いずれにしても海洋データは、蓄積・分析することで実用に供しうるようになる。したがって今後も同種の調査活動は継続されることが想定される。また、収集されたデータが実際に役に立つものかを検証するため、調査船のみならず軍艦や潜水艦が当該海域に進出して訓練などを常態化させるかもしれない。気が付けば西太平洋が中国の海になっっている可能性もある。

以上のように中国海洋調査船の活動には、島に関する国際法の解釈に絡む問題や海底資源の探査・開発の問題だけではなく、軽視してはならない軍事戦略上の意味があることに、国民はもっと注意を向ける必要がある。<sup>23</sup>

わが国は、中国海洋調査船の活動を取り締まる法的体制を整備し、言葉だけでなく実力行使も含めた厳しい対応をと、大きな予算を付けて沖ノ鳥島を国際法上の島として死守する努力を惜しまないことを、政府には期待したい。

最後になったが、本稿を執筆するにあたり、田久保忠衛元国基研副理事長の示唆が大変重要であった。田久保先生が指摘されたように、二〇〇〇年頃から中国は、才能を隠

して力を蓄える「韜光養晦」の姿勢から転じ、政治・経済・軍事などの影響力を増大し、海洋権益も拡張路線を隠さない。先生がご存命であれば、沖ノ鳥島はその最前線ではないかという問題意識を共有できたと思う。ここに改めてご冥福をお祈りする。

## 注

- 1 東京都産業労働局HPなどから。以下のサイトを参照： <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/suisan/okinotorishima/about/>
- 2 産経新聞（二〇二〇年七月十九日）「太平洋安保の危機 沖ノ鳥島EEZ 10連続で中国船 第1列島線突破狙う」
- 3 読売新聞オンライン（二〇二一年十一月五日）「中国の海洋調査船、沖ノ鳥島周辺EEZで海中にワイヤ」 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20211105-OYT1750208/>（最終閲覧：二〇二四年八月三〇日）
- 4 読売新聞（二〇二四年七月五日）「中国、日本の大陸棚にブイ 沖ノ鳥島北方 太平洋では異例」
- 5 山本草二『島の国際法上の地位』（外務省海洋課、一九九一年）、四～五八頁。
- 6 PCA Case No 2013-19, In the matter of the South China Sea Arbitration before an Arbitral Tribunal constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea



between the Republic of the Philippines and the People's Republic of China Award. 12 July 2016.

7 Jon Van Dyke, 'Opinion: Speak in the Ocean Meets Law of the Sea', *The New York Times*, January 21 1988.

8 平松茂雄「中国の海洋戦略」(勁草書房、一九九三年)、四〇頁。平松氏の指摘を筆者は直接伺っている。一九九三年(同書発行の年)、新しく杏林大学に出来た大学院国際協力研究科(田久保忠衛研究科長)において、平松氏は筆者の指導担当教授であった。

9 第十二回米太平洋軍主催軍事作戦法規国際会議(MILTOPS)一九九九・二二一〜三二一:米太平洋軍(現インド太平洋軍)が毎年主催し、開催地を都度変えながらインド太平洋地域各国の軍法務官や民間研究者、政府関係者を集め、国際法の講習及び討議を実施するもの。筆者も数回業務として参加してきた。個人的な経験ではあるが、一九九九年のMILTOPSにおいて、ある中国海洋研究所の研究者が、珍しくわが国の活動を擁護した。それは確かに日本の沖ノ鳥島の保全工事を肯定する発言であった。米欧の海洋法専門家が、沖ノ鳥島は海洋法条約上の島ではないと予てより指摘してきたことに対し、件の中国人研究者は個人の立場と前置きしながら、保全工事の正当性とEEZの基点を認めるとの発言をしたのである。実は当該会議は、議論のテーマとして南シナ海を取り上げ、岩礁を一方的に占拠して実効支配する中国の行動を国際法上議論することであった。そこで中国側は沖ノ鳥島を効果的な先例として、事前に反論を用意してきたと考えられる。

10 加地良太「沖ノ鳥島をめぐる諸問題と西太平洋の海洋安全保障」『立法と調査』(二〇一・一〇、参議院事務局企画調整室編集)

一三三頁。

11 第一六二回国会参議院外交防衛委員会議事録第十三号(平成十七・六・二)、第一五九回国会衆議院外務委員会議事録十三号(平成十六・四・二二) 他。

12 防衛省「南シナ海情勢(中国による地形埋め立て・関係国の動向)」令和五年二月。

13 'Maritime boundaries of the Caribbean part of the Kingdom, Home page of Dutch Ministry of Defense. Refer to the following site: <https://english.defense.nl/topics/hydrography/maritime-limits-and-boundaries/maritime-boundaries-of-the-caribbean-part-of-the-kingdom>

14 Victor Prescott, 'The Uncertainties of Middleton and Elizabeth Reefs', *IBRU Boundary and Security Bulletin Spring 1998*, pp72-77.

15 外務省報道官談話(平成二十四年四月二十八日)「我が国の大陸棚延長申請に関する大陸棚限界委員会の勧告について」。わが国の申請に関するCIC's勧告の原文は以下のサイトを参照: [https://www.un.org/Depts/los/dcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_jpn.htm](https://www.un.org/Depts/los/dcs_new/submissions_files/submission_jpn.htm)

16 『令和5年版 国土交通白書』国土交通省、一二八頁。以下のサイトを参照: <https://www.mlit.go.jp/statistics/file000004/pdf/kokudopdf>

17 Note verbale CML/25/2012, dated 5 April 2012. Note verbale PM/174/12, dated 5 April 2012.

18 ガイドライン最新版は「外国船舶による我が国領海等における



海洋調査等に対する日本政府の同意に係る手続きについて」(令和二一年四月 関係府省庁申合せ)

19 榎孝浩「排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査—我が国の取り組み状況と諸外国の法制度」『海洋開発をめぐる諸相：総合調査報告書』(国立国会図書館、二〇一三年三月)。デジタル版は以下のサイトを参照：<https://ndl.go.jp/jid/8111674>

20 Department of the Navy, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (NWP 1-14M)*, edition March 2022, para. 26.2.2, p.2.14. 真山全「排他的経済水域における軍事的調査—米国の立場の検討—」『海洋の科学的調査と海洋法上の問題点』海洋法制研究会 第一年度報告書(日本国際問題研究所、平成十一年六月)

21 「竹島EEZ内 韓国船が調査 政府抗議」読売新聞(二〇二四年六月七日)

22 藤原夏人「韓国における海洋関連法制—排他的経済水域(EEZ)をめぐる立法動向を中心に—」『外国の立法』二五九(二〇一四・三)』国立国会図書館調査及び立法考査局、一〇三頁。

23 「中華人民共和国涉外海洋科学研究管理規程」中華人民共和国國務院令(第一九九号)

「第十三条 違反本規定进行涉外海洋科学研究的, 由国家海洋行政主管部门或者其派出机构, 其委托的机构责令停止该项活动, 可以没收违法活动器具, 没收违法获得的资料和样品; 可以单处或者并处5万元人民币以下的罚款。违反本规定造成重大损失或者引起严重后果, 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。」

24 鉱業法改正については資源エネルギー庁HPを参照：<https://>

[www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/strategy/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/strategy/index.html)

25 前掲、産経新聞(二〇二〇年七月十九日)

26 産経新聞(二〇二〇年八月六日)「中国、資源サンプル採取か 沖ノ鳥島周辺に潜水機投入 日本政府が確認」

27 産経新聞、二〇二〇年九月四日「中国艦隊、第3列島線に接近 ハワイ沖で訓練 台湾国防部」

28 例えば、中国の海洋戦略については、トシ・ヨシハラ、ジェイムズ・R・ホームズ共著『太平洋の赤い星 中国の台頭と海洋覇権への野望』(バジリコ、二〇一四年)、ジョー・マクレイノルズ編『中国の進化する軍事戦略』(原書房、二〇一七年)などが参考になる。

29 坂本茂樹「侮つてはならない中国—いま日本の海で何が起きているのか」(信山社、二〇二〇年)が沖ノ鳥島沖の中国調査船の活動について、適切な警鐘を鳴らしている。

# 90年代日本の安全保障政策

——「07大綱」と「日米安保共同宣言」の含意——

相澤輝昭

(防衛大学校准教授)

## はじめに

元海上自衛官の筆者は退官後、縁あって母校・防衛大学校で軍事史などの教育を担当する文官教官を勤めている。その研究者としての原点は一九九五～九七年、杏林大学大学院国際協力研究科における国際政治学研修であるが、当時の指導教授が田久保忠衛先生であった。今般、「国基研紀要」編集部から田久保先生追悼特集号への寄稿依頼を頂き、不肖の教え子として大変光栄に思う次第ではあるが、単に思い出話を綴るだけではそれこそ先生からお叱りを頂くことになってしまふであろう。そこで本稿では筆者の専

門分野である我が国の安全保障政策史において大きな転換点となったと言われている九〇年代がどのような時代であったのか、大学院研修を含む筆者自身の勤務経験と当時における田久保先生の御見解も踏まえつつ、改めてこれを俯瞰的に回顧し、もって田久保先生を追悼する論考の一編としたいと考える。

## 1 筆者と九〇年代日本の安全保障政策との係わり

先に本稿は思い出話ではないと述べた手前、ここで個人的な事項に言及するのはやや気が引けるが、筆者の安保政策史研究の取り組みは実務家としての関連配置における経

験に負う部分が多々あり、以降の記述ではそれらに触れざる得ない部分もあることから、まずはここで関連経歴について簡単に記しておくこととしたい。

杏林大学大学院の研修では田久保先生のほか、中国軍事研究の先駆者で昨年亡くなられた平松茂雄先生、当時は客員教授として安全保障政策に係る実践的な教育を実施して頂いた森本敏先生など、錚々たる教授陣から単なる理論にとどまらない政策実務にも直結した貴重な御講義を頂いた。そしてこの間には一九九五年十一月の「防衛計画の大綱」改定〔07大綱〕<sup>1</sup> や一九九六年四月の「日米安保共同宣言」<sup>2</sup> など大きな動きもあったが、特に田久保先生からはそれらの含意について、大変示唆的な御教示を頂いたところである（細部後述）。

なお、ここで田久保先生から御教示を頂いた国際情勢の見方、視点の違いを意識した大局観<sup>3</sup> ということについては、前述のとおりまさに筆者にとつての研究及び政策実務の原点となっている次第である。

さて、筆者は大学院研修に引き続き海幹校の指揮幕僚課程に入校、その修了後、一年間の部隊勤務を経て一九九九年（二〇〇一年の二年間、外務省出向（総合外交政策局安全

保障政策課）を命じられた。ここでは奇しくもその出向発令前日に生起し、初めての海上警備行動が発令された能登半島沖不審船事案<sup>4</sup>の政府としての対応策検討をはじめ、周辺事態安全確保法の国会審議や「13中期防」<sup>5</sup>の策定、後には「武力攻撃事態対処法」として結実する「有事法制研究」の法制化に向けた検討<sup>6</sup>など、多岐に亙る重要な安保政策関連の実務に携わり、政府中枢における政策決定がどのようなしてなされるのかを实地に知る大変貴重な経験となったのであった。

その後、筆者は自衛艦隊司令部の運用幕僚を命じられたが、折しもこの間に九・一一米国同時多発テロが発生、筆者は自衛隊インド洋派遣を担当することとなった。これについては部隊側の一担当幕僚という立場ではあったが、本件が対テロ戦争における米軍を中心とする有志連合部隊の支援という政治的機微を孕む活動であり、また、後述する理由からこれが日米同盟維持強化に不可欠のものであるということを強く意識して国内外関係各部との調整に当たったところでもある。そして、そのようなセンスをもって当該職務に取り組むことができたのも、大学院研修や外務省出向で培った政策実務に関する知識経験が大いに役に立つ

たということはここで特筆しておきたい。

その後は部隊勤務が中心で政策実務に直接携わる機会はないままであったが、最終配置の防衛研究所戦史研究センターで、今度は研究者の立場から当該知識経験が役立つこととなった。ここでは我が国の安保政策史研究に従事したが、中でもオーラル・ヒストリー（OH）（政策決定に携わった要人の口述記録を作成し歴史史料とする事業）はその中心的な業務であった。防研OHはそれまで九十年代前半頃までを聴き取り対象として来たが、増田好平元防衛事務次官のOH実施に際し、九〇年代後半から二〇〇〇年代前半にかけて防衛政策課長や内閣官房審議官など要職を歴任され、種々の重要政策決定に携わられた御経歴から、これらの時期も包含する形で実施して欲しいとの要望があった。筆者は前述の経験から当該時期の安保政策の動向についてある程度の「土地勘」があったことから進んで担当をお引き受けしたが、証言を的確にキャッチアップして増田氏にも信頼して頂き、比較的新しい年代を対象としたOHの雛型ともなる成果を得ることが出来たのであった。またこのOHでは本稿の主題である「90年代日本の安全保障政策」について多くの貴重な証言が得られており、特に田久

保先生の当時の御見解に関係する部分については適宜言及することとした。

このように、筆者にとつては田久保先生から御教示を頂いた事項を基盤とした当時の安保政策関連の実務に係る知識経験は、現職に至るまで研究者、実務者としてのキャリアにおける重要なバックボーンとなっているのである。

## 2 九〇年代日本の安全保障政策概観

さて、ここからは本題の「90年代日本の安全保障政策」について、順次述べていくこととする。筆者は担当教務の「軍事史Ⅲ（自衛隊史）」においては、これを若干の前後の期間も含め次のとおり説明している（これらは「国基研紀要」読者諸氏におかれては先刻御承知の話かと思われるが、後述する田久保先生の当時の御見解にも関連する基本的な「おさらい」として読み流しておいて頂きたい）。

一九八九年のベルリンの壁崩壊、東欧諸国の民主化、政変を経て、十二月にはマルタで米ソ首脳会談が行われ、東西冷戦は終焉を迎える。翌一九九〇年八月、イラクがクウェートに侵攻して湾岸危機が発生、翌年一月には湾岸戦争

が勃発する。国会では「国連平和協力法案」が審議されたものの成立には至らず、結果的に我が国の対応は百三十億ドルの経済支援のみとなったが、これは国際社会からは全く評価されなかった。このため湾岸戦争後の同年四月、自衛隊初の海外実任務となるベルシャ湾掃海艇派遣が実施され、これを機に自衛隊の国際貢献が政策課題となり、翌一九九二年にはPKO法が成立、同年九月にはカンボジアPKOに陸自部隊が派遣されたのであった。

一方、国際社会では冷戦終結後の「平和の配当」が論じられるようになり、一九九二年のガリ国連事務総長の「平和への課題」が注目を集めたごとく国連への期待が大きく高まった時期もあったが、これは一九九三年の第二次国連ソマリア活動（映画「ブラックホークダウン」で知られる事例）の失敗を機に急速に萎んでいった。そのような中、我が国周辺では一九九四年、北朝鮮のIAEA脱退問題を契機として、いわゆる朝鮮半島核危機が生起する。これに際しては我が国でも様々な対応が検討されたと言われているが、その詳細については明らかにされていない。<sup>10</sup>

一方、我が国では一九九三年八月に細川連立内閣が成立、いわゆる「五十五年体制」<sup>11</sup>が崩壊するが、翌一九九四年六

月には自社さ連立による村山内閣が発足して自民党が与党に復帰する。しかし、それまで自衛隊違憲の立場であった社会党の党首が内閣総理大臣を勤めるという極めて異例の体制の下、以下に述べるような重大事態への対応と安保政策の大きな転換を迎えることとなったのである。一九九五年一月には阪神淡路大震災が、三月には地下鉄サリン事件が生起、自衛隊はそれぞれ災害派遣で対応したが、これは自衛隊の役割についての国民意識を大きく変える契機となった。そして同年十一月、一九七六年の策定以来初となる「防衛計画の大綱」の改定（「07大綱」）が実施され、ここには「防衛力の役割」として新たに「大規模災害等各種の事態への対応」が明記されたのである。一九九六年一月には橋本内閣が発足、同年四月には冷戦後の新たな日米同盟の方向性を示したものとされる「日米安保共同宣言」が発出された。この中では一九七八年の策定以来初となる「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直し<sup>12</sup>が明記されたのであるが、これを受けて一九九七年九月には新ガイドライン<sup>13</sup>が公表され、その「実効性を確保」するための措置として周辺事態安全確保法が整備されることとなり、一九九九年五月、これが成立（ただし船舶検査活動に

ついでに別法として翌二〇〇〇年十一月に成立したのであった。

なお、この間には一九九八年八月の北朝鮮のミサイル(テポドン)発射事案が、そして翌一九九九年三月には前述した能登半島沖不審船事案が生起し、その後の我が国の安全保障に関する国民意識の変化に大きな影響を与えたものと言われている(特にテポドン事案については後のミサイル防衛導入に向けての契機となつたとされている)<sup>14</sup>。

そして二〇〇一年九月には九・一一米国同時多発テロが生起して自衛隊インド洋派遣が実施されるのであるが、これは周辺事態安全確保法ではなく、新たにテロ対策特別措置法を制定し実施されたのであった(これは周辺事態安全確保法の国会審議に際し当時の小渕恵三首相が「地球の裏側まで行くことはない」と答弁したためと言われている)。

以上、述べてきたのは九〇年代日本の安保政策に関する言わば教科書的なクロノロジーであり、筆者の担当教務で導入としてこのような説明をしているところではあるが、改めて我が国戦後安保史研究者の立場から、その含意について述べれば次のとおりである。

第一に、俗に言われている我が国の「冷戦後の安全保障

政策の変化」については自衛隊の国際貢献が課題となつた湾岸危機以降の一連の対応にも鑑みれば、これを「湾岸戦争後の変化」として理解する方がより適切であろうということである。第二に、冷戦後(湾岸戦争後)には国連への期待が一時高まったものの、それが失速していく中で、我が国の安保政策は日米同盟を基軸とせざるを得ないという理解が、少なくとも政府中枢では共通認識として定着して行つたということである<sup>15</sup>。そして第三に、朝鮮半島核危機を契機として後には「周辺事態」として定義される状況への危機感が日米間で共有されるようになり、それが「07大綱」の策定や「日米安保共同宣言」に向けての重要なインセンティブとなつたことである。すなわち、アウトプットである新ガイドラインとその実効性を確保する周辺事態安全確保法はまさにこの時期における日米同盟の維持強化の要だったのである。米国同時多発テロに際しての自衛隊インド洋派遣は先に述べた事情からテロ対策特措法を別途制定して実施されたとは言え、これは実態としては周辺事態安全確保法における後方地域支援活動そのものであり、まさに日米同盟の強化に資する活動として極めて大きな意義があつたと筆者は考えていたところである。



### 3 九〇年代日本の安全保障政策と田久保先生

さて、ここまで筆者の経歴や「国基研紀要」の読者諸氏にとつては周知のことと思われるクロノロジーなどについて敢えて縷々述べて来たのは、それらに関する筆者の理解の根本に田久保先生から御教示を頂いた物の見方が色濃く反映されているからに他ならない。以下、本項では九〇年代日本の安全保障政策の変遷を田久保先生はどのように見とおられたのか、当時の象徴的な御見解を紐解き、ここで改めて論じてみたい。特に前述した「07大綱」策定から「日米安保共同宣言」に掛けるの大きな動きについては田久保先生から直接御教示頂いた興味深い事項もあるので、このことを中心に述べていくこととしたい。

筆者の大学院研修は一九九五年四月からであり、ちょうど「07大綱」から「日米安保共同宣言」へと至る一連のプロセスをリアルタイムでモニターし得る時期であった。実際、田久保先生からは前述のとおり本件に係る大変興味深い御示唆を頂いたところであるが、その最初の御教示は一九九五年二月の米国防総省「東アジア戦略報告（EAS

R)<sup>16</sup>」、当時は一般に「ナイ報告」と呼ばれていた文書の含意についてであった。これは、米国は冷戦後も東アジア地域に十万人規模の兵力を維持すると謳った文書であり、当時は一般に米国の東アジア地域へのコミットメントを歓迎する論調で受け止められていた。しかし田久保先生はこれについて、その前年に取り纏められた「防衛問題懇談会」の報告書（座長であった樋口廣太郎氏の名を冠して「樋口レポート」と呼ばれている<sup>17</sup>）に端を発する米国の我が国に対する一種の不信感を象徴したものと評価されていた。例えば一九九五年十一月十七日付の「正論」では、「ナイ報告がまとめられるに至った直接の動機は首相の私的試問機関である防衛問題懇談会（樋口廣太郎座長）の報告だ。この中に登場する『能動的・建設的な安全保障政策』や『多角的な安全保障政策』といった表現が、二国間の紐帯を緩める『米国離れ』と受け取られてしまった。ナイ報告の狙いはこれを従来どおりの関係に戻すところにある<sup>18</sup>」との指摘をされているところである。当時、研究者、政策実務者としては何の経験も有していなかった筆者としては、こうした日米関係の機微とダイナミズム、そしてそのことを看破する田久保先生の眼力に大いに驚かされた次第である。本



件はおそらくは田久保先生の日米関係に係る広範な人脈の中でもたらされた情報の一つだったのであろうが、当然のことながら研究者の立場としては、そのエビデンスとなる大変興味深い米国の文献についても御紹介を頂いたところである。<sup>19</sup>

また、田久保先生は同じ「正論」中で「フォーリン・アフェアーズ」同年七／八月号に掲載され、後には国内外で話題になったナイ・ジョンソン論争<sup>20</sup>についても論じておられる。筆者は本件についても授業で直接の御教示を頂いたが、田久保先生はどちらかと言えばジョセフ・ナイの論文が「『普通の国』に反対」しているものであり「ビンの蓋」論に与するものとして批判的に見ておられ、一方でチャルマーズ・ジョンソンの論文については「朝鮮半島有事の際に米軍だけが出動し、日本は憲法を盾に拱手傍観する態度を取れば、米国民の日米同盟への支持は即座に消滅する」と説いたのを評価されているようにも見受けられた（前述した「周辺事態」への危機感が日米間で共有されるようになったといったとする筆者の見解の論拠の一つにはこのジョンソンの指摘もある）。こうした田久保先生の一見逆説的な見方については、先生と接した御経験のある方はピンと

来るかもしれないが、要するに次のような趣旨と筆者は理解している。すなわち、田久保先生は自他ともに認める自衛隊の「応援団」であり、また一方では日米同盟重視の立場ではあるが、自衛隊を独り立ちさせない、「普通の民主主義国」の軍隊にはさせないという考え方には断固反対であったということなのである。

そしてこのことにも関連して言えば、田久保先生は従前から憲法を改正して自衛隊をきちんと国軍として位置づけるべきという主張をしてきたところであり、そのことは御自身が起草委員長として積極的に参画され、二〇一三年四月に発表された産経新聞社の「国民の憲法」第三章「国防」第十六条に「国の独立と安全を守り、国民を保護するとともに、国際平和に寄与するため、軍を保持する」として明記されたところである。<sup>21</sup>ただし、九〇年代は田久保先生御自身も憲法改正の困難性をよく認識されており、当面は「集団的自衛権の行使」の必要性をより強く主張されていたように筆者としては記憶している。これについては一九九三年五月十八日付の「正論」<sup>22</sup>で憲法を改正し「軍隊であることとを明記」すべきと述べつつ、その前段においては「集団的自衛権は認められているが、その行使は憲法上認められ

ないなどというふざけた政府解釈は一日も早く改めてもらいたい」と主張されていたところである。

さて、話を「07大綱」に戻せば、これに係る田久保先生の御教示の中で最も印象に残っているのは、先に述べた新たな「防衛力の役割」における「大規模災害等各種の事態への対応」についての見解である。これが阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件への対応を念頭に置いたものであることは前述のとおりであるが、このイ項には「我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合」の対応が「そつと挿入」されていたというのである。この田久保先生の御見解は当時、授業以外の場でも何らかの形で対外発表されていたものと記憶しているが、残念ながらウェブサイトや「産経新聞データベース」でも見つけることはできなかった。これは言うならば、後の「日米安保共同宣言」や新ガイドライン、周辺事態安全確保法へと繋がる考え方を先取りしたものであり非常に画期的な条項であるが、このこともまた前述したとおり「周辺事態」の危機感が日米間で共有されるようになっていったことを象徴するものと言えるであろう。

なお、この条項については前述の増田好平OJHにおいて

「07大綱は（中略）要は理念型で言うと、51大綱が持っている防衛というものはローカル、もしくはナシヨナルというレベルですよ。それを『ローカル、リージョナル、グローバルと分けて安全保障を考えるべきだ』ということになって、それにかなり近い構成を07大綱からとっている（中略）ローカルというのは『日本が攻められたら守ります』という本来のあたりまえの。だけど地域の安定にも寄与しなければいけないということをかなり強調して、最後はグローバルで国際貢献みたいな話<sup>23</sup>とする大変興味深い証言が得られている。また、「日米安保共同宣言」と「07大綱」との時系列的な関係についても「安保共同宣言が平成八年（一九九六年）四月ですが、当初は平成七年（一九九五年）十月ぐらいを予定していたはずなんです。（中略）最初の目論見は、安保共同宣言が出て、それを踏まえて大綱というつもりだったと思います<sup>24</sup>」という証言が得られているところである。

さて、田久保先生は「07大綱」、「日米安保共同宣言」以降の動きについても当然ながら重大な関心を寄せておられた。これは筆者の大学院研修終了後のこととなるが、田久保先生は一九九七年八月二十七日付、翌一九九八年四月

二十八日付の「正論」<sup>25</sup>に新ガイドライン及び周辺事態安全確保法について「集団的自衛権」の問題とも絡めて寄稿されている。これについて田久保先生は「個別的自衛権は白、集団的自衛権は黒、その中間は灰色と色分けし、いわゆるグレーゾーンをできるだけ個別的自衛権で処理できるように理屈をつけて米軍支援に役立てようとの涙ぐましい努力を日本政府は払ってきた」と述べておられるが、これは当時、日本政府が日米同盟維持強化のため何か出来ることをとじて進めていた周辺事態安全確保法の位置付けとしては基本的に正しい理解と言えるであろう（ただし一点だけ、同法において活動する自衛隊の部隊の行動根拠は個別的自衛権ではなく全て平時に認められている権限の範疇である）。要するに「集団的自衛権を行使せざるを得ない事態に備え、どう対処するかを検討しよう」というのに、『集団自衛権の行使は憲法上認められない』前提は崩さないでいるのだから、話はすべておかしくなる」ということであり、この点はまさに田久保先生の御指摘のとおりである。ただし、当時はまだ「集団自衛権の行使」について検討するのには機が熟していなかったということであり、田久保先生もそれを重々承知の上で本来あるべき姿を主張されたのだと筆者

は理解している。そしてその後、「集団自衛権の限定的行使」については周知のとおり二〇一五年の平和安全保障法制で一部実現することとなるのであるが、それもまさに田久保先生をはじめ志ある識者がその必要性を粘り強く訴えてきたことが功を奏したものと考えるべきであろう。

### おわりに

以上、我が国の戦後安保史上の大きな転換点となった九〇年代の動きについて、特に筆者自身の経験と田久保先生の当時の御見解を踏まえつつ述べてきた。本稿の執筆に当たっては文中でも何件か引用させて頂いたとおり「産経新聞データベース」から「正論」をはじめとする先生の論考を再確認させて頂いたのであるが、国際社会の中における我が国の在り方に関する明快で一貫した主張を改めて眼の当たりにし、直接の指導を頂いた当時が想起され、思わず目頭を熱くした次第である。また今日においても全く色褪せることのないその論旨はまさに「正論」であったのだと改めて思うところでもある。

あれから三十年近くを経て、台頭する中国の海洋進出や

北朝鮮の核ミサイル問題など、我が国周辺における安全保障環境は一層の厳しさを増している。また欧州方面に目を向ければロシアのウクライナ侵略など現状変更勢力による既存の国際秩序への挑戦が顕在化し、まさに「歴史の転換点」ということも言われている。そうした中で、田久保先生が指摘されていた我が国の安全保障上の諸課題については、前述の「集団的自衛権の限定的行使」や二〇二二年十二月のいわゆる「安保三文書」による「防衛力の抜本的強化」など一部改善された部分もあるが、自衛隊の憲法上の位置付けなどの基本的な部分については依然として大きな課題のまま残されている。現在、防衛大学校教官の立場にある筆者は元より政府方針に沿わない形でこれらの課題に関与することは出来ないが、一方で安保政策史を専門とする研究者としては、本稿のような形でこれらに係る経緯などを明らかにし、もって課題の解決に向けて考える材料を提示していくことはむしろ責務と考えている次第である。そのような意味で、本稿が田久保先生の追悼に当たって多少なりとも有益な一編となれば幸いである。

(丁)

- 1 「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱について」(一九九五年十一月二十八日 安全保障会議、閣議決定) 内閣官房ウェブサイトを [https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jinn/taikou/13\\_08bouei/taikou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jinn/taikou/13_08bouei/taikou.pdf)
- 2 「日米安全保障共同宣言―二十一世紀に向けての同盟―(仮訳) 外務省ウェブサイトを <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hoshu/sengen.html>
- 3 「国基研紀要」読者諸氏におかれては何度か耳にされていることと思われるが、田久保先生は共同通信那覇支局長、ワシントン支局長としての御自身の経験に基づき、沖縄返還前後の日米関係、国際情勢を事例に「東京、那覇、ワシントンの視点の相連」を踏まえた大局的な物の見方と、いうことを常日頃から強調されていた。
- 4 一九九九年三月二十三日、能登半島沖で活動する北朝鮮の工作船と見られる不審船二隻に対し海上警備行動が発令され、海自の護衛艦が警告射撃を、P-3C哨戒機が警告のための対潜爆弾投下などを実施したが停船させるには至らなかった事案。これを契機に海保と海自の連携強化など運用改善、それぞれの装備編成の改善(海自特別警備隊の新編など)、後には海上保安庁法の一部改正などの対応が採られた。本事案の概要と対応策については「平成十二年度防衛白書」第四章第一節第三項「不審船対処」を参照 [http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2000/honmon/index.htm](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2000/honmon/index.htm)
- 5 「中期防衛力整備計画(平成十三年度～平成十七年度)」(二〇〇〇年十二月十五日 安全保障会議、閣議決定) [http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2003/2003/html/15s13000.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2003/2003/html/15s13000.html)

- 6 一九七七年に内閣総理大臣了承の下、防衛庁長官の指示によって立法準備ではないとの前提の下に開始された防衛庁による「自衛隊の行動に係る法制」の研究を、「米軍の行動に係る法制」、「国民の生命、財産保護などのための法制」と併せ、法制化に向けて検討していこうとする動きが二〇〇〇年代前半から政府部内で生じた。これは二〇〇三年六月に「武力攻撃事態対処関連三法」として、翌二〇〇四年六月には国民保護法制を含む「事態対処関連七法」として結実することとなった。これらの経緯及び各法制の概要などについては「平成十七年度防衛白書」第三章第三節「武力攻撃事態などにかかわる取組」を参照 [http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2005/2005/index.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2005/2005/index.html)
- 7 防衛省防衛研究所編「オーラル・ヒストリー 日本の安全保障と防衛力① 増田好平元防衛事務次官」二〇一七年三月。「90年代日本の安全保障政策」については同書の「第二回」後半から「第五回」（七十七〜百九十九頁）を参照
- 8 本件の概要と含意については、相澤輝昭「プリーフィングメモ・ベルシャ湾掃海艇派遣の意義と教訓」防衛省防衛研究所、二〇一四年十二月を参照 [https://www.nids.mod.go.jp/publication/briefing/pdf/2014/briefing\\_193.pdf](https://www.nids.mod.go.jp/publication/briefing/pdf/2014/briefing_193.pdf)
- 9 ブトロス・ガリ国連事務総長「平和への課題 一九九五年第二版 続編と関連の国連文書を増補」（非公式訳） 国際連合広報センター <https://www.unic.or.jp/files/peace.pdf>  
 この中では「予防外交」や「平和創造」、「平和強制」など、かなり野心的な国連の役割強化が謳われていたが、後述する理由から政策として具現化されるには至らないままに終わった。
- 10 ただし、九六年五月の橋本総理の指示に基づく「緊急事態対応策」で示された検討事項、①在外邦人などの保護、②大量避難民対策、③沿岸・重要施設の警備、④対米協力措置などは、朝鮮半島核危機當時の課題を反映したものと見なされている。「緊急事態対応策」については「平成九年度防衛白書」第四章第六節を参照 [http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/1997/def46.htm](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1997/def46.htm)
- 11 一九五〇年以降、長らく続いた国政の体制であり自由民主党が与党、日本社会党とその他の政党が野党として対立する構図を指す。
- 12 「日米防衛協力のための指針」日米安全保障協議委員会。一九九七年九月二十三日 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kyoryokuhin1#1>
- 13 一九七八年のガイドラインはあくまで「研究」という位置付けであり、その前文にも「この指針は、日米安保条約及びその関連取組に基づいて日米両国が有している権利及び義務に何ら影響を与えるものと解されてはならない」と記載されている。一方、新ガイドラインでは「日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される」という一文が「基本的な前提及び考え方」に明記されており、その実効性の確保を担保するものとなっている。
- 14 一九九八年八月三十一日、北朝鮮がテポドン一号と見られる弾道ミサイルを発射、日本列島上空を通過し三陸沖の太平洋に落下する事象が発生、国民に衝撃を与えた。日本政府はこれを契機に、同年十二月二十二日に「情報収集衛星導入」を閣議決定、更に

十二月二十五日には「弾道ミサイル防衛 (BMD) に係る日米共同技術研究に係る官房長官談話」を發出、二〇〇三年十二月十九日、「弾道ミサイル防衛システムの整備等」の閣議決定など、安保政策上の大きな転換点となった。本事案の概要については「平成十一年版防衛白書」第六章第二節「北朝鮮によるミサイル発射と防衛庁の対応」を参照 [http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/1999/honmon/index.htm](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1999/honmon/index.htm)

15 このことについては前出の増田好平 O H の中で政府内の空気感として「冷戦が終わりました。日米安保の時代じゃないね、これから国連だ」というのが世の中の雰囲気だとすると、防衛省、外務省も、そうかな、いや、「そうじゃないだろう。やっぱり日米だ」ということを強調しなければならぬ」という意向とどうか、雰囲気があったことは事実だと思います」という証言が得られている。

「増田好平 O H」百三十四頁

16 “United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region.” Department of Defense, February 27, 1995 (データベース「世界と日本」に収録)。「邦訳」米国防総省の第三次東アジア戦略構想「世界週報、一九九五年三・二一、三・二八、四・四号 <https://worldjpn.net/documents/texts/JPCS/19950227.OIE.html>

17 防衛問題懇談会「日本の安全保障と防衛力のあり方―二十一世紀に向けての展望―」内閣官房内閣安全保障室、一九九四年八月十二日、データベース「世界と日本」に収録 <https://worldjpn.net/documents/texts/JPCS/19940812.OIJ.html>

18 「【正論】杏林大学社会科学部部長 田久保忠衛 日米新同盟の練り直しが必要」産経新聞、一九九五年十一月十七日

19 Patrick M. Cronin and Michal J. Green, “Redefining the U.S.-Japan Alliance Tokyo’s National Defense Program,” National Defense University, 1994 pp7-10

20 この年のフォーリン・アフェアーズ七／八月号に掲載された国防次官補(当時)ジョセフ・ナイと日本政策研究所長チャルマーズ・ジョンソンとの論争であり、EASRに端を発し、日本への軍事的コミットメントの無定見な継続は日本が真の同盟国として行動する能力を奪い続ける愚策と批判するジョンソン論文に対し、ナイ論文では東アジア地域における米国のプレゼンス維持の必要性を説いてEASRの正当性を主張しており、当時は冷戦後の日米同盟の方向性を論ずるものとして特に日本国内で注目を集めた。

Chalmers Johnson and E. B. Keehn “The Pentagon’s Ossified Strategy” Foreign Affairs, July/August 1995

Joseph S. Nye Jr. “The Case for Deep Engagement” Foreign Affairs, July/August 1995

21 産経新聞社「国民の憲法」二〇一三年

22 「【正論】杏林大学社会科学部教授 田久保忠衛 解釈で疑義の出ない憲法に」産経新聞、一九九三年五月十八日

23 「増田好平 O H」九十七頁

24 同右百三十六頁

25 「【正論】杏林大学社会科学部部長 田久保忠衛 自国の位置分からは政治家へ」産経新聞、一九九七年八月二十七日

「【正論】杏林大学社会科学部部長 田久保忠衛 私が米国人なら許さない」産経新聞、一九九八年四月二十八日



# 「軍産複合体」下の米国の「政軍関係」

——文民と軍人の対峙と一体化——

堀

茂

(公益財団法人国家基本問題研究所客員研究員)

はじめに

ビル・クリントン (William J. Clinton) 政権以後の米国における“Civil-Military Relations” (CMR / 「政軍関係」)、つまりは文民と軍人との関係は決して良好とは云えない。<sup>2</sup> 両者相互の亀裂は根深く、深刻な状況にある。これには様々な理由があるが、ひとつは一九七三年のヴェトナム戦争終結に伴う徴兵制廃止によって、市民社会のなかでの軍務経験者の減少という長年の構造的問題である。<sup>3</sup> それまで一般化していた軍人の存在が、その数値的な減少だけでなくステイタスとしても変質したのは、ヴェトナム以後の戦争に

参加した軍人への一般市民の偏見や誤解が瀰漫し、市民意識と乖離したからであった。<sup>4</sup>

かつて社会特に政界における軍歴の有無は、決定的なキヤリアとして必須条件であった。<sup>5</sup> 命を懸けて国に貢献したことのない者は、愛国者と見做されないのである。まして大統領を目指す者にとって軍務経験は極めて重要で、当選するためには二十万人以上を数える在郷軍人の力は当選のための不可欠なファクターでもあった。また軍人自身が軍人であること、もしくはあったことへのプライドは極めて高く、市民からも一定の敬意を以て遇されて来た。<sup>7</sup>

だが、ヴェトナム戦争後の在郷軍人の数的減少は非常に顕著となり、遂には軍歴のない大統領 (クリントン) の



誕生となった。そこで発生したことは、文民と軍人との敵意と云っていい両者の対峙である。例えば軍人（将官）の一人は、自国の大統領を「ゲイ好きの、ドラッグ経験者で、徴兵忌避の、女たらし（gay-loving, pot-smoking, draft-dodging and skirt chasing）」と公言して憚らなかった。他方、クリントンの若い文民スタッフもホワイトハウスにいる制服組とは口をきかないというようなことまでしていた。

一見、稚拙な子供の諍のようでもあるが、そこまで文民と軍人とは大きく離反していた。その根源的な理由は、ヴェトナム戦争以来の軍人と文民の相互不信である。軍人からすれば、文民指導者に戦争の始め方と終わり方について明確な政軍両戦略がみえなかった。それは政治目的に対して如何に勝つか、その軍事戦略が明確でない戦争には、決して関与してはならないという苦い経験を彼らに与えた。<sup>10</sup>

ヴェトナムでは軍人が傷ついたが、文民も傷ついた。この戦争によって歴史上はじめて喫した敗北は国家全体を退嬰的にして、上記のような文民と軍人との間の確執、つまりは“Civil-Military Gaps”（CMG／シビル・ミリタリー・

ギャップ<sup>11</sup>）を一層激化させることになった。元来政治と軍事との関係は、不可避的な対峙を所与としているが、軍人の側からすれば、上記の将官のような言辞は軍歴のない Commander in chief 「最高司令官」に対する感情を如実に代弁している。

また、文民の側からすれば軍人への生理的な嫌悪感が前提としてあって、このような対応に出たようだ。クリントンの後はブッシュ（George W. Bush）、オバマ（Barack H. Obama）、トランプ（Donald J. Trump）、そしてバイデン（Joseph R. Biden）と続くなか、ブッシュに州兵のキャリアがあるだけで、他は全く軍務経験のない大統領が誕生している。クリントン政権から始まるこの流れがこれからも続くとすれば、CMGは益々拡大していくことになる。<sup>12</sup>

このように、文民優位の原則のもと文民と軍人との対峙が激化すると同時に、その真逆の現象たる両者共通の利害が既に多く構築されていることも忘れてはならない。また、その利害は文民においては政府と議会もしくは政党で異なるように、軍人においても陸海空海兵隊の四軍でそれぞれ異なり、それらが事案毎に複雑に錯綜している。

小論は、ヴェトナム戦争以後の米国を「政軍関係」の視

点から考察するのが目的であるが、その中核的問題たる「文民統制」<sup>12</sup>は、政治主導や政治優位の原則の背後に、文民、軍人というプレイヤーが細分化され、各自異なる利害を様々に持ちながら複雑に交錯もしくは離反、時に結合するという巨大な「軍産複合体」(MIC)<sup>13</sup>「国家としての課題」<sup>14</sup>に変容している。

かつてアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領が離任演説で危惧した、「文民統制」を根本的に腐敗させ得る関係を文民と軍人両者が構築しているとすれば、MICが民主主義国家の「政軍関係」における最大の蹉跌と認識せねばならないだろう。つまり、今もMICの亢進が米国の「文民統制」を弱体化、さらには無意味化させているのではないかという問題に帰着する。肥大化の一途を辿る国防組織とそれに伴う巨額予算が、あらゆる人的、物的資源を複雑かつ多層的な利害関係で絡め、ひとつの巨大な権益として厳然と存在していることは否定しようがない事実なのである。

## 一・軍人と文民の対峙と葛藤

一般論として軍人がいつも文民より軍事行動に積極的であるということはない<sup>15</sup>。実態は寧ろ逆である。それは軍事専門家故に一旦軍事行動を起こした場合のインパクトの大きさや、その收拾に伴う膨大な人的物的消耗を身を以て理解しているからだ。動員より復員(動員解除)の方が圧倒的に困難なのは軍事的常識である<sup>16</sup>。また同時に、前線での戦闘経験は一種のトラウマとなり、自身が意志決定しなければならぬ立場となった後も、あらゆる局面で深刻な影響を与えるものだ。湾岸戦争の時にパウエル (Colin L. Powell) やシュワルツコフ (H. Norman Schwarzkopf Jr.)らが軍事行動に慎重だったのは、彼らのヴェトナム戦争における経験が決定的要因であったと云われている<sup>17</sup>。ヴェトナム戦争当時、彼らは前線の指揮官として自身の目で見た立場で、この戦争が米国にとって本当に必要なのであったのかという根本的な疑問を抱いていた。結果的に、彼らの命懸けの献身にも関わらず、無残で屈辱的な撤退を余儀なくされたことは、その後の彼らの人生を決定づ

けたと云っても過言ではない。

我が方の言葉で云えば、「無名の師」ではなかったのかという思いである。「ドミノ理論」<sup>18</sup>の意義は理解出来ても、ヴェトナムでの戦いは、軍人からすれば身を以て守るべき米国の安全保障とは何の関係もないことは明白であったからである。<sup>19</sup>しかし、この教訓は活かされず、これ以降も米国は「世界の警察官」として多くの紛争に関与することになった。そのバックボーンとは「自由と民主主義」の敷衍という建国以来の“manifest destiny”（マニフェスト・デステイニー）／「明白なる天意」田久保忠衛<sup>20</sup>であったことは間違いない。

元来、米国人は「国際紛争を対立する利益の対決と本質的に捉えず、単なる善と悪との衝突として片づけていた」<sup>21</sup>が、それは常に自身は「善」である前提である。だが、その思考の正しさは全面勝利という事実でしか証明されない<sup>22</sup>ので、ヴェトナム戦争敗北後も続いた対外紛争への関与は国内の分断へと繋がって行った。<sup>23</sup>

「分断」とは、これからも“extroversion”（外向き）で世界を主導すべく積極的な関与を続けるのか、それとも“introversion”（内向き）で内政に集中するかである。「自

由と民主主義」の敷衍が米国の建国以来の歴史的使命故に、彼の国の歴史も伝統も関係なく既存の体制を倒してでも主体制にすることが米国の利益にもなるというウィルソンニアン（Wilsonian）的<sup>24</sup>考えがなくなった訳ではないが、「内向き」傾向にあることは間違いない。

国内では白人対有色人、富裕層対貧困層、保守対リベラル（そこに所謂「ネオコン」が絡む）、またはクリスト教宗派間の様々なディメンジョンもしくはレベルでの対立が、同時かつ複雑に絡まりながら頻発している。<sup>25</sup>国家の中核的問題たる「政軍関係」においても同様で、第二次世界大戦後そのまま存在した常備軍<sup>26</sup>の存在は、今日に至るまで文民と軍人との対峙や葛藤を激化させて来た。

それが既述のように、クリントン以降の軍務経験のない大統領の誕生となり、軍人の文民に対する侮蔑や偏見が従来になく高まったのである。国家に忠節を尽くすのが本分の軍人からすれば、軍務経験もない軍事に疎い「最高司令官」の指示を仰がねばならないことは、それだけで葛藤やフラストレーションが溜まるであろうことは想像に難くない。他方、文民の方は軍事や軍人に対する無理解や無智が依然として強く存在していて、<sup>26</sup>フランスのクレマンソー

(Georges B. Clemenceau / 第一次世界大戦時の首相) が云ったように「戦争のように大切なことを、軍人に任せておけるか」という意識が根柢にある。

米国は建国以来、常備軍を忌避して来た歴史を有する。<sup>27</sup>第二次世界大戦後、結果的に肥大化した常備軍の存在を如何に「統制」するかが最初の課題であった。常備軍をドラスティックに削減させずに維持することこそ、米国と同盟国の利益に繋がり、かつ世界経済の主導者たり得る。それが冷戦を勝ち抜くキー・ポイントでもあった。<sup>28</sup>そのためにも軍人の文民指導者への従属は、米国の伝統であり文民の権利であるのが「文民統制」の「王道」でもあった。<sup>29</sup>

だが、少しでも自身の領域と自律性を確保しようとする軍人の意図が「主体的統制」で阻害され続けるなら、軍人は文民の意に反するような専門的な意見やアドヴァイスを控えるようになるだろう。<sup>30</sup>それが、さらに進むと文民指導者の意に添うことしか云わないし、軍事的常識に反することも進言しないということになる。<sup>31</sup>

同時に文民指導者のほうも、まず自身の地位保全が第一にあり、<sup>32</sup>軍人に対しては政治的志向や軍事的認識も自身と近似もしくは同調する者だけを重用する。<sup>33</sup>部下の文民

も同様で、結果的に軍人の「職務放棄」<sup>34</sup>を助長する文民の「micro-management」(マイクロ・マネジメント)<sup>35</sup>を容認することになる。<sup>36</sup>これらは様々な要因が複雑に絡んでいるだろうが、軍人たる資質とその本質的価値というものが、その「質と量」ともに変容した結果であり、同時にまた「最高司令官」たる資質の問題<sup>37</sup>でもあることも間違いない。

## 二. マニフェスト・デスティニーの終焉

### — 「国益」のための介入 —

ケネディ暗殺後、副大統領であったジョンソン (Lyndon B. Johnson) が大統領となり国防長官マクナマラ (Robert S. McNamara) と共に本来軍人の専管事項たる軍令にまで「マイクロ・マネジメント」した結果、ヴェトナム戦争はより泥沼化した。もとより、彼らも勝利を目指していたが、「ドミノ理論」が所与となっていた当時の状況では、この戦争の本質というものが見えていなかった。そもそも彼らが云う「勝利」とは何であったのか。他国の体制変革が、米国にとつての「勝利」となるのであれば、戦争の「大義」というものは殊更、イデオロギー的なものに収斂せざ

るを得ない。少なくとも、米国の若者を犠牲にしてまで遂行する自衛権を發動した戦いではないのは明白であった。

米国の「政軍関係」研究の第一人者ピーター・フィーヴァー (Peter D. Feaver) によれば、ヴェトナム戦争における「政軍関係」の上のレガシーとは、軍人が学んだ「lessons」(教訓)であったという。<sup>38</sup> その「教訓」とは、文民による「mismanagement」(誤った管理)にもっと積極的<sup>39</sup>に反駁すべきだったこと、そして軍人が戦略や戦術の決定において余りに多くの責任を文民に依存し自身の決定を放棄したことである。つまり、ヴェトナム戦争においては過剰な「文民統制」が恒常化していたにも関わらず、軍人はそれに反駁せず唯々諾々としていたのである。

だが、文民がプリンシパル(主体/principal)として統制出来る戦争であったなら、何故もっと早く止められなかったのか。まして文民が軍令においてまで「主体的統制」をしていたのなら尚更である。これは誰もが抱く疑念であろう。それを考える前提として、まずこの戦争であるが、先述したように米国の東アジアにおける共産化阻止が最大の目的として始められている。「ドミノ理論」こそ、米国の威信に関わる国益であった。

そういう意味では軍部主導の戦争ではなく、極めて政治的かつイデオロギー的であったと云えよう。米国はフランスに代わり介入したが、最小限の関与とコストで達成する為に、当初南ヴェトナム軍を支援するだけで済ませるつもりであった。<sup>40</sup> だが、最小レベルを想定していても一旦紛争に介入すると、容易に引けないのが常である。極力自国部隊を送らずに済ませようとしたが、それでは解決しないので地上兵力の投入と空爆を繰り返すことになった。だが、ヴェトナムとの戦いは広野ではない、米軍の不得意な密林でのゲリラ戦である。<sup>41</sup> 結果的に軍は「graduated pressure (段階的な圧力)」と呼ばれる戦略の代替案も提示出来ず、長期にわたり成功の見込みのない中途半端な対応に終始した。<sup>43</sup> ヴェトナムでの紛争が、「Cold War mentality (冷戦構造)」の文脈において激化せざるを得なかったのは、複雑な状況の変化と意思決定過程における様々な政策決定者の個性characterにより「americanization」(米国化)というアメリカの戦争に変質したからである。<sup>44</sup>

周知のようにヴェトナム戦争は、一九六四年八月四日に米国艦船が国際水域において「攻撃」を受けてから本格化した。トンキン湾事件である。議会も戦争を圧倒的多数で

可決した。だが、実際の攻撃は小規模なもので、二隻喪失ではなく二人の戦死者が出たのが事実であった。それが虚偽の報告であったことは、二〇〇五年のNSA（国家安全保障局）の情報公開で初めて判明した。本来情報は、専門家が厳しく点検し分析してから解釈を加えるものであるが、マクナマラは現地からの生のシギント情報だけを「証拠」としてジョンソンにみせた。それが正に「北爆」を企図していた大統領の欲していたものであったからだ。<sup>45</sup>

いま一つの理由が、MIC国家たる米国の国内事情である。「主体的統制」を主導していた政治家と軍需産業者所謂“contractor”（コントラクター）との密接な関係である。当時から多くの政治家が自身の選挙区へ数多くの「コントラクター」を誘致することで、地元への雇用創出と税収増に寄与していた。それが選挙民への公約にもなっていた。<sup>46</sup> そうなれば、彼らとの関係維持・強化に相反するような施策が不可となるのは当然である。

実際、ケネディ（John F. Kennedy）の「柔軟反応戦略」flexible response strategyによって、通常兵器調達が増加して一九六一年以降、四年半にわたり好景気を維持した。<sup>47</sup> だが、それが縮小傾向になり、その打開をヴェトナムにおける適切な関与の拡大

に求めたのである。<sup>48</sup> 戦争や紛争継続こそ利権という暗黙のコンセンサスが、「コントラクター」と政治家、官僚、軍人との間に、さらには国民も巻き込んだ形で厳然と存在している以上、それを「文民統制」の観点から否定することは困難であった。

既述のように、これまで米国の他国への関与が正当化されたのは、当該国の政治秩序より「自由と民主主義」の敷衍という理念に基づくもので、それが米国の利益にも繋がるといふ理屈であった。だが「国益」を優先すれば、当該国が民主政権であろうが独裁政権であろうが関係ない。親米であれば良く、親米でなければ秘密工作covert activitiesを以て親米政権を作るだけである。この政策を主導したのは國務省や国防総省ではない、第二次世界大戦後創設したCIA（中央情報局）であった。

本来、CIAは対外情報の蒐集・分析が任務で、リスクを事前に予知することであったが、やがてアレン・ダレス（Allen W. Dulles）／作戦本部長、後のCIA長官）により秘密工作が主流となっていく。CIAは「政軍関係」からすれば文民組織であり、厳密な意味で軍事組織ではない。だが、その後人的にも裝備的にも準軍事的組織に発展し、



軍人と文民の中間的な役割を果たすことになる。問題は、事実上の準軍事的組織でありながら軍の指揮下にもないという特殊性と、そのポジションの曖昧性故に十全な政治的管理・監督が実行出来ていなかったことである。何よりCIAの綱領では、秘密工作実行に関しては「最高司令官」に責任が及ばないことになっていた。<sup>49</sup>

具体的に云えば、イランで一九五一年石油国有化を企図したモサデイク (Mohammad Mossadeg) 政権を潰しシヤール (Shah) を復位させたが、イスラム革命で激しい反米運動を惹起し親米政権は崩壊した。中南米のグアテマラでは一九五四年に軍事クー・デタを支援し独裁政権を打倒したが、それ以後三十年以上に亘り左翼勢力との内戦を誘発してしまった。またイラクでは一九六三年にバース党を援助し、共産主義に対抗する「聖戦」を強調させたが、それがサダム・フセイン (Saddam Hussein) 独裁政権誕生の契機を作った。<sup>50</sup> ハンガリー、インドネシア、キューバ等での工作も同様である。

このようにマニフェスト・デステイニーたる「自由と民主主義」敷衍という「信条」<sup>51</sup>は、惨憺たる結果に終わっている。今やイラクやアフガニスタンはじめ、米国の関与は

「十字軍」としての崇高な目的ではないし、完全勝利<sup>52</sup>でもなくなっている。だが、これらの関与が「国益」となるなら、今後も米国の介入は終わらないだろう。国益を概念規定することは、ある意味極めて恣意的で曖昧だが、それを一私企業、例えば「コントラクター」の利益とも等置されるなら、本来の「政治目標」や「軍事目標」の成就とは明確に次元が違うにもかかわらず、世界中の戦争や紛争の存在そのものが「国益」となり得るのである。

### 三、「コントラクター」のための戦争

— “回転ドア” の人々 —

第二次世界大戦前まで、ラスウェル (Harold Lasswell) がソ連やドイツを想定して規定した「兵営国家」<sup>53</sup>の概念では、民主主義と大規模な常備軍の存在は両立しないはずであった。だが、米国が「世界の警察官」として、その関与を所与とする政策を継続したことが、アイゼンハワーが危惧した「兵営国家」としての米国をさらに亢進させることになった。

端的に云えば、米国が圧倒的な軍事力を維持して自国と



同盟国・友好国の利益を確保するためには、常にそれを支える「コントラクター」が不可欠ということである。同時に、それは何十億ドル単位の巨大なビジネスとなり、受注者だけでなく発注者にとっても排他的な利権となる。何故なら彼らは「回転ドア」<sup>53</sup>と云われているように、政権交代の度に発注者から受注者へ、あるいは受注者から発注者に代わるからである。第二次世界大戦後、軍需産業は一貫して米国経済と雇用を支える巨大な柱であり続け、ロッキード・マーティン (Lockheed Martin)、ボーイング (Boeing)、RTX (旧レイセオン・テクノロジーズ)、ジェネラル・ダイナミクス (General Dynamics) 社はじめ大手の「コントラクター」は、政権及びペンタゴンに関わる文民、軍人を問わず長年の密接な関係を構築して来た。

現在のバイデン政権においても、ブリンケン (Antony J. Blinken) 国務長官、オースティン (Lloyd J. Austin III) 国防長官は就任前これらの「コントラクター」や投資会社等の役員であった。<sup>54</sup> しかも現職のオースティンやトランプ政権の国防長官マティス (James N. Mattis) は、退役後四年で公職に就いている。規定では七年の待機期間が必要なのに、民主党政権に代わっても、その制約は破られてい

る。現象的に云えば、文民側の「主体的統制」が強まっているニュアンスが強い。<sup>55</sup>

斯様に「コントラクター」は、国防総省とのビジネスを年々増加させている。上記のような装備品だけでなく、軍の運用に欠かせない人的物的サポート (兵站機能等) もほとんど外注されており、ハリバートン (Halliburton)、KBR、ダインコープ (DynCorp) 等の民間会社が、それを担っている。陸軍中将でJCS議長補佐官でもあったマカフリー (Barry R. McCaffrey) は、クリントン政権で文民スタッフから無視され大騒ぎした経験を持つが、退役後はダインコープの役員である。<sup>56</sup> 湾岸戦争時副大統領だったチェイニー (Richard B. Cheney) も、ハリバートンのCEOから政権入りしている。同社が政府と12億ドル以上の随意契約したことは、チェイニーによる利益誘導とも批判されていた。<sup>57</sup>

兵站関連企業は、装備品とは違い開発費用はさほど要らず、参入しやすい。それを統括する役所として、国防総省管轄の国防兵站庁 (Defense Logistics Agency) があ<sup>58</sup>。一例を挙げれば、同庁がアフガンにおける米軍への四十億ドルにも上る食料供給を、シュープリム・フード・サー

ジス (Supreme Food Service) という企業と随意契約をしていた。だが、同社はロバート・ドール (Robert Dail) という陸軍中將を、退役後わずか四カ月で社長として招聘した企業でもあった。しかも、ドール自身がDLAの長官経験者であり、在任当時に“New contractor of the year”<sup>58</sup>という貢献度の高い企業を表彰するに当たり、他ならぬシユプリームを選定したのである。

元軍人を含む政治任命の政府高官の多くが、政権が代わる度に「回転ドア」の如く、民間と政府機関を出たり入ったりしているならば、必然的に「文民統制」も恣意的に運用される蓋然性は高まる。軍人は中將、大將に昇進すると、その年金額は現役の俸給の一〇〇%が生涯出る。かかる優遇措置があるにも拘はらず、更なる経済的メリットを求めて彼らは高給で職（ほとんどが役員）を得ているわけだ。実際、既述のマティスなどは国防長官を退任した後、再びジェネラル・ダイナミクス社の役員に就いているというから、典型的な「回転ドア」の人である。二〇二三年に発表されたシンクタンク (The Quincy Institute) の調査によれば、実に大將の八〇%以上が退役後には防衛産業及びその関連企業の重要ポストに就いている。<sup>59</sup>

国防費に関わる予算は「コントラクター」にとって、顧客は国家、予算は税金である。だが、その装備品や物資が本当に必要か否かは政治判断であり、正しいか否かは事後でも分からない。またスベック通り機能するのかどうかも実際に使ってみなければ判断出来ない。事実として、過去の開発過程における無駄を挙げれば枚挙に暇がない。<sup>60</sup>だが、今や技術革新のスピードはかつてないほど速く、その成否が軍事バランス全体に死活的影響を与えることも又事実である。

その結果が誰も予測出来ないものであるなら、その時の政治判断を否定することは困難である。故に何れの国も、莫大な投資や想定以上の予算を投じ続けることを強いられる。さもなければ戦わずして敗けることになるからだ。こうなれば軍事費は、予算審議のなかで聖域中の聖域となる。<sup>61</sup>「聖域」故に文民、軍人を問わず、彼らが「回転ドアの人」となり、発注者と受注者を交互に繰り返すことになるなら、国防に関する予算審議を止めるものは誰もいないだろう。

#### 四 文民の「間違っ権利」

##### “Civilian has a right to be wrong”

もとより文民であつても軍人であつても、目指すべきは国家目標の成就である。つまり、単なる軍事的勝利だけでなく、明確な政治目的が達成されなければならない。例えば、既述のように米国にとってヴェトナム戦争の政治目的は、共産主義の拡大阻止と東南アジアにおける米国の同盟国の維持・拡大であつたが、ヴェトナムにとっての戦争は統一のための「内戦」であつた。だが、かかる認識を米国はほとんど持っていなかつたようだ。<sup>63</sup>北ヴェトナムとすれば米国の戦略・戦術がどう変わつても妥協はなく、勝利以外になつたのである。<sup>64</sup>当然ながらヴェトナムにおける民族自決権はヴェトナム人にある。その方向は彼らしか決められないが、当時の熾烈な米ソ対立の中では、南北間わずどちらかの「顧客国家」<sup>customer state</sup>であることも必須だつた。「北」はソ連の、「南」は米国の「顧客国家」であらねばならなかつた。

朝鮮戦争も同様に南北が米ソ（及び中共）の「顧客国家」

であつたが故に、「国際的内戦」<sup>International Civil War</sup>となり三万六千人を越える戦死者（米国）を出した反省は、ヴェトナムでは活かさなかつた。<sup>67</sup>圧倒的な装備と兵員を誇る米国には、「北」の継戦への意志の強固さは見えていなかつたのである。マクナマラは対日戦争の経験から飽和的な空爆で片が付くと思つていた節があり、「北爆」を只管継続していった。

マーケティングの専門家たるマクナマラは、戦争をビジネスにおけるマネジメントの問題として捉え、ヴェトナムにおける政治目標達成に必要な軍事力も、机上で正確に計算出来ると考えていたようだ。<sup>70</sup>だが、ケネディ政権の国務省次官補であつたビル・バンディ（William P. Bundy）が云うように「合理的計算には、非合理の要素も勘定に入れておくべき」<sup>71</sup>であつた。「与件はすべて不確実である」（クラウゼヴィッツ／Carl von Clausewitz）<sup>72</sup>という「戦争の霧」は、戦場だけではない。マクナマラは現地軍司令官には必要なのは全て送ると約束し、勝利することが第一であると公言したが、軍人とは政治目標を共有することなく、大統領の真意を隠し続けていた。<sup>73</sup>

さらに、マクナマラは統合参謀本部に自身のコンセプトに基づくプランを権限事項ではないにも関わらず作成さ

せ、大統領に提出し同意を得るといふような行為までしていた。<sup>74</sup>それが先述した“graduated pressure”という三段階に分かれた、「北」を交渉のテーブルに寄せ優位に外交交渉するプランであった。だが、それは初めから米国伝統の「完全勝利」は想定されていなかったし、その交渉に「北」が乗るかどうかさえも不明であった。<sup>75</sup>

因みに、このフェーズの最終段階が、報復レベルを超えた「北爆」の実施であった。テイラー (Maxwell D. Taylor)<sup>76</sup> はじめ軍地軍は、米国が「北」を攻撃すればするほど「南」におけるヴェトコンの反撃は激しくなり、「北」とってはチャンスとなると考えていたが、結果的に「北爆」と地上兵力投入は繰り返し返された。しかし、この戦略について軍首脳も目標達成の可能性やタイムスパン、また人的物的損失やリスクの度合いについて十分検討したことはなかったようだ。<sup>78</sup>

何より、軍内部において空軍力擁護派の空軍と海軍、そして懐疑派の陸軍と海兵隊では、「北爆」の費用対効果への評価も分かれていた。<sup>79</sup>驚くべきことに「北」の総兵力ですら軍当局の云う三十万人なのか、CIAの分析による五十万人以上なのかも明確でない状況にあった。<sup>80</sup> マクナマ

ラが軍人を政策決定プロセスにほとんど関与させず、大統領から遠ざけていたことは明白だったが、軍人のほうも軍事的合理性に基づく代替案が提示出来ないの、マクナマラたちが進めた“graduated pressure”を選択するしかなかったのである。<sup>81</sup>

やがて政治の側からは勝つのではなく、米国の威信を保ちつつ撤退することが目的となっていく。問題は撤退の仕方であった。<sup>82</sup> そうなると、勝つための戦術を放棄せねばならないことも発生する。文民による最終的な政治判断を優先することは所与であるが、軍人にすれば、国防長官とその文民スタッフによる過剰な「マイクロ・マネジメント」を甘受しながら遂行した軍事作戦の積み重ねが無駄となる。

それを許容したジョンソンの責任は重いはずだが、フィーヴァーの主張のように「文民指導者は特権的な地位にあり軍に対して合法的な権力を有する」<sup>83</sup> 故に、間違え権利<sup>84</sup>がある<sup>85</sup>と云うなら、軍人は主従関係の如く、常に自身の「生殺与奪権」を委ねなければならない存在かと疑うだろう。結果として戦争継続の意味は、米国の威信のためだけとなつた。<sup>85</sup>



「ケティン」の観点からクライアントの利得の極大化が目的という従属的關係に矮小化している。例えばそれは、医者と患者、弁護士と顧客、教師と生徒のような極めて明確に立場が異なる關係に類似させているようにみえる。これらの相互關係はプリンシパルの権利として、意に添わないエージェントは誠首して、違うものと差し替えが可能と理解出来る。

だが、「政軍關係」は上記のようなプロフェッショナルな専門家（エージェント）とその雇い主たるクライアント（プリンシパル）というような代替可能な選択肢を前提としているものではない。軍は国家において唯一無二の存在であり、その非代替性により政治とは相互作用的な対等に近い關係にある。仮に文民がプリンシパルとして一方的に「間違ふ権利」と軍人への「懲罰」が出来ることになれば、既述のようにほとんどの軍人は軍事的合理性に基づいたアドヴァイスではなく、文民指導者に迎合する発言を模索するだろう。つまりエージェントとしてプリンシパルへの唯々諾々が常態となるわけだ。さらには、文民も「間違ふ権利」を拡大解釈して、必然的に強権的な「主体的統制」になることは、これまでの歴史的教訓でもある。

「政軍關係」は本来両者の相互信頼によるコラボレーションで成立していることが原則である。その上で、両者議論の上での最終決断を、文民指導者に委ねるという關係である。仮に軍人の誤りは糾弾されるが、文民は「間違ふ権利」を享受出来るとしたら、文民だけが「不可侵の聖域」に入ることので、「政軍關係」における軍人の文民への信頼は失墜するだろう。<sup>90</sup> 文民優位が原則なら、軍人の誤りも文民指導者が自身の「誤り」として包摂するような制度と彼らの度量が必要なのである。

コーンは、第二次世界大戦後ニュルンベルグ裁判で主席検察官であったテルフォード・テイラー (Telford T. Taylor) が述べた「文民統制は、政治家が口先だけで尊ぶが、ほとんど理解していない。ただの「陳腐な文句」になつてしまつた」<sup>91</sup> 状況が今も続いているという。彼が云うように「誰も政軍關係については語らないが、皆が何かそれらしいことはしている」とするなら、それこそが「政軍關係」の危機なのである。「文民統制」は民主主義国家においてしか達成され得ないが、何れの国においても複雑で困難である。問題は文民が如何なる見識を以て有効に軍を統制するか、また軍人も政治とのバランスを取りながらどう



細い綱<sup>thin rope</sup>を渡るかである。<sup>94</sup>

つまるところ、文民の責任は軍人より遥かに重い。軍人も政治的打算から文民の聞きたいことだけを云うのではなく、文民が聞く必要のあることを云うべきだろう。<sup>95</sup>だが、文民は軍人にアドヴァイスを求めるか否かではなく、誰にそれを求めるかの問題になりがちである。<sup>96</sup>文民が自身にとつて耳の痛い“best military advice”<sup>97</sup>ではなく、自身の意を体する軍人の話しか聞かないのなら、「最高司令官」の近くには「制服を着たイエス・マン」<sup>98</sup>が蟄集するだけである。そうなれば、M I C<sup>99</sup>への両者の関与も更に加速化して、「文民統制」はますます機能しなくなるだろう。「文民統制」が必要なのは誰もが理解しているが、「統制」する者を誰が監視するのは誰も語らない。今や「聖域」となっている米国のM I Cへの政軍両者の既得権益と構造的関与は、「政軍関係」における最も重大かつ喫緊の問題だが、「馬上の人」(軍人)と「机辺の人」(文民)の近接と一体化が強固なら、それを一体誰が有効に「統制」するのか。恐らく、それが出来るのは「最高司令官」である大統領しかないだろう。だが同時に、その意思があるものは決して大統領にはなれないだろうというパラドックスでもある。

第二次世界大戦末期に千六百万人にまで膨らんだ米軍を戦後社会の中で如何なる立場で受容し、かつ政治が如何に有効に統制するかがハンチントンやジャノヴィツの研究課題だった。<sup>100</sup>それが軍人出身の大統領アイゼンハワーの離任演説での発言に繋がっている。残念乍ら、その危惧は的中して今やエスタブリッシュメント層の文民と高級軍人がゲゼルシャフト(利益共同体)として一体化している現実<sup>101</sup>は明白であり、「文民統制」は脆弱化の一途を辿っている。今後「ハイブリッド戦争」就中サイバーや宇宙空間での戦いとなれば、これまでの軍人のイメージを払拭するような部隊が数多く誕生するだろう。ますます軍人と文民は一体となって作戦を遂行しなければならない時代となっていく。かかる状況では、文民指導者が旧来の排他的な自律性や自立性を依然として主張する軍人に対して違和感を覚えるかもしれない。また、軍と併存する準軍事的組織となつたC I Aを、政治が如何に再編、統制していくかも大きな問題である。

これまで民主主義国家における軍人は「制服を着た市民」<sup>102</sup>で、一般市民とも価値観は共有するが、行政機構はじめ他の社会組織とは根本的に組織原理や行動規範が全く異



なるという特殊性を強調することは可能であった。だが、今後の物理的な空間を超えた領域や宇宙での戦いとなれば、軍人と文民の境界はますます曖昧となり混在化する。文民と軍人との分も無意味となるだろう。<sup>102</sup>

所与であった文民優位の下での軍人の管理・監督という、いわば、古典的、な「文民統制」の概念も陳腐化し、従来の二項対立的な「政軍関係」は根本的に変容することは想像に難くない。だが今後も文民と軍人は対峙しつつ、時に一体化してM I Cを深化させるといふ矛盾を内包した関係であることに変わりはないだろう。

1 邦訳では「民軍関係」と記述している研究者もいる。これはCivilの意味からすれば政治だけでなく司法行政立法府という三権々々には社会との関係性も包含するものではあるが、軍人と対峙する主体は政治家であることは所与なので、小論では括弧づきの「政軍関係」とする。

2 Peter D. Feaver, Takako Hikotani and Shaun Narine, "Civilian Control and Civil-Military Gaps in the United States, Japan, and China", *Asian Perspective*, 2005, Vol.29, No.1, Special Issue on Controversial Issues in Japanese Politics and Security, p.236.

3 一九七〇年においては十八歳以上の人口（男子）の四四％が退役軍人として存在したが、二〇〇〇年に三五％、二〇一八年一三

％となり、全成人人口比でも一九八〇年の一八％から、二〇二二年には六％に下落している。

<https://www.pewresearch.org/short-reads/2023/11/08/the-changing-face-of-americas-veteran-population/>

Jonathan E. Vespa, "Those Who Served: America's Veterans From World War II to the War on Terror", *American Community Survey Report*", U.S. Census Bureau 2020, p.5.

4 "the public has shown historically low levels of social connection with the military, most notably a low propensity to volunteer to serve in uniform."

Peter Feaver and Richard Kohn, "Civil-Military Relations in the United States", *Strategic Studies Quarterly*, Vol.15, No.2 2021, p.26.

5 The share of senators who are veterans reached a post-Korean War peak of 81% in 1975, while the share among House members peaked in 1967 at 75%. In recent elections, both Democrats and Republicans have made concerted efforts to recruit veterans for congressional races. In the current Congress, 18 freshman lawmakers are veterans. 二〇二三 年現在、上院で一八・四％、下院で一七％の議員しか軍務経験がなう。

<https://www.pewresearch.org/short-reads/2023/11/08/the-changing-face-of-americas-veteran-population/>

例えばニクソン大統領 (Richard M. Nixon) は若年の頃から政界を目指していたが、弁護士であったので兵役に就ける最長年齢になる直前で任官している。ニクソンの下院議員選挙（一九四六年）のポスターには "Your Veteran Candidate" や "World War

Veteran”のキャッチ・コピーがあり、軍歴をアピールしている姿勢がみえる。

田久保忠衛『戦略家ニクソン』（中央公論社、一九九六年）五二—五四頁。

“During the Cold War, military service was seen as an important qualification for national leadership and every president and vice president from Franklin Roosevelt to George Bush had served at least for a short while in the military or National Guard.”

Peter D. Feaver, *Armed Servants*, Harvard University Press, 2003, p.206.

9 一九六〇年からは二千万人以上が退役軍人で、一九八〇年にはそれが二七〇〇万人以上に増加した。

Jonathan E. Vespa, “Those Who Served: America’s Veterans from World War II to the War on Terror. American Community Survey Report”, U.S. Census Bureau, 2020, p.5.

7 二〇一六年五月から六月にかけてのピュー・リサーチセンターのどのグループが一番公共的利益に寄与しているかという四段階評価 (“A Great Deal”, “A Fair Amount”, “Not too much”, “No Confidence”) で、米国民が一番信頼しているのは医療で、次に軍人であった。特に “A Great Deal” は軍人が三三%で一番多く、“A Fair Amount” の四六%を合わせると実に七九%の米国民の信頼を今も得ている。

<https://www.pewresearch.org/short-reads/2016/10/18/most-americans-trust-the-military-and-scientists-to-act-in-the-publics->

interest/  
だが、軍人に対する敬意がそのまま市民の人隊へとは繋がっていないようだ。

“The public’s respect and admiration for the military no longer translates into a willingness to join the armed forces. The narrowing of personal connections to the military means that recruiters today must persuade doubtful prospects with less help from family and friends who have served themselves.”

Peter D. Feaver and Richard H. Kohn, “The Gap: Soldiers Civilians and their Mutual Misunderstanding”, *National Interest*, Fall 2000, No61, p.16.

8 キャンベル (Harold N. Campbell) 空軍少将のオランダにおける air force awards 夕食会後の発言。

Feaver, *Armed Servants*, p.181, p.215.  
マホナト戦争時のペンナント国防長官アルマン (Alain Enthoven) はこの所謂 “Whiz Kids” に対する軍人の反感も以下のように激しいものであった。エンソーンは軍人が視野の狭い自身の経験だけで軍事を語る、知的に劣る人間と考えていた。

“McNamara’s autocratic style and condescending attitude of his young civilian assistants deeply disturbed the Joint Chiefs and other military officers in the Pentagon. The military viewed Enthoven and the rest of McNamara’s staff as adversaries.”

H. R. McMaster, *Derivation of Duty*, Harper Collins Publishers, 1997, p.19.

6 Barton Gellman, “Turning an About-Face into a Forward

March". *Washington Post*, March 31, 1993.

10 "The Vietnam War did much to destroy trust between civilians and the military in the government. It led a whole generation of military people to distrust civilians and civilian control, and to vow never again to be sent into battle without adequate resources, a winning strategy, the support of the American people, and an exit strategy."

Richard H. Kohn, "Building Trust", edited by Suzanne C. Nielsen and Don M. Snider, *American Civil-military Relations: The Soldier and the State in a New Era*, Johns Hopkins University Press, 2009, p.273.

11 Feaver, *Armed Servants*, pp204-205.

"The issue has been framed as "cultural." The concern is that a "gap" in values or attitudes between people in uniform and civilian society may have become so wide that it threatens the effectiveness of the armed forces and civil-military cooperation."

Peter D. Feaver, Richard H. Kohn, *Soldiers and Civilians: The Civil-Military Gap and American National Security*, The MIT Press, 2001, pp.1-11.

12 このギャップは単一ではなく、多くの分野で存在している。それが拡大するものもあれば、縮小するものもある。例えば核拡散に関しては文民と軍人の認識は共に優先度が高いが、共産主義を封じ込めることに関しては低かった。ところが共通性もある。逆に軍隊の共和党化 (republicanization) が促進されたこと、民主党政権では対峙が顕著となった。

Feaver, *Armed Servants*, p.205.

13 M I C の概念は「一九六一年、アイゼンハワー大統領が大統領の椅子を去るとき告別演説の中で、この言葉を使って以来、一般に用いられるようになった」

小原敬士編『アメリカ軍産複合体の研究』（財団法人日本国際問題研究所、一九七一年）二頁。

「軍産複合体」が米国の経済構造の中で制度化されたのは、以下の理由からである。

①「連邦予算の規模が膨張し、いわゆる『大型政府 (Big Government)』が制度的に確立したこと」

②「アメリカの戦略規模が文字通りグローバルとなり、その兵器システムがますます複雑かつ広範となるとともに、ひとつの専門的産業部門としての軍需産業がはじめて発生し、そして発展したこと」

③「膨大な設備をもつアメリカの大企業は、安定的かつ利益的な国内市場としての軍需の恒久化、制度化を強く要求したこと」  
同右六七一頁。

14 "The problem is not conspiracy or corruption but rule unchecked rule. And being unchecked, this reflects not the national need but the bureaucratic need — not what is best for the United States but what the Air Force, Army, Navy, General Dynamics, North American Rockwell, Grumman Aircraft, State Department representative, intelligence officers an Mendel Rivers and Richard Russel believe to be best"

John Kenneth Galbraith, *How to Control the Military*, The New

American Library, 1969, pp.30-31.

15 "On the question of "when to use force," military officers were inclined to what might be considered a "realpolitik" approach to the use of force: "willing to use force for traditional national security threats like defense of allies or geostrategic access to vital markets but more hesitant about using force for humanitarian missions and the 'less-than -vital-interest' scenarios of intervening in foreign civil wars..."

"Civilian elites who have not served in the military were more willing to us force incrementally, while military were more in favor of the decisive use of force."

Feaver, Hikotani and Narine, "Civilian Control and Civil-Military Gaps in the United States, Japan, and China", p.241.

16 例えば大東亜戦争における我が国降伏後の動員解除に伴う人的移動は七三六万人と見積もられ、当時の人口の一割に相当するものであった。連合国は日本軍占領地域の行政機構の再建だけでなく、膨大な数の捕虜の管理とその食糧確保に困難を極めていたため、内部での対立も先鋭化していた。最終的な同胞の日本帰還は一九六〇年代までずれ込み、実に終戦から十五年以上の歳月を要した。

増田弘「日本降伏後における南方軍の復員過程——一九四五年—一九四八年——」〔現代史研究〕九、二〇—二三年三月。

17 「われわれはなぜ家を焼き、作物を枯らしたのか？ ホー・チ・ミンはかつて、人民は海のようなもので、ゲリラがそいつで泳いでいると言った。われわれの問題は、友好的な、あるいは少なへんとも

中立の魚をいかにしてウエットコンが泳ぐ海のそばから消滅させることだった。この問題を解決するために、海を魚が住めない状態にしたのである。(中略) 家屋を破壊し作物を、台なしにしたことを、いま文字にして読むと、いかに背筋が凍る思いがする」

コリン・パウエル 鈴木税訳『マイ・アメリカン・ジャーニー』(角川書店、一九九五年) 一一三—一四頁。

18 ある非共産国が共産化すると隣接する非共産国もその影響をうけて共産化するという理論。トルーマン政権で提唱されたものだが、その後もアイゼンハワー、ケネディ、ジョンソン政権でも継承された。

19 パウエル『マイ・アメリカン・ジャーニー』 一一三—一四頁。

20 ベン・スウィッチ (Andrew J. Bacevich) の "manifest destiny を "American credo" と称する。

"Call this the American credo. In the simplest term, the credo summons the United States - and the United States alone - to lead, save, liberate, and ultimately transform the world."

Andrew J. Bacevich, *Washington Rules: America's Path to Permanent War*. Metropolitan Books, 2010, p.12.

21 Urs Schwaruz, *American Strategy: A New Perspective*. Doubleday & Company, 1966, p.70.

"American had traditionally tended to see their wars as great crusades, waged to achieve the noblest of bends and therefore justifying a maximum effort to achieve total victory"

Andrew J. Bacevich, *The New American Militarism*. Oxford University Press, 2005, p.155.

22 米国の戦略的思考における軍事力行使の伝統と国民の力は、無条件降伏で示される。

Schwarz, *American Strategy: A New Perspective*, pp.44-45.

以下のマイゼンハワーの言葉のように軍人も無条件降伏が戦争の前提であったようだ。

"We will accept nothing less than full Victory!" issued by Gen. Dwight D. Eisenhower to encourage Allied soldiers taking part in the D-Day invasion.

<https://www.archives.gov/milestone-documents/general-eisenhowers-order-of-the-day>

23 徴兵制を実施していたヴェトナム戦争前の時代には多くの軍歴を有する上下院議員が存在したので、彼らが軍の投入を主導する<sup>28</sup>とは少なかった。

Feaver, Hikotani and Narine, "Civilian Control and Civil-Military

Gaps in the United States, Japan, and China", p.241.

24 Walter R. Mead, "The Jacksonian Revolt", *Foreign Affairs*, March/April 2017, p.2.

25 デミニューは、軍事力行使に対する対応のネオロンコリヘルルの同質性を指摘している。

Michael C. Desch, "Hartz, Huntington, and the Liberal Tradition in America", *American Civil-Military Relations: The Soldier and the State in a New Era*, pp.95-96.

26 ブッシュ政権では、ラムスフェルド国防長官とウォルフowitz次官によるマイクロ・マネジメントが激しくなり、クリントン政権よりも「政軍関係」は悪化していた。

Ibid., p.92.

27 ウィルソン大統領 (T. Woodrow Wilson) は、一九一四年一二月の議会演説で "America must never have a standing army", "yet we shall not turn America into a military camp" と声明した。

Schwarz, *American Strategy: A new perspective*, p.2.

レーニャル元帥 (George C. Marshall) は、「文民統制」を完結するためには文民と軍人の紐帯や融和が必要で、「市民兵」の伝統がそのキー・ポイントであるとした。また、彼はプロフェッショナルな大規模常備軍の存在には否定的で、戦時平時を問わず「市民兵」でもなくべきを主張した。

Andrew J. Bacevich, *Breach of Trust*, Metropolitan Books, 2013, pp.194-95.

28 NSC68 (国家安全保障会議報告第六八号、一九五〇年) は、國務省政策企画局長ニムント (Paul Nitze) 主導により、共産主義勢力拡大阻止「封じ込め政策」(containment policy) と西側体制の強化を目的とした戦後の米外交政策の基本となった。

29 "Military subordination to civilian authority is a defining feature of most government, particularly republican ones, and democracy can not survive for long without it."

Feaver and Kohn, "Civil-Military Relations in the United States", p.16.

30 Bruce Palmer Jr., *The Twenty-five-year War: America's military role in Vietnam*, Lexington: University Press of Kentucky, 1984, p.46.

31 ヴェトナム戦争では、文民指導者の政策が明らかに間違ってい

ることが分かっていても、軍人がそれを明確に指摘出来ず、代替案も提示出来ない状況があった。

McMaster, *Derivation of Duty*, p.327.

32 ジョーンソン大統領のヴェトナム政策は、自身の再選が最優先事項であることを理解していたマクナマラとテイラーの二人に依存していたが、軍事行動の選択も同様に再選から演繹されたものになっていった。

“The president, distrustful of his military advisers and preoccupied with achieving unity in his administration, sought to keep the Chiefs from opposing his Vietnam policy.” “the president got the military advice he wanted.” “he depended on McNamara and Taylor to provide him with advice consistent with that overwhelming priority.”

Ibid, p.84.

33 リンカーン (Abraham Lincoln) 大統領は「軍事にこころを将官に聞くかどうかではなく、誰に聞くかを決める」という伝統的な「主体的統制」派であった。<sup>36</sup>

Feaver and Kohn, “Civil-Military Relations in the United States”, p.17.

34 ヴェトナム従軍経験のある陸軍中將マックマスター (H. R. McMaster) の著書タイトル: *Derivation of Duty*°

35 「マイクロ・マネジメント」は、軍隊だけでなく企業等あらゆる組織において、上席者やリーダーが部下の自主的な行動を認めず、詳細な管理のもとに統制することを指す。「政軍関係」における「マイクロ・マネジメント」は、政治が「用兵作戦」における軍の

自律性を認めず、ROEを制限的に策定して戦術的な個々の作戦にまよる容喙することを指す。

36 Thomas Sheppard and Bryan Groves, “Post-9/11 Civil-Military

Relations: Room for Improvement”, *Strategic Studies Quarterly*, Vol. 9, No. 3, *CMR SPECIAL EDITION*, 2015 Fall, p.70.

37 以下はブッシュ (George W. Bush) 大統領の「資質」に関する否定的な事例である。

“President Bush continued his practice of ignoring relations between Runtsfeld and the military, but the rapidly deteriorating situation in the DOD was becoming increasingly difficult to ignore.”

Thomas Sheppard and Bryan Groves, “Post-9/11 Civil-Military Relations: Room for Improvement”, *Strategic Studies Quarterly*, Vol. 9, No. 3, *CMR SPECIAL EDITION*, 2015 Fall, p.70.

38 “From the point of view of civil-military relations, Vietnam’s most enduring legacy is the “lessons” the military learned from the experience.”

Feaver, *Armed Servants*, p.177.

39 Ibid.

40 一九六三年夏までに二万六五〇〇人の軍事顧問団が南ヴェトナムにいたが、顧問の存在は南ヴェトナム人だけが戦うという含意であった。

McMaster, *Derivation of Duty*, p.37.

41 当時CIA長官であったマコーン (John McCone) は、米国特にCIAがヴェトナムと戦う能力がないことを確信していた。

Tim Weiner, *Legacy of Ashes: The History of the CIA*, Doubleday, 2007, p.246.

42 “graduated pressure”は軍事力を精密に統制する方法論で、マクナ马拉はその原則に依拠しており、敵の意志を挫くのではなく、徐々に圧力を加えながらコミュニケーションを保つという戦略であった。

McMaster, *Dereliction of Duty*, p.62, p.96

43 Ibid, p.328.

44 Ibid, p.323.

45 Weiner, *Legacy of Ashes*, pp.239-43.

46 Julius Duschka, *Arms, Money and Politics*, Ives Washburn, Inc. 1964, p.48, p.52.

47 小原編『アメリカ軍産複合体の研究』四四頁。

48 同右。

49 Weiner, *Legacy of Ashes*, p.158.

50 Ibid, pp.81-92, 93-104, 136-41.

51 “The aim was not to crush the enemy but to bring him to the realization that ending the war on your terms served his own interests. The object of the exercise was not to achieve total victory, which in most cases was likely to be too costly, too risky, and probably unnecessary.” Bacevich, *The New American Militarism*, p.155.

52 Michael Desch, *Civilian Control of the Military*, The Johns Hopkins University Press, 1999, p.25.

53 政府や国防総省の高官が入省前に防衛関連企業の役員としての

勤務経験があり、退官後に同じもしくは違う企業に入社するのを繰り返すことを指す。将官クラスの人でも退役後は、防衛関連企業の役員等に就任して、その後再び政府高官になることもある。二〇二一年だけでも、三十六人の政府高官が防衛関連企業に再就職し、それらの企業は八九〇億ドル以上の契約を国防総省と結んだ。

Ryan Summers, “The Pentagon’s Revolving door keeps spinning”, 2021 Review”, *POGO*, Jan.20, 2022.

54 Eric Lipton, Kenneth p. Vogel and Michael LaForgia, “Biden’s Choice for Pentagon Faces Questions on ties to Contractor”, *Washington Post*, Dec.8, 2020.

55 ケンシユは、冷戦後の米国の「文民統制」が、文民指導者の軍事への興味のなさと経験不足で、ますます「主体的統制」の傾向にある。

Desch, *Civilian Control of the Military*, p.23.

56 Katrina vanden Heuvel, “It’s time to break up the military-industrial complex”, *Washington Post*, Sep.21, 2021.

57 Peter Carlson, “The Profitable Connection of Halliburton”, *Washington Post*, Feb.9, 2004.

Mike Allen, “Cheney’s Ties to Halliburton”, *Washington Post*, Feb.25, 2003.

58 Walter Pincus, “Agency extends contract for firm whose officials include ex-director”, *Washington Post*, Feb.25, 2011.

59 問題は「現役の将官達が「コントラクター」との契約に当たって、彼らを近い将来の自身の「雇用者」として付度が働くことである。



Missy Ryan, *Washington Post*, Oct.4, 2023.

60 Duscita, *Arms, Money & Politics*, pp.20-38.

61 一九六〇年代から米国における国防予算は、上院下院を問わず軍事委員会の公聴会を入れて、僅か数時間の議論で可決されていたようにも見える。

“To pass the bill in two or three hours – before the committee hearings on the bill have been printed; before any senator not on the Senate Armed Services Committee has had opportunity the testimony on the bill”, “what is apparently an established tradition, perhaps a national attitude, which holds that a bill to spend billions of dollars for the machinery of war must be rushed through the House and the Senate in a matter of hours”

*Ibid.*, p.2.

62 McMaster, *Dereliction of Duty*, p.184.

63 クラウゼヴィッツも弱国が強国に勝つには「あらゆる手段を尽して純然たる抵抗を試みる」ことが戦争形式として我が方に有利であり、(中略) 闘争を持続するに必要とだけ、敵側における戦力の消費は増大し、けつぎょくの消費と敵の政治目的とが釣り合わなくなり、敵は戦争を放棄せざるを得なくなる」と記している。クラウゼヴィッツ 篠田英雄訳『戦争論 上』(岩波書店 一九九八年) 七三頁。

64 “They (Vietnamese) did not fight with an eye toward negotiating a compromise settlement but to achieve complete victory. They did not respond to and may not have comprehend U.S. attempts to use force as a means to “signal” or to “bargain.”

Bacevich, *The New American Militarism*, p.156.

「ヴェトナムの戦力を増強しようとする北ベトナムの決意、忍耐、それに能力をアメリカの全軍(私も同様でした)が、大幅に過小評価していた」

ロバート・S・マクナマラ 仲晃訳『マクナマラ回顧録』(共同通信社、一九九七年)二〇八頁。

65 「顧客国家」の概念は、「付属国」や「保護国」以外に広義の意味では軍事的なものを含む政治的、経済的従属関係にある国を指す。カーター政権の国家安全保障大統領補佐官だったブレジンスキー (Zbigniew Brzezinski) は、日本を「事実上の保護国」(de facto protectorate state)と規定していた。

66 中嶋嶺雄「中ソ対立と現代」(中央公論社、一九七八年)一〇五頁。ジョンソンはヴェトナムでの戦いを一九六四年の五月初めには、朝鮮戦争の二の舞のような抜けられない高い代償を伴う失敗になることを自覚していた。

McMaster, *Dereliction of Duty*, p.325.

68 Weiner, *Legacy of Ashes: The History of the CIA*, pp.265-66.

69 McMaster, *Dereliction of Duty*, p.327.

70 *Ibid.*, p.96.

71 マクナマラ「マクナマラ回顧録」一九四頁。

72 クラウゼヴィッツ『戦争論 上』一七〇頁。

73 McMaster, *Dereliction of Duty*, p.97.

74 *Ibid.*, p.93.

75 *Ibid.*, p.94.

76 米国陸軍参謀総長、統合参謀本部議長を歴任、退役後も

一九六五年まで南ヴェトナム大使を務めた。

77 McMaster, *Derivation of Duty*, p.97.

78 マクナマラ『マクナマラ回顧録』二〇六頁。

79 同右二〇八頁。

80 Weiner, *Legacy of Ashes: The History of the CIA*, p.267.

81 McMaster, *Derivation of Duty*, p.328.

82 *Ibid.*, pp.236-37.

83 Feaver, *Armed Servants*, p.54.

84 フィーヴァーによれば、文民の権威の源泉は選挙を経て獲得しているもので、文民が正しいからではなく、憲法や法律が彼らに権威と責任を与えているからである。よって、たとえ文民の選択が間違っていたとしても、彼らには、間違う権利があるという。

Feaver and Kohn, "Civil-Military Relations in the United States", p.16.

85 ヴェトナムにおいては、文民指導者が武力行使を単なる外交の別形態として扱い、勝利よりも膠着状態をむしろ志向した結果である。

"The principal civilian planners had determined that to guarantee American credibility, it was not to win in Vietnam. That conclusion, combined with the belief that the use of force was merely another form of diplomatic communication, directed the military effort in the South at achieving stalemate rather than victory."

*Ibid.*, p.332.

86 "As a consequence of Vietnam, the American people had

jeitsoned the tradition of the citizen-soldier"

Bacevich, *Breach of Trust*, p.136.

87 *Ibid.*

88 ハンチントンには、軍人の "professionalism" を暴力そのものではなく、総合的な学習と訓練を積んだ上での高度かつ複雑な知的能力である "the management of violence (暴力の管理)" と規定している。

Samuel P. Huntington, *The Soldier and the State*, The Belknap Press of Harvard University Press, 1957, p.13.

89 Feaver, *Armed Servants*, pp.54-56.

90 軍人の側からすれば、自分らは常に国家の安全保障を考えているが、政治家は選挙で自身が再選されるために軍を政治利用している。

*Ibid.*, p.23.

91 Telford Taylor, "Review of The Soldier and the State", *Yale Law Journal* 67, 1957, p.167.

92 Kohn, Edited by Nielsen and Snider, *American Civil-military Relations*, p.289.

93 "Today, to paraphrase an aphorism long described to Mark Twain, nobody talks about civil-military relations, but everybody does something about it. If this continues, particularly among soldiers and politicians, it puts the nation in peril"

*Ibid.*, p.289.

94 "Achieving the right balance is a tightrope the military must walk. Staying balanced means that senior officers honor

their obligation to obey and implement legal orders, from the commander in chief, even if they deem unwise.”

Feaver and Kohn, “Civil-Military Relations in the United States”, p.23.

95 “not only should civilians defer to the military; the military should insist that they do so — and take dramatic action to ensure that the military voice is heard and heeded.”

Peter D. Feaver, “The right to be right”, *International Security*, SRING 2011, Vol.35No.4, p.94.

だが、文民指導者に軍人相互間の嫌悪や不信が募れば、以下のやうに軍人は文民への忖度や考慮せざるを得ないやうである。

McMaster: *Dereliction of Duty*, p.17.

96 Feaver and Kohn, “Civil-Military Relations in the United States”, p.17.

97 文民指導者にとって“Best military advice”は、脅威のやうに聞かせるやうなものである。

*Ibid.*, p.17.

98 ラムスフェルド (Donald H. Rumsfeld) 国防長官は軍人に対して専門的助言を決して求めず、イエスマンであることを強要した。菊地茂雄「『アドバイザー』としての軍人—米国における軍人による助言を巡る政軍関係—」(防衛研究所紀要第十二巻第二・三号合併号、二〇一三年三月) 一九頁。

Thomas Sheppard and Bryan Groves, “Civil-Military Relations Room or Improvement”, *Strategic Study Quarterly, Vol.9 No.3 CMR SPECIAL EDITION*, Fall 2015, p.69.

96 Katrina vanden Heuvel は “Nation Magazine” の編集兼発行者である。彼女は現在の MIC を、軍産、だけでなく、議会とメディアを加えた “Military-Industrial-Congressional-media complex” とゆるく定義しているが、むしろ “Politico-Military-Industrial-Media complex” と呼ぶべきであろう。

Katrina vanden Heuvel, “It’s time to break up the military-industrial complex”, *Washington Post*, Sep.21, 2021.

Daniel Wirls は “MICO” を “National Security Corporate Complex” と呼ぶべきであろう。

Daniel Wirls, “Eisenhower called in the ‘military industrial complex’: It’s vastly bigger now.” *Washington Post*, Jun.26, 2019.

100 ノンチェンメンの「軍人と国家」執筆の動機の一つが、civil-military gaps の存在である。米国社会伝統のプロフェッショナルな軍隊への忌避感と同時に、ソビエト抑止に必要な常備軍を量的質的にどう維持するかという課題の調整でもあった。また憲法上の問題としては、「民兵」<sup>militia</sup>条項が「文民統制」を阻害しているという認識であった。

Feaver and Kohn, “The Gap: Soldiers, Civilians and their Mutual Misunderstanding”, p.2.

Samuel P. Huntington, “Civilian Control and the Constitution”, *American Political Science Review*, Vol.50 issue3 Sep, 1956, pp. 682-83.

101 ヌーン連邦軍 (Bundeswehr) の基本理念<sup>3</sup>。兵士は一市民として基本的人権の保障と命令が違法あるいは非人道的な場合は、拒否する権利も保障している。だが、実際にはイラク戦争を「違法」

と考えた一少佐は、命令拒否で大尉に降格となっている。

市川ひろみ、「良心に基づいて命令を拒否する兵士たち―ドイツ連邦軍における『共に考えてなす服従』の理念と実践―」（京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』三三、二〇二〇年二月）二六一―七頁。

102 堀茂「『ハイブリッド戦争』時代における政軍関係の変容」、堀茂・黒澤聖二責任編集『政軍関係』研究』（並木書房、二〇二三年）三六八―七五頁。

# 中国の軍改革と今後の行方

中 川 真 紀

(公益財団法人国家基本問題研究所 研究員)

## 1 はじめに

二〇一三年十一月、習近平中国共産党中央委員会総書記(以下、中共中央総書記)は中国共産党第十八期中央委員会第三回全体会議(以下、三中全会)での報告において軍改革を公表した<sup>1</sup>。習が同年三月に胡錦濤から中華人民共和国主席及び中華人民共和国中央軍事委員会主席を引き継いだわずか八か月後のことである。そして二〇一四年三月には、国防・軍隊改革領導小組を設立、自らこの組長となり、軍改革を推進して行く。

共産党の重要会議である三中全会において発表されたこ

と、習が国防・軍隊改革領導小組組長となったことは、中国の軍改革が単なる中国人民解放軍(以下、中国軍)の改革だけに止まらず、習が中共中央総書記兼国家主席兼中央軍事委員会主席(以下、中央军委主席)として担う国家建設の中で重要な位置付けにあることを示している。

本論文では、中国の国家建設における国家目標とそれの結果たす中国軍の役割及び軍に与えられた目標を踏まえ、軍改革の経緯・成果を考察し、今後の軍改革の行方を見通す。

## 2 中国の国家目標と中国軍

中国の国家目標を語る時、最も大きな概念とされている

のが「中国の夢」である。この言葉を習近平が中共中央総書記として最初に使用したのは二〇一二年十一月の中国国家博物館「復興の道」展の見学時であった。習は「現在みなが中国の夢について語っている。私は中華民族の偉大な復興の実現が、近代以降の中華民族の最も偉大な夢だと思う。」と語った。

二〇一三年三月には、習近平国家主席として、第十二期全国人民代表大会（以下、全人代）第一回会議の閉幕式で「小康（ややゆとりのある）社会の全面完成、富强・民主・文明・調和の社会主義近代化国家の完成という目標の達成、中華民族の偉大な復興という夢の実現は国家の富强、民族の復興、人民の幸福を実現させるものである。」と述べた。そして二〇一七年には「中国の夢」は中国共産党規約に盛り込まれた<sup>4</sup>。

習が語っているように「中国の夢」とは「中華民族の偉大な復興」であり、中国共産党が目指す国家建設の最終目標である。この「復興」の中には当然「台湾統一」も含まれる。

そして中国国防白書には「台湾統一は中華民族の偉大な復興の必然的な要求」と記述されており、その統一の手段

として最も必要とされるのが中国軍である。

中国軍は「中国人民解放軍」というその名が示す通り、その任務は人民と共産党から付与され、行動にあたっては共産党に領導（注：強制力を伴う指導を示す）される党の軍隊であり、その任務は国防白書二〇一九年版<sup>5</sup>によれば以下の通りである。

- ・ 中国共産党の領導と社会主義制度を強固にするための戦略的支柱
- ・ 国家主権・統一・領土保全を擁護のための戦略的支柱
- ・ 国家の海外権益擁護のための戦略的支柱
- ・ 世界の平和と発展促進のための戦略的支柱

このように国家目標達成のために重要な役割を担う中国軍には、国家目標に準じた軍の目標が付与されている。次頁の表1はそれぞれの目標を纏めたものである。

二〇二〇・二〇三五・二〇五〇年の目標は「三段階の発展戦略」と呼ばれ、二〇一七年十月の第十九回中国共産党全国代表大会（以下、党大会）で公表された。これに二〇二〇年第十九期五中全会において二〇二七年建軍百年

表 1：国家及び軍の目標

	国家目標	軍の目標
2020 年	小康社会の全面的実現	機械化を基本的に実現し、情報化建設に重大な進展をもたらし、戦略的能力を大幅に向上させる
2027 年		建軍百年奮闘目標の達成
2035 年	社会主義近代化を基本的に実現	国防と軍隊の近代化を基本的に実現する
2050 年	中国を富強的、民主的、文明的、調和的、美しい社会主義近代化強国を構築	解放軍を世界一流の軍隊にする

国を排除せねばならない。そのために、米軍と対等に戦い、戦って勝てる世界一流の軍隊にならねばならない。

すなわち、軍の目標が達成できなければ国家目標は達成できず、国家目標を達成するためには軍にその目標を達成

奮闘目標が追加された<sup>7</sup>。これは二〇二〇～三五年では十五年と長すぎるので中間目標が必要であったこと、また建軍百年の目標とすることで軍内の士気高揚の目的があったと考えられる。

国家目標に準じて軍にもそれぞれ目標が与えられていることは、国家目標達成に果たす軍の役割が大きいことを意味する。特に、二〇五〇年には台湾統一を成し遂げて社会主義近代化強国を構築し、「中国の夢」を実現するには、台湾統一の最大の障害である米

させなければならないということだ。

### 3 軍改革の必要性

前項で述べたように、中国の国家目標達成のため、中国軍を世界一流の軍隊にしなければならぬ。

習近平は二〇一二年十一月に中国共産党中央軍委主席に就任したが、翌月の十二月には広州軍区（当時）を視察し、中央軍委主席としての最初の視察先において「我々は中華民族の偉大な復興という夢の実現のため、富国強兵を推進し、精強な軍隊建設に努力せねばならない。一に党の指揮に従うこと。二に戦える・戦って勝てる軍になること。三に法により軍を統制すること」と訓示した<sup>8</sup>。

翌年の二〇一三年三月、胡锦涛から中華人民共和国中央軍委主席を引き継いだ後の最初の第十二期全人代における解放軍代表団全体会議でも「戦って勝てることは核心であり、軍隊及び軍建設の根本である」と述べ、以降、「戦える、戦って勝てる」（中国語：「能打仗、打勝仗」）は軍のスローガンとなり、現在でも常用されている。

翻って言えば、習近平は当時の中国軍は「戦って勝て



る」どころか、そもそも「戦えない」部隊と認識していたに違いない。軍の全権を掌握する前から軍改革の必要性を痛感し、着々と準備を進めていたのである。胡錦濤から全権を引き継いだわずか八か月後の二〇一三年十一月、党第十八期三中全会において軍改革を公表した。

これ以降、習近平は単に目標を掲げるだけでなく、国家目標に果たす軍の役割を明確にし、軍の問題点を洗い出し、自ら先頭に立ち、一步一步中国軍の近代化を進めていくことになる。

#### 4 軍改革の実施

軍改革は二〇一三年の公表後、二〇一五年から具体的な施策が実施され、二〇二二年に一度総括が行われ、二〇二四年現在でも補備修正をしつつ、継続している。

次頁図1は筆者が、軍改革を段階ごとに区分して纏め、軍の目標との関連を付記したものである。

軍改革は大きく、計画準備↪機構改革↪制度改革↪戦備運用改革↪新領域改革に分けられると考えており、以下、それぞれの段階ごとに改革の内容を考察する。

##### (1) 計画準備 (二〇一三年十一月～二〇一五年十一月)

二〇一三年の軍改革公表後、二〇一四年三月には、習近平中央軍委主席を組長とする国防・軍隊改革領導小組第一回全体会議が開催され、軍改革の組織、計画等について検討が開始された。<sup>10</sup>

そして約二年間の準備を経て二〇一五年十一月、中央軍委改革工作会议において習の指示の下、<sup>11</sup>全体計画が決定され、具体的な施策が開始された。

##### (2) 機構改革 (二〇一五年十二月～二〇一八年)

###### ア 指導指揮体制改革

改革開始後、最初に着手したのが「首から上」と言われる、指導指揮機構の改編であり、以下の機構改編・部隊創設を実施した。<sup>12</sup>

◇陸軍司令部、ロケット軍、戦略支援部隊創設 (二〇一五年十二月)

◇中央軍事委員会を四総部体制から十五の部・庁等へ分割 (二〇一六年一月)

◇七大軍区から統合組織である五大戦区へ改編 (二〇一六年二月)

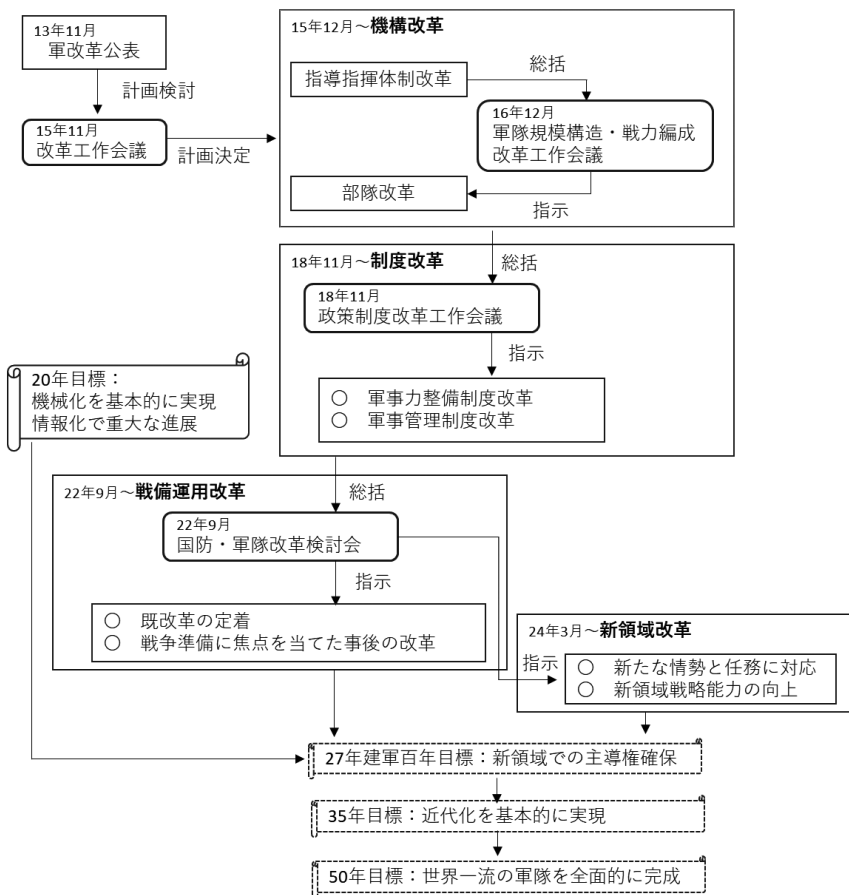


図1 軍改革の概要（各種報道より筆者が作成）

◇ 習近平が中央軍委統合総指揮官に就任、中央軍委  
統合作戦指揮センター視察（二〇一六年四月）

◇ 聯勤保障部隊創設（二〇一六年九月）

これらの改編は、「中央軍事委員会が全てを管理し、  
戦区が作戦指揮を担任し、軍種が部隊建設を担任する」  
（中国語：軍委管総、戦区主戦、軍種主建）のスロー  
ガンの下を実施された。

改革前は四総部（総参謀部、総政治部、総後勤部、  
総装備部）がそれぞれ権限を持ち、各部ばらばらに各  
軍種部隊の作戦指揮（軍令）・部隊建設（軍政）業務  
を行っており、縦割り行政の弊害と共に汚職腐敗が指  
摘されていた。

しかし、指導指揮体制改革により、作戦指揮は中央  
軍委主席（兼中央軍委統合総指揮官）〈戦区司令官〉  
戦区部隊、部隊建設は中央軍委主席〈軍種司令官〉軍  
種部隊という一本化した指揮系統が完成し、次頁図2  
のように中央軍委主席兼中央軍委統合総指揮官である  
習近平の意図が軍政と軍令の両ラインで末端まで徹底  
される効率的な指揮体制となった。

イ 「中央軍委軍隊規模構造・戦力編成改革工作会議」

二〇一五年十二月から開始された指導指揮体制改革  
は、二〇一六年十二月に開催された「中央軍委軍隊規  
模構造・戦力編成改革工作会議」<sup>13</sup>で一旦総括された。

同会議で習近平は、「指導指揮体制改革をまず実行  
し、軍隊組織機構の歴史的変革を実現させた。」と述べ、  
指導指揮体制改革が一段落したことを宣言した。

更に「現在、戦争の形態は情報化戦争に変化し、一  
体化統合作戦が基本作戦形式となっている。これに対  
応するため、構造を変化させ、精強化・一体化・小型  
化・モジュール化・多機能化が必要である」「人員削  
減を継続し、兵力構成を是正し、精強で質の高い近代  
化常備軍を整備せねばならない。作戦部隊編成を改革  
し、多機能を有し広範な作戦に適応できる部隊を育成  
せねばならない。」と述べた。

指導指揮体制改革の次は、情報化戦争・統合作戦に  
対応できる作戦部隊の改編に焦点を移行するよう指示  
をしたのだ。

ウ 部隊改革

「中央軍委軍隊規模構造・戦力編成改革工作会議」後  
の二〇一七年以降は、「首から下」と言われる部隊改

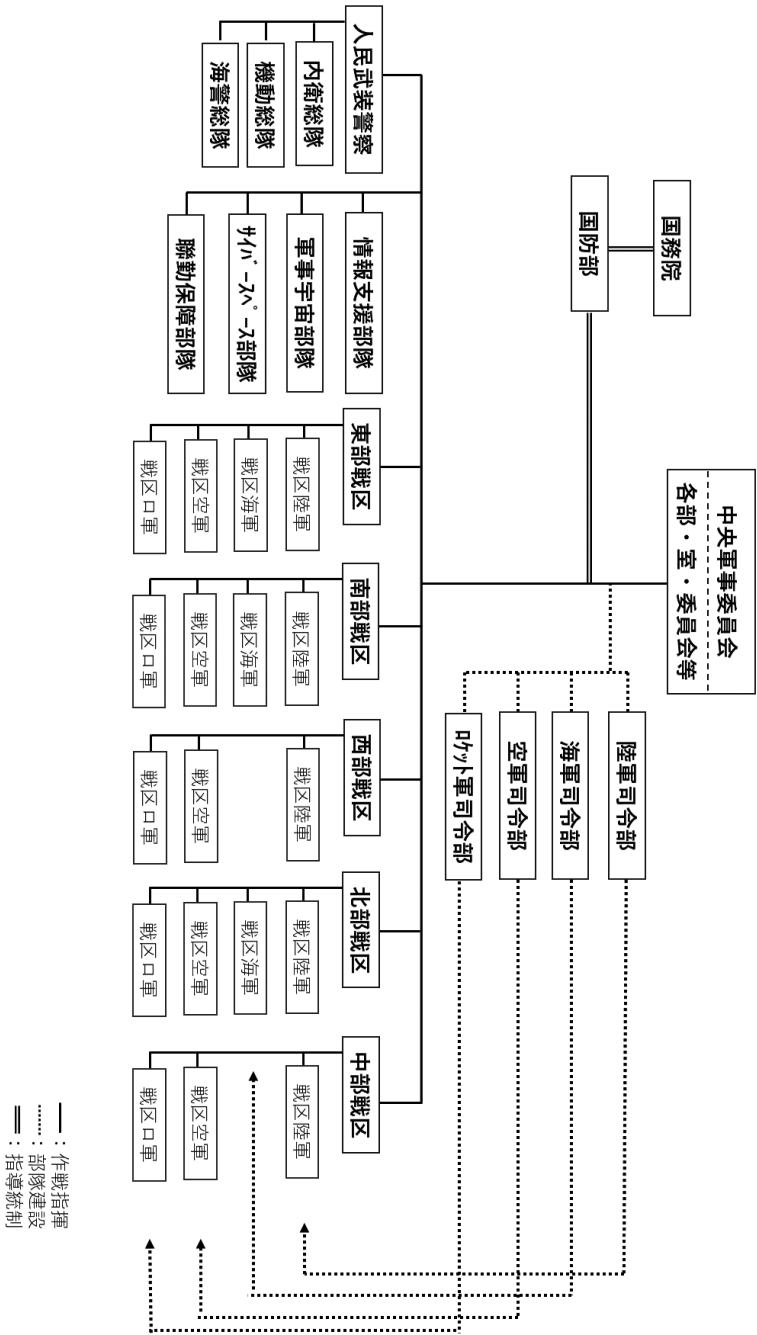


図2 中国人民解放军組織図 2024年8月現在 (各種報道より筆者が作成)

革が実施された。<sup>14</sup>

◇集団軍を十八から十三に改編（二〇一七年四月）、歩兵師団を合成旅団化

◇軍学校を整理統合、訓練・研究を推進（二〇一七年七月）

◇三十万人の兵員削減（二〇一七年末まで）

◇人民武装警察指揮系統を中央軍事委員会隷下に一本化（二〇一八年一月）

◇軍事訓練大綱を初公布（二〇一八年一月）

◇文官（中国語・文職人員）の採用開始（二〇一八年六月）

◇中国海警局が海警総隊として人民武装警察に編入（二〇一八年七月）

この部隊改革により、軍の規模構造・戦力編成は大きく変化した。<sup>15</sup>

まず、二〇一七年末を目標とし兵員三十万人削減が実施された。二〇一八年三月の第十三期全人代第一回会議政府活動報告において、三十万人兵員削減が基本的に達成されたと報告されており、一二三〇万人から二二〇〇万人へ一三％の削減が完了した。

各軍種の兵員割合を見直し、陸軍の兵員数を五〇％以下に引き下げ、空軍は現状維持、海軍及びロケット軍は増員とした。

階級ごとの割合も見直し、各級機関内の指導機構等を廃止し将校を三〇％削減、専門知識をもって装備を操作する軍曹の比率を向上させた。また文官採用も開始し、高学歴の人員による科学技術の向上を図った。

非戦闘兵員については、文芸出版体育・サービス・医療関連等の人員を削減し、半減させた。

部隊編成については、集団軍を改編し、歩兵師団をコンパクトで歩兵・戦車・砲兵等の機能を有する合成旅団に統一、全軍で軍―旅団―大隊体制を確立し、習近平の指示した「精強化・一体化・小型化・モジュール化・多機能化」を実現した。

また、これまで国務院と二重指揮であった人民武装警察を中央軍事委員の統一指揮とし、更に海警局を海警総隊として編入することで、中央軍事委員会による指揮系統一本化を強化した。

部隊改革により、「戦わない」組織・人員を淘汰し、「戦える」人員による「戦える」部隊編成を整えた。

### (3) 制度改革（二〇一八年十一月～二〇二二年）

#### ア 中央軍委政策制度改革工作會議

二〇一八年十一月に「中央軍委政策制度改革工作會議」が開催された。この會議を節目に、機構改革により組織の枠組みを整理した後の、組織を運営するための制度改革が開始されたとと言える。

同會議で習近平は、「軍事政策制度改革の計画・実施は重要な政治責任」と述べ、人的資源（将校職業化制度・軍人待遇優遇化及び名譽保障制度等）・訓練・裝備兵站・研究開発・国防動員・軍民融合等の軍事力整備制度改革、並びに国防費・国防資源分配・軍事法規法典化・軍事司法等の軍事管理制度改革の、二分野の制度改革を指示した。

更に、「軍事制度改革は軍と中央・地方政府双方の共同責任である」とし、国家全体で軍の制度改革に取り組む環境を整えた。

#### イ 制度改革

二〇一八年十二月には「国防・軍隊改革領導小組第四回全体會議」が開催され、制度改革についての計画について審議された。以降、以下のような制度改革が

実施された。<sup>18)</sup>

◇軍隊有償サービス任務終了（二〇一九年七月）

◇予備役を中央軍委統一指揮下（二〇二〇年七月）

◇聯合作戰綱要（試行）施行（二〇二〇年十一月）

◇新型軍事訓練體系構築に関する決定（二〇二二年二月）

軍隊有償サービス任務終了により、軍隊が金儲け、という制度を廃止し訓練に専念する環境を与えた。予備役部隊を全て軍の指揮体系下に置き、現行の軍・地方の二重指導体制から、中央軍事委員会による集中的・統一的指導へと変更した。訓練・作戰規定等の整備により、実際に部隊が訓練できる制度を整えた。

また、二〇一八年十一月～二十二年末までに発布された主な軍関連法・条例（改正ふくむ）は以下の通り。<sup>19)</sup>

◇烈士表彰条例（二〇一九・八・九）

◇軍隊文書等記録条例（二〇一九・一一・一六）

◇軍隊安全管理条例（二〇一九・一一・一六）

◇軍隊監察工作条例（試行）（二〇二〇・一・二〇）

◇軍隊組織編制管理条例（試行）（二〇二〇・二・七）

◇中国人民武装警察法（二〇二〇・六・二〇）

◇中国退役軍人保障法（二〇二〇・一一・一一）

◇中国国防法（二〇二〇・一一・二七）

◇中国海警法（二〇二一・一・二三）

◇軍隊政治工作条例（二〇二一・二・一九）

◇国際軍事協力工作条例（二〇二一・二・二〇）

◇中国軍事施設保護法（二〇二一・六・一一）

◇中国軍人地位・權益保障法（二〇二一・八・二）

◇中国兵役法（二〇二一・八・二〇）

◇中国陸地国境法（二〇二一・一〇・二三）

◇中国予備役人員法（二〇二二・一一・三〇）

制度改革開始以降、わずか四年間で十六の法・条例が制定された。国防法・兵役法・武警法等の原則的な法律が六つ、安全管理条例・監察工作条例等、軍隊管理に関するものが六つ、軍人地位・權益保障法等人的資源に関する法律が三つ、国際協力に関するものが一つである。スペースの関係でここでは記述しなかったが、更に細かい各種「規定」や「方法」に分類される規則類も次々と制定されている。

国防法や兵役法等は国家機能の根本に係る原理原則的な法律であり、軍だけで制定できるものではない。中共中央総書記・国家主席を兼ねる習近平中央軍委の

強い指導の下、法による制度の整備、管理の実施を国として推進していったと考えられる。

ウ 機械化の基本的実現

軍改革と並行して、二〇二〇年に機械化を基本的に実現し、情報化建設に重大な進展をもたらし、戦略的能力を大幅に向上させるという軍の目標の下、装備品の近代化も推進された。

二〇二〇年十一月、国防部報道官が「我が軍は既に基本的に機械化を実現し、情報化建設において重大な進展を遂げている」と述べており、軍の機械化、すなわち武器・車両等の装甲化・自走化等装備の近代化と一定の情報システム構築は完了したと宣言している。

「基本的に機械化を実現」と述べていることから、制度改革の期間において全部隊とはいかなくとも、台湾侵攻担当部隊等重要な作戦単位の装備の近代化は行われたと考えられる。

#### (4) 戦備運用改革

ア 国防・軍隊改革検討会

二〇二二年九月に「国防・軍隊改革検討会」が開



催された。<sup>21</sup> 会議では、これまでの改革の成果を評価し、事後の改革計画の策定が行われた。当会議で、二〇一五年十二月～二〇二二年九月までの六年十カ月に及ぶ改革を一度総括し、事後の改革について指示したと言えよう。

習近平は同会議で軍改革について「長期間国防・軍隊建設を阻害してきた体制的障害、構造的矛盾、政策的問題を解決し、改革は歴史的成果をあげた」と評価した。

「体制的障害」は指導指揮体制改革により中央軍委主席から統合部隊までの一本化した指揮系統になったことで排除された。「構造的矛盾」は部隊改革の軍種・兵員構造等の見直し等により解消された。「政策的問題」は制度改革の法による制度・管理体制確立により解決された。これらにより、中国軍が「戦える」軍に生まれ変わったとして、習は「改革の歴史的成果」と評価したと言える。

更に習は「新たな情勢と任務の要求に基づき、戦争準備に焦点を当て、改革の成果を定着させ、事後の改革を強化せよ」と続けた。「歴史的成果」を踏まえ、こ

れ以降は①改革の成果の定着、②新たな情勢と任務の要求と戦争準備を焦点とする改革を指示したと言える。イ 改革の成果の定着

改革の成果の定着では、部隊における定着、特に基礎訓練の実施を重視したと考えられる。

改革開始から六年十ヶ月、部隊の状況を鑑みるに、指揮機構・部隊編成・人員構成が刷新され、新たな制度が始まり、新装備も導入された。部隊はこれらへの対応に忙殺され、訓練などしている暇はない、といった状況は想像に難くない。部隊指揮官も、新装備の取り扱いから統合化された部隊の指揮手順まで、実際どのように訓練を積み上げていけばよいのか手探り状態であったであろう。

基礎訓練さえおろそかになっているとの危機感を背景に、これらの問題に対処するため「全軍基礎訓練現地会議」が二〇二三年六月に開催された。<sup>22</sup> 中央軍委副主席以下各戦区・軍種・機関・武警の指導者が出席、全軍の旅団以上の作戦部隊や軍学校等もテレビ会議で参加し、各軍種・武装警察部隊の訓練を視察、基礎訓練の方式や普及等について検討を実施した。

会議では、教官の専任化・訓練単位の集約化・訓練のモジュール化・検閲の標準化等が指示され、全軍における教育訓練に一定の方向性を与えた。

二〇二四年一月の新年度訓練開始に際しての本年の重視事項として、国防部報道官が「一に基礎訓練、二に対抗訓練、三に統合訓練、四が科学技術による演練」と述べている。二〇二四年においてはまだ基礎訓練を重視して改革の成果を定着させつつ、訓練を強化している段階であろう。

#### ウ 戦備運用改革

改革の成果の定着と共に、指示されたのが「新たな情勢と任務の要求と戦争準備を焦点とする事後の改革」である。

「新たな情勢と任務の要求」とはロシアによるウクライナ侵攻開始等の世界情勢と共に、新領域・新性質戦闘力への取組を指していると考えられる。

また、「戦争準備」とは、正に台湾侵攻準備の事であり、「戦える」ようになった部隊に「戦争準備」を如何にさせて、如何に運用していくかということである。

二〇二二年十月に開催された中国共産党第二十回大会の習近平の政治報告では、「新領域・新性質の戦備の拡充」、「全面的に訓練・戦争準備を強化し、軍の戦って勝てる能力を向上させる」と述べており、この「新領域」「戦争準備」を重視していることが伺える。そしてこの二つにおいて、まず「戦争準備」を優先させて、戦備運用改革が開始された可能性がある。

次頁の表2は二〇二三年三月の全人代人民解放軍・武装警察代表团全体会議（以下、軍代全会）での習近平の重要講話と軍・武警代表の発表テーマである。軍代全会は全人代に参加する中央軍事委員会及び各戦区・軍種の主要幹部が参加し、習中央軍委主席が全軍にその意思を徹底させる場であり、中国軍がその一年間に重視すべき事項が示される。

習近平が中央軍委主席に就任してから二〇二二年までの軍代全会での重要講話は軍改革に関連したものが主であったが、二〇二三年は国家戦略システム・能力の一体化が強調され、改革後の部隊を国家戦略システムの中に取り入れ如何に運用していくかが重視された。また、重要インフラ建設、国家備蓄制度、国防教

表 2：2023 年 3 月軍代全会<sup>25</sup>

習中央軍委主席の重要講話	軍代表の発表テーマ
①思想・認識の統一、使命の自覚、実行の徹底 ②国家戦略システム・能力の一体化建設の新局面を開拓	①国家実験室建設 ②国防科学技術工業能力建設 ③重要インフラの総合的建設 ④国家備蓄制度建設 ⑤陸・海上国境防衛 ⑥全国民への国防教育

表 3：2024 年 3 月軍代全会<sup>28</sup>

習中央軍委主席の重要講話	軍代表の発表テーマ
①使命の自覚を強化し、改革刷新を深化 ②新領域における戦略能力の向上	①海洋状況把握能力構築 ②サイバースペース防御能力向上 ③ AI の活用推進 ④宇宙資源の統一計画・管理・使用の強化 ⑤新領域の標準汎用化の強化 ⑥無人作戦能力構築と運用の刷新

育等の発表テーマは、有事の継戦能力維持に関連するものである。部隊のみならず国家として戦争準備を行い、如何に運用していくかという戦備運用改革を進めていると考えられる。

実際の部隊の動向に目を転じれば、二〇二二年以降、台湾侵攻作戦を主担当する東部戦区及び副担当の南部戦区において、台湾正面部隊の前方展開、戦備訓練及び統合訓練の強化が確認された。<sup>26</sup>特に東部戦区は二〇二二年八月にペロシ米下院議長（当時）訪台を契機とした大規模統合演習「聯合軍事行動」を実施、その後「聯合利剣」と称する大規模統合演習を二〇二三年四月、二〇二四年五月に実施し、統合訓練を深化させ、戦備運用改革の成果を確認している。<sup>27</sup>

### (5) 新領域改革

このように戦備運用改革を継続しつつ、二〇二四年からは新領域への対応、新領域改革に本格的に着手したと見られる。

上の表3は前項でも述べた軍代全会の二〇二四年の内容である。

二〇二四年には「新領域」という言葉が初めて軍代全会の重要講話に登場した。「新領域」(中国語では「新興領域」)は、解放軍報の論説等では、「海洋、宇宙、サイバースペース、生物、新エネルギー、AI等の領域」と解説されている。軍代表の発表テーマも、サイバースペース、AI、宇宙、無人兵器と新領域に関するものが占めた。

二〇二四年四月には二〇一五年に新領域に対応するために創設された戦略支援部隊が解組され、情報支援部隊、軍事宇宙部隊、サイバースペース部隊の三コ部隊に改編された。<sup>29</sup>

軍改革の目玉事業の一つであった戦略支援部隊を僅か八年余りで解組したことは、習近平が期待したほどの新たな戦力としての発展がみられず、任務達成不十分と評価された可能性が大きい。

戦略支援部隊は、情報・宇宙・サイバーを主任務とし、現代戦には不可欠な新領域に属するものの、いずれも専門性が高く、かつ技術革新のスピードに追随する必要がある。これを一司令部で担当するには領域が広すぎ、質・速度ともに期待された成果を十分達成出来なかつたのであろう。

任務達成不十分な組織に対する厳しい姿勢を示すと共

に、新領域への対応が今後の軍事力整備の最重要事項であるという習近平の意思を軍内外に宣言したと言える。今後は情報・宇宙・サイバーの各新領域において、より専門性・効率性を追求した三コ部隊による改革加速を目指していくと考えられる。

## 5 今後の軍改革の行方

戦備運用改革、次いで新領域改革を推進していく中、二〇二四年七月十五〜十八日の共産党第二十期三中全会において、軍関連では以下の三点が指示された。<sup>30</sup>

- ① 人民軍隊領導管理体制メカニズムの完備
- ② 統合作戦システム改革の深化
- ③ 軍・各級政府・民間の枠を越えた改革の深化

まず、①でなによりも「党の軍隊」であることが強調され、中央軍委主席への権力集中が確認された。三中全会の間、規律違反により前国防相李尚福・前ロケット軍司令官李玉超他一名の軍高官の党籍剥奪処分が発表されている。また、一か月前の二〇二四年六月には習近平が自ら開催を決定した「中央軍委政治工作会议」が革命の聖地、延安で

開催され、中央軍委各機関・各戦区・各軍種・武警等の主要指導者に対し、党の軍に対する絶対的指導・統率の堅持、政治による建軍、腐敗分子の存在を許さず部隊の健全性を向上させよと訓示を行った。

軍改革の障害は高官といえども容赦なく排除するという強い決意を徹底したと言える。

そして、②で中央および戦区の統合作戦の深化、新軍種部隊との融合等が強調された。統合作戦能力向上を主眼として戦備運用改革を継続していくと考えられる。

最後に③で、国家戦略システムの一体化や国防事業での政府や民間との協力体制強化が強調された。特に新領域改革において、国家をあげての科学技術振興や民間技術の活用等を念頭においてのことであろう。

今後の軍改革は戦備運用改革を継続しつつ、新領域改革を最も重視して展開すると考えられる。「戦える」ようになった部隊に「戦って勝てる」能力を付与していく段階である。

そして次の結節は、建軍百年奮闘目標を掲げた二〇二七年である。建軍百年奮闘目標については、二〇二〇年十一月に国防部報道官が以下の四つを表明している。<sup>32</sup>

◇機械化・情報化・知能化の融合発展を加速させ、世界の軍事変革において主導権を握る

◇軍事理論・軍組織・軍人・武器装備の近代化を加速させる

◇質の高い発展を最重視し、軍事システムの運用と国防資源の有効活用を効率的に行う

◇国防と経済発展を調和させ、社会の優れたアセットを活用し、軍を安定かつ長期的に発展させる

特に、第一項目にあげている「世界の軍事変革において主導権を握る」とは、日本を含め、世界で軍事変革の焦点となっているAIやサイバー等の「新領域」で優位な地位を占めるとの意味と考えられる。

中国軍にとって次の結節である二〇二七年までに戦備運用改革を終了させ、台湾侵攻を可能とする戦争準備を完成させる可能性がある。更に新領域改革を引き続き行い、二〇三五年に近代化を基本的に実現し、二〇五〇年の世界一流の軍隊完成を目指し、更に改革を推進していくであろう。

## 6 おわりに

習近平は二〇一三年から自ら先頭に立ち軍改革を主導してきた。中央軍委主席として国防・軍隊改革領導小組の組長となり、軍改革の実施組織・計画等検討の段階から指揮を執り、段階的に改革を推進、結節毎に会議を開催しこれまでの総括を行い、事後の指針を明示した。また、全人代や部隊視察等の場において直接軍に訓示を行い、部隊レベルまでその浸透を図った。

更に中共中央総書記として、中国の経済建設と軍事建設のバランスをとり、軍民融合を推進し、中国の国家目標における軍の役割を明確にし、適切に軍の目標も付与してきた。

この習近平の一貫した姿勢の下、軍改革は着実に実施され、定着し、不備点は是正されてきた。中国軍は「戦える・戦って勝てる」軍隊に生まれ変わりつつある。人員・装備の面では既に台湾軍を凌駕しており、台湾周辺での統合演習やミサイル実弾演習等の訓練の積み上げも着実に進んでいる。

軍改革により中国軍は、機械化され訓練を積んだ部隊が、中央軍委主席の命令の下、一体化した統合作戦を実施でき

る能力を保持し、戦争準備を整えている段階まで至りつつある。

一方、「世界一流の軍隊」、即ち米軍には未だ及ばないことも理解している。しかし中国の強さはそのギャップを埋めるために次に何をすべきかも理解しており、習近平に権力を集中させ、習の指示の下、国家をあげてこのギャップを埋めるよう迅速かつ効率的に対処できることである。今後は新領域での戦力強化を重視し、「戦える」部隊の情報化・知能化を推進し、「戦って勝てる」能力を付与していくであろう。

中国軍は既に僅か十年前の改革前の中国軍ではない。我々はこの事実を強く認識し、軍改革後の中国軍を冷静に評価し、これに対処していく必要がある。

### 【参考文献】

- 1 「中国共产党第十八届中央委员会第三次全体会议公报」二〇一三・一一・一二
- 2 「历史上的今天・二〇一二年十一月二十九日、习近平提出「中国梦」」二〇一二・一二・二九
- 3 「十二届全国人大一次会议在京闭幕」二〇一三・三・一八
- 4 「中国共产党第十九次全国代表大会关于《中国共产党章程（修正

案》の決意」二〇一七・一〇・二四

5 「『新时代的中國國防』白皮書全文」二〇一九・七・二四

6 「习近平在中國共產黨第十九次全國代表大會上的報告（全文）」  
二〇一七・一〇・二七

7 「中國共產黨第十九屆中央委員會第五次全體會議公報」二〇二〇・  
一〇・二九

8 「习近平・富國和強軍相統一 鞏固國防和強大軍隊」二〇二二・  
一一・二二

9 「习近平出席解放軍代表團全體會議」二〇一三・三・一一

10 「主持召開中央軍委深化國防和軍隊改革領導小組第一次全體會  
議」二〇一三・三・一五

11 「习近平・全面實施改革強軍戰略 堅定不移走中國特色強軍之路」  
二〇一五・一一・二六

12 「強軍十年大事記」中國軍事科學院 二〇二二・一〇・一〇

13 「习近平在中央軍委軍隊規模結構和力量編成改革工作會議上強調  
抓住機遇 一鼓作氣 乘勢而上 扎實推進軍隊規模結構和力量編成改  
革」二〇一六・一一・三三

14 「強軍十年大事記」中國軍事科學院 二〇二二・一〇・一〇

15 「政府工作報告二〇一八年三月五日在第十三屆全國人民代表大會  
第一次會議上國務院總理李克強」二〇一八・三・五

16 「习近平出席中央軍委政策制度改革工作會議並發表重要講話」  
二〇一八・一一・一四

17 「中央軍委深化國防和軍隊改革領導小組第四次會議在京召開」  
二〇一八・一一・一九

18 「強軍十年大事記」中國軍事科學院 二〇二二・一〇・一〇

19 中華人民共和國國防部HP 法規文獻／法律法規／列表

20 「二〇二〇年十一月國防部例行記者會」二〇二〇・一一・二六

21 「习近平對國防和軍隊改革研討會作出重要指示」二〇二二・  
九・二二

22 「全軍基礎訓練現場會在天津召開」二〇二三・六・二二

23 「二〇二四年一月國防部新聞發言人張曉剛就近期涉軍問題發布消  
息」二〇二四・一・二二

24 「习近平・高舉中國特色社會主義偉大旗幟 為全面建設社會主義  
現代化國家而團結奮鬥——在中國共產黨第二十次全國代表大會上  
的報告」二〇二二・一〇・二五

25 「习近平出席解放軍和武警部隊代表團全體會議並發表重要講話」  
二〇二三・三・八

26 國家基本問題研究所HP 「画像から見る中國人民解放軍戰力整  
備の方向性」二〇二四・四・二六

27 國家基本問題研究所HP 「聯合利劍・二〇二四Aの概要」二〇  
二四・五・三一

28 习近平出席解放軍和武警部隊代表團全體會議」二〇二四・三・八

29 「中國人民解放軍信息支援部隊成立大會在京舉行」二〇二四・  
四・二〇

30 「中國共產黨第二十屆中央委員會第三次全體會議公報」二〇二四・  
七・一八

31 「中央軍委政治工作會議在延安召開 习近平出席會議並發表重要  
講話強調 貫徹落實新時代政治建軍方略 為強軍事業提供堅強政治保  
證」二〇二四・六・一九

32 「二〇二〇年十一月國防部例行記者會」二〇二〇・一一・二六



# 自著を語る 『憲法一代記』(育鵬社)

西

修

(駒澤大学名誉教授)

私は、二〇二四(令和六)年四月三十日付けで『憲法一代記』を刊行しました。全体が約四五〇頁におよびます(定価・二五〇〇円+税)。これまで私が執筆してきた著書・論稿のエッセンスを集約した総集編といえます。そのうち、とくに伝えたかった三点にしぼり、記述します。

## 一、憲法9条の解釈について―文民条項との不可離性

憲法九条の解釈について、さまざまの解釈があることはご承知のとおりです。一番肝心な点は、憲法六十六條二項「内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬ」との関係です。

「文民(civilian)」とは非軍人のことである。とすれば軍人の存在が前提とされているはずだ。いったいなぜ文民な語が憲法に入れられたのか。そのいきさつを知りたい」。そう思って米国立公文書館(ワシントンD.C.)、ワシントン国立記録センター(メリーランド州)、マッカーサー記念館(バージニア州)、英国国立公文書館(ロンドン)などを渉獵しやうりやうしました。その結果、極東委員会での議論がキーポイントになると確信しました。

極東委員会は、日本国の占領管理に関する最高の政策決定機関であって、日本国憲法は同委員会の承認を得なければ、成立することができませんでした。それゆえ、同委員会の議論を精査することが必要不可欠です。けれども、同

## Topics

委員会における議論に関する有意義な研究は、ほとんどありませんでした。

極東委員会が受け取った日本国憲法草案の九条は、以下のとおり。

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

現行の九条そのものです。このうち、「前項の目的を達するため」は、衆議院の帝国憲法改正案特別委員会小委員会委員長だった芦田均氏によるもので、いわゆる芦田修正といわれます。この修正によって前項の目的、すなわち「侵略戦争をしない」という目的を達するために、陸海空軍その他の戦力を保持しないのであって、自衛のためであれば陸海空軍その他の戦力を保持することができる」との解釈が可能になりました。

この点について、極東委員会で大きな問題になりました。火をつけたのはソ連です。一九四六年九月十九日、極東委員会第二十六回会議で、ソ連より「すべての大臣は、シビリアンでなければならぬ」との条項を日本国憲法へ入れるよう提案されました。翌二十日には、極東委員会第三委員会へ、次の声明を発しました。一部を紹介しします。

「日本語の案文は、いまや一項で定められた以外の目的であれば、軍隊の保持が認められると日本国民によって解釈されるようになったことに気づいた。(中略)日本国民は、かれらの憲法に内閣総理大臣を含むすべての国務大臣はシビリアンでなければならぬといった条項を入れなければならないと主張すべきことを勧告する」。

ここにおいて、第三委員会は芦田修正の意味を見抜き、一項で定められた以外の目的、すなわち自衛のためであれば軍隊の保持が可能になり、軍人が生まれ、明治憲法時代に制度化されていた軍部大臣現役武官制の再現を懸念したのです。

はたせるかな、翌二十一日に開かれた極東委員会第二十七回会議で、各国代表からさまざまなる見解が表明されています。

中国代表「修正された条項のみを解釈しようとするれば、常識は、戦争目的や国際紛争解決以外の目的であれば、軍隊の保持が認められることになろう」。

カナダ代表「この憲法草案が通過したのちに、公的に承認された陸軍大将、海軍大将その他の将軍が存在することはまったくあり得ることであり、すべての大臣がシベリアでなければならぬという規定があれば、将軍が閣僚に任命される可能性の問題は起こり得ない」。

ソ連代表「より重要なことは、ある種の軍隊を創設しながら、これは完全に日本国憲法内で正当なのだと称して、日本国民をあざむくことである。これこそが主要な危険である」と私は思う。国会議員（原文は the members of the Diet）がすべてシベリアンでなければならぬという文言を挿入すればよいだけのことであって、そうしない心理的、精神的意味を理解することができない」。

その他の代表の見解は省略しますが、極東委員会では以下の2点において、完全な共通認識があったことが理解で

きます。

- (1) 九条案の修正により、自衛のためならば、軍隊（戦力）を保持できるとの解釈が可能になったこと。
- (2) 内閣閣僚がシベリアンでなければならないという規定を憲法に入れること。

重要な点は、極東委員会における討議のなかで芦田修正そのものに反対の言説がなかったことです。自衛のためならば、軍隊（戦力）を持ち得るといふ芦田修正を受け入れ、軍隊が設置されたときの「歯止め」として、シベリアン条項が必然であると考えていたことです。

極東委員会からの指示を受け取った連合国最高司令官のダグラス・マッカーサー元帥は、九月二十四日、民政局長のコートニー・ホイットニー准将と同局次長のチャールズ・ケーデイス大佐を吉田茂首相のもとへ遣わしました。

原文は以下のようです。“The Prime Minister and all Ministers of State shall be civilians.”

政府は“civilians”の訳語に苦勞し、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、武官の経歴を有しない者でなければなら

ない」の案文を作成しました。先述したように、極東委員会は、修正により憲法上、自衛のための軍隊保持が可能になったと判断して、ミリタリー・コントロールを避けるべく、シベリアン条項の導入に執拗にこだわったのです。

政府は、極東委員会での議論の内容をまったく知りませんでした。政府は、この事実を知らなかったがゆえに、いかなる目的であっても、軍隊（戦力）を保持できないという筋違いの解釈をとり続けたのです。ここにこそ、政府の九条解釈にかかわる根源的な問題点が存在するのです。

政府の上記案文は、貴族院へ提出されました。同院の帝国憲法改正案特別委員会に設けられた小委員会において、過去の経歴を問う政府の案文は削除されました。そのいきさつを東大法学部憲法担当の著名な宮澤俊義氏が説明しています。

「極東委員会から、『国務大臣はシヴィリヤンでなければならぬ』という規定を入れろと注文されたのに対し、『国務大臣は武官の経歴を有しない者でなければならぬ』と定めるのは、注文された範囲より以上に出て国務大臣になる資格を制限しようとするもので

あって、妥当ではない。こう考えて、小委員会は、総司令部から注文されないことまでお先まわりするのはやめて、注文されたことだけを規定しよう、という結論におちついた」。

当時、シベリアンに相当する日本語はありませんでした。そこで小委員会では、シベリアンの訳語が検討されました。「平人」「凡人」「文臣」「文化人」「文人」「文民」「民人」「平和業務者」などが各委員から提示され、最終的に「文民」が採択されたのです。

十月二日には、佐藤達夫法制局次長がケーデイス民政局次長に電話を入れ、了承を得ました。そして十月三日の特別委員会において、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならぬ」という条項案が確定したのです。

この特別委員会における条項案が十月六日に貴族院本会議で可決され、翌七日に衆議院本会議へ回付、貴族院によって可決された条項案についていっさいの審議がなされず、ただちに採決に付され、賛成多数で採択されました。それゆえ、衆議院では文民条項について、一分たりとも討議されていないのです。ここにおいても、日本国憲法成立

過程のいびつさが露呈されています。

このような成立経緯をふまえ、私は憲法九条と文民条項の密接不可離性を主唱してきているのです。北岡伸一（東京大学名誉教授など）、五百旗部眞（防衛大学校長など）、村田晃嗣（同志社大学学長など）、岩田温（政治哲学者）といった政治学者は、私の説の妥当性を共有しています。ところが、憲法学界において顧みられてきていいるとはいえません。私は、本書で語を強くして、以下のように述べました。「僭越ながら、憲法学者に告げたい。『極東委員会の議論を精読して、九条解釈論を展開せよ！』」。

私は今後も、実直に持説を主張してまいります。読者諸氏におかれては、私の説に耳を傾けていただければ幸いです。

### 日本国憲法への文民条項導入の経緯概要

一九四六（昭和二十一年）

一月十一日 『日本の統治体制の改革』（S.W.N.C.C（国務・陸・海軍三省調整委員会）一二八文書）をマツカーサー元帥が受領、「国務大臣または内閣閣僚は、すべての場合に、シビリアンでなければならない」。

七月二日 『新しい日本国憲法のための基本原則』（極

東委員会の政策決定）「内閣総理大臣および国務大臣のすべては、シビリアンでなければならない」。

八月十九日 マツカーサー元帥が吉田首相に対し、極東委員会の基本原則を説明し、シビリアン条項の導入を求めるも、日本政府はこれを拒否、総司令部も了承。

八月二十四日 衆議院本会議で芦田修正を含む憲法改正案が可決される。

九月十九日 極東委員会第二十六回会議で、ソ連より「すべての大臣は、シビリアンでなければならない」を入れるよう提案。

九月二十日 極東委員会第三委員会が、シビリアン条項を入れるよう勧告。

九月二十一日 極東委員会第二十七回会議で討論。

九月二十四日 ホイットニー民政局長が吉田首相に対し、シビリアン条項の追加を強く要請。日本側は困惑するも、導入せざるを得ないと判断。

九月二十六日 貴族院小委員会にて、織田信恒議員がシビリアン条項導入のための質疑。これに対して金

森徳次郎・憲法担当国務大臣が応諾。

九月二十八〜十月二日 貴族院小委員会にて審議。最

終的にシリアンを「文民」と訳すことに決定。

十月三日 貴族院特別委員会にて現行の六十六條二項が確定。

十月六日 貴族院本会議で特別委員会の修正案を可決。

十月七日 衆議院本会議で可決。

## 二、世界の憲法動向

私は、比較憲法にかかわる著書、論稿を発表するときは、世界の憲法動向との関連で三つの表を掲示しています。毎回、その時点で調査した最新の情報を提供するように努めてきています。

以下、表1〜表3において、基本的に本書出版時の表を再掲しますが、本稿執筆に際して、その後の調査をもとに若干の補正と追加をしました。

表1から、少なくとも以下のことが指摘できます。

(1)世界の成典化憲法一八九か国中、日本国憲法は古い方

から十四番目。世界的には「新」憲法とはとてもいえない。

(2)〔参考〕に掲げたフランス、スイス、フィンランドを含め、いずれの国家も何回もの憲法改正をおこなっている。「憲法は時代の産物である。時代が変われば憲法改正も検討されるべき」が、世界の共通認識。憲法を「不磨の大典」視してきている日本こそが、異常、異例、異様であることが理解されるべき。

(3)「憲法を時代に合わせるべきだ」という人びとがいるが、倒錯した考え方。日本国憲法は、戦争直後の焼け野原の時代に作成、それから七十八年を経過。現代の視点に立って、日本国憲法を見直すことは、ごく当たり前のこと。

ここにインンドの初代首相、ジャワハール・ネルー（一八八九〜一九六四年）の言辞を記載します。

「もし諸君がこの憲法を抹殺したいというのであれば、憲法を本当に神聖で不可侵のものにすればよい。変更されず、静止状態にある憲法があるとすれば、そ

表1 各国憲法の制定年（～1940年代）と改正の実際

2024年3月現在

国名	制定年	改正の実際
アメリカ	1787年	1992年5月までに18回、27か条の追補
ノルウェー	1814年	頻繁(400回以上とも、近年改正2014年<大改正>、23年5月)
ベルギー	1831年	頻繁(1994年2月以降2017年10月までに30回)
ルクセンブルク	1868年	1919年5月から2016年10月までに36回改正
オーストラリア	1901年	77年7月までに8回改正
メキシコ	1917年	2023年9月末までに255回改正
オーストリア	1920年	頻繁(近年改正2022年、23年)
リヒテンシュタイン	1921年	18年末までに35回改正
ラトビア	1922年	18年10月までに15回改正
レバノン	1926年	04年9月までに11回改正
アイルランド	1937年	19年6月までに38回改正
アイスランド	1944年	13年7月までに7回改正
インドネシア	1945年	59年に復活、02年8月までに4回改正
日本	1946年	無改正
中華民国(台湾)	1947年	22年11月までに8回改正(うち1回は無効判決)
イタリア	1947年	22年11月までに20回改正(20年9月の改正は国会議員の大幅減)
ドイツ	1949年	22年12月までに67回改正
コスタリカ	1949年	頻繁(近年改正20年)
インド	1949年	23年9月までに106回改正

## [参 考]

- \* フランス(1958年) 2024年3月までに25回改正。08年7月の改正は全条文の約半分の47か条におよぶ大幅なもの。24年3月の改正で中絶の自由を明記。
- \* スイスは、2000年1月1日に新憲法が施行されたが、22年9月までに35回改正。旧憲法は1874年に制定、1999年までに約140回改正。
- \* フィンランドは、2000年3月1日に新憲法が施行、18年10月にまでに4回改正。
- \* 非成典化憲法国 イギリス、ニュージーランド、サウジアラビア、イスラエル、サンマリノ、バチカン。恒久憲法未制定国 リビア。



の憲法は、それがよいものだからではなく、その使用が過去のものになってしまったからである。生きるべき憲法は、成長しなければならぬ、適合しなければならぬ、変化し得るものでなければならぬ。

表2では、「平和条項」について、十七の項目とそのおもな採用国を表示しました。いまや非常に多くの国の憲法に平和条項が導入されていることが理解できます。「日本国憲法は平和条項を有する世界で唯一の国である」は、完全に誤りであることが立証されます。

私が平和条項として十七の項目に分類して発表した最初は、一九九九年三月に刊行された『日本国憲法を考える』（文春新書）においてです。このときは一七八の成典化憲法国中、一二四か国（六九・七％）に平和条項が導入されました。その後、二〇〇八年に出版された『世界地図でわかる日本国憲法』（講談社）では、一八二か国中、一五〇か国（八二・四％）になり、徐々に増えつつあります。

③の「内政不干渉」は、本来、他国の内政に干渉し、武力行使した歴史があったことに対する反省として、平和の重要な要素といえます。しかしながら、「内政不干渉」

を盾にして国内での民族弾圧を継続し、それに対する批判を「内政干渉」として排除している国があります。

中国憲法（一九八二年）の前文には「主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政不干渉、平等互恵および平和依存の五原則を堅持する」ことを明記しています。けれども、同国のウイグル族への弾圧は「地獄の様子」（インタナショナル・アムネスティ）であり、チベット族の文化も完全に破壊しています。近年は「台湾は中華人民共和国の神聖な領土の一部である」との前文の一節を実現するとして、台湾を武力で併合することを公言し、それに対する外部からの反対行動を「内政干渉」とであると唱えています。本来の平和条項たる「内政不干渉」が中国共産党政府によって、都合よく解釈されている現実を看過することができません。

なお、習近平・国家主席は、二〇一八年三月、国家主席および国家副主席の任期が「連続して二期を超えてはならない」との規定を削除し、「終身国家主席」たる地位を獲得、習近平による絶対体制が進められつつあります。

⑬について。ウクライナ憲法（一九九六年）十七条は「外国の軍事基地の設置は、ウクライナ領土では認められない」

表2 平和条項の態様と採用国

2023年8月現在

①	平和政策の推進（平和を国家目標に設定している国を含む）	アルバニア、インドネシア、クウェートなど
②	国際協和（国連憲章、世界人権宣言の遵守、平和的共存などを含む）	ハンガリー、スリランカ、マダガスカルなど
③	内政不干渉	ブラジル、カタール、中国など
④	非同盟政策	アンゴラ、モザンビーク、ナミビアなど
⑤	中立政策	オーストリア、スイス、トルクメニスタンなど
⑥	軍縮	バングラデシュ、カーボベルデ、東チモールなど
⑦	国際組織への国家権力の一部委譲	デンマーク、ドイツ、コンゴ民主共和国など
⑧	国際紛争の平和的解決	ポルトガル、アルジェリア、ブータンなど
⑨	侵略ないし征服戦争の否認	フランス、韓国、キルギスなど
⑩	テロ行為の排除	スペイン、ブラジル、チリなど
⑪	国際紛争を解決する手段としての戦争放棄	イタリア、アゼルバイジャン、エクアドル、ボリビア、日本
⑫	国家政策を遂行する手段としての戦争放棄	フィリピン
⑬	外国軍隊の通過禁止・外国軍事基地の非設置	ベルギー、ウクライナ、フィリピンなど
⑭	核兵器（生物兵器、化学兵器も含む）の禁止・排除	カンボジア、コロンビア、パラオなど
⑮	（自衛以外の）軍隊の不保持	コスタリカ、パナマ
⑯	軍隊の行動に対する規制（シビリアンコントロールを含む）	パプアニューギニア、南アフリカ、ソマリアなど
⑰	戦争の宣伝（煽動）行為の禁止	クロアチア、リトアニア、タジキスタンなど

\* 1項目でも規定のある成典化憲法国 189か国中161か国（85.2%）

と定め、続く十八条で「ウクライナの対外的な政治的行動は、国際法の一般的に承認された原則と規範に従い、国際社会の成員との平和的で相互互恵的な協力を維持することによって、国の利益と安全を確保する」との規定をおいています。

このウクライナは、二〇一四年三月にはウラジミール・プーチン大統領政権下で、クリミア半島がロシアの領土に一方的に併合され、また二〇二二年二月、ロシアの侵攻により領土が剥奪されています。これに対してウクライナが領土奪還に向けて応戦していることは、ご存知のとおりです。憲法の規定が、国際法上違法な侵略によって維持されないこともあり得ることを意味しています。本来は国際連合にその解決を求められますが、国際連合は機能不全に陥っています。その意味でも、平和の維持には国防の充実と他国との安全保障関係維持が重要であることが改めて認識されます。

なお、プーチン大統領は、大統領の任期について、従来、六年を一期とし、連続二期までは可能とされていたのですが、二〇二〇年三月、通算二期までを可能とし、さらにその任期は現職の大統領または大統領職にあった者（現職の

プーチン大統領と前大統領のドミトリー・メドベージェフが該当）には適用されないとの憲法改正を断行しました。

この改正により、プーチン大統領は、最長二〇三六年（八十一歳）まで大統領職に在籍することができるようになったのです。かくしてロシアの政治体制は、プーチン大統領の意のままに運用されることになりました。

ここで、⑪の「国際紛争を解決する手段としての戦争放棄」について、少しく説明します。この文言が日本国憲法九条一項にあることは先述しました。同じ規定をもっている憲法を摘記します。

イタリア憲法（一九四七年）十一条「イタリアは、他の国民の自由を侵害する手段および国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄する」。

アゼルバイジャン憲法（一九九五年）九条「アゼルバイジャン共和国は、他国の独立を侵害する手段として、および国際紛争を解決する手段としての戦争を否認する」。

エクアドル憲法（二〇〇八年）四一六条「エクアドルは、国際紛争を平和的に解決することを奨励し、国際紛争を解決するために武力の威嚇および武力の行使を否認する」。

ボリビア憲法（二〇〇九年）十条「ボリビアは、国家間

の相違および紛争を解決する手段として、あらゆる侵略戦争を否認する」。

わが国の憲法学者のなかには、九条一項の文言をもって、戦力（軍隊）の放棄を意味すると解釈する向きがあります。この点、上述したような同じ規定をもつすべての国の憲法には、軍隊の設置条項があります。（イタリア憲法五十二条、アゼルバイジャン憲法九条、エクアドル憲法一五八条、ボリビア憲法二四二―二五〇条）。このことは「国際紛争を解決する手段としての戦争放棄」が軍隊の放棄に結びつかないことを意味します。ここにもわが国の憲法学者の『井の中の蛙』的現象がみられます。

表3をご覧ください。これらの項目のうち、平和条項を除いて、日本国憲法に規定されていないものばかりです。もっとも注目されるのは、一〇五か国中、一〇五か国すべてに国家緊急事態対処条項が設定されていることです。

私は、国家緊急事態対処条項を「外部からの武力攻撃、内乱、組織的なテロ行為、重大なサイバー攻撃、経済的な大恐慌、大規模な自然災害、深刻な流行性の疫病など、平時の統治体制では対処できない国家の非常時において、国

家がその存立と国民の生命および憲法秩序を守るために特別の緊急措置を講じることを定める条項」と定義づけています。

一九六六年の国際人権規約（自由権規約）四条には、以下の規定があります。

「①国民の生存を脅かす公の緊急事態において、その緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この規約にもとづく義務に違反することができ。ただし、その措置は当該締約国が国際法にもとづき負う他の義務に抵触してはならず、また人種、皮膚の色、性、言語、宗教または社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。

②上記の規定は、第六条（生命に対する権利の保障）、第七条（拷問または残虐な刑罰の禁止）、第八条一項および二項（奴隷的状態の禁止）、第十一条（契約の義務不履行による拘束の禁止）、第十五条（遡及処罰の禁止）、第十六条（法律の前に人として認められる権利の保障）、ならびに第十八条（思想、良心および

表3 1990年2月(ナミビア)以降、2022年7月(チュニジア)までに新しく制定された各国憲法(105か国)の態様—新しい権利、平和・国家緊急事態対処条項などを中心に  
2023年8月現在

項目	条項導入 国数	割合 (%)	おもな導入国
①環境の権利・義務・保護	100	95.2	ナミビア、コロンビア、パラグアイ
②プライバシーの権利	88	83.8	ポーランド、ウクライナ、アンドラ
③知る権利	76	72.4	アルバニア、キルギス、ボリビア
④家族の保護	88	83.8	カンボジア、ブータン、アルゼンチン
⑤政党	92	87.6	スロバキア、モロッコ、コロンビア
⑥国民投票(憲法改正を含まず)	94	89.5	スイス、ペルー、フィンランド
⑦平和	103	98.1	東チモール、コンゴ、イラク
⑧憲法裁判所	67	63.8	ハンガリー、ジョージア、モンゴル
⑨国家緊急事態対処	105	100	スイス、フィンランド、ロシア

宗教の自由の保障)の規定に違反することを許すものではない。

③義務に違反する措置をとる権利を行使するこの規約の締結国は、違反した規定および違反するに至った理由を、国際連合事務総長を通じてこの規約の他の締結国にただちに通知する。さらに、違反が終了する日に、同事務総長を通じてその旨を通知する」。

各国が緊急事態に対応することを是認し、さらに「真に必要とする限度において」という条件つきで規約に違反する措置を講じることを認めています。

私が一九九〇年以降に制定された憲法に特化し、上記九項目について調査・発表したのは二〇〇八年十二月末(対象国九十三か国)、一五年十二月末(対象国一〇三か国)、一九九年八月末(対象国一〇四か国)ですが、対象国すべての国に国家緊急事態対処条項が導入されていました。

一方、平和条項は一〇五か国中一〇三か国に導入されています(フィジー一九九七年憲法とチュニジア二〇二二年憲法には平和条項を見つけないことができます)。

それゆえ、現代のほとんどの諸国憲法は、平和条項と

国家緊急事態対処条項を不可分の関係に設定しているのです。

一九七八年には、統合幕僚会議議長だった栗栖弘臣氏（一九二〇～二〇〇四年）が「現在の法体制のもとでは、自衛隊は有事に際して超法規的な措置をとらざるを得ない」と発言しました。「超法規的措置」は、立憲主義に相反します。憲法および法律で有事に備えた対応措置を規定しておくべきは当然です。

この点について、早くに指摘したのが、京都帝国大学および立命館大学で憲法学の教鞭をとった大西芳雄氏（一九〇九～一九七五）です。「憲法にも法律にも非常事態に対する何らの措置を予定しない国は、一見、立憲主義の原則に忠実であるかの如く見えて、実は、その反対物に転落する危険をふくむものと言ってよからう」（日本公法学会『公法研究』第十七号、有斐閣、一九五七年）。しごく妥当な言説です、けれども大西芳雄氏の考え方は、当時でも現在でも、多数説になっていません。憲法学者の非立憲的態度が露呈しているのではないのでしょうか。

もう一つ、注目に値するのは「環境の権利・義務・保護」条項は、一〇五か国中、一〇〇か国（九五・二％）に設け

られていることです。

環境問題が国際社会で課題とされたのは、一九七二年六月、スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議においてです。この日は「世界環境デー」とされ、わが国では「環境の日」とされています。

同会議で発せられた『人間環境宣言』の前文は、次のように刻まれました。

「人は環境の創造物であると同時に、環境の形成者でもある。（中略）いまやわれわれは、世界中で環境への影響にいつそうの思慮深い注意を払いながら、行動しなければならぬ。無知・無関心であるならば、われわれは、われわれの生命と福祉が依存する地球上の環境に対し、重大かつ取り返しのつかない害を与えることになる。逆に十分な知識と賢明な行動をもってするならば、われわれは、われわれ自身と子孫のため、人類の必要と希望にそった環境でより良い生活を達成することができる」。

そして、同宣言は天然資源の保護（第二原則）、野生生

物の保護（第四原則）とともに、第二十六原則で「人とその環境は、核兵器その他すべての大量破壊兵器手段の影響から免れなければならない。各国は、関連する国際的機関において、このような兵器の除去と完全なる廃棄について、すみやかに合意に達するように努めなければならない」と定めています。

この影響を受けたと思われるのが、ナミビアの一九九〇年憲法、一九九一年のコロンビア憲法、一九九二年のパラグアイ憲法です。

ナミビア憲法九十五条「国は、とりわけ次の事項に関する政策を採択することにより、国民の福祉を積極的に推進し、維持していかなければならない。

①～⑩は省略。

⑪生態系、基本的な生態的進化、ナミビアの生物学的多様性の保持、現在および将来のすべてのナミビア人のために正当と認められ得る形での自然資源の活用、とくに政府は、ナミビア領土内に外国の核および有毒の廃棄物を投棄しまたは再利用することに対し、措置を講じなければならない」。

前述のコロンビア憲法八十一条およびパラグアイ憲法八

条には、環境保護のために核兵器のみならず、生物兵器および化学兵器の製造・持ち込みを禁止する規定をおいています。

環境条項を憲法改正によって導入した事例として、フランス憲法（一九五八年）、ドイツ憲法（一九四九年）およびイタリア憲法（一九四七年）をあげておきます。

フランス（一九五八年憲法）では、二〇〇四年二月に『環境憲章』を採択、環境が「人類の共通財産である」（前文）との基本認識が示され、「各人は、均衡のとれるかつ健康が尊重される環境のなかで生きる権利を有する権利」（一条）などの規定が配置されています。二〇〇五年三月には憲法を改正して、前文に従来の一七八九年の人権宣言および国民主権の原理への忠誠に加えて、新たに「環境憲章に定められている権利と義務への忠誠を厳粛に宣言すること」という文言が取り込まれました。

ドイツ（一九四九年憲法）は、一九九四年十月の第四十二回改正と二〇〇二年七月の第五十回改正により、またイタリア憲法（一九四七年）は、二〇二二年二月に、それぞれ環境条項が追加されました。

こうしていまや、環境条項は憲法の必置条項であるとの



傾向が顕著になってきています。

ともあれ、一九九〇年以降に制定された諸国憲法の動向を検証して、日本国憲法は典型的に二十世紀型の憲法であり、完全に時代遅れの憲法であるということを明言できま

### 三、日本国憲法の作成に直接・間接にかかわった人たち へのインタビューを通じて

インタビューなどに応じていただいた人たち

私は、一九八四年一月から八七年九月にかけて、日本国憲法の作成に直接・間接にかかわった四十七人にインタビューしました。かつこ内は、米国人については、出身校、総司令部案作成時におけるGHQでの階級、所属委員会、帰国後の地位など、日本人については、当時の地位とその後の地位を記載しました。\*印はインタビューの関連内容。

このなかには、GHQ民政局で日本国憲法の原案を作成した八人が含まれています。最大のキーパーソンは、運営委員長としてマッカーサー草案作成のみならず、その後の日本側との全交渉に当たったチャールズ・ケーデイス大佐

(一九〇六―一九九六年)です。私はケーデイス氏に四度面会していますが、特筆しておきたいのは、九条にかかわる言述です。

一九四六年二月三日に日本側へ提示された九条の原案たるマッカーサー・ノート(以下、マ・ノートと略記)第二原則は以下の内容でした。

「国の主権的権利としての戦争は、廃止する。日本は、紛争を解決するための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてさえも、戦争を放棄する。日本は、その防衛と保護を、いまや世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

いかなる日本の陸海空軍も決して認められず、またいかなる交戦権も、日本軍隊に対して与えられない」。

ここでとくに注目されるのは、マッカーサー元帥が戦争には「紛争を解決するための手段としての戦争」と、「自己の安全を保持するための手段としての戦争」の二種類ありと考へ、そのいずれも放棄しなければならないと明記していたことです。

# Topics

1984 (昭和 59) 年	
1月26日	岩倉規夫 (内閣官房会計課長、初代国立公文書館館長) * 松本委員会との関連
1月27日	藤崎万里 (外務省入省、終戦連絡〈以下で終連と略記〉中央事務局、最高裁判所判事) * 終連中央事務局での活動内容
2月2日	朝海浩一郎 (外務省入省、終連中央事務局、駐米国大使) * 終連中央事務局での活動内容
2月18日	渡辺佳英 (法制局参事官、中小企業金融公庫総裁) * ひらがな・口語体のいきさつ
2月20日	幣原道太郎 (幣原喜重郎総理大臣長男、獨協大学教授) * 9条の発案者について
2月23日	島静一 (外交科試験合格、終連中央事務局、駐イラク大使) * 終連中央事務局での活動内容
3月1日	降旗徳弥 (幣原喜重郎総理大臣秘書官、国務大臣、電話にて) * 9条の発案者について
3月5日	木内四郎 (内閣副書記官長、国務大臣) * 9条の発案者について
3月8日	増田甲子七 (福島県知事、国務大臣) * 9条の発案者について
3月14日	山田久就 (外務省入省、終連中央事務局、国務大臣) * 終連中央事務局での活動内容
3月20日	村田聖明 (ニッポン・タイムズ社員、ジャパン・タイムズ常務) * 9条の発案者について
3月23日	押谷富三 (大阪府議、衆議院議員、政務次官) * 9条の発案者について
3月24日	リチャード・B. フィン (ハーバード大学ロー・スクール、極東委員会米国代表团) * 極東委員会との関係
4月3日	ロバート・E. ウォード (スタンフォード大学、海軍情報部、カリフォルニア大学で博士号、スタンフォード大学フーバー研究所所長) * 「天皇の身体」との関係
4月6日	ハンス・H. ベアワルト (カリフォルニア大学、民政局公職追放課、帰国後カリフォルニア大学で博士号、カリフォルニア大学教授) * 「戦争放棄」のとらえ方
4月～9月	セオドア・マクネリー (ウインズコンシン大学、GHQ 民間諜報局情報分析官、帰国後コロンビア大学で博士号取得、メリーランド大学教授) * 私の受けいれ教授として、日本国憲法の成立過程全般
6月16日	オズボーン・ハウゲ (セント・オラフ大学、海軍中尉、立法権に関する委員会) * GHQ 民政局での憲法草案起草内容
7月9日	リチャード・A. プール (ハーバード大学、海軍少尉、天皇等に関する委員会) * GHQ 民政局での憲法草案起草内容
7月26日	ジャスティン・ウィリアムズ (アイオワ大学で博士号、民政局立法課長) * GHQ 民政局メンバーとしての所見
10月19日	ベアテ・シロタ・ゴードン (ミルズ大学、人権に関する委員会) * 憲法草案に女性の権利条項を導入した背景
11月4日	ミルトン・J. エスマン (プリンストン大学で政治学博士、陸軍中尉、行政権に関する委員会) * GHQ 民政局での憲法草案起草内容

11月13日	チャールズ・L. ケーデイス（ハーバード大学ロー・スクール、大佐、民政局次長、運営委員長） * 運営委員長としての全体的内容 ジョン・マキ（ワシントン大学、民政局 <46年2月～8月>、帰国後ハーバード大学で博士号、マサチューセッツ大学教授） * GHQ での活動内容
11月28日	A（匿名希望） * 9条の和文英訳担当者としての所見

#### 1985（昭和60）年

2月1日	セシル・J. ティルトン（ハーバード大学ビジネス・スクール、陸軍少佐、地方行政に関する委員会） * GHQ 民政局での憲法草案起草内容
3月23日	ジョージ・A. ネルスン（ロックフェラー財団研究員、陸軍中尉、天皇等に関する委員会） * GHQ 民政局での憲法草案起草内容
8月6日	石黒武重（法制局長官、国務大臣） * 松本委員会との関係
8月16日	古井喜実（松本丞治委員会囑託、国務大臣） * 松本委員会との関係
8月23日	マーセル・グリリ（コロンビア大学、民間情報教育局から民政局へ移動） * GHQ 民政局での活動内容
9月16日	諸橋襄（枢密院書記官長、帝京大学法学部長） * 枢密院での活動内容
9月27日	松本重治（近衛文麿ブレン、国際文化会館理事長） * 近衛文麿の活動内容
10月13日	大石義雄（佐々木惣一教授助手、京都大学教授） * 佐々木惣一の活動内容

#### 1986（昭和61）年

1月28日	デイル・M. ヘレガース（日本国憲法成立過程の研究者、書簡にて） * 意見交換
1月31日	奥野誠亮（内務官僚、国務大臣） * 帝国議会の雰囲気 細川隆元（朝日新聞編集局長、社会党議員、政治評論家、電話にて） * 帝国議会の雰囲気
2月7日	門司亮（日本社会党結成に参加、衆議院議員） * 帝国議会の雰囲気
2月12日	竹本孫一（片山哲総理大臣秘書官、衆議院議員） * 帝国議会の雰囲気 和田一仁（西尾末広衆議院議員秘書、衆議院議員） * 帝国議会の雰囲気
2月13日	佐藤攻美子（佐藤達夫長女、駒澤大学教授） * 佐藤達夫の人柄 佐藤紀子（佐藤達夫次女、富山県高岡市長夫人、電話にて） * 佐藤達夫の人柄
3月11日	原健三郎（衆議院議員、衆議院議長） * 帝国議会での活動内容

## Topics

3月26日	フランク・リゾー（ジョージ・ワシントン大学修士、陸軍大尉、財政に関する委員会） * GHQ 民政局での憲法草案起草内容
4月28日	トーマス・ブレイクモア（ケンブリッジ大学、国務省、GHQ 法務部、電話にて） * GHQ での活動内容
12月8日	水野勝邦（貴族院議員＜旧華族＞、立正大学教授） * 貴族院での活動内容

### 1987（昭和62）年

9月20日	ロバート・A. フィアリー（ハーバード大学、国務省極東局北東アジア部日本課 書簡にて） * マッカーサー草案の準備内容
期日無限定	中川融（外務省入省、国連大使、駒澤大学教授） * 当時の外務省における雰囲気など
	林修三（大蔵省入省、内閣法制局長官、駒澤大学教授） * 当時の法制局における雰囲気など

以上 47 人

総司令部民政局においてこのマ・ノート第二原則に修正を加えたのが、ケーデイス大佐です。

「国の主権的権利としての戦争は、廃止する。武力による威嚇または武力の行使は、他国との間の紛争を解決する手段としては、永久に放棄する。

陸海空軍その他の戦力は、決して認められることなく、また交戦権は、国家に対して決して与えられない」。

この修正の特色は、マ・ノートにあった「および自己の安全を保持するための手段としてさえも」の部分削除したことと、「武力による威嚇または武力の行使」を加えたことにあります。

ケーデイス氏は、一九八四年十一月、私に以下のように語りました。「私は、マ・ノート第二原則にあった『自己の安全を保持するための手段としてさえも、戦争を放棄する』の文言を削除しました。私はどの国家にも『自己保存の権利』があると思っていました。日本は、他国の軍隊に上陸された場合、自らを防衛することは当然できるはずで

す。ただ座して死を待ったり、侵略者にわがもの顔でのし歩かせる必要はないわけでしょう。

私はまた、『武力による威嚇または武力の行使は、他国との間との紛争を解決する手段としては、永久に放棄する』を追加しました。確か一九四五年六月に調印された国連憲章か一九二八年に七月に署名されたパリ不戦条約にあったと思います。

芦田修正についていえば、芦田氏が修正案をもって私を訪れたとき、即座にOKと答えたところ、芦田氏が驚いていました。芦田修正がある種の軍隊を持つことを可能にしても、他国に対して戦争をしかけるのではなくて、侵略を撃退し、あるいは反乱を抑えることを目的とするかぎり、GHQの基本原則に反しないと考えたからです。

こうしてみると、極東委員会も、GHQも、自衛のための軍隊保持を許容していたことが理解できます。日本政府は、平和主義の語に呪縛され、行き過ぎた自己規制にもとづく解釈に拘泥されてきたといえるように感じられます。

もう一人、一九八五年三月におこなったジョージ・ネルスン（一九二〇？）没年不明、陸軍中尉）氏とのインタビュをお伝えします。ネルスン氏はフランスの片田舎に住

んでおり、自宅へはパリのオルリー空港からベリグー空港へプロペラ機で二時間のフライト、さらに車で約一時間を要しました。

「天皇の地位として『象徴』なる語を使ったのは私であることを記憶しています。というのは、さまざまの分野で学者、評論家として活躍していたウォルター・バジヨット（一八二六―一八七七年）の『英国憲法論』（初版は一八六七年）に『象徴』なる語が使われていることを思い出したからです（注・同書には「英国王は目に見える統合の象徴（symbol）と書かれている）。とにかく、日本の皇室が生き残るためには、英国のような皇室にすることが不可欠でした」。

日本国憲法一条の「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である」の出所がわかり、遠路フランスまで来た甲斐があったと強く感じました。

なお、インタビュした八人のGHQ民政局メンバーの大半が、自分たちが草案を作成したあの『憲法』が四十年

## Topics

近くまったく改正されていないことを知って、非常に驚いていました。

それからさらに四十年を経ています。この事実をどう伝えればよいのでしょうか。

日本人として、終戦連絡中央事務局の総務部長だった朝海浩一郎氏（のちに米国大使など歴任）の証言をお伝えしておきます。

「占領というのは、非常に厳しいものです。向こうは、なんと流しても血を流しているわけですから。憲法の押しつけ云々と言われますが、憲法を押しつけなければ、占領軍としての価値はなかったのではないでしようか」。

私のモットーは「事実（ファクト）と証拠（エビデンス）にもとづき論を展開し、付和雷同することなく、ユーモアを大切にして自分らしさを貫く」ことです。本書を執筆するにあたり、このモットーに忠実であることを基本にしたのは、当然です。本書は、いわば終活本第一号にあたります。

私の趣味である落語を活かした『ユーモアの玉手箱』（産経新聞出版）が十月に発売されます。憲法、比較憲法、防衛法学以外の本は、最初で最後になるでしょう。終活本第二号になります。

そして現在、新たなテーマを見つけ、終活本第三号に挑戦しています。今後ともご指導、ご鞭撻をいただきたくお願い申し上げます。

## 『陸軍中野学校の光と影』

## 『インテリジェンス・スクール全史』

江崎道朗

(芙蓉書房出版)

(麗澤大学客員教授)

## ●インテリジェンスを重視するようになった日本

岸田文雄政権の成果の一つが、国家安全保障戦略において戦後初めて「インテリジェンス」重視を明確に謳ったことだ。二〇二二年十二月、国家安全保障戦略を全面改定し、防衛力の抜本強化に踏み切った際、「急速かつ複雑に変化する安全保障環境において、政府が的確な意思決定を行うには、質が高く時宜に合った情報収集・分析が不可欠である」としてインテリジェンス重視を打ち出したのだ。

敗戦後の日本はながらく軍事やインテリジェンスをタブー視し、ある意味、日本の安全保障については米国に依存

してきた。しかし第二次安倍晋三政権になって二〇一三年に日本独自の国家安全保障戦略を策定し、外交、経済だけでなく、軍事やインテリジェンスも活用して米国以外の国とも安全保障関係を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」を実現しようとしてきた。この路線を受け継いだ岸田政権が国家安全保障戦略上もインテリジェンス重視を明確にしたというわけだ。

実は一九九一年の東西冷戦終結後、国際貢献、具体的には湾岸戦争を始めとする国際紛争に日本も具体的に関与することが求められるようになる。東西冷戦時代は、アメリカを中心とした西側陣営に属していることが重要だったが、冷戦終結後の流動化する国際情勢に際して日本は経済



大国として国際秩序を守るための具体的な行動を求められるようになった。中東への自衛隊の派遣がその象徴的な事例だ。自衛隊の海外派遣をするとなると、欧米諸国の動向、国連の動向、何よりも複雑な中東情勢についてより詳しい情報が必要になってくる。かくして日本は日本独自の対外情報収集に力を入れるようになっていく。

もともと我が国には、アメリカのCIA (The Central Intelligence Agency) やイギリスのMI6 (The Secret Intelligence Service, commonly known as MI6: Military Intelligence, Section 6) に相当する対外インテリジェンス機関が存在しない(内閣官房内閣情報調査室、外務省国際情報統括官組織、防衛省防衛政策局、警察庁警備局、公安調査庁などのインテリジェンス機関は存在する)。このため、対外的な情報収集と分析、諜報や防諜などの分野が弱かった。

このままでは世界から立ち遅れてしまうのではないか、という危機感から政府・自民党の中でインテリジェンスに関する研究会が作られるようになっていく。その一つ、自民党の町村信孝先生を中心とした国会議員有志によるインテリジェンスに関する研究会が二〇一〇年代のあるとき、

CIAの元幹部を講師として招いたことがある。参加した議員の一人が「日本の対外情報機関を再建するにあたり、まず何をすべきか」と尋ねた。CIAを手本にして、そのノウハウを見習いたいという意図であつたのだろう。

元幹部の回答は予想外だった。

「それをいうなら、みなさんはまず日本の戦前・戦中のインテリジェンス活動から学んではいかがでしょうか。我々は、戦前・戦中の日本のインテリジェンス活動の成功と失敗の歴史からも懸命に学びながら、今日の活動に活かしているのです」

彼の発言が何を指していたのか、今日の日本ではわからない人が多いかもしれない。戦前の日本には、多くのインテリジェンス機関があり、その活動は国際社会でも注目されていた。インテリジェンス要員を養成する専門の教育訓練機関も存在した。一九三八年の創設時の名称は「防諜研究所」で、東京都中野区に設置されたことから、のちに「陸軍中野学校」と改称された組織だ。その卒業生たちが戦前・戦中、さまざまな秘密工作に従事、それがアジア各国の独立運動にも影響を及ぼすことになった。

ただし、その存在は戦時中も極秘とされ、終戦とともに

閉鎖され、関連資料は廃棄されてしまったという。このためその実情は、卒業生による回想録などによって細々と語り継がれてきたに過ぎない。中野学校の出身者たちの活動が国家の政策や戦略とどう結びついていたのか、その結果がどうなったのか、網羅的な学術研究もほとんど行われてこなかった。このままでは恐らく歴史の闇のなかに葬られるだけだっただろう。

### ●CIAの元情報分析官が戦前の日本のインテリジェンス活動を再評価

ところが二〇二二年八月、画期的な一冊が邦訳・刊行された。『陸軍中野学校の光と影 インテリジェンス・スクール全史』（芙蓉書房出版）だ。著者のステイブン・C・マルカードは、アメリカCIAの元情報分析官。ミドルベリー大学で特殊戦の政策とともに日本語を学び、一時は日本の高校で英語教師として働いていたこともある。アジアのインテリジェンス史を研究する過程で中野学校の存在を知り、独自に調査・研究を始めたという。

英語版の原著が刊行されたのは二〇〇二年で、もともと

日本語版の刊行予定はなかった。つまり戦前日本の優れたインテリジェンス活動を研究し、アメリカのインテリジェンス活動に活かそうという意図だったらしい。先のCIAの元幹部の言葉を借りるなら、CIAは独自に中野学校を調査し、自らの知見として取り込もうとしたわけだ。その内容を初めて一般公開したのがこの本である。それだけでもいかに貴重な一冊かがわかるはずだ。

著者の強みは、まずインテリジェンスのプロであること、そしてアメリカ側に残っていた資料と日本側の記録を照らし合わせながら調べることができたことだ。しかも戦勝国としての奢りも偏見もない。あくまでもフェアに、陸軍中野学校とその関係者の活動のどの部分が優れ、どこに失敗があったのかを学術的・総括的に描き出している。

その意気込みは、「まえがき」からも伝わってくる。

〈日本では長年にわたって中野学校に関する数多くの記事や書籍が登場したが、それ以外の国では中野学校に関してほぼ公になることはなかった。これは、米国の戦略情報部（OSS）や英国の特殊作戦執行部（SEAL）などに相当する日本の情報機関の活躍や史実

が、世界のインテリジェンス史から完全に抜け落ちてしまっていることを意味する。インテリジェンス・コミュニティにとつての大きな痛手である」（『陸軍中野学校の光と影』、一四頁）

要するに世界的な視点で日本の戦前・戦中・戦後のインテリジェンス活動を見直しているわけだ。中野学校がどういう役割を果たしたのか、再評価しようとしたわけだ。

### ●インドの独立を支えた中野学校の関係者たち

では、中野学校出身者たちはどのような活動をしたのか。

〈中野要員は、その才能を活かし、南米から南太平洋を股にかけて情報収集を行い、世界中で数えきれないほどの任務に従事していた。中には、インドや東南アジアでのヨーロッパの植民地支配を弱体化させるために隠密行動を展開した者がいた〉（『陸軍中野学校の光と影』、一三頁）

「まえがき」でこう書いたマルカードは第一章から第四章にかけて東南アジア、インドに対する工作と中野学校の関係について描いている。その代表的な人物の一人が陸軍中野学校の教官だった藤原岩市少佐である。中野学校出身者で構成された「F機関」と呼ばれる特務機関のリーダーとして、インド独立運動を支援した人物だ。

先の戦争における緒戦といえ、やはりイギリス領だったマレー半島を奇襲し、シンガポールまで陥落させた「マレー作戦」である。じつはこのとき、裏工作を行っていたのがF機関と、中野学校創設に関与した岩畔豪雄中佐率いる岩畔機関であった。イギリス軍の多くはインド兵だったが、彼らをイギリスから寝返らせ、日本軍の味方に引き込んだのだ。それも決して強引な方法ではない。たとえばプロパガンダ作戦の一環として、映画の製作を行ったりした。インド兵士の感情に訴えることで、イギリス軍を内側から崩壊させたのだ。

今日では、こうして軍隊の戦闘とともに宣伝工作やサイバー戦などを組み合わせた戦争を「ハイブリッド戦」という。これが現代の戦争の形態であり、日本も早急にもそのノウハウを身に付けねばならないといわれるが、すでに八十

年前、それを成し遂げたインテリジェンス機関が日本には存在したのだ。

中野学校関係者による活動はそれで終わらない。シンガポールで捕虜になったインド兵を集め、インド国民軍（INA）の設立を主導する。これがその後のインド独立運動の原動力になっていく。さらにそのリーダーとしてインド独立運動の指導者で当時、ドイツに亡命していたネタジ・S・チャンドラ・ボースを招聘したのも彼らである。ネタジは指導者の意味の敬称で、敬意と親しみを込めネタジと呼ばれることも多い。このボースがいかにインドにとって重要なのか、補足しておきたい。

十九世紀半ば、英国領に組みこまれたインドでは十九世紀後半、独立運動が起こり大東亜戦争を経て一九四七年に独立を勝ち取った。その独立運動のシンボルが、非暴力主義を掲げたマハトマ・M・ガンジーだ。そのガンジーのもと、英国との交渉で独立を勝ち取ろうとしたのがJ・ネルーだった。

一方、ボースは、非暴力・非服従だけでは独立を勝ち取ることではできないと考えた。軍事力の重要性を感じていたボースはネルーとは一線を画し、反英の立場からドイツ、

そして日本との連携を模索していく。一九四二年、マレー・シンガポール作戦に勝利した日本軍の（正確に言えば、藤原岩市少佐率いるF機関などの）支援のもと、捕虜となった英印軍のインド兵らがシンガポールでインド国民軍（INA）を創設した。この動きを知ったボースは亡命先のドイツから日本に移動し、INA最高司令官に就任する。一九四三年十一月に再び来日し、オプザーバーとして大東亜会議に参加した。そして翌一九四四年、ボース率いるINAは、インド解放を目指して日本軍と共にインパール作戦を敢行するも敗退してしまふ。一九四五年八月十五日、日本が敗戦したことを受けてボースは台湾から中・大連に向かおうとしたが、事故死した（「遺灰」は東京都杉並区の蓮光寺が預かっている）。

インパール作戦は戦術的には失敗だったが、政治的にはインド独立の契機となった。一九四五年十一月、英軍はデリーのレッドフォートでINA将校三人を「英国王に対する反逆罪」、つまりインパール作戦に従事した罪で裁判にかけた。

だが、「INAの兵士たちは、インド独立を求めた愛国者だ」としてインド民衆は憤激した。一九四五年末、デリ

ーの英軍軍事法廷は、英国王に対して戦争を行った罪で終身刑を言い渡したが、インド民衆の激しい抗議活動と英印海軍のインド人乗組員による反乱のため刑は執行されなかった。そしてこの抗議行動を契機としてインド独立に向けた広範な大衆運動が起こり、一九四七年の独立につながっていく。

●安倍晋三とナレンドラ・モディ

とはいえ、ボースが死亡してしまったことから、独立後のインドの政治は、国民会議派を率いるネルーが主導した。初代首相を務めたネルーは日本との国交樹立に際して戦後賠償請求権を放棄するなど、日本に対して一貫して好意的であったものの、日本と組んで軍事的手段をとったボースについてはあまり言及してこなかった。そのためインド独立運動史において語られるのは専らガンジーとネルーの業績であった。

かくしてネルーとその一族が率いる国民会議派が戦後、インドの政治を主導し、社会主義経済と対外的には非同盟中立政策を採用してきたが、一九九一年の米ソの冷戦終結によ

ってインドの政治も大きく変わっていく。国際情勢の変化に伴って経済成長と軍事を重視する人民党（BJP）が台頭するようになったのだ。そして隣国パキスタンとの軍事紛争、軍事力を強化する中国との国境紛争に苦しむ中、二〇一四年の総選挙で人民党が国民会議派に大勝し、ボースの再評価を主張するナレンドラ・モディが首相に就任した。

こうしたインドの変化を踏まえ、中野学校と「F機関」の遺産を活用しようとした政治家の一人が安倍晋三氏であった。第一次安倍政権が日米豪印によるQUAD（四ヶ国戦略対話）を提唱した際、安倍首相は二〇〇七年、わざわざコルカタに立ち寄り、チャンドラ・ボース記念館を訪問し、敬意を表している。IN A兵士たちを「The First Soldier in Indian's Last War of Independence（インド最後の独立戦争における最初の兵士）」と讃えるこの記念館の入り口には現在、訪問時の安倍氏の写真が掲示されている。日本と共に戦ったボースに敬意を表する安倍首相と意気投合したモディ首相は日本との安全保障の協力を強化する

一方で、二〇一九年、レッドフォートに残っていたIN A軍事法廷跡を改装し、「ネタジ・チャンドラ・ボースとIN A博物館」を開設した。二〇二二年にはボース生誕

一二五周年を記念してモデイ政権は首都デリーの中心部、戦没者慰霊碑「インド門」の近くに大きなボース像を建立した。

近年の日印関係の発展、それも安全保障関係の強化の背後には、中野学校とボースをめぐる日印両国の歴史があるのだ。

### ●民間人でありながら沖縄返還に尽力した末次一郎

中野学校の卒業生たちの活躍は戦時中だけではなかった。実は戦後も活躍し、国際政治に少なからぬ影響を与えている。マルカードはこの本の中で、そうした事実を何人かの中野学校の卒業生たちの活動を紹介しながら、具体的に描いている。その代表的な人物が末次一郎だ。

末次の足跡は、紹介し切れないほど多方面に及ぶ。終戦直後から取り組んだのが「戦犯」釈放運動だ。「日本健青年会」という組織をつくり、アメリカをはじめ、インドネシア、フィリピン、オーストラリア、ソ連など各地に戦犯として収容されていたB・C級戦犯を釈放してもらえるように奔走した。とくに一九五一年にサンフランシスコ講和条約

に調印して日本が主権を回復すると、ただちにアメリカに飛んで当局と直談判し、戦犯の釈放を求めた。講和条約と同日に締結した日米安保条約により、両国は準同盟関係にあるはず。それなのに日本の若者をいつまでも勾留しているのはおかしい、という理屈だ。

当時の末次は三十代の青年だった。政府要人でもなく一民間人であり、アメリカへの渡航も容易ではなかった時代だ。それでもアメリカに乗り込み、門前払いされることなく相手を交渉の席につかせるあたり、常人の交渉力ではない。

こうした行動を通じ、アメリカのみならずソ連やアジア各国にも人脈を築くと、次に取り組んだのが沖縄返還運動であった。マルカードは、末次の活躍を次のように描いている。

（末次のグループは、サンフランシスコ講和条約締結の際に沖縄の占領に反対してハンストを行ったり、沖縄県民との青年交流事業や沖縄の学校へ日本の国旗を贈ったりして注目を集めていた。末次は、沖縄問題を日本の指導者や政府関係者、世間一般の目の前に提示し続けた。彼らはまた、沖縄を本土から切り離し、沖

繩独自のアイデンティティを形成しようとする米国の思惑や取り組みにも対抗した）〔陸軍中野学校の光と影〕、三〇四頁）

戦後、米国は沖縄を軍事拠点として活用するため、日本の講和独立後も沖縄占領を継続したばかりか、本土と沖縄の分離工作を仕掛けていたのだが、そうした政治宣伝工作に対抗したのが末次たちだったのだ。

その一方で、米国が沖縄占領にこだわるのはアジアでの有事に対応する軍事拠点として米軍基地を沖縄に置きたいからであり、本土返還後も米軍基地の存続を認めれば、米国も沖縄返還を認めるだろうと分析した。そうした情勢分析、インテリジェンスのもとで末次は、米軍基地存続を条件とした沖縄返還運動を牽引し、「米国は沖縄を返してくれるはずがない」と思い込んでいた日本の政治指導者たちを説得したのだ。マルカードは次のように書いている。

〔末次は当時の竹下登官房長官と裏で協力し、佐藤栄作首相の沖縄訪問を計画した。これは戦後初めての現職総理による訪問であり、日本の潜在的な主権を主張

する上でも重要であった。一九六七年、末次は国土防衛研究会の支援を受けた代表団の一員としてワシントンへ飛び、沖縄返還を主張した。また、沖縄基地問題研究会を介して、学識経験者、退役将校や他の専門家による二国間会議にも参加し、基地問題の正式な解決に向けての道筋をつけた）〔陸軍中野学校の光と影〕、三〇五頁）

かくして末次らの活動に後押しされて日本政府は、沖縄返還に向けて動き出す。マルカードはこう続ける。

〔末次の活動は、日本政府の沖縄政策を下支えしていた。米国の軍事占領の現実と直面し、当初は潜在的な主権のみを求めていた日本政府は、次第に米国の負担軽減のために沖縄各地への「援助」を拡大しつつ、返還を求め始めた）〔陸軍中野学校の光と影〕、三〇五頁）

米軍基地存続のため沖縄占領の固定化を目論んでいた米国と、沖縄に対する「潜在的な主権」のみを求めていた、つまり早期返還を諦めていた日本政府を説得して沖縄返還の



道筋をつけたのが末次だった。その功績を讃えて、沖縄県浦添市にある独立行政法人国際協力機構（JICA）の沖縄国際センター内には末次の胸像が建っている。

### ●「自衛隊は中野学校の遺産を利用するだろう」

以上のように、マルカードの本は戦後の中野学校OBたちの活躍についても詳細に調べて紹介している。さすが情報分析のプロの仕事だ。日本のインテリジェンス活動が国際社会を変えてきたことを具体的に描いている。

ただし、私から見ると、もう少し深く掘り下げるべきと思われる点もないわけではない。

たとえば一九六七年に設立されたASEANについて触れていない。当時の二大超大国アメリカともソ連とも距離を置くこうした組織が生まれた背景には、やはり中野学校OBによる長年のアジア工作が存在した。逆にアメリカは、その前にSEATO（東南アジア条約機構）という反共軍事同盟を立ち上げて失敗している。ベトナム戦争に対する言及もない。軍事力で圧倒するアメリカが負けたのは、プロパガンダ戦と情報分析がうまくできなかったからだ。一

方のソ連もベトナムで勝ったわけではない。要は、アメリカもソ連もインテリジェンスがうまく機能しなかったということだ。

CIAの元情報分析官として、そのあたりの検証や中野学校OBとの比較があれば、なお素晴らしかった。とはいえ、足りないと思われる部分は、むしろこれから日本側の専門家が補足し、新たに刊行していけばよい。繰り返すが、日本のインテリジェンスの歴史を知るうえで、現時点における一級のテキストといえる。

著者のマルカードは、この本の末尾で以下のように述べている。

〈日本が軍事的なHUMINTプログラムを整備し、情報幹部が外国人工作員を運用し、海外のインテリジェンス・ネットワークを拡大しようとしたとき、自衛隊は中野学校の遺産を利用するだろう。（略）日本の防衛庁（ママ）も中野学校の影の戦士達の多くの功績を参考にして、情報幹部の海外での情報活動を指揮し、鼓舞しているのではないだろうか〉（『陸軍中野学校の光と影』、三三九頁）

実は第二次安倍政権の二〇一八年、陸上自衛隊「調査」学校は、インテリジェンス要員育成のための「情報」学校へと再編された。この情報学校には現在、陸上自衛隊調査学校の校長でもあった藤原岩市の書が掲げられている。ただし中野学校の遺産を引き継いでいるかといえは、必ずしもそうではない。中野学校に関する史料がほとんど残っておらず、研究書もほとんどないからだ。

だが、マルカードは本書を上梓した二〇〇二年に、日本が本格的に對外インテリジェンス機関を運用しようとしたとき、中野学校の遺産を利用するだろうと予言した。それから二十年後の二〇二二年、岸田政権は国家安全保障戦略を全面改定し、インテリジェンス重視を打ち出した。

日本はいかにして對外インテリジェンス機関を創設し、うまく運用していくのか。そもそも日本はインテリジェンスに向いていないのではないのか、そんな悲観論も聞こえてくる。

だが、マルカードはこう述懐する。

（日本が二〇世紀の大国の一つとしての地位を獲得したこと、また、インテリジェンスにおける日本の非常

に優れた能力の双方を考慮に入れると、日本のインテリジェンス史というものは、より注目すべきものである）（『陸軍中野学校の光と影』、一四―一五頁）

この本を読めば、日本のインテリジェンス活動が戦前、戦中、戦後の日本の政治だけでなく、アジア、そして米国を含む国際政治に多大な影響を与えてきたことが分かる。過去の先人たちの苦闘を過大評価する必要はないが、過小評価すべきでもないのだ。戦前の日本はダメだったという先入観に囚われることは止めて、まずは先人たちの苦闘の歩みを知りたいものである。

## 執筆 者 紹 介



**高池勝彦**（たかい かつひこ） 一九四二年生まれ。早稲田大学第一法学部卒、同大学院法学研究科修士課程修了。弁護士登録（東京弁護士会）の後、スタンフォード・ロー・スクール卒。専門は民法法学、労働法。東史郎の南京大屠殺関連の書籍に関する名誉棄損訴訟の原告弁護士、百人斬り訴訟の原告側弁護士。朝日新聞を糺す国民会議議団にも加わっている。新しい歴史教科書をつくる会会長、国語問題協議会会員（監事）。著書に『反日勢力との法廷闘争―愛国弁護士の闘心』（展転社）、共著に『新地球日本史』第一巻（産経新聞・ユースサービス）、『日本国憲法を考える』（学陽書房）、『不動産媒介の裁判例』（有斐閣）など。公益財団法人国家基本問題研究所副理事長。



**平川祐弘**（ひらかわ ずけひろ） 一九三二年東京生まれ、東大教養学部教養学科卒、仏伊政府留学生、昭和三十九年東大大学院比較文学比較文化課程助手、修士論文『ルネサンスの詩』、博士論文『和魂洋才の系譜』、『小泉八雲、西洋脱出の夢』（サントリー賞）、翻訳ダンテ『神曲』、正論大賞、東京大学名誉教授。公益財団法人国家基本問題研究所理事。



**梅澤昇平**（うめざわ しょうへい） 一九四二年生まれ、早大卒、民社党政政策審議会事務局長、同教育宣伝局長、尚美学園大学教授歴任。現在、尚美学園大学名誉教授、友愛労働歴史館調査研究員、公益財団法人国家基本問題研究所評議員長。



**荒木和博**（あらかき かつひろ） 一九五六年東京生まれ。慶應義塾大学法学部政治学科卒。民社党本部書記局勤務。現代コリア研究所研究部長を経て、一九九七年、拓殖大学海外事情研究所専任講師。その後助教授を経て、現在拓殖大学海外事情研究所教授。二〇〇〇年、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会事務局長。二〇〇三年特定失踪者問題調査会代表。同年から二〇一八年まで予備自衛官。二〇〇四年予備役ブルーリボンの会代表。著書『希望』作戦、発動北朝鮮拉致被害者を救出せよ』（令和三年、晩聲社）他。公益財団法人国家基本問題研究所副評議員長。



**山田吉彦**（やまだ よしひこ） 一九六二年生まれ。千葉県出身。専門は、海洋政策、海洋安全保障、島しょ経済学。金融機関勤務を経て、財団法人日本船舶振興会（現・日本財団）に勤務。公益事業、特に造船、海運および海洋問題を担当。海洋グループ長等を歴任。二〇〇八年、東海大学教授に就任。日本各地の海洋に関わる地域開発に関与。尖閣諸島問題など、国境離島問題をライフワークとしている。公益財団法人国家基本問題研究所理事。東海大学海洋学部教授。博士（経済学）



**富山泰**（とみやま やすし） 一九五〇年神奈川県出身。一橋大学法学部卒。七四年時事通信社に入社し、ワシントン特派員、バンコク特派員、ワシントン支局長、外信部長、ロンドン支局長、解説委員。二〇〇九年国家基本問題研究所に転じ、事務局次長兼主任研究員を経て、現在、評議員兼企画委員兼研究員。主な著書は『カンボジア戦記』（中公新書）、訳書は『大使モンドールの肖像』（NHK出版）、論文は『安全保障機構へ進化するクアッド』（海外事情二〇二二年五月・六月号）。



**黒澤聖二**（くろさわせいじ） 一九五九年秋田県生まれ。一九八三年防衛大学校卒、一九九五年杏林大学大学院国際開発学修士、二〇〇三年タフツ大学フレッチャ―ヤ―法律外交大学院法律外交修士。一九八三年に海上自衛隊入隊後は対潜警戒機P-3C操縦士として、米国留学後は国際法の専門家として勤務し、海幕、統幕で首席法務官を歴任。二〇一五年退官後、公益財団法人国家基本問題研究所事務局長として勤務し、二〇二四年から同研究所理事兼研究員。国際法学会会員、専門は海洋法、武力紛争法など。



**相澤輝昭**（あいざわてるあき） 一九六〇年生、一九八四年防衛大学校卒。機雷掃海幹部として掃海艦はちじょう艦長などを歴任。一九九五〜九七年、杏林大学大学院国際協力研究科で田久保忠衛教授の指導の下、国際政治学研修（開発学修士）。二〇一六年に退官後、外務省アジア大洋州局地域政策課専門員、笹川平和財団海洋政策研究所特任研究員を経て、二〇二〇年から防衛大学校防衛学教育学群統率・戦史教育室准教授。専門分野は安全保障政策史（自衛隊史）、海洋安全保障、アーカイブズ学（国立公文書館認証アーキビスト）など。二〇二三年公開の東宝映画『ゴジラー1.0』では掃海監修を勤めた。



**堀茂**（ほりしげる） 一九五六年東京生まれ。立教大学経済学部卒業、杏林大学大学院国際協力研究科博士課程修了。専門は、政治外交史、軍事史、政軍関係、政治思想、論文に『長閑』の数値的実態に関する一考察、『帝國陸軍』革新「グループ」反「長閑」運動、「内務官僚の陸軍中堅幕僚への近接について」など多数。著書に『昭和初期政治史の諸相』、『天皇が統帥する自衛隊』、『無脊椎』の日本』（以上展転社）、『政軍関係』研究（並木書房）等がある。公益財団法人国家基本問題研究所客員研究員。



**中川真紀**（なかがわまき） 一九六七年大分県出身。大阪外国語大学中国語科卒業。陸上自衛隊入隊後、第一師団第二部長・防衛省情報本部課長・内閣衛星情報センター主任分析官・中央情報隊基礎情報隊長等を歴任し、二〇二四年退官。現在、公益財団法人国家基本問題研究所研究員。専門は中国安全保障。



**西修**（にしおさむ） 一九四〇年富山市生まれ。早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。同大学院政治学研究所（憲法専修）修士課程修了、博士課程単位取得満期退学。博士（政治学）、博士（法学）、博士（法学）。駒沢大学法学部教授を経て、現在駒澤大学名誉教授。プリンストン大学、東南アジア研究所（シンガポール）、エラスムス大学（オランダ）などで在外研究。著書に『日本国憲法成立過程の研究』、『憲法体系の類型的研究（以上、成文堂）』、『憲法改正の論点』（文春新書）、『証言でつづる日本国憲法の成立経緯』（海竜社）、『憲法の正論』（産経新聞出版社）など多数。公益財団法人国家基本問題研究所理事。



**江崎道朗**（えさきみちお） 一九六二年、東京都生まれ。九州大学卒業後、国会議員の政策スタッフなどを務め、安全保障やインターネットリジエンス、近現代史研究に従事。二〇一六年夏から本格的に評論活動を開始。産経新聞「正論」欄執筆メンバー。オンラインサロン「江崎道朗塾」主宰。二〇二三年、フジサンケイグループ第三十九回「正論大賞」受賞。主な著書に『緒方竹虎と日本のインターネットリジエンス』（P.H.P.研究所）ほか多数。麗澤大学客員教授。公式サイト ezakimichio.info、公益財団法人国家基本問題研究所企画委員。

・ 本研究所副理事長の田久保忠衛先生が本年一月、ご逝去されました。先生は、当研究所の創設者のお一人で、当研究誌『国基研紀要』の生みの親でもあります。謹んで哀悼の意を表します。

・ 本号では、田久保先生と様々な形でご高誼のあった先生方から、田久保先生がご懸念されていた諸問題について、専門家の視点からの論考を頂きました。

・ 田久保先生は、左のマルクス主義、右のファシズムという左右の全体主義を猛烈に攻撃した河合栄次郎の薫陶を受けた門下生との交流を通して、国際情勢を分析する上で重要な原則を学んだことを常々述べられていました。

・ 先生は、軍事的膨張を続ける中国の脅威と戦後一貫して安全保障の命綱だった米国の威信の低下による危機を乗り越えられるかという不安と、国体を尊重することなく、伝統ある歴史に誇りを持たず、国の防衛を他国に頼り、個人の利益追求に執着する、無気力な日本が今後も続くのではないかという不安を抱かれていました。この不安は、国家基本問題研究所の設立趣意書の文言に読み取れます。

・ 先生は、かつて米国カーター政権の大統領補佐官を務めたZ・ブレジンスキー氏が日本のことを、米国の「事実上の保護国」と書いたことに、「とても腹が立ったが、今考えると、客観的に見ていると思う」と述懐されていました。

・ 先生は最後まで憲法改正の実現に心血を注がれました。今、日本がこの危機を乗り越えるには、「軽武装・経済大国」を目指す吉田ドクトリンと決別し、日本人自らの手で憲法を改正し、日本を取り戻す以外に方法はないことを訴え続けられました。

・ 二〇二二年二月に始まったウクライナ戦争はすでに二年半を経た今でもなお終結を見通せない中、二〇二三年十月七日に始まったイスラエル・ハマス間の戦争も激しさを増しており、その結果は民主主義国と権威主義国との戦いに大きな影響を及ぼすことは避けられないことは明らかです。

・ こうした国際情勢の中で、特に、アジア太平洋地域の平和と安定のために、権威主義国と対峙する自由主義国として日本の果たすべき役割はますます大きくなっています。

・ 十月には石破政権が誕生しましたが、自由民主党の党是でもある憲法改正を実現できるかその真価が問われます。今の国際情勢を見れば、憲法改正はいかなる政権にとっても一日でも早いその実現が必須です。われわれ国民一人一人もその覚悟が求められています。

(大岩記)

## 国基研紀要 第4号

2024年11月4日 第4号第1刷発行

編集人 大岩雄次郎  
発行人 櫻井よしこ

発行所 公益財団法人 国家基本問題研究所  
Japan Institute for National Fundamentals  
〒102-0093  
東京都千代田区平河町2丁目6番1号  
Tel: 03-3222-7822 URL: <https://jinf.jp>

印刷・製本 株式会社明光社印刷所  
頒価 2,000円

「国基研紀要」編集委員会

委員長 大岩 雄次郎  
委員 富山 泰 湯浅 博 黒澤 聖二

---

# 国基研趣意書

私たちは現在の日本に言い知れぬ危機感を抱いており、緊張感と不安定の度を増す国際情勢とは裏腹に、戦後体制から脱却しようという志は揺らぎ、国民の関心はもっぱら当面の問題に偏っているように見受けられます。平成十九年夏の参議院議員選挙では、憲法改正等、国の基本的な問題が置き去りにされ、その結果は国家としての重大な欠陥を露呈するものとなりました。

日本国憲法に象徴される戦後体制はもはや国際社会の変化に対応できず、ようやく憲法改正問題が日程に上がってきました。しかし、敗戦の後遺症はあまりにも深刻で、その克服には、今なお、時間がかかると思われます。「歴史認識」問題は近隣諸国だけでなく、同盟国の米国との間にも存在します。教育は、学力低下や徳育の喪失もさることながら、その根底となるべき国家意識の欠如こそ重大な問題であります。国防を担う自衛隊は「普通の民主主義国」の軍隊と程遠いのが現状です。

「普通の民主主義国」としての条件を欠落させたまま我が

国が現在に至っている原因は、政治家が見識を欠き、官僚機構が常に問題解決を先送りする陋習を変えず、その場凌ぎに終始してきたことにあります。加えて国民の意識にも問題があったものと考えられます。

私たちは、連綿とつづく日本文明を誇りとし、かつ、広い国際的視野に立って、日本の在り方を再考しようとするものです。同時に、国際情勢の大変化に対応するため、社会の各分野で機能不全に陥りつつある日本を再生していきたいと思えます。

そこで国家が直面する基本問題を見詰め直そうとの見地から、国家基本問題研究所（国基研・JINF）を設立いたしました。

私たちは、あらゆる点で自由な純民間の研究所として、独立自尊の国家の構築に一役買いたいと念じております。私たちはまた、日本に真のあるべき姿を取り戻し、二十一世紀の国際社会に大きく貢献したいという気概をもつものであります。

この趣旨に御賛同いただき、御理解をいただければ幸いに存じます。御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成十九年十二月



# JINF JOURNAL

Vol. 4

November 2024

## Memorial Issue for Honorary Adviser Tadae Takubo

- To regain the true essence of Japan Yoshiko Sakurai
- Brief Biography and Research Accomplishments of Honorary Adviser Tadae Takubo
- Does the Constitution of Japan Have Legitimacy? Katsuhiko Takaike
- How Do We Japanese Call the Shōwa War 1937-1945,  
the Pacific War or the Great East Asia War? Sukehiro Hirakawa
- “The 1951 Rupture” : National Defense Policy as a Condition for “Opposition Party”  
and the Delusion of “Japanese-Style Social Democracy” Shohei Umezawa
- The Nature of North Korea as Seen through Provocations and Espionage during  
the Cold War Kazuhiro Araki
- A Study on the Crisis of Sovereign States in the Senkaku Islands Issue  
Yoshihiko Yamada
- Japan Must Have Strategic Autonomy to Respond to “America First”  
Yasushi Tomiyama
- Activities of Chinese Oceanographic Research Vessels off Okinotori-shima and  
Japan's Response: Control Unauthorized Surveys and Protect Strategic Locations  
as Island on International Law Seiji Kurosawa
- Japan's Security Policy in the 1990s: The Implications of “The National Defense  
Program Guidelines (NDPG) for FY 1995 and beyond” and “The Japan-U.S. Joint  
Declaration on Security” Teruaki Aizawa
- U.S. Civil-Military Relations under “The Military-Industrial Complex” :  
Conflict and Alignment between Civilian and Military Sectors Shigeru Hori
- RPC's Military Reforms and Its Future Direction Maki Nakagawa
- Topics Osamu Nishi      Book Review Michio Ezaki